

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和2年8月31日
【計算期間】	第10期(自 平成31年3月1日 至 令和2年2月29日)
【ファンド名】	東京海上ストラテジック・トラスト - 東京海上Roggeニッポン・ ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション (Tokio Marine Strategic Trust - Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection)
【発行者名】	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. (Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)
【代表者の役職氏名】	デュプティ・チーフ・エグゼクティブ・オフィサー 小林 央明
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通 り 287 - 289番 (287-289, route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三浦 健 同 下瀬 伸彦
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 三浦 健 同 下瀬 伸彦 同 大西 信治
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03(6212)8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

(注1) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」または「ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、2020年6月30日現在の株式
会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=107.74円)による。以下、米ドルの円貨表示は別段の
記載がない限りこれによるものとする。

(注2) 東京海上ストラテジック・トラスト(以下「トラスト」という。)のサブ・ファンドである東京海上Roggeニッポン・
ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション(以下「ファンド」という。)は、ケイマン法に基づいて設定されて
いるが、ファンド証券は米ドル建のため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行う。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。
また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入し
てある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(注4) 本書の中で、計算期間(以下「会計年度」ということもある。)とは3月1日に始まり翌年2月末日に終了する一年
を指す。ただし、第1会計年度は、2010年7月12日(ファンドの運用開始日)から2011年2月28日までの期間を指
す。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションは、アンブレラ・ファンドである東京海上ストラテジック・トラストのサブ・ファンドである。なお、アンブレラとは、１つの投資信託の下で１または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。2020年８月31日現在、トラストは、ファンドを含む２本のサブ・ファンドにより構成されている。

ファンドの目的は、主として、日系の発行体が日本国内及び海外で発行する公社債、優先出資証券、譲渡性預金証書（CD）およびコマーシャルペーパー（CP）への投資を通じて、安定したインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることである。

ファンドにおける信託金の最高限度額の制限はない。

ファンドの性格

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープン・エンド型投資信託として設立された。

管理会社は、ファンドの勘定で受益証券を発行する権利を有する。日本の受益者は、日本における販売会社を通じて管理会社に対して通知することにより、毎取引日に保有する受益証券の買戻しを請求することができる。買い戻された受益証券について支払われる買戻価格は、買戻しが行われる取引日の直後の評価日に算出される当該取引日における受益証券１口当たりの純資産価格を参照して計算される。

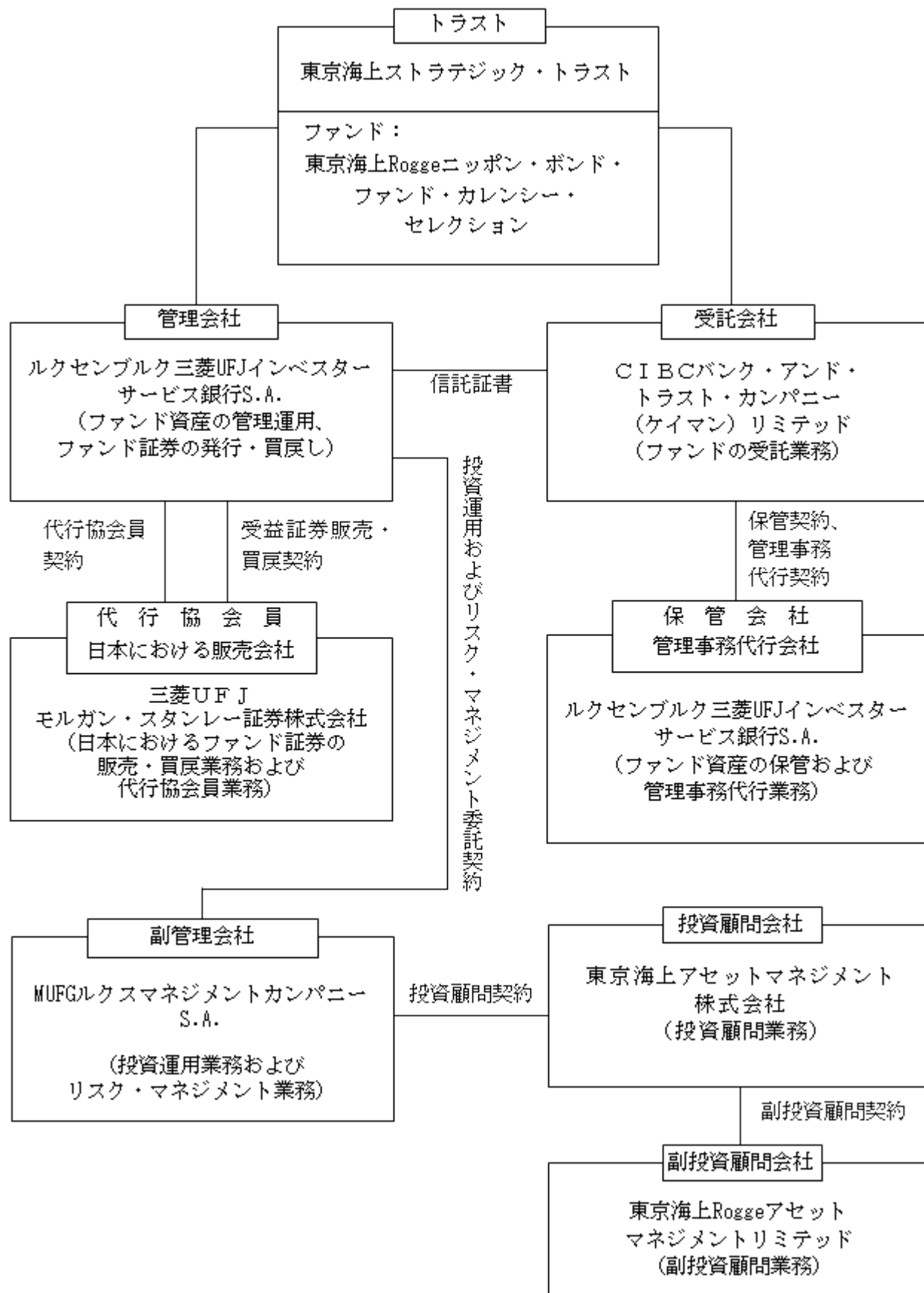
管理会社が受託会社と協議の上その裁量により存続期間の延長を決定しない限り、ファンドは、2021年２月26日をもって終了する。

（２）【ファンドの沿革】

1974年４月11日	管理会社設立
2010年５月21日	信託証書および補遺信託証書締結
2010年６月17日	日本におけるファンド証券の募集開始
2010年７月12日	ファンドの運用開始
2015年７月９日	信託証書に対する改訂信託証書締結

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. (Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)	管理会社 保管会社 管理事務代行会社	2010年5月21日付で信託証書(2015年7月9日付改訂信託証書により改訂済。)および補遺信託証書(以下「信託証書」と総称する。)をそれぞれ受託会社と締結。信託証書は、ファンド資産の管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。2010年5月21日付で保管契約および管理事務代行契約(注1)を受託会社と締結。同契約は、ファンドの資産保管業務および管理事務代行業務について規定している。
CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド (CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited)	受託会社	信託証書を管理会社と締結。信託証書は、ファンドの資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。
MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A. (MUFG Lux Management Company S.A.)	副管理会社	2014年7月21日付で効力発生の投資運用およびリスク・マネジメント委託契約(随時改訂または補足済)(注2)を管理会社と締結。同契約は、投資運用業務およびリスク・マネジメント業務について規定している。
東京海上アセットマネジメント株式会社	投資顧問会社	2014年7月21日付で効力発生の投資顧問契約(注3)を副管理会社と締結。同契約は、投資顧問業務について規定している。
東京海上Roggeアセットマネジメントリミテッド (Tokio Marine Rogge Asset Management Limited)	副投資顧問会社	2010年5月28日付で副投資顧問契約(随時改訂または補足済)(注4)を投資顧問会社と締結。同契約は、副投資顧問業務について規定している。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2010年5月28日付で管理会社との間で代行協会員契約(改訂済)(注5)を締結。同契約は、代行協会員業務について規定している。2010年5月28日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約(改訂済)(注6)を締結。同契約は、日本における販売会社としての業務について規定している。

(注1) 保管契約および管理事務代行契約とは、ファンドの資産保管業務および管理事務代行業務の提供を約する契約である。

(注2) 投資運用およびリスク・マネジメント委託契約とは、管理会社によって任命された副管理会社が、管理会社に対し、投資運用業務およびリスク・マネジメント業務の提供を約する契約である。

(注3) 投資顧問契約とは、副管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンドに対し、投資顧問サービスを提供することを約する契約である。

- (注4) 副投資顧問契約とは、投資顧問会社によって任命された副投資顧問会社が副投資顧問業務を提供することを約する契約である。
- (注5) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表およびファンド証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類の販売会社に対する交付等、代行協会員業務を提供することを約する契約である。
- (注6) 受益証券販売・買戻契約(改訂済)とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび日本の受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

管理会社の概況

() 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグ大公国の1915年8月10日付商事会社法(改正済)に基づき、ルクセンブルグ大公国において1974年4月11日に設立された。1915年8月10日付商事会社法(改正済)は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。

() 事業の目的

事業の目的は、自己勘定および第三者の勘定で、すべての銀行業務および金融業務を引き受けることである。

() 資本金の額(2020年6月末日現在)

払込済資本金の額 187,117,965.90米ドル(約202億円)

発行済株式総数 5,051,655株(一株37.04米ドルの記名式額面株式)

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、上記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

() 会社の沿革

1974年4月11日 設立

2006年1月1日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ(ルクセンブルグ)エス・エイからバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイに変更

2007年4月2日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイからミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイに変更

2016年5月1日 会社名をミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイからルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.に変更

() 大株主の状況

(2020年6月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	5,002,575株	99.03%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

(A) 準拠法の名称

トラストは、ケイマン諸島の法律に基づき設定され、ケイマン諸島の信託法(2020年改訂)(以下「信託法」という。)に基づき登録されている。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(2020年改訂)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)により規制されている。

(B) 準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的に英国の信託法に従っている。

受託会社は、一般的な忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、信託証書に記載されている。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、ない旨宣言した、受託会社の法定の宣誓書が登録料と共にケイマン諸島の信託登記官に届け出られる。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。

一旦設定された信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

トラストは、信託証書の規定に従い、延長または期限前に終了しない限り、2021年2月26日に終了する。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

ミューチュアル・ファンド法

下記「(6)監督官庁の概要」の項を参照のこと。

一般投資家向け投資信託(日本)規則(2018年改訂)

一般投資家向け投資信託(日本)規則(2018年改訂)(以下「ケイマン規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。

ケイマン規則は、新規の一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)への投資信託免許の申請を義務づけている。かかる投資信託免許の交付にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託はケイマン規則に従って事業を行わなければならない。

ケイマン規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件(証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況(もしあれば))を含む。)、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけている。

ケイマン規則は、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAにより認可された管理事務代行会社を任命し、保有することを義務づけている。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができない。

また、管理事務代行会社は、投資者名簿の写しを通常の営業時間中に投資者が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、犯罪収益に関する法律(2020年改訂)(以下「犯罪収益に関する法律」という。)の第5(2)(a)条に従って指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマナー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に係る対策を有する法域(以下「同等の法律が存在する法域」という。)またはCIMAにより認可されたその他の法域において規制されている資産保管会社(またはプライムブローカー)を任命し、これを維持しなければならない。一般投資家向け投資信託は、資産保管会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法律が存在する法域もしくはCIMAにより認可されたその他の法域において設立されたか、または適法に事業を行っている投資顧問会社を任命し、これを維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合、CIMA、投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。また、投資顧問会社の取締役を変更する場合は、投資顧問会社が運用する各一般投資家向け投資信

託の運営者の事前承認を得なければならない。運営者は、かかる変更が行われる場合、ＣＩＭＡに対し、１か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド法に従い、各会計年度が終了してから６か月以内に監査済財務諸表を含む財務報告書を作成し、投資者に交付しなければならない。中間財務諸表は、一般投資家向け投資信託の目論見書において投資者に対し明示された方法に従い作成し、交付しなければならない。

（５）【開示制度の概要】

（Ａ）ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁に対する開示

トラストは、目論見書を発行しなければならない。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がトラストに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報およびケイマン規則に基づいて要求される情報を記載しなければならない。目論見書は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにＣＩＭＡに提出しなければならない。

トラストは、ＣＩＭＡが承認した監査人を選任し、会計年度終了後６か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、トラストに以下の事由があると知ったとき、または以下の事由があると信ずべき理由があるときはＣＩＭＡに報告する法的義務を負っている。

- （ ）弁済期に債務を履行できないまたはその可能性があること。
- （ ）投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- （ ）会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （ ）詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （ ）下記に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
 - ミューチュアル・ファンド法および同法に基づく規則
 - 金融庁法（２０２０年改訂）
 - マネー・ロンダリング防止規則（２０２０年改訂）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）
 - 認可条件

トラストの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース（PricewaterhouseCoopers）のケイマン諸島事務所である。トラストの会計監査は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に基づいて行われる。

トラストは、各会計年度末から６か月以内に監査済会計書類をＣＩＭＡに提出する。

管理事務代行会社は、（ａ）トラスト資産の一部または全部が目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または（ｂ）受託会社もしくは管理会社がその設立文書または目論見書に定める規定に従って、トラストの業務および投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合、かかる認識後速やかに、（ ）当該事実を受託会社に書面で報告し、（ ）当該報告書の写しおよび報告に適用ある詳細をＣＩＭＡに提出し、その報告書または適切な概要については、トラストの次回の年次報告書、および次回の半期報告書または定期報告書が次回の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載されなければならない。

管理事務代行会社は、（ａ）トラストの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに（ｂ）トラストを清算する意向および当該清算理由について、実務上速やかに書面でＣＩＭＡに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の６か月後から20日以内にＣＩＭＡにトラストの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければならない。当該報告書には、トラストに関する以下の事項を記載しなくてはならない。

- (a) すべての旧名称を含むトラストの名称
- (b) 投資者により保有されている各組入証券の純資産価額
- (c) 前報告期間からの純資産価額および各組入証券の変動率
- (d) 純資産価額
- (e) 当該報告期間の新規募集口数および価額
- (f) 当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- (g) 報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、(a) 受託会社が知る限り、トラストの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに(b) トラストが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、ＣＩＭＡに提出するか、または提出するよう手配しなければならない。

トラストは、管理事務代行会社の任命について提案された変更を、ＣＩＭＡ、投資者および管理事務代行会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも１か月前に、書面で通知しなければならない。

トラストは、保管会社の任命について提案された変更を、ＣＩＭＡ、投資者および保管会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも１か月前に、書面で通知しなければならない。

トラストは、管理会社について提案された変更を、ＣＩＭＡ、投資者およびその他の業務提供会社に、当該変更の少なくとも１か月前に、書面で通知しなければならない。

受益者に対する開示

トラストの会計年度末は、毎年２月末日である。第一回の監査済年次財務書類は、2011年２月末日までの期間について作成された。会計書類は、2013年２月末終了会計年度よりルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成され、会計年度末から６か月以内に受益者に送付される。また、未監査の半期報告書が作成され、毎年８月末日から３か月以内に受益者に送付される。

(B) 日本における開示

監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における１億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（ＥＤＩＮＥＴ）等において、これを閲覧することができる。

受益証券の販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後６か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後３か月以内に半期報告書を、さらに、トラストに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をＥＤＩＮＥＴ等において閲覧することができる。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の修正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面（交付運用報告書）は、日本の知れている受益者に交付される。運用報告書（全体版）は、管理会社のために代行協会のホームページに掲載される。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付される。

ホームページ アドレス <https://www.sc.mufg.jp/>

(6) 【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンドとしてミューチュアル・ファンド法に基づき規制されている。ＣＩＭＡは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督および執行権限を有する。ミューチュアル・ファンド法に基づく規則により、法定の事項および監査済財務書類を毎年ＣＩＭＡに提出しなければならない。規制された投資信託として、ＣＩＭＡは、いつでも受託会社に、トラストの財務書類の監査を行い、これをＣＩＭＡが定める期限内に提出するよう指示することができる。かかる指示に従わない場合、受託会社に相当額の罰金が科されることがあるほか、ＣＩＭＡは裁判所にトラストの解散を請求することができる。

規制された投資信託が、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、トラストのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場

合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、ＣＩＭＡは、一定の措置を取ることができる。ＣＩＭＡの権限には、受託会社の交替を要求すること、トラストの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれる。ＣＩＭＡは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

トラストの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ信託会社として免許を受けている。受託会社は、ＣＩＭＡの監督下にある。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として免許を受けている。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ファンドの目的は、主として、日系の発行体が日本国内および海外で発行する公社債、優先出資証券、譲渡性預金証書(CD)およびコマーシャルペーパー(CP)(以下、これらの証券を「投資対象証券」と総称する。)への投資を通じて、安定したインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることである。

本書において、日系の発行体とは、()日本において設立された法人ならびにその日本国内外の子会社および関連会社、ならびに、()日本国政府および地方公共団体ならびにそれらの機関ならびに独立行政法人および特殊法人をいう。

ファンドは、主として、投資対象証券に投資することを意図している。但し、ファンドは、主にファンドの流動性を確保する目的から、一時的に、日系の発行体以外の発行体が発行する短期金融商品・国債・地方債・政府保証債を組み入れる場合があり、この場合、投資対象証券に対する投資比率が低くなる場合がある。また、ファンドは、発行体の信用リスクを低減するため、特定の発行体に対する集中投資は行わず、分散投資を行う予定である。

ファンドが投資を行う有価証券は、取得時において、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ」という。)からBaa3以上、もしくはS&Pグローバル・レーティング(以下「スタンダード・アンド・プアーズ」という。)からBBB-以上、またはフィッチ・レーティングスもしくは副投資顧問会社が投資顧問会社と協議の上で決定するその他の格付機関からこれらに相当する長期格付けを付与されたものとし、また、無格付けの場合には、副投資顧問会社が投資顧問会社と協議の上で同等の格付けを有すると判断するものに限られる。

副投資顧問会社は、原則として、ポートフォリオ全体の利回り、個別銘柄と各国の国債のスプレッド、および同一発行体の各国通貨建ての証券間の利回り水準差等を考慮して、ポートフォリオに組み入れる個別銘柄の選定を行う。ポートフォリオにおける通貨別の投資比率は、金利水準、為替取引によるコストおよび投資対象証券の需給動向を勘案して、副投資顧問会社によって決定される。

ファンドは、原則として、以下の為替取引を行う。

- (a) 米ドル以外の通貨建の資産については、原則として、副投資顧問会社が、外国為替予約取引および直物為替先渡取引(NDF)等を活用して、当該通貨売り・米ドル買いの為替取引を行うことにより、当該通貨のエクスポージャーを対米ドルでヘッジする。
- (b) ブラジル・レアルヘッジクラス、中国元ヘッジクラスおよびインドネシア・ルピアヘッジクラス(以下「取引対象クラス」と総称することがある。)に帰属する資産について、米ドル建の資産および上記(a)に基づき為替取引を行った実質的な米ドル建の資産については、原則として、米ドルと取引対象通貨の短期金利差に注目し、投資顧問会社が、外国為替予約取引および直物為替先渡取引(NDF)等を活用して、以下の為替取引を行うことにより、取引対象通貨に対する米ドルのエクスポージャーをヘッジする。

(注)「取引対象通貨」とは、ブラジル・レアルヘッジクラスにおいてはブラジル・レアル、中国元ヘッジクラスにおいては中国元、インドネシア・ルピアヘッジクラスにおいてはインドネシア・ルピアを意味する。

ブラジル・レアルヘッジクラス：

投資顧問会社は、米ドルに対するブラジル・レアルの為替変動に対するエクスポージャーを獲得するために、ブラジル・レアルヘッジクラスに関して為替取引を行う。

中国元ヘッジクラス：

投資顧問会社は、米ドルに対する中国元の為替変動に対するエクスポージャーを獲得するために、中国元ヘッジクラスに関して為替取引を行う。

インドネシア・ルピアヘッジクラス：

投資顧問会社は、米ドルに対するインドネシア・ルピアの為替変動に対するエクスポージャーを獲得するために、インドネシア・ルピアヘッジクラスに関して為替取引を行う。

一般に、該当する取引対象通貨が対米ドルで上昇した場合には、関連する取引対象クラスは、為替差益の獲得を期待できるが、該当する取引対象通貨が対米ドルで下落した場合には、関連する取引対象クラスは、為替差損を被ることが想定される。

一般に、米ドルよりも高い短期金利を有する通貨で為替取引が行われる米ドルヘッジクラス以外の受益証券は為替取引によるプレミアムにより利益を得ることが予想され、一方、米ドルよりも低い短期金利を有する通貨で為替取引が行われる米ドルヘッジクラス以外の受益証券は為替取引によるコストを負担することが予想される。

ファンドは、リスク分散の原則に従い、有価証券および適用される法令により認められたその他の資産に対する投資を行う場合があり、効率的なポートフォリオ運用目的および投資目的で、現物契約、直物為替先渡取引および外国為替予約取引（クロス取引を含む。）を行う場合がある。

（２）【投資対象】

前記「（１）投資方針」を参照のこと。

（３）【運用体制】

副管理会社は、投資顧問会社と投資顧問契約を締結し、投資顧問会社にポートフォリオの投資運用を委託している。

ファンドの資産の運用は、投資顧問会社と副投資顧問会社が共同で行う。

< 投資顧問会社の運用体制 >

ファンドの運用方針は、毎月開催される投資政策委員会において決定する。

ファンドの運用は、債券運用部グローバル債券運用グループが、社内規則である「投資運用業に係る業務運営規程」に基づいて行う。

運用におけるリスク管理は、運用管理部（５～１０名程度）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月１回開催される運用管理委員会（管理本部長を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に関係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われる（リスク管理についての詳細は、「３ 投資リスク（２）リスクに対する管理体制」を参照のこと。）。

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指す。

なお、ファンドの運用は、副投資顧問会社と共同で行う。副投資顧問会社は、投資顧問会社およびアリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー（Allianz Global Investors GmbH）が５０％ずつ出資した合併会社である。投資顧問会社は、副投資顧問会社と共同で運用を担当するファンドの運用状況について随時確認できる体制を構築している。この他、投資顧問会社においては、副投資顧問会社の運用、リスク管理、コンプライアンスおよびバックオフィスの各機能について、定期的に確認を行っている。

< 副投資顧問会社の運用体制 >

副投資顧問会社における全ての投資判断は、各国のマクロ分析を基に、債券、為替の定量・定性判断によりアセットアロケーション会議により決定する。アセットアロケーション会議の決定事項を踏まえ、取ろうとしている総リスク量を各資産クラス（先進国市場、エマージング市場、投資適格債、ハイイールド債）毎に配分する。各資産クラスにおいては、相対価値分析により各々の戦略を決定する。また、インベストメントコミティーにおいて、ポートフォリオの状況をレビューし、適宜戦略の修正を実施する。

コンプライアンス部門が、独自の社内システムを用いて、個別ポートフォリオ毎に社内・顧客ガイドラインを遵守しているかという点についてのチェックを実施する。ファンド管理部門は、パフォーマンス要因分析を行い、分析結果はポートフォリオマネジメントチームにフィードバックされ、今後の運用に役立てている。ポートフォリオマネジャーは、月次でポートフォリオ・アロケーションのレビューを実施し、同様の投資手法を用いたポートフォリオとのリターンを比較する。

（上記の体制や人員等は、2020年7月1日現在のものであり、今後変更する場合がある。）

（４）【分配方針】

管理会社は、いずれのクラスに関しても、投資顧問会社と協議の上、毎月10日（当該日が営業日でない場合は翌営業日）に、純投資収入、純実現・未実現キャピタルゲインおよび配当可能資本から分配を宣言することができる。

（５）【投資制限】

投資制限

ファンドに適用される投資制限は以下のとおりである。

（イ）ファンドについて空売りされる有価証券の時価総額は、ファンドの純資産総額を超えないものとする。

（ロ）ファンドの純資産総額の10%を超えて、借入れを行うものではない。ただし、合併等の特別緊急事態により一時的に、かかる10%を超える場合はこの限りではない。

（ハ）ファンドおよび管理会社の運用するミューチュアル・ファンドの全体において、一発行会社の議決権総数の50%を超えて投資を行ってはならない。かかる制限は、他の投資信託に対する投資には適用されない。

（注）上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。

（ニ）ファンドは、私募株式、非上場株式または不動産等、流動性に欠ける資産に対しその純資産の15%を超えて投資を行わない。ただし、日本証券業協会が定める外国投資信託受益証券の選別基準（随時改定または修正されることがある。）に要求されるとおり、価格の透明性を確保する方法が取られている場合はこの限りではない。

（注）上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。

（ホ）投資対象の購入、投資および追加の結果、ファンドの資産額の50%を超えて、日本の金融商品取引法において規定される「有価証券」の定義に該当しない資産を構成する場合、かかる投資対象の購入、投資および追加を行わない。

（ヘ）管理会社、投資顧問会社または副投資顧問会社が自己または第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはファンドの資産の適正な運用を害するファンドのための管理会社、投資顧問会社または副投資顧問会社の取引は、すべて禁止される。

（ト）ファンドは、単一の発行体の株式または受益証券の価額（以下「株式等エクスポージャー」という。）が、純資産総額の10%を超える場合（かかる株式等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイドラインに従って計算される。）、当該会社の株式または当該投資信託の受益証券を保有しないものとする。

（チ）ファンドは、デリバティブのポジションからある単一のカウンターパーティーに対して生じるネット・エクスポージャー（以下「デリバティブ等エクスポージャー」という。）が、純資産総額の10%を超える場合（かかるデリバティブ等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイドラインに従って計算される。）、単一のカウンターパーティーに対してデリバティブのポジションを保有しないものとする（120日以内に予約期日が到来する為替予約取引（店頭デリバティブ取引に該当するものは除く。）については、この限りでない。）。

（リ）ファンドは、単一の法主体によって発行され、組成され、または、負担される有価証券、金銭債権および匿名組合出資持分（以下これらを「債券等エクスポージャー」という。）の価額が純資産総額の10%を超える場合（かかる債券等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイドラインに従って計算される。）、（ ）有価証券（上記(ト)に記載される株式または受益証券を除く。）、（ ）金銭債権（上記(チ)に記載されるデリバティブを除く。）および（ ）匿名組合出資持分を保有しないものとする。

（注）担保付の取引の場合には当該担保の評価額、当該発行者等に対する債務がある場合には当該債務額を差し引くことができる。

（ヌ）ファンドは、単一の発行体またはカウンターパーティーに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーが合計で純資産総額の20%を超える場合、単一の発行体もしくはカウンターパーティーにおいて、または、単一の発行体もしくはカウンターパーティーに対してポジションを保有しないものとする。

ファンドの投資対象の価値の変化、再構成、合併、ファンドの資産からの支払またはファンドの受益証券の買戻しの結果としてファンドに適用される制限を超えた場合、管理会社は、直ちにファンドの投資対象を売却する必要はない。しかし、管理会社は、ファンドの受益者の利益を考慮した上で、違反が判明してから合理的な期間内にファンドに適用ある制限を遵守するために合理的に可能な措置を講じるものとする。

３【投資リスク】

（１）リスク要因

ファンドは、リスクの高い事業を行っているため、ファンドへの投資は、証券、金融デリバティブおよび税務について相当の経験および個人的な知識を有し、かつ損失を負担することができる投資家によってのみ行われるべきである。受益証券への投資により生じる損失に対する保証およびファンドの投資目的が達成される保証はない。世界的な証券および金融商品への投資が一定のリスクを伴うのと同様に、受益証券への投資は以下に言及するリスク等のリスクを伴う。以下のリストはすべてのリスクを網羅するものではない。投資予定者は、本書全体を慎重に検討し、受益証券の申込みを行う前に自らの専門アドバイザーに相談するべきである。過去の実績は必ずしも将来の業績を示すものではない。利益が実現される保証や、多額の損失を被らない保証はない。

市場リスク

・価格変動リスク

ファンドは、公社債を主要投資対象としており、公社債の投資に係る価格変動リスクを伴う。一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には１口当たり純資産価格の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがある。

・為替変動リスク

ファンドの純資産総額の算定は米ドル建てにより行われるので、日本円により投資される場合には、外国為替相場の変動によっては換金時の円貨受取金額が円貨投資額を下回る場合がある。

ファンドの投資対象には米ドル以外の通貨建資産も含まれる。米ドル以外の通貨建資産について、原則として対米ドルで為替取引を行い、為替変動リスクの低減を図るが、完全に為替リスクを排除することはできない。なお、為替取引を行う場合で米ドル金利が当該通貨の金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなる。

（ブラジル・リアルヘッジクラス）

ブラジル・リアルヘッジクラスにおいては、米ドル売り、ブラジル・リアル買いの為替取引を行うため、ブラジル・リアルの対米ドルでの為替変動の影響を受ける。そのため、為替相場がブラジル・リアルに対して米ドル高方向に進んだ場合には、１口当たり純資産価格の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがある。なお、為替取引を行う場合でブラジル・リアル金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなる。

（中国元ヘッジクラス）

中国元ヘッジクラスにおいては、米ドル売り、中国元買いの為替取引を行うため、中国元の対米ドルでの為替変動の影響を受ける。そのため、為替相場が中国元に対して米ドル高方向に進んだ場合には、１口当たり純資産価格の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがある。なお、為替取引を行う場合で中国元金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなる。

（インドネシア・ルピアヘッジクラス）

インドネシア・ルピアヘッジクラスにおいては、米ドル売り、インドネシア・ルピア買いの為替取引を行うため、インドネシア・ルピアの対米ドルでの為替変動の影響を受ける。そのため、為替相場がインドネシア・ルピアに対して米ドル高方向に進んだ場合には、１口当たり純資産価格の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがある。なお、為替取引を行う場合でインドネシア・ルピア金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなる。

為替レートは、金利変動、政府、中央銀行もしくは国際通貨基金等の国際機関による介入（もしくは介入の失敗）または通貨統制その他の政治的展開を含む多数の理由により、短期間でも相当変

動する。その結果、ファンドが外貨建て証券に投資する場合、そのリターンが減少することがある。

ファンドまたはクラスについて、常に為替取引が行われ、または投資顧問会社および副投資顧問会社が為替取引の活用成功に保証はない。ファンドまたはクラスは、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（NDF）を利用することにより、為替取引を行う場合がある。直物為替先渡取引（NDF）の取引価格は、需給バランスおよび対象通貨に関する市場の期待などの理由から、当該通貨の金利差から予想される理論的な水準から大きく乖離する場合がある。その結果、対象通貨の基礎的な価値の価格変動は、実際の対象通貨の為替市場における価格変動から予想され得るものから大きく異なる可能性がある。ファンドのいずれかのクラスに関して、かかる為替取引は明らかに当該クラスに帰属し、かかる為替取引により生じるあらゆる費用および利益／損失は当該クラスに帰属するものとする。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいう。ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けるので、１口当たり純資産価格の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがある。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、ファンドはそのリスクを伴う。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性がある。この場合、１口当たり純資産価格の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがある。

カントリーリスク

新興国への投資（当該国の通貨への投資を含む）は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、市場・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性がある。この場合、１口当たり純資産価格の下落により損失を被り、投資元金を割り込む可能性が高まる可能性がある。

金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により確定利付証券の価額が下落するリスクである。名目金利が上昇すると、ファンドが保有する一定の確定利付債券の価額が下落する傾向がある。名目金利は、実質金利と予想インフレ率との合計といえることができる。比較的長期のデュレーションを有する確定利付債券は、金利変動の影響を受けやすく、比較的短期のデュレーションを有する証券よりも変動しやすい。

その他のリスク

ハイ・イールドリスク

ファンドは、ムーディーズからBaa3以上、もしくはスタンダード・アンド・プアーズからBBB-以上、またはフィッチ・レーティングスもしくは副投資顧問会社が投資顧問会社と協議の上で決定するその他の格付機関からこれらに相当する長期格付けを付与された有価証券に投資することをその方針としており、これらより低い格付のいわゆるハイ・イールド証券またはジャンク債に対する投資を行わない。しかし、ファンドが取得した後にファンド保有有価証券の格付が引き下げられ、その結果、ファンドがハイ・イールド証券またはジャンク債を保有することになる可能性がある。ハイ・イールド証券またはジャンク債に投資するファンドは、かかる証券に投資しないファンドに比べて、より大きな金利リスク、信用リスクおよび流動性リスクにさらされる。これらの証券は、発行体が元本および利息を継続して支払うことができる能力に関して、極めて投機的であると考えられている。経済的な低迷または金利の上昇期間は、かかる証券の市場に悪影響を及ぼし、ファンドがかかる証券を売却する能力を低下させる可能性がある（流動性リスク）。証券の発行体が、利息または元本の支払に関し不履行となった場合、ファンドは、その投資のすべてを失うおそれがある。

発行体リスク

証券の価値は、経営業績、資金の借入れ、発行体の商品・サービスに対する需要の減少等発行体に直接関連する多数の理由により下落することがある。

デリバティブ・リスク

デリバティブは、その価値が原資産の価値、参照レートまたはインデックスに依拠、由来する金融商品である。ファンドは、典型的には、原資産のポジションの代用として、および／または、金利リスク、為替リスク等他のリスクに対するエクスポージャーを軽減するまたは取得する戦略の一環としてデリバティブを活用する。

ファンドがデリバティブ商品を使用する場合、証券への直接投資および他の伝統的な投資に伴うリスクとは異なる、またはその場合より大きいリスクを伴う。デリバティブは、流動性リスク、金利リスク、市場リスク、信用リスク、マネジメント・リスク等といった多数のリスクにさらされる。デリバティブにはまた、価格設定ミス・不適切な評価のリスクおよびデリバティブの価値の変動が原資産、レートまたはインデックスと完全には連動しないというリスクも伴う。ファンドがデリバティブ商品に投資する場合、ファンドは、投資した元本以上の損失を被る可能性がある。また、適切なデリバティブ取引は、いかなる場合にも行うことができるものではなく、ファンドが利益を得ている場合において他のリスクに対するエクスポージャーを軽減するためにデリバティブ取引を行うという保証はない。

繰上償還リスクおよび延期リスク

ファンドが保有する有価証券の発行体または保証会社は、特に金利が低下している時には、その有価証券の元本および／または支払期限の到来した利息を繰上償還することができる。ファンドは、当該元本を魅力的な金利で再投資することができない可能性もあり、ファンドの収益は低下し、さらにファンドは支払プレミアムを失うこともある。ファンドは払戻された元本および／または利息の価格に対する金利の低下による利益を失うこともある。一方、金利が上昇すると予想よりも繰上げ償還の発生率は緩やかになる。これにより、事実上、影響を受ける有価証券の残存期間が延び、より金利変動に敏感になり、ファンドの純資産総額は変動しやすくなる。繰上償還リスクにさらされている有価証券は、通常、金利が低下すれば利益を得る可能性が低下し、金利が上昇すれば、損失を被る可能性が高まる。

発行体の非分散リスク

ファンドは分散投資を行うことを目指すが、ファンドの投資方針に適合する投資対象には限りがあるため、必ずしも投資の分散が実現できない可能性がある。少数の発行体、産業もしくは通貨への集中投資はリスクを高める。比較的少数の発行体に投資を行うファンドは、より分散した投資を行うファンドに比べ、経済的、政治的または規制上の単一の出来事によるリスクの影響を受けやすい。当該発行体の中には、重大な信用リスクまたはその他のリスクをもたらすものが含まれる可能性がある。

マネジメント・リスク

ファンドは、アクティブ運用を行う投資ポートフォリオであるため、マネジメント・リスクにさらされる。投資顧問会社および副投資顧問会社は、ファンドの投資決定の過程において投資手法およびリスク分析を適用するが、これらが期待される結果を生むという保証はない。

国際投資

国際的な投資は、為替相場の変動、将来の政治的および経済的發展ならびに為替管理またはその他の国家の法律もしくは制限が課される可能性を含む一定のリスクを伴う。各国の証券価格は、その異なる経済、金融、政治および社会的要素により影響を受ける。ファンドは、様々な通貨建ての証券に投資するため、為替相場の変動は、ファンドが保有する証券の価値に影響を及ぼす。さらに、ファンドの投資は、回収不能な源泉税の対象となることがある。

政府証券

政府証券は、政府、政府機関もしくは下部機構または政府支援企業の債務証書またはこれらに保証される債務証書である。政府証券には、市場リスクおよび金利リスクがあり、また様々な程度の信用リスクもある。政府証券には、ゼロ・クーポン債が含まれるが、これらの証券は、同等の満期を有する利付証券よりも市場リスクの程度が大きくなる傾向がある。明確性のために付言すると、「政府証券」には、政府が保有する、管理下に置く、支援するまたは保証する発行体により発行される証券が含まれる。

地方債

地方債は、一般に、地方公共団体、それらの機関、関係当局およびその他の代行機関により発行される。地方債には、金利リスク、信用リスクおよび市場リスクがある。発行体の支払能力は、訴訟、法律制定その他の政治的事情または発行体の破産に影響を受けることがある。低格付の地方債には、より良質の地方債よりも大きな信用リスクおよび市場リスクがある。

変動利付証券

変動利付証券は、債務に対して支払われる金利の定期的な調整を規定している。変動利付証券は、一般に、金利変動に対してさほど敏感ではないが、変動利付証券の金利が一般的な金利と同程度にまたは同じ速さで上昇しない場合、価格が下がることがある。反対に、変動利付証券は、一般に、金利が下落した場合、その価値は上昇しない。ファンドが変動利付証券を保有する場合、市場金利の低下は、かかる証券から受け取る収益およびファンドの受益証券の純資産価格、ひいてはファンドの純資産価額に悪影響を及ぼす。

発行時取引、後渡および先渡約定取引

ファンドは、発行時に買付に適格な証券を取得し、後渡でかかる証券を売買し、通常の受渡時以後の将来のある期日に確定価格によりかかる証券を買い付ける契約（先渡約定）を締結することがある。発行時取引、後渡買付および先渡約定は、決済日前に当該証券の価格が下落した場合には損失リスクを伴う。かかるリスクは、当該ファンドの他の資産の価格下落リスクに加わるものである。したがって、これら取引は、一定のレバレッジをもたらし、当該ファンド全体の投資エクスポージャーを増大させることになる。ファンドは当該ポジションの補填のために分別または用途指定した証券に対する収益を獲得することができるが、一般に、当該証券の受渡時前にファンドが買付を約束した証券には、分配収益は発生しない。

信用格付および無格付証券

格付機関は、転換証券を含む固定利付証券の信用性の格付を提供する民間サービス機関である。格付機関により付与された格付は、絶対的な信用性の基準ではなく、市場リスクを評価していない。格付機関は、信用格付の適時変更を行わないことがあり、発行体の現在の財務状況は、格付が示すものよりも良いまたは悪い場合がある。一部の格付は、格付カテゴリー内の相対的基準を示す上でプラスまたはマイナスの記号を付記することによって修正されることがある。ファンドは、当該証券が購入時点で当該ファンドの最低格付カテゴリー内またはそれ以上に格付されている場合、格付の修正にかかわらず証券を取得することができる。例えば、ファンドは、BBB格の証券を当該ファンドが購入できる場合にBBB-格の証券を購入することができる。

ファンドは、当該証券がファンドの購入できる格付証券に相当する信用水準のものであると投資顧問会社または副投資顧問会社が判断する場合、（格付機関により格付が付与されていない）無格付証券を取得することができる。無格付証券には、比較対象となる格付証券よりも流動性が低く、当該証券の相対的信用格付を投資顧問会社および副投資顧問会社が正確に評価できないというリスクがある。ファンドが無格付証券に投資する限り、当該ファンドによる投資目的の達成の成否は、ファンドが格付証券のみに投資する場合よりも大きく投資顧問会社および副投資顧問会社の信用力分析に依拠することになる。

デュレーション

（負もしくは正の数値となる）デュレーションは、金利変動に対する証券価格の感応度を決定するために使用される指標である。証券のデュレーションが長いほど、金利変動への感応度が高いことになる。同様に、ファンドのポートフォリオ平均のデュレーションが長い場合は、ポートフォリオ平均のデュレーションが短いファンドに比べて金利の変動に対する感応度が高くなる。例として、デュレーションが５年である債券ファンドの価格は、金利が１％上昇した場合に約５％下落すると予想される。逆に、デュレーションがマイナス１年である債券ファンドの価格は、金利が１％上昇した場合に約１％上昇すると予想される。

その他の投資対象および投資手法

ファンドは、アセットバック証券等、その他の種類の証券に投資し、本項には記載されていない様々な投資手法や戦略を利用することができる。かかる証券および投資手法により、ファンドに追加的なリスクが発生することとなる。

複数のクラスにおける債務の負担

ファンドの管理会社はファンドに関し、異なるクラスの受益証券を発行することができる。トラストの信託宣言は、トラストの複数のサブ・ファンドおよびサブ・ファンドの個別の受益証券のクラス間における債務負担の方法について規定している（通常、債務は当該債務が発生した特定のサブ・ファンドまたはクラスに帰属する。）。異なるサブ・ファンドが別個の信託として設立されているのに対し、同一のサブ・ファンドの異なるクラスは別個の信託とはされない。ファンドのあるクラスの受益者は、関連する他のクラスが債務を履行するのに十分な資産を有していない場合、自分が保有していない当該他のクラスに関して発生した債務の負担を強制される可能性がある。したがって、特定のクラスの債務が当該クラスに限定されず、関連するファンドの他のクラスにより債務を履行することが必要となるリスクがある。

上記に掲げられるリスク要因は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明することを意図したものではない。投資予定者は、本書全体を読むべきであり、ファンドへの投資を決定する前に自らの専門アドバイザーに相談するべきである。

(2) リスクに対する管理体制

< 副管理会社のリスク管理体制 >

副管理会社は、ファンドに影響する可能性のあるすべての判明しているリスクを、検知し、理解し、管理するために合理的な努力をすることを目的としている。副管理会社のリスク・マネジメント機能は、事業全体にわたるリスクの特定、測定、モニタリング、報告および軽減措置を連係させ、また容易にするという役割を担っている。副管理会社のリスク・マネジメント機能は、ファンドがさらされているか、さらされる可能性のあるすべての重大なリスク・イベントの構造的な影響と発生可能性の評価を連係させる。

リスク・マネジメント機能は、ポートフォリオ・マネジメント機能から機能的および階層的に独立しており、さらに、潜在的な利益相反を避け、またリスク・マネジメントとリスクを伴う活動との厳密な分離を確実にするため、経営上の責任を負わない。

< 投資顧問会社のリスク管理体制 >

投資顧問会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としている。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っている。

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築している。

< 副投資顧問会社のリスク管理体制 >

副投資顧問会社では、自動化されたトレーディングシステムにより、取引が顧客ガイドラインに違反していないかどうか、全取引についてモニタリングをしている。

厳格なコンプライアンス体制を確立しており、専任のコンプライアンスオフィサーを擁し、トレーディングおよびオペレーションシステムは、すべて英国の金融行動監視機構（FCA）および米国の証券取引委員会（SEC）の規制に対応している。

投資リスクについては運用プロセスの各段階において管理、モニタリングしている。

ファンドは、ヘッジ目的および／またはヘッジ目的以外の目的でデリバティブを利用している。副管理会社は、AIFM（オルタナティブ投資ファンド運用者）に係るEU指令の準拠に基づくリスク管理方法を採用している。

(3) リスクに関する参考情報

ファンドの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2015年7月～2020年6月の5年間におけるファンドの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものである。

ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、左のグラフと同じ期間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものである。

米ドルヘッジクラス



米ドルヘッジクラス



ブラジル・リアルヘッジクラス



ブラジル・リアルヘッジクラス



中国元ヘッジクラス



中国元ヘッジクラス



インドネシア・ルピアヘッジクラス



インドネシア・ルピアヘッジクラス



課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものである。

ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものである。

代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものである。

ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものである。

ファンドの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合がある。

ファンドの年間騰落率は、各受益証券の参照通貨建てで計算されており、円貨に換算されていない。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となる。

ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではない。

●各資産クラスの指数

日本株・・・ＴＯＰＩＸ（配当込み）

先進国株・・・ＦＴＳＥ先進国株価指数（除く日本、円ベース）

新興国株・・・Ｓ＆Ｐ新興国総合指数

日本国債・・・ＢＢＧパークレイズＥ１年超日本国債指数

先進国債・・・ＦＴＳＥ世界国債指数（除く日本、円ベース）

新興国債・・・ＦＴＳＥ新興国市場国債指数（円ベース）

（注）Ｓ＆Ｐ新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算している。

ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「㈱東京証券取引所」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有している。なお、ファンドは、㈱東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しない。

ＦＴＳＥ先進国株価指数（除く日本、円ベース）、ＦＴＳＥ世界国債指数（除く日本、円ベース）およびＦＴＳＥ新興国市場国債指数（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属する。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されている。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負わない。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、発行価格の最大3%の申込手数料を課することができる。

日本国内における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、発行価格の最大3.30%(税抜3%)の申込手数料を課することができる。但し、税率が変更された場合、変更後の税率が申込手数料に課されるものとする。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に収受される。

(注1) 管理会社、日本における販売会社および販売取扱会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができる。

(注2) 上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方税を示す。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

(3)【管理報酬等】

ファンドについては以下に詳述する通り、その純資産総額に対し、年率1.41%(このうち年率0.01%の受託報酬については、年額10,000米ドルを下回らないものとする。)の管理報酬等が支払われる。

() 受託報酬

受託会社は、ファンドの保管資産から、純資産総額の年率0.01%の年間報酬を受領する権利を有する。

ただし、最低報酬額は、年間10,000米ドルとする。

上記の受託会社の報酬は、直前の評価日現在の純資産総額に基づき日々発生し、四半期毎に後払いで支払われ、かつ、年に一度見直される。四半期末満の期間に関する報酬は、日割計算される。また、受託会社は、ファンドの保管資産から、ファンドの信託証書に基づく自己の義務の履行において適切に負担したすべての立替費用の払戻しを受ける権利を有する。

受託報酬は、信託証書に定める受託会社としての受託業務の対価として、受託会社に支払われる。

2020年2月29日に終了した会計年度中の受託報酬は10,001.00米ドルであった。

() 管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬

(保管会社および管理事務代行会社としても行為する)管理会社は、ファンドの保管資産から、純資産総額の年率0.15%の管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬を受領する権利を有する。管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬は、直前の評価日現在の純資産総額に基づき日々発生し、四半期毎に後払いで支払われる。管理会社はまた、ファンドの資産から、自己が提供した業務に関連して合理的に負担したすべての立替費用の払戻しを受ける権利を有する。

副管理会社は、管理会社の資産から、自己が提供した業務に関連して支払われるべき報酬を受領する権利を有する。また、副管理会社は、管理会社の資産から、自己が提供した業務に関連して合理的に負担したすべての立替費用の払戻しを受ける権利を有する。

管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬は、信託証書に定める管理会社、保管会社および管理事務代行会社としての業務の対価として、管理会社に支払われる。

2020年2月29日に終了した会計年度中の管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬は24,633.06米ドル、副管理会社報酬は4,926.71米ドルであった。

() 投資顧問報酬

投資顧問会社は、ファンドの保管資産から、純資産総額の年率0.70%の報酬を受領する権利を有する。投資顧問報酬は、直前の評価日現在の純資産総額に基づき日々発生し、四半期毎に後払いで支払われる。また、投資顧問会社は、ファンドの資産から、自己が提供した業務に関連して合理的に負担したすべての立替費用の払戻しを受ける権利を有する。

投資顧問報酬は、ファンドのポートフォリオの投資運用、資産の投資および再投資の管理業務等の対価として、投資顧問会社に支払われる。

2020年2月29日に終了した会計年度中の投資顧問報酬(副投資顧問報酬含む。)は137,699.46米ドルであった。

() 副投資顧問報酬

副投資顧問会社は、投資顧問会社の資産から、純資産総額の年率0.42%の報酬を受領する権利を有する。副投資顧問報酬は、直前の評価日現在の純資産総額に基づき日々発生し、四半期毎に後払いで支払われる。また、副投資顧問会社は、投資顧問会社の資産から、自己が提供した業務に関連して合理的に負担したすべての立替費用の払戻しを受ける権利を有する。

副投資顧問報酬は、投資顧問会社に提供する投資顧問業務の対価として、副投資顧問会社に支払われる。

2020年2月29日に終了した会計年度中の副投資顧問報酬は84,350.83米ドルであった。

() 販売報酬

販売会社は、ファンドの保管資産から、純資産総額の年率0.5%の報酬を受領する権利を有する。販売報酬は、直前の評価日現在の純資産総額に基づき日々発生し、四半期毎に後払いで支払われる。

販売報酬は、口座内でのファンドの管理および事務手続き、運用報告書等各種書類の送付、購入後の情報提供等の対価として販売会社に支払われる。

2020年2月29日に終了した会計年度中の販売報酬は98,561.45米ドルであった。

() 代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの保管資産から、純資産総額の年率0.05%の報酬を受領する権利を有する。代行協会員報酬は、日々発生し、直前の評価日現在の純資産総額に基づき計算され、四半期毎に後払いで支払われる。また、代行協会員は、自己が提供した業務に関連して合理的に負担した立替費用について払戻しを受けることができる。

代行協会員報酬は、ファンド証券1口当たりの純資産価格の公表を行い、またファンド証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を販売会社に交付する等の業務の対価として代行協会員に支払われる。

2020年2月29日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は9,835.61米ドルであった。

(4) 【その他の手数料等】

トラストおよびファンドの設立に関連する経費および費用は、比例按分してファンドの資産から支払われ、3会計期間にわたり償却された。

受託会社または管理会社は、特定のサブ・ファンドの設立、運営、管理および維持に関する一切の費用(以下のいずれか(またはすべて)を含むがこれらに限定されない。)について、受託会社、管理会社その他が負担したかの別を問わず、関連するサブ・ファンドの保有財産からのみ、支払を行いまたは行わせることができる。

- (a) 信託証書に記載された一切の初期費用、ならびにあらゆる投資対象の登録および運用、もしくは投資対象の保有、または投資対象の権原書類の保管に関連して生じた一切の費用(手数料および費用、輸送、移動その他における紛失に対する権原書類の保険、ならびに文書を安全に保管するために受託会社の代理人によって負担された費用を含む。)
- (b) 受託会社による収益または元本の回収、または租税の決定において生じた一切の費用(税金の払戻しまたは減税を受けるにあたり生じた専門家報酬その他の費用を含む。)
- (c) 収益もしくは元本の分配に関して、または信託財産の保有またはその取引に関して、または(サブ・ファンドからの収益または利益以外の)関連するサブ・ファンドに関して受託会社もしくは

管理会社に課される(またはそれらから回収できる)その他のものに関して、支払われる一切の税金(信託証書に基づき受益者に対して行われたまたは行われる一切の分配に対して支払われる租税は除くが、何らかの者に対する補償(かかる補償が租税に関連する場合)のための支払金を含む。)

- (d) 監査人の報酬および費用
- (e) 法務、監査、評価および会計費用、仲介手数料、コンピューター・ソフトウェア・サービスおよび管理費(管理事務代行会社の報酬ならびに受託会社および管理事務代行会社が関連するサブ・ファンドを運営するにあたり負担した立替費用を含む。)
- (f) 信託証書に基づき授権された受託会社の支出
- (g) 関連するサブ・ファンドのための投資対象の保有または取引について発生した一切の公租公課
- (h) 補遺信託証書の作成および受益者集会の開催に係る、およびこれに付帯する報酬および費用
- (i) 信託証書または関連するサブ・ファンドの設立もしくは終了に起因する、またはこれに関連する印紙税その他の租税
- (j) 登録事務代行会社および関連するサブ・ファンドに関して適式に任命された登録事務代行会社の委託先の報酬および費用
- (k) 信託証書に記載される販売・買戻契約に基づき、管理会社により支払われる報酬および費用
- (l) 代行協会員報酬
- (m) サブ・ファンドの終了に関連して生じた受託会社の(管理会社の同意するところによるか、または同意がなくかつ別異に放棄されない場合、その現在の商業レートによる)報酬および費用
- (n) 信託証書に詳述される(またはあるサブ・ファンドに関する合意事項を参照することにより記載される)その他の報酬および費用

2020年2月29日に終了した会計年度中のその他の手数料等は150,723.99米ドルであった。

上記「(3)管理報酬等」および「(4)その他の手数料等」に記載された手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

(5)【課税上の取扱い】

以下の記載は、ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して受領した助言に基づいている。申込者は、受益者への課税が下記とは異なることがある旨認識しておくべきである。受益者は、各人の市民権、居住地、通常の居住地または住所地の国の法律に基づく受益証券の申込み、購入、保有、売却または償還への課税の可能性について、専門家の助言を受けるべきである。

(A) 日本

2020年7月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。)の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

(4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。))または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。))。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。))に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。))との損益通算が可能である。

(4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。))。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降３年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

(B) ケイマン諸島

ケイマン諸島には、現在のところ、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税その他の税がない。受託会社は、ケイマン諸島の信託法に基づき、ケイマン諸島財務長官に対し、ファンドの設定後50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドに保有される資産もしくはファンドに発生した利益に対し、または当該資産または利益に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の誓約を取得している。受益証券の発行、譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における資本課税または印紙税はない。

ケイマン諸島金融機関報告制度およびＦＡＴＣＡ

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスおよび情報交換の促進のため、アメリカ合衆国との間で政府間協定に調印した（以下「ＵＳ ＩＧＡ」という。）。また、ケイマン諸島は、100か国を超える他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関する経済協力開発機構（以下「ＯＥＣＤ」という。）基準 - 共通報告基準（以下「ＣＲＳ」といい、ＵＳ ＩＧＡとあわせて「ＡＥＯＩ」という。）を実施するための多国間協定に調印した。

ＵＳ ＩＧＡおよびＣＲＳの効力を生じさせるため、ケイマン諸島規則が発行された（以下「ＡＥＯＩ規則」と総称する。）。ＡＥＯＩ規則に基づき、ケイマン諸島税務情報局（以下「ケイマン諸島税務情報局」という。）は、ＵＳ ＩＧＡおよびＣＲＳの適用に関する手引書を公表している。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、ＡＥＯＩ規則の登録、デュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守する義務を負う。但し、かかる金融機関が一または複数のＡＥＯＩ制度に関して「非報告金融機関（関連するＡＥＯＩ規則に定義される。）」となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではなく、その場合には登録要件のみがＣＲＳに基づき適用される。ファンドは、非報告金融機関の免除に依拠する予定はないので、ＡＥＯＩ規則の要件をすべて遵守することを意図している。

ＡＥＯＩ規則により、ファンドは「報告金融機関」として、特に、（ ）（ＵＳ ＩＧＡに該当する場合のみ）グローバル仲介人識別番号（以下「ＧＩＩＮ」という。）を取得するために米国内国歳入庁（以下「ＩＲＳ」という。）に登録すること、（ ）ケイマン諸島税務情報局に登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位をケイマン諸島税務情報局に通知すること、（ ）ＣＲＳに基づく自らの義務に対処する方法を記載した書面による方針および手続きを採用および実施すること、（ ）「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するために自らの口座のデュー・ディリジェンスを実施すること、ならびに（ ）かかる報告対象口座に関する情報をケイマン諸島税務情報局に報告することを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、ある報告対象口座に関連する海外の財政当局（すなわち、米国報告対象口座の場合はＩＲＳ）に対し、ケイマン諸島税務情報局に報告された情報を自動的に送信する。

ＵＳ ＩＧＡは、ＵＳ ＩＧＡを実施するＡＥＯＩ規則を遵守するケイマン諸島の報告金融機関が米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「米国ＦＡＴＣＡ」という。）のデュー・ディリジェンス要件および報告要件を充足しているものとして取り扱われること、したがって米国ＦＡＴＣＡの要件を遵守しているとみなされるため、米国ＦＡＴＣＡ源泉徴収税を課税されず、非協力的口座を解約する必要がないことを規定している。ケイマン諸島の報告金融機関は、米国ＦＡＴＣＡ源泉徴収税の課税を免除されるために、米国の納税申告用紙に自らの米国ＦＡＴＣＡ上の地位に関する身元証明確認書類を添付して米国源泉徴収代理人に対して提供することが必要となる場合がある。ＵＳ ＩＧＡの条項に基づき、トラストまたはファンドへの支払に対して米国ＦＡＴＣＡ源泉徴収税は課されないが、トラストまたはファンドが「重大な不遵守」の結果として不参加金融機関（ＵＳ ＩＧＡに定義される。）とみなされた場合には、この限りではない。ＵＳ ＩＧＡを実施するＡＥＯＩ規則の下では、ケイマン諸島金融機関は、米国ＦＡＴＣＡその他の口座保有者への支払に対して税金を源泉徴収する義務を負わない。

ファンドへの投資および／またはファンドへの投資の継続により、投資者は、受託会社および／または他のサービス提供者に対する追加情報の提供が必要となる可能性があること、ファンドによるＡＥＯＩ規則の遵守が投資者情報および口座保有者および／または管理者情報の開示につながる可能性があること、ならびに当該情報が管轄権を有する海外の財政当局との間で交換される可能性があることを了解したとみなされるものとする。投資者が（結果にかかわらず）要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者の強制買戻しまたは買戻しおよび／または当該投資者の口座閉鎖を含むがこれに限られない対応措置を講じおよび／またはあらゆる救済措置を求める義務を負いおよび／または権利を留保することがある。ファンドはケイマン諸島税務情報局が発行した手引書に従って、身元証明確認書類が口座開設から90日以内に取得されない投資者の口座を閉鎖しなければならない。

したがって、投資者は自らのアドバイザーに適宜助言を求めることが推奨される。

５【運用状況】

ファンドは、2010年７月12日から運用を開始した。

（１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

（2020年６月末日現在）

資産の種類	地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率(%)
社債	日本	9,695,156.25	60.87
	米国	934,997.71	5.87
	ケイマン諸島	665,296.51	4.18
	小計	11,295,450.47	70.91
公債	日本	3,915,924.75	24.58
	小計	3,915,924.75	24.58
小計		15,211,375.22	95.50
現金・その他の資産 (負債控除後)		717,276.62	4.50
合計(純資産総額)		15,928,651.84 (約1,716百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（２０２０年６月末日現在）

	銘柄	地域	種類	利率 (%)	満期日	数量	取得価格（米ドル）		時価（米ドル）		投資 比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	
1	Mitsubishi UFJ Financial Group Inc	日本	社債	2.757	2026/09/13	1,030,000	0.94	964,674.23	1.07	1,102,841.60	6.92
2	Mitsui Sumitomo Insurance Co Ltd	日本	社債	7.000 (2022年３月 以降変動金利)	2072/03/15	1,000,000	1.04	1,040,269.85	1.08	1,084,290.01	6.81
3	Japan Finance Organization for Municipalities	日本	公債	2.375	2025/02/13	1,000,000	1.00	995,505.82	1.07	1,070,920.00	6.72
4	Tokyo Metropolitan Government	日本	公債	2.625	2024/05/29	990,000	1.06	1,047,702.70	1.07	1,062,398.74	6.67
5	Fukoku Mutual Life Insurance Co	日本	社債	5.000 (2025年７月 以降変動金利)	永久債	920,000	1.00	923,484.48	1.09	1,004,161.60	6.30
6	ORIX Corp	日本	社債	3.950	2027/01/19	890,000	1.01	902,602.52	1.12	993,907.50	6.24
7	Komatsu Finance America Inc	米国	社債	2.437	2022/09/11	910,000	1.01	919,778.80	1.03	934,997.71	5.87
8	Nippon Life Insurance Co	日本	社債	4.700 (2026年１月 以降変動金利)	2046/01/20	840,000	1.06	890,108.91	1.11	932,500.80	5.85
9	Dai-ichi Life Insurance Co Ltd/The	日本	社債	5.100 (2024年10月 以降変動金利)	永久債	770,000	1.00	770,000.00	1.11	852,836.62	5.35
10	Development Bank of Japan Inc	日本	公債	1.875	2029/08/28	750,000	0.99	739,232.60	1.07	801,330.00	5.03
11	Sompo Japan Nipponkoa Insurance Inc	日本	社債	5.325 (2023年３月 以降変動金利)	2073/03/28	720,000	1.00	723,312.41	1.08	779,457.62	4.89
12	Takeda Pharmaceutical Co Ltd	日本	社債	2.050	2030/03/31	760,000	1.00	758,510.40	1.00	761,079.20	4.78
13	Japan International Cooperation Agency	日本	公債	2.125	2026/10/20	700,000	0.94	658,658.93	1.07	746,760.00	4.69
14	Sumitomo Life Insurance Co	日本	社債	4.000 (2027年９月 以降変動金利)	2077/09/14	680,000	1.00	678,753.34	1.08	732,672.81	4.60
15	Mizuho Financial Group Cayman 3 Ltd	ケイマン 諸島	社債	4.600	2024/03/27	610,000	1.01	618,178.07	1.09	665,296.51	4.18
16	Sumitomo Mitsui Financial Group Inc	日本	社債	4.436	2024/04/02	530,000	1.03	545,769.65	1.09	578,049.80	3.63
17	Mizuho Financial Group Inc	日本	社債	3.170	2027/09/11	390,000	0.99	384,343.04	1.07	418,941.90	2.63
18	Sumitomo Mitsui Financial Group Inc	日本	社債	3.544	2028/01/17	280,000	0.99	276,976.00	1.11	311,354.39	1.95
19	Development Bank of Japan Inc	日本	公債	3.250	2028/09/06	200,000	0.98	196,016.00	1.17	234,516.01	1.47
20	Sumitomo Mitsui Financial Group Inc	日本	社債	3.364	2027/07/12	130,000	1.01	131,849.90	1.10	143,062.40	0.90

【投資不動産物件】

該当事項なし。（2020年6月末日現在）

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし。（2020年6月末日現在）

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2020年６月末日までの１年間における各月末の純資産の推移は以下のとおりである。

<米ドルヘッジクラス>

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
第１会計年度末 (2011年２月末日)	56,843,093.04	6,124,275	99.35	10,704
第２会計年度末 (2012年２月末日)	36,578,386.49	3,940,955	103.31	11,131
第３会計年度末 (2013年２月末日)	25,085,438.74	2,702,705	107.21	11,551
第４会計年度末 (2014年２月末日)	14,877,285.37	1,602,879	108.19	11,656
第５会計年度末 (2015年２月末日)	14,637,583.89	1,577,053	111.98	12,065
第６会計年度末 (2016年２月末日)	10,609,345.73	1,143,051	110.74	11,931
第７会計年度末 (2017年２月末日)	10,837,540.62	1,167,637	110.06	11,858
第８会計年度末 (2018年２月末日)	8,777,827.32	945,723	107.55	11,587
第９会計年度末 (2019年２月末日)	7,355,752.79	792,509	106.94	11,522
第10会計年度末 (2020年２月末日)	7,730,659.42	832,901	114.04	12,287
2019年７月末日	7,871,678.29	848,095	111.52	12,015
８月末日	7,982,217.09	860,004	113.79	12,260
９月末日	7,895,670.90	850,680	112.77	12,150
10月末日	7,856,497.02	846,459	112.21	12,090
11月末日	7,780,367.18	838,257	112.46	12,116
12月末日	7,690,327.29	828,556	111.77	12,042
2020年１月末日	7,687,674.62	828,270	112.98	12,172
２月末日	7,730,659.42	832,901	114.04	12,287
３月末日	7,317,275.13	788,363	108.50	11,690
４月末日	7,306,941.18	787,250	111.88	12,054
５月末日	7,399,646.87	797,238	113.02	12,177
６月末日	7,472,529.18	805,090	113.79	12,260

< ブラジル・リアルヘッジクラス >

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
第１会計年度末 (2011年２月末日)	269,344,174.34	29,019,141	104.60	11,270
第２会計年度末 (2012年２月末日)	187,990,524.44	20,254,099	102.12	11,002
第３会計年度末 (2013年２月末日)	131,285,688.45	14,144,720	85.00	9,158
第４会計年度末 (2014年２月末日)	79,273,419.67	8,540,918	65.36	7,042
第５会計年度末 (2015年２月末日)	48,519,441.42	5,227,485	49.63	5,347
第６会計年度末 (2016年２月末日)	35,435,322.28	3,817,802	31.31	3,373
第７会計年度末 (2017年２月末日)	60,875,358.89	6,558,711	35.99	3,878
第８会計年度末 (2018年２月末日)	17,006,322.42	1,832,261	29.52	3,180
第９会計年度末 (2019年２月末日)	12,699,413.14	1,368,235	21.36	2,301
第10会計年度末 (2020年２月末日)	9,880,907.99	1,064,569	17.06	1,838
2019年７月末日	12,495,812.76	1,346,299	21.05	2,268
８月末日	11,309,655.99	1,218,502	19.17	2,065
９月末日	11,327,490.07	1,220,424	18.88	2,034
10月末日	11,599,844.46	1,249,767	19.34	2,084
11月末日	10,930,947.27	1,177,700	18.26	1,967
12月末日	11,131,262.12	1,199,282	18.77	2,022
2020年１月末日	10,497,062.90	1,130,954	17.92	1,931
２月末日	9,880,907.99	1,064,569	17.06	1,838
３月末日	8,087,482.02	871,345	14.03	1,512
４月末日	7,629,998.58	822,056	13.24	1,426
５月末日	8,299,877.95	894,229	14.03	1,512
６月末日	8,068,584.93	869,309	13.67	1,473

< 中国元ヘッジクラス >

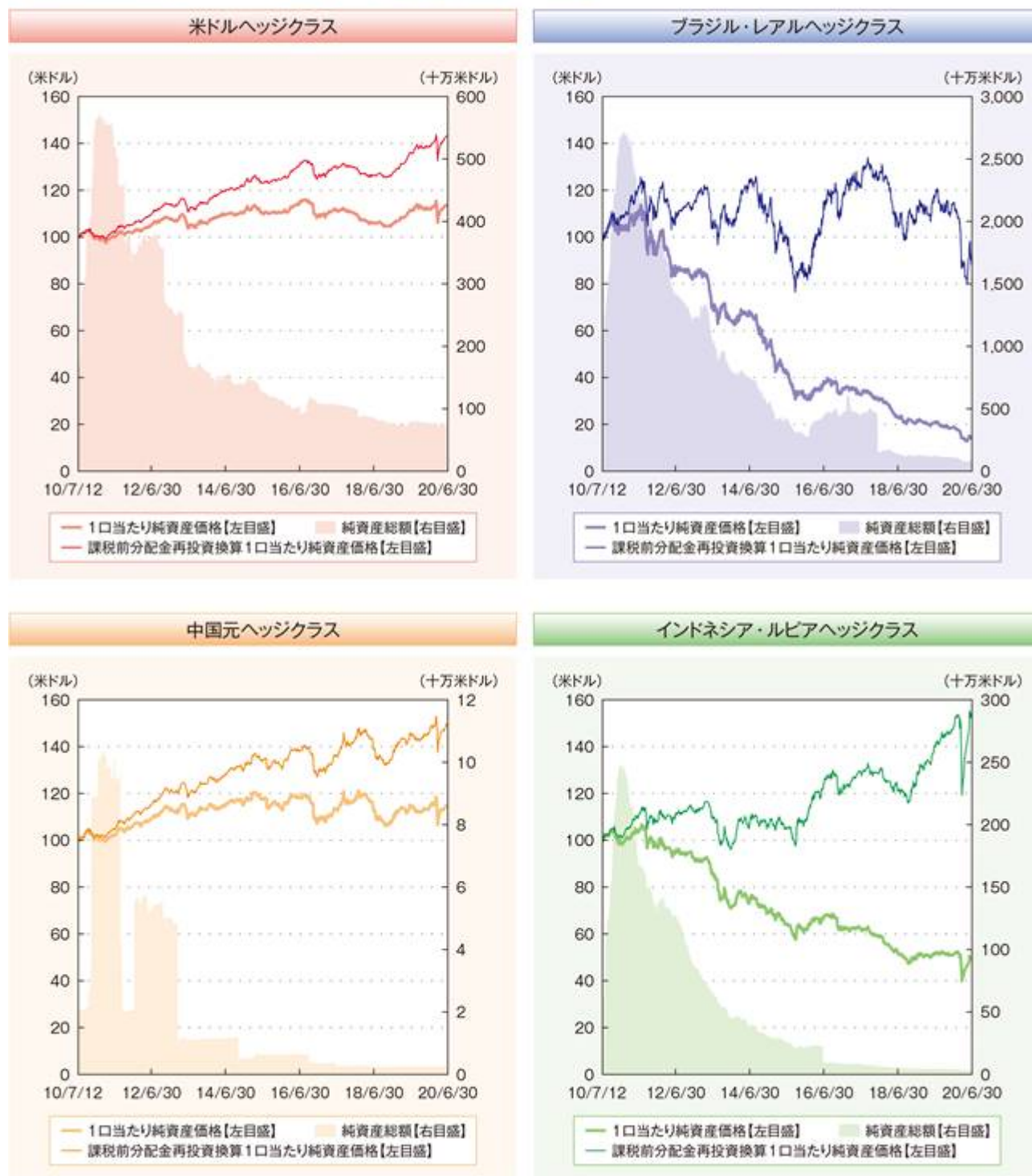
	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
第１会計年度末 (2011年２月末日)	1,024,122.96	110,339	100.88	10,869
第２会計年度末 (2012年２月末日)	563,053.34	60,663	107.62	11,595
第３会計年度末 (2013年２月末日)	484,739.77	52,226	112.73	12,146
第４会計年度末 (2014年２月末日)	114,408.04	12,326	114.41	12,327
第５会計年度末 (2015年２月末日)	51,649.85	5,565	117.39	12,648
第６会計年度末 (2016年２月末日)	62,433.56	6,727	115.62	12,457
第７会計年度末 (2017年２月末日)	35,755.99	3,852	110.02	11,854
第８会計年度末 (2018年２月末日)	26,785.62	2,886	119.05	12,826
第９会計年度末 (2019年２月末日)	25,402.25	2,737	112.90	12,164
第10会計年度末 (2020年２月末日)	26,187.13	2,821	116.39	12,540
2019年７月末日	25,711.35	2,770	114.27	12,311
８月末日	25,264.66	2,722	112.29	12,098
９月末日	25,129.23	2,707	111.69	12,033
10月末日	25,330.37	2,729	112.58	12,129
11月末日	25,544.30	2,752	113.53	12,232
12月末日	25,516.11	2,749	113.40	12,218
2020年１月末日	26,120.29	2,814	116.09	12,508
２月末日	26,187.13	2,821	116.39	12,540
３月末日	24,588.58	2,649	109.28	11,774
４月末日	25,404.59	2,737	112.91	12,165
５月末日	25,425.40	2,739	113.00	12,175
６月末日	25,968.14	2,798	115.41	12,434

< インドネシア・ルピアヘッジクラス >

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
第１会計年度末 (2011年２月末日)	24,023,343.91	2,588,275	101.12	10,895
第２会計年度末 (2012年２月末日)	14,218,283.14	1,531,878	98.85	10,650
第３会計年度末 (2013年２月末日)	8,093,659.12	872,011	91.98	9,910
第４会計年度末 (2014年２月末日)	4,744,483.50	511,171	76.23	8,213
第５会計年度末 (2015年２月末日)	2,878,041.96	310,080	67.96	7,322
第６会計年度末 (2016年２月末日)	2,280,557.09	245,707	64.92	6,994
第７会計年度末 (2017年２月末日)	832,164.49	89,657	62.62	6,747
第８会計年度末 (2018年２月末日)	603,409.99	65,011	55.92	6,025
第９会計年度末 (2019年２月末日)	440,603.58	47,471	51.19	5,515
第10会計年度末 (2020年２月末日)	387,850.72	41,787	49.99	5,386
2019年７月末日	445,407.83	47,988	52.05	5,608
８月末日	445,051.21	47,950	52.00	5,602
９月末日	441,064.28	47,520	51.54	5,553
10月末日	431,453.76	46,485	51.62	5,562
11月末日	427,257.61	46,033	51.12	5,508
12月末日	426,840.53	45,988	51.07	5,502
2020年１月末日	437,679.94	47,156	52.37	5,642
２月末日	387,850.72	41,787	49.99	5,386
３月末日	321,131.65	34,599	41.39	4,459
４月末日	350,326.85	37,744	45.16	4,866
５月末日	368,255.11	39,676	47.47	5,114
６月末日	361,569.59	38,956	49.27	5,308

< 参考情報 >

純資産総額および１口当たりの純資産価格の推移（2010年7月12日～2020年6月末日）



（注１）課税前分配金再投資換算１口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものである。以下同じ。

（注２）ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。以下同じ。

【分配の推移】

下記会計年度中の１口当たりの分配の額は、以下のとおりである。

<米ドルヘッジクラス>

会計年度	１口当たり分配金	
	米ドル	円
第１会計年度 (2010年 7 月12日～2011年 2 月28日)	1.20	129
第２会計年度 (2011年 3 月 1 日～2012年 2 月29日)	2.40	259
第３会計年度 (2012年 3 月 1 日～2013年 2 月28日)	2.40	259
第４会計年度 (2013年 3 月 1 日～2014年 2 月28日)	2.40	259
第５会計年度 (2014年 3 月 1 日～2015年 2 月28日)	2.40	259
第６会計年度 (2015年 3 月 1 日～2016年 2 月29日)	2.40	259
第７会計年度 (2016年 3 月 1 日～2017年 2 月28日)	2.40	259
第８会計年度 (2017年 3 月 1 日～2018年 2 月28日)	2.40	259
第９会計年度 (2018年 3 月 1 日～2019年 2 月28日)	2.40	259
第10会計年度 (2019年 3 月 1 日～2020年 2 月29日)	3.30	356

< ブラジル・リアルヘッジクラス >

会計年度	１口当たり分配金	
	米ドル	円
第１会計年度 (2010年 7 月12日～2011年 2 月28日)	5.70	614
第２会計年度 (2011年 3 月 1 日～2012年 2 月29日)	13.00	1,401
第３会計年度 (2012年 3 月 1 日～2013年 2 月28日)	13.80	1,487
第４会計年度 (2013年 3 月 1 日～2014年 2 月28日)	13.80	1,487
第５会計年度 (2014年 3 月 1 日～2015年 2 月28日)	13.80	1,487
第６会計年度 (2015年 3 月 1 日～2016年 2 月29日)	9.80	1,056
第７会計年度 (2016年 3 月 1 日～2017年 2 月28日)	7.80	840
第８会計年度 (2017年 3 月 1 日～2018年 2 月28日)	7.05	760
第９会計年度 (2018年 3 月 1 日～2019年 2 月28日)	5.20	560
第10会計年度 (2019年 3 月 1 日～2020年 2 月29日)	3.02	325

< 中国元ヘッジクラス >

会計年度	１口当たり分配金	
	米ドル	円
第１会計年度 (2010年 7 月12日～2011年 2 月28日)	1.50	162
第２会計年度 (2011年 3 月 1 日～2012年 2 月29日)	3.00	323
第３会計年度 (2012年 3 月 1 日～2013年 2 月28日)	3.00	323
第４会計年度 (2013年 3 月 1 日～2014年 2 月28日)	3.00	323
第５会計年度 (2014年 3 月 1 日～2015年 2 月28日)	3.00	323
第６会計年度 (2015年 3 月 1 日～2016年 2 月29日)	3.00	323
第７会計年度 (2016年 3 月 1 日～2017年 2 月28日)	3.00	323
第８会計年度 (2017年 3 月 1 日～2018年 2 月28日)	3.00	323
第９会計年度 (2018年 3 月 1 日～2019年 2 月28日)	3.00	323
第10会計年度 (2019年 3 月 1 日～2020年 2 月29日)	3.00	323

< インドネシア・ルピアヘッジクラス >

会計年度	１口当たり分配金	
	米ドル	円
第１会計年度 (2010年 7 月12日～2011年 2 月28日)	3.60	388
第２会計年度 (2011年 3 月 1 日～2012年 2 月29日)	8.40	905
第３会計年度 (2012年 3 月 1 日～2013年 2 月28日)	9.00	970
第４会計年度 (2013年 3 月 1 日～2014年 2 月28日)	9.00	970
第５会計年度 (2014年 3 月 1 日～2015年 2 月28日)	9.00	970
第６会計年度 (2015年 3 月 1 日～2016年 2 月29日)	8.25	889
第７会計年度 (2016年 3 月 1 日～2017年 2 月28日)	7.20	776
第８会計年度 (2017年 3 月 1 日～2018年 2 月28日)	7.20	776
第９会計年度 (2018年 3 月 1 日～2019年 2 月28日)	7.20	776
第10会計年度 (2019年 3 月 1 日～2020年 2 月29日)	7.20	776

< 参考情報 >

分配の推移(2020年6月末現在)

(単位:米ドル、1口当たり課税前)

米ドルヘッジクラス	
第6会計年度 (2015年3月1日~2016年2月29日)	2.40
第7会計年度 (2016年3月1日~2017年2月28日)	2.40
第8会計年度 (2017年3月1日~2018年2月28日)	2.40
第9会計年度 (2018年3月1日~2019年2月28日)	2.40
第10会計年度 (2019年3月1日~2020年2月29日)	3.30
2020年2月	0.35
2020年3月	0.35
2020年4月	0.35
2020年5月	0.35
2020年6月	0.35
直近1年間累計	3.90
設定来累計	25.10

ブラジル・レアルヘッジクラス	
第6会計年度 (2015年3月1日~2016年2月29日)	9.80
第7会計年度 (2016年3月1日~2017年2月28日)	7.80
第8会計年度 (2017年3月1日~2018年2月28日)	7.05
第9会計年度 (2018年3月1日~2019年2月28日)	5.20
第10会計年度 (2019年3月1日~2020年2月29日)	3.02
2020年2月	0.15
2020年3月	0.15
2020年4月	0.15
2020年5月	0.15
2020年6月	0.15
直近1年間累計	2.42
設定来累計	93.57

中国元ヘッジクラス	
第6会計年度 (2015年3月1日~2016年2月29日)	3.00
第7会計年度 (2016年3月1日~2017年2月28日)	3.00
第8会計年度 (2017年3月1日~2018年2月28日)	3.00
第9会計年度 (2018年3月1日~2019年2月28日)	3.00
第10会計年度 (2019年3月1日~2020年2月29日)	3.00
2020年2月	0.25
2020年3月	0.25
2020年4月	0.25
2020年5月	0.25
2020年6月	0.25
直近1年間累計	3.00
設定来累計	29.50

インドネシア・ルピアヘッジクラス	
第6会計年度 (2015年3月1日~2016年2月29日)	8.25
第7会計年度 (2016年3月1日~2017年2月28日)	7.20
第8会計年度 (2017年3月1日~2018年2月28日)	7.20
第9会計年度 (2018年3月1日~2019年2月28日)	7.20
第10会計年度 (2019年3月1日~2020年2月29日)	7.20
2020年2月	0.60
2020年3月	0.60
2020年4月	0.48
2020年5月	0.48
2020年6月	0.48
直近1年間累計	6.84
設定来累計	78.09

【収益率の推移】

<米ドルヘッジクラス>

会計年度	収益率(注)
第1会計年度 (2010年7月12日～2011年2月28日)	0.55%
第2会計年度 (2011年3月1日～2012年2月29日)	6.40%
第3会計年度 (2012年3月1日～2013年2月28日)	6.10%
第4会計年度 (2013年3月1日～2014年2月28日)	3.15%
第5会計年度 (2014年3月1日～2015年2月28日)	5.72%
第6会計年度 (2015年3月1日～2016年2月29日)	1.04%
第7会計年度 (2016年3月1日～2017年2月28日)	1.55%
第8会計年度 (2017年3月1日～2018年2月28日)	-0.10%
第9会計年度 (2018年3月1日～2019年2月28日)	1.66%
第10会計年度 (2019年3月1日～2020年2月29日)	9.73%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 上記期間末の1口当たり純資産価格(当該期間中の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)(第1会計年度については、当初発行価格(100米ドル))

< ブラジル・レアルヘッジクラス >

会計年度	収益率（注）
第 1 会計年度 （ 2010年 7 月12日～2011年 2 月28日 ）	10.30%
第 2 会計年度 （ 2011年 3 月 1 日～2012年 2 月29日 ）	10.06%
第 3 会計年度 （ 2012年 3 月 1 日～2013年 2 月28日 ）	- 3.25%
第 4 会計年度 （ 2013年 3 月 1 日～2014年 2 月28日 ）	- 6.87%
第 5 会計年度 （ 2014年 3 月 1 日～2015年 2 月28日 ）	- 2.95%
第 6 会計年度 （ 2015年 3 月 1 日～2016年 2 月29日 ）	- 17.17%
第 7 会計年度 （ 2016年 3 月 1 日～2017年 2 月28日 ）	39.86%
第 8 会計年度 （ 2017年 3 月 1 日～2018年 2 月28日 ）	1.61%
第 9 会計年度 （ 2018年 3 月 1 日～2019年 2 月28日 ）	- 10.03%
第10会計年度 （ 2019年 3 月 1 日～2020年 2 月29日 ）	- 5.99%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 上記期間末の 1 口当たり純資産価格（当該期間中の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該期間の直前の日の 1 口当たり純資産価格（分配落ちの額）（第 1 会計年度については、当初発行価格（100米ドル））

< 中国元ヘッジクラス >

会計年度	収益率（注）
第 1 会計年度 （ 2010年 7 月12日～2011年 2 月28日 ）	2.38%
第 2 会計年度 （ 2011年 3 月 1 日～2012年 2 月29日 ）	9.66%
第 3 会計年度 （ 2012年 3 月 1 日～2013年 2 月28日 ）	7.54%
第 4 会計年度 （ 2013年 3 月 1 日～2014年 2 月28日 ）	4.15%
第 5 会計年度 （ 2014年 3 月 1 日～2015年 2 月28日 ）	5.23%
第 6 会計年度 （ 2015年 3 月 1 日～2016年 2 月29日 ）	1.05%
第 7 会計年度 （ 2016年 3 月 1 日～2017年 2 月28日 ）	- 2.25%
第 8 会計年度 （ 2017年 3 月 1 日～2018年 2 月28日 ）	10.93%
第 9 会計年度 （ 2018年 3 月 1 日～2019年 2 月28日 ）	- 2.65%
第10会計年度 （ 2019年 3 月 1 日～2020年 2 月29日 ）	5.75%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 上記期間末の 1 口当たり純資産価格（当該期間中の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該期間の直前の日の 1 口当たり純資産価格（分配落ちの額）（第 1 会計年度については、当初発行価格（100米ドル））

<インドネシア・ルピアヘッジクラス>

会計年度	収益率（注）
第１会計年度 （２０１０年７月１２日～２０１１年２月２８日）	４．７２％
第２会計年度 （２０１１年３月１日～２０１２年２月２９日）	６．０６％
第３会計年度 （２０１２年３月１日～２０１３年２月２８日）	２．１５％
第４会計年度 （２０１３年３月１日～２０１４年２月２８日）	- ７．３４％
第５会計年度 （２０１４年３月１日～２０１５年２月２８日）	０．９６％
第６会計年度 （２０１５年３月１日～２０１６年２月２９日）	７．６７％
第７会計年度 （２０１６年３月１日～２０１７年２月２８日）	７．５５％
第８会計年度 （２０１７年３月１日～２０１８年２月２８日）	０．８０％
第９会計年度 （２０１８年３月１日～２０１９年２月２８日）	４．４２％
第１０会計年度 （２０１９年３月１日～２０２０年２月２９日）	１１．７２％

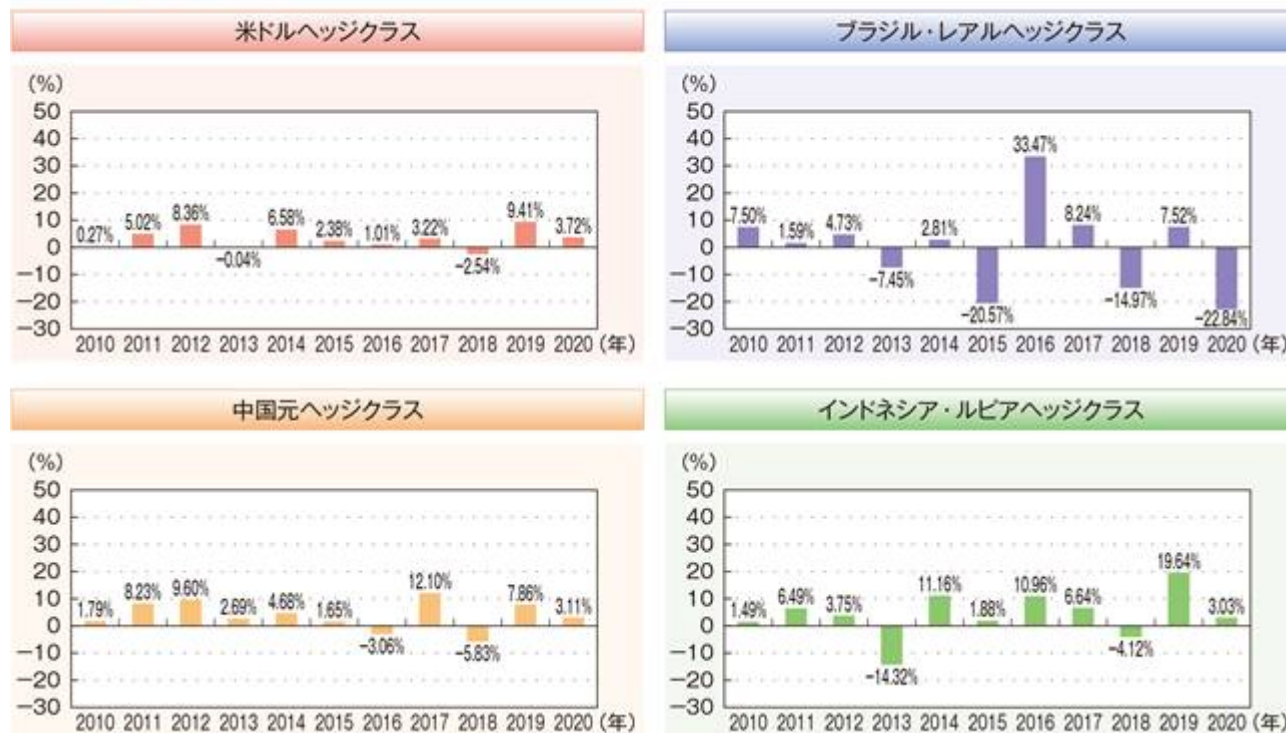
（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 上記期間末の１口当たり純資産価格（当該期間中の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該期間の直前の日の１口当たり純資産価格（分配落ちの額）（第１会計年度については、当初発行価格（１００米ドル））

< 参考情報 >

年間収益率の推移



(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 各暦年末現在の課税前分配金再投資換算 1 口当たり純資産価格

ただし、2020年については2020年 6 月末日における課税前分配金再投資換算 1 口当たり純資産価格

b = 当該各暦年の直前の各暦年末現在の課税前分配金再投資換算 1 口当たり純資産価格(ただし、2010年の場合は当初発行価格(100米ドル))

(注2) 2010年は7月12日(運用開始日)から12月末日までの収益率である。2020年は1月1日から6月末日までの収益率である。

(注3) ファンドおよび各クラスに、ベンチマークはない。

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

<米ドルヘッジクラス>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	607,343 (607,343)	35,219 (35,219)	572,124 (572,124)
第２会計年度	187,866 (187,866)	405,913 (405,913)	354,077 (354,077)
第３会計年度	112,108 (112,108)	232,203 (232,203)	233,982 (233,982)
第４会計年度	41,213 (41,213)	137,685 (137,685)	137,510 (137,510)
第５会計年度	48,265 (48,265)	55,060 (55,060)	130,715 (130,715)
第６会計年度	6,055 (6,055)	40,970 (40,970)	95,800 (95,800)
第７会計年度	41,577 (41,577)	38,908 (38,908)	98,469 (98,469)
第８会計年度	7,168 (7,168)	24,018 (24,018)	81,619 (81,619)
第９会計年度	5,160 (5,160)	17,994 (17,994)	68,785 (68,785)
第10会計年度	6,670 (6,670)	7,665 (7,665)	67,790 (67,790)

< ブラジル・リアルヘッジクラス >

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度	2,892,247 (2,892,247)	317,250 (317,250)	2,574,997 (2,574,997)
第 2 会計年度	888,349 (888,349)	1,622,512 (1,622,512)	1,840,834 (1,840,834)
第 3 会計年度	474,389 (474,389)	770,603 (770,603)	1,544,620 (1,544,620)
第 4 会計年度	223,734 (223,734)	555,504 (555,504)	1,212,850 (1,212,850)
第 5 会計年度	156,748 (156,748)	391,985 (391,985)	977,613 (977,613)
第 6 会計年度	406,198 (406,198)	251,978 (251,978)	1,131,833 (1,131,833)
第 7 会計年度	640,920 (640,920)	81,412 (81,412)	1,691,341 (1,691,341)
第 8 会計年度	285,340 (285,340)	1,400,586 (1,400,586)	576,095 (576,095)
第 9 会計年度	102,350 (102,350)	83,920 (83,920)	594,525 (594,525)
第10会計年度	39,700 (39,700)	54,977 (54,977)	579,248 (579,248)

< 中国元ヘッジクラス >

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度	10,152 (10,152)	0 (0)	10,152 (10,152)
第 2 会計年度	3,990 (3,990)	8,910 (8,910)	5,232 (5,232)
第 3 会計年度	325 (325)	1,257 (1,257)	4,300 (4,300)
第 4 会計年度	0 (0)	3,300 (3,300)	1,000 (1,000)
第 5 会計年度	0 (0)	560 (560)	440 (440)
第 6 会計年度	100 (100)	0 (0)	540 (540)
第 7 会計年度	0 (0)	215 (215)	325 (325)
第 8 会計年度	0 (0)	100 (100)	225 (225)
第 9 会計年度	0 (0)	0 (0)	225 (225)
第10会計年度	0 (0)	0 (0)	225 (225)

<インドネシア・ルピアヘッジクラス>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	264,456 (264,456)	26,894 (26,894)	237,562 (237,562)
第２会計年度	31,268 (31,268)	124,996 (124,996)	143,834 (143,834)
第３会計年度	11,157 (11,157)	66,997 (66,997)	87,994 (87,994)
第４会計年度	5,829 (5,829)	31,584 (31,584)	62,239 (62,239)
第５会計年度	289 (289)	20,182 (20,182)	42,346 (42,346)
第６会計年度	300 (300)	7,516 (7,516)	35,130 (35,130)
第７会計年度	0 (0)	21,840 (21,840)	13,290 (13,290)
第８会計年度	0 (0)	2,500 (2,500)	10,790 (10,790)
第９会計年度	0 (0)	2,182 (2,182)	8,608 (8,608)
第10会計年度	0 (0)	850 (850)	7,758 (7,758)

（注１）（ ）内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

（注２）第１会計年度の販売口数は、当初申込期間に販売された販売口数を含む。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）海外における販売

申込み

受益証券は、各取引日に適用ある購入価格に申込価格の3.00%を上限とする販売手数料（適用ある消費税を除く。）を加算した額で申込みことができる。販売手数料は、日本における販売会社に対し支払われる。受益証券は、当該取引日の直後の評価日現在で決定される関連するクラスの受益証券１口当たり純資産価格により申し込むことができる。

手続

受益証券の申込人および追加の受益証券の申込みを希望する受益者は、記入済みの申込書を（申込人の身元確認のため要求された裏付情報および裏付書類を添付した上で）管理会社により関係する取引日の午前10時（ルクセンブルグ時間）までに受領されるように送付しなければならない。決済資金は（申込金の資金源を証明するため要求された裏付情報を添付した上で）、管理会社がこれ以降の日とすることに同意する場合を除き、ファンドの口座において、当該取引日から起算して５営業日目の午後２時（ルクセンブルグ時間）までに米ドル貨で受領されなければならない、そのように受領されなかった場合、かかる申込みは、申込書の受領後最初に到来する取引日まで繰り越され、受益証券は、当該取引日に関連するクラスに適用ある申込価格で発行される。

申込書は、ファックスまたはＰＤＦ形式で電子メールにより送付することができるが、郵便またはクーリエにより原本を直ちに送付しなければならない。投資者は、管理会社、受託会社、販売会社または管理事務代行会社のいずれも、ファックスまたは電子メールにより送付された申込書を受領していないこともしくは申込書が判読不能なことから生じる損失、または適切に授權された者から発信されたものであると誠実に信じた指示に基づき何らかの措置を講じたために発生した損失について責任を負わないことに留意すべきである。

すべての申込金は、申込人名義の口座から拠出されたものでなければならない。第三者による支払は認められない。

投資者が管理会社との間でその他の通貨建ての支払について取決めを行わない限り、支払は米ドル建てで行われるものとする。支払が米ドル以外の通貨で行われた場合、かかる支払は、投資者のために、投資者のリスクおよび費用負担により、管理会社が当該日にその絶対的裁量により適切と判断するレートにより米ドルに換算される。

受益証券の端数は発行されない。いずれかのクラスの受益証券１口未満に相当する申込金は、管理会社の裁量により、受益者に対し受益者のリスク負担により返還されるか、またはファンドのために留保される。

管理会社または販売会社は、理由の如何を問わず、または何ら理由なく、一切の申込みを拒否することができ、かかる理由を開示する義務を負わない。

管理会社が受領した記入済みの申込書は、取消不能である。管理会社は、記入済み申込書の原本（ならびに要求があれば申込人の身元確認および申込金の資金源を証明するためのすべての書類）を受領した後、認められた申込人に対して所有確認書を発行する。かかる所有確認書は、通常、関係する取引日の後５営業日以内に発行される。管理会社が、確認書の発行前に申込人に対して追加情報を要求することを決定する場合、管理会社は、申込人に書面で通知を行い、必要な情報を要求する。

疑義を避けるために付言すると、申込人の申込金全額が決済された旨の通知ならびに申込人の身元確認および申込金の資金源の証明のために要求されたすべての情報および文書が受領されるまでは、受益証券の申込みは処理されず、受益証券は発行されない。管理会社が関係する取引日の後10営業日以内にかかる情報および文書を受領しなかった場合、受領された一切の申込金は、支払元口座に無利息で返還される。

最低申込口数

投資者１人当たりの受益証券の当初最低申込口数は、100口とする。

追加的な受益証券の最低申込口数は、100口とする。

非適格申込人

申込書は、各クラスの受益証券の投資予定者に対し、自らが適格投資家であり、適用法に違反することなく受益証券を取得し保有することができる旨を特に表明し保証することを要求する。

ファンドが本来負担することのない納税義務が発生するか、本来被ることのないその他の金銭上の不利を被ると管理会社が判断する場合、いずれかのクラスの受益証券の募集または発行が行われないことがある。

受益証券の申込者は、申込書において、特に自らがファンドへの投資についてのリスクを評価するための金融に関する知識、専門性および経験を有しており、ファンドが投資を行う資産への投資および保有／取引方法に固有のリスクを認識していること、ならびにファンドへの投資の全額を失うリスクを負担し得ることを表明し保証しなければならない。

受益証券の形式

すべての受益証券は、記名式受益証券である。受益者の資格は、受益者名簿への記載によって証明されるものであり、券面によるものではない。

停止

管理会社は、後記「４ 資産管理等の概要（１）資産の評価 純資産価格の計算の停止」の項に記載された一定の状況において、受益証券の発行を停止することができる。かかる停止期間中は、受益証券は発行されない。

マネー・ロンダリング防止手続

マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与の防止を目的とした法令または規制を遵守するために、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続を設定および維持する義務を負い、また、受益証券の購入申込者に対して、身元、実質的所有者／管理者（該当ある場合）の身元および申込代金の支払の資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。受託会社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、マネー・ロンダリング防止手続（デュー・ディリジェンス情報の取得を含む。）の遵守を適切な者に委託することもできる。

受託会社および受託会社のために行為する管理事務代行会社は、受益証券の購入申込者に対して、身元、実質的所有者／管理者（該当ある場合）の身元および申込代金の支払の資金源を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。ただし、状況が許す場合に、受託会社または受託会社のために行為する管理事務代行会社は、随時改正または変更されるマネー・ロンダリング防止規則または他の適用法に基づく免除規定が適用される場合に完全なデュー・ディリジェンスが必要ではないという点に納得することがある。ただし、受益証券の持分からの代金の支払またはその譲渡の前に詳細な身元確認情報を求められることがある。

購入申込者が身元確認のために要求された情報の提供を遅延するか、または怠る場合、受託会社または受託会社のために行為する管理事務代行会社は、申込みの受諾を拒絶することができ、もし申込みが既に行われている場合には関連するファンドの条件に従い持分を保留するか、または買い戻すことができ、かかる場合、受領された申込金は、購入申込者の費用およびリスク負担で利息を付さずに送金元の口座に返金される。

受託会社および受託会社のために行為する管理事務代行会社は、受益者に対して買戻代金または分配金を支払うことが適用法もしくは規制に対する違反となる可能性があるかと疑うか、もしくは違反となる可能性があるかと助言されている場合、または受託会社もしくは受託会社のために行為する管理事務代行会社による適用法もしくは規制の遵守を確保するために買戻代金または分配金の支払の拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払を拒絶することができる。

ケイマン諸島の居住者が、他者が犯罪行為を行っているか、またはテロもしくはテロリストの財産に関与していると了知するか疑うか、そのように了知するか疑う合理的な根拠を有し、かつ、当該居住者がそのように了知するか疑うに至る情報を規制を受けるセクターにおける事業もしくはその他取引、専門業務、事業もしくは雇用の過程で知るところとなる場合、当該居住者は、そのように了知するか疑う旨を、（ ）開示が犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関する場合には、ケイマン諸島

の犯罪収益に関する法律に従い、ケイマン諸島財務報告庁(以下「FRA」という。)に対して、または()開示がテロもしくはテロリストの資金供与および財産への関与に関する場合には、ケイマン諸島のテロ防止法(2018年改訂)に従い、巡査かそれ以上の階級にある警察官もしくはFRAに対して報告することを義務付けられる。かかる報告は、法律その他により課された情報の秘匿もしくは開示制限の違反とはみなされないものとする。

随時改正または変更されるマネー・ロンダリング防止規則で規定された条項にトラストおよびファンドが違反した場合、CIMAは、トラストおよびファンドに対して、および違反に同意したかもしくは違反を黙認し、または違反を放置したことについて帰責性が証明された場合には、トラストまたはファンドの受託者または役員に対して、相当の課徴金を課す裁量権を有する。かかる課徴金がトラストまたはファンドによって支払われる範囲において、トラストおよび関連するファンドはかかる課徴金および関連する訴訟費用を負担する。

投資者は、fund.servicescayman@cibcfib.com宛てで受託会社に連絡を取ることで、ファンドのマネー・ロンダリング防止コンプライアンス責任者、マネー・ロンダリング報告責任者およびマネー・ロンダリング報告副責任者の詳細(連絡先の詳細を含む。)を取得することができる。

申込者は、申込みを行うことにより、自らのためならびに自らの実質的所有者および管理者のために、受託会社および受託会社のために行為する管理事務代行会社が、ケイマン諸島およびその他の法域双方におけるマネー・ロンダリング、税務情報交換、規制および類似する事項に関連して、規制組織およびその他に宛てて要求を受けて申込者に関する情報を開示することに同意する。

ケイマン諸島データ保護

ケイマン諸島政府は、2017年5月18日に2017年データ保護法(以下「データ保護法」という。)を制定し、同法は2019年9月30日に発効した。データ保護法は、国際的に認められたデータ・プライバシーの原則に基づく受託会社の法的要件を導入する。

受託会社は、データ保護法に基づく受託会社のデータ保護義務および投資者(および投資者に關係する個人)のデータ保護の権利を概説する書類を作成した(以下「ファンド・プライバシー通知」という。)。ファンド・プライバシー通知は、請求に応じて受託会社から提供される。

投資予定者は、ファンドへの投資ならびに受託会社ならびにその関連会社および/または委託先との付随する相互作用(申込書の記入を含み、および該当する場合は電子的通信または通話の記録を含む。)により、または投資者に關係する個人(例えば、取締役、受託者、従業員、代表者、株主、投資者、顧客、実質的所有者または代理人)の情報を受託会社に対して提供することにより、当該個人は、受託会社ならびにその関連会社および/または委託先(管理事務代行会社を含むが、これらに限られない。)に対して、データ保護法のセクション2で定義される「個人データ」を構成する一定の個人情報を提供することに留意すべきである。受託会社は、かかる個人情報に関するデータ管理者を務めるものとし、データ保護法を含む適用されるデータ保護の法律に従ってかかる個人情報を処理する。

ファンドに投資することおよび/またはファンドに継続して投資することにより、投資者は、受託会社のプライバシー通知を詳細に読み、およびこれを理解したものとみなされる。

データ保護法の監視は、ケイマン諸島の行政監察官(オンブズマン)事務所の責任である。ファンドによるデータ保護法の違反は、是正命令、制裁金または刑事訴追のための告発を含むオンブズマンによる強制措置に至る可能性がある。

制裁

受託会社およびファンドは、法令により、制裁制度の適用を受ける法人、個人、組織および/または投資対象との間の取引を制限される。

したがって、受託会社は、投資者に自身が、また、自身が知り得る限りまたは信じる限りにおいて、自身の実質的な所有者、管理者または授權された者(以下「関係者」という。)(もしあれば)が、()米国財務省外国資産管理局(以下「OFAC」という。)によって維持されるか、または欧州連合(以下「EU」という。)および/もしくは英国(以下「UK」という。)の規則(後者が命令によりケイマン諸島に適用される場合を含む。)に基づく、制裁の対象となる法主体または個人のリストに記載されていないこと、()国際連合、OFAC、EUおよび/またはUKにより課される

制裁が適用される国または領域に事業の拠点を置いておらず、また居住していないこと、ならびに（ ）その他国際連合、ＯＦＡＣ、ＥＵまたはＵＫにより課される制裁（後者が命令によりケイマン諸島に適用される場合を含む。）の対象（以下総称して「制裁対象」という。）でないことを継続的に表明および保証するよう要求することができる。

投資者または関係者が制裁対象であるか、または制裁対象となった場合、受託会社は、投資者または該当する場合その関係者が制裁対象でなくなるまで、または投資者との追加の取引および／もしくはファンドにおける投資者の持分の追加の取引を続けるための認可が適用法に基づき取得されるまで、直ちに、かつ、投資者に通知を行うことなくかかる追加の取引を停止することを要求される場合がある（以下「制裁対象者事由」という。）。受託会社およびファンドは、制裁対象者事由に起因して投資者が被った一切の債務、費用、経費、損害および／または損失（直接的、間接的または派生的な損失、利益の喪失、収入の喪失、評判の喪失ならびにすべての利息、違約金および法的費用および一切のその他の専門家費用および経費を含むがこれらに限られない。）につき、一切の責任を負わないものとする。

さらに、ファンドのために行われた投資がその後制裁の対象となった場合、受託会社は制裁が解除されるか、またはかかる取引を続けるための認可が適用法に基づき取得されるまで、直ちに、かつ、投資者に通知を行うことなく、かかる投資に関する更なる取引を停止する場合がある。

（２）日本における販売

日本においては、申込期間中の営業日に受益証券の募集が行われる。その場合、販売取扱会社は、口座約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者は、口座約款に基づき国内約定日から起算して日本における４営業日目までに、申込金額および申込手数料を販売取扱会社に支払うものとする。

発行価格は、管理会社により申込みが受け付けられた取引日の直後の評価日に決定されるファンド証券１口当たり純資産価格である。

なお、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額等の支払を投資者に依頼する場合がある。

日本の投資者は取引日の午後３時（日本時間）までに取得の申込みをすることができる。

申込単位は、100口以上１口単位である。

受益証券の取得申込みにあたっては、発行価格の最大3.30%（税抜３％）の申込手数料を課することができる。但し、税率が変更された場合、変更後の税率が申込手数料に課されるものとする。

ただし、管理会社、日本における販売会社が別途合意する場合にはそれに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

投資家は、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払いと引換えに、取引残高報告書または他の通知書を販売取扱会社から受領する。申込金額および申込手数料の支払は、円貨または米ドル貨によるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である販売取扱会社は、ファンドの純資産が１億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。更に、ファンドの方針により、販売することが違法となる投資家に受益証券を販売してはならない。受託会社は、管理会社と協議した上で、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使する予定である。

２【買戻し手続等】

（１）海外における買戻し

取引日における買戻し

受益証券は、以下の規定に従い、当該受益証券の保有者の請求に基づき取引日に買い戻すことができる。

ある取引日に買戻しを行うためには、受益者は、管理会社に対し、取引日の午後２時（ルクセンブルグ時間）までに受領されるよう、買戻通知に記載された住所宛てに買戻通知を送付しなければならない。かかる日時以降に受領された買戻通知は、翌取引日に処理される。受益者は、管理会社により別途同意されない限り、一度提出した買戻通知を取り消すことができない。

受益者は、取引日において１口未満の受益証券を買い戻すことができない。

管理会社は、当該買戻しが他の受益者またはファンドの資産の適切な運用に不利益となると考える場合、買戻請求の全部または一部を拒絶することができる。かかる拒絶がもしなされる場合、該当する受益者に対して速やかに通知される。

買戻価格は、当該取引日直後の評価日において決定される、当該取引日における関連するクラスの受益証券１口当たり純資産価格とする。

受託会社は、通常、買戻代金（送金手数料控除後）を、受益者の指示に従い、当該取引日の５営業日後に米ドルで振込送金する。受益者から支払に関する適切な指示が行われなかった場合、受託会社は、受益者に対し、（自らの絶対的裁量により）適切と判断する方法（ファンドの受益者名簿に記載される受益者の住所（共同で登録されている保有者の場合には、当該名簿に最初に氏名が記載される保有者の住所）宛てに小切手を送付することを含む（ただし、これに限定されない。）。）により、買戻代金を送金することができる。受託会社および管理会社のいずれも、当該手続に従ったことにより生じるいかなる損失についても責任を負わない。当該取引日から買戻しを行った受益者への実際の支払日までの期間について、買戻代金には利息が支払われない。

買戻しの繰越し

いずれかの取引日における買戻請求の総額がファンドの発行済受益証券の１０％（または管理会社が決定するその他の割合）を上回った場合、管理会社は、自らが別途決定しない限り、当該買戻日に買い戻すことのできる受益証券の総口数を当該日における発行済受益証券の１０％（または管理会社が決定するその他の割合）に制限することを選択することができる。かかる場合、買戻請求は按分して減じられ、残りの部分は、翌買戻日に、関連するクラスに関して当該日に受領された一切の買戻請求に優先して買い戻される（かかる権限に従い当該日の買戻しが制限された場合には常に更なる繰越しに従うものとする。）。。

停止

管理会社は、後記「４ 資産管理等の概要（１）資産の評価 純資産価格の計算の停止」に記載される一定の状況において受益証券の買戻しを停止することができる。かかる停止期間中、受益証券の買戻しは一切行われない。

(２) 日本における買戻し

日本の実質的な受益者は、以下の制限に従い、販売取扱会社を通じ日本における営業日の午後３時（日本時間）までに日本における販売会社に通知を行うことにより受益証券の買戻しを請求することができる。受益者が保有するすべての受益証券に関する買戻請求の場合を除き、買戻請求は１口以上１口の整数倍単位で行わなければならない。受益証券の買戻しを希望する投資家は、買戻口数を明記した買戻請求通知を当該買戻日までに販売取扱会社に提出しなければならない。

大量の買戻請求があった場合、上記「（１）海外における買戻し」の「買戻しの繰越し」が適用されることがある。

日本の投資者に対する買戻代金の支払は、通常、国内約定日から起算して日本における４営業日目に行われる。

買戻し手数料は課されない。買戻代金の支払は、口座約款の定めるところに従って販売会社を通じて行い、円貨または米ドル貨により行われるものとする。

３【受益証券の譲渡】

(１) 受益証券の譲渡

以下に記載される規定、本書に規定される規定および管理会社が決定するその他の条件に基づき、受益者は、通常もしくは一般的な形式（または管理事務代行会社が随時承認するあらゆる形式）によ

り自らが保有する受益証券を譲渡することができる。各譲渡証書は、譲渡人またはその代理人および譲受人またはその代理人の署名が付される必要がある。

譲渡に関して、管理会社または管理事務代行会社は、それぞれの絶対的裁量により、譲受人に対して、必要または望ましいとみなすあらゆる情報（管理会社または管理事務代行会社が、関連または適用ある法域の法律規定または政府等の要求もしくは規制または当該時に効力を有する管理会社もしくは管理事務代行会社の方針の遵守を促すために要求されることがある情報または文書を含む。）を必要または望ましいとみなすいずれかの形態で提供するように要求することができる。

受託会社および管理会社は、受託会社または管理会社が譲受人の氏名をトラストの受益者名簿に記入するまで、信託証書の規定に従って行われない譲渡の確認、合意または登録を行わず、また引き続き譲渡人を、すべての点において譲渡の対象となる受益証券に対する権利を有する受益者として取り扱う。

管理会社またはその受託者としての管理事務代行会社のいずれも、当該譲渡契約または販売契約における表明に依拠して同意することにつき責任を負わず、それぞれ全面的に保護される。

（２）強制買戻しおよび譲渡

受託会社は、いつでも、適切とみなす書面による通知を発することにより、当該受益者が保有する受益証券の全部または一部を、当該買戻日に適用ある買戻価格または受託会社が決定するその他の適切な金額で買い戻すことができる。かかる強制買戻しは、以下の状況において実施されることがある。

上記の一般論を阻害することなく、受託会社が、以下の者による受益証券の直接的または実質的保有を認知し、またはこれを確信する理由を有する場合

- （ ）いずれかの国または政府当局の法律または要件に違反する者であり、そのために当該者が受益証券を保有する適格性を失い、その結果、ファンド、受託会社または管理会社が、本来負担せずもしくは被ることのない納税義務もしくは不利益を負いもしくは被る場合
- （ ）適格投資者ではない者、または適格投資者ではない者を代理して受益証券を取得している者
- （ ）ファンドの保管資産、受託会社または管理会社が、本来負担せずまたは被ることのない納税義務を負い、または法律上、金銭上、規制上もしくは重大な経営上の不利を被ると受託会社または管理会社が判断する状況にある者

４【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

純資産価格の計算

受託会社は、各評価日の営業時間終了時におけるファンドの純資産総額およびファンドの受益証券の１口当たり純資産価格を計算し、または適法に選任された計算事務の受託者をして計算させるものとする。

ファンドの純資産総額およびファンドの受益証券の１口当たり純資産価格を計算するにあたり、受託会社（またはその委託を受けた受託者）は、以下の評価方針および手続に従う。

ファンドの資産は、以下を含むものとみなされる。

- （ ）一切の手元現金、預金またはコール資金（その経過利息を含む。）、および発生済みであるが未受領の配当またはその他の分配金
- （ ）一切の投資対象
- （ ）一切の為替手形、請求払手形、約束手形、および受取勘定
- （ ）受託会社により決定されるファンドの初期費用（ただし、当該初期費用が償却されていない場合に限る。）
- （ ）受託会社により随時評価され決定される、ファンドに帰属するその他一切の資産（前払費用を含む。）

ファンドに帰属する債務は、以下を含むものとみなされる。

- （ ）一切の為替手形、手形および買掛金

- () 日々計算される、未払いおよび／または発生済みの一切の費用（既に発生しまたは期限が到来した関連するファンドの投資運用会社に対する業績連動報酬を含む。）
- () その種類および性質を問わず、受託会社の裁量において、公課・費用等の引当金を含むがこれらに限られないファンドに帰属するその他一切の債務（受託会社が決定する偶発債務に関する金額を含む。）

トラストの費用または債務は、受託会社が監査法人と協議の上で公正かつ衡平と決定する期間で償却することができる。

トラストの資産の価値は、以下の通りに決定されるものとする。

- () 額面価格で取得された預金証書およびその他の預金は、その元本金額に、取得日から発生済みの利息を加えた金額で評価されるものとする。
- () ディスカウントまたはプレミアム付の価格で取得された預金証書は、これらに関する通常の取引慣行に基づき評価されるものとする。
- () 宣言されまたは既に発生しかつ未受領の前払費用、現金配当および利息の価値は、その全額とみなされるものとする。ただし、受託会社がかかる費用等が全額支払われまたは受領される可能性が低いと考える場合はこの限りでない。かかる場合、これらの価値は、その真の価値を反映するため、受託会社が適切と考える割引を行った上で決定されるものとする。
- () 金融商品取引所に上場されるか、またはその他の組織化された市場で取引される投資対象は、入手可能な最終価格で評価されるものとする。ただし、金融商品取引所に上場されているものの、当該金融商品取引所の市場外または店頭市場においてプレミアム付またはディスカウントで取得または取引されている投資対象の価値は、当該投資対象の評価日時時点のプレミアムまたはディスカウントの水準を考慮した上で評価されるものとする。
- () 未上場有価証券は、管理会社が適切であると判断する場合、同一または類似の有価証券の直近の取引およびブローカー・ディーラーまたは公認の値付けサービス提供者から入手した評価情報を考慮した上で、管理会社により誠実に決定される公正な市場価格で評価される。
- () 決済会社において扱われもしくはこれを通じて取引されるデリバティブ商品、取引所において扱われるデリバティブ商品、または金融機関を通じて取引されるデリバティブ商品は、当該決済会社、取引所または金融機関により値付けされた直近の公式な決済価格を参照して評価されるものとする。
- () 利付有価証券に発生した一切の利息（ただし、かかる利息が当該有価証券の元本額に含まれている場合を除く。）
- () 上記の評価方法にかかわらず、何らの評価方法も定められていない場合、または受託会社がいずれの評価方法も実行可能または適切ではないと考える場合、受託会社は、関係する管理会社と協議の上で、かかる状況において公平であると受託会社が考える評価方法を誠実に使用する権利を有するものとする。

トラストおよびファンドの年次の監査は監査法人によって行われるものとする。

上記の方針および手続は、純資産総額またはその一部を計算し、また純資産総額を発行済みおよび発行済みとみなされるファンドの受益証券の口数またはファンドの特定のクラスに帰属する受益証券の口数で除する場合に以下が適用されることを前提とする。

- (a) 発行が合意された各受益証券は、発行済みのものとして取り扱われ、発行が合意された受益証券に関して受領されることを受託会社が期待する現金またはその他の資産の価値を含む。
- (b) 管理会社または受託会社が受益証券の買戻しおよび消却を決議しまたは別段に決定したものの、かかる買戻しおよび消却が計算時に実行されていない場合、かかる受益証券は、発行されていないものとして取り扱われ、ファンドの保管資産の純資産総額および受益証券１口当たり純資産価格の計算の目的において無視され、また受託会社は、かかる買戻しおよび消却の結果としてファンドの保管資産から支払われる金額を控除する。ただし、支払われる金額を、買戻しまたは消却が実行されていないために計算することができない場合、上記は適用されない。

- (c) 投資対象の取得または処分に関する契約上の義務が存在するが、かかる取得または処分が当該計算時に完了していない場合、かかる投資対象は、（それぞれ）ファンドの資産に含まれまたは当該資産から除外され、また取得価格の総額または純処分受取金は、かかる取得または処分が適法に完了されている場合と同様に、それぞれ当該資産に含まれまたは当該資産から除外される。
- (d) 純資産総額または受益証券１口当たり純資産価格のすべての計算は、当該計算日以前に発生する所得または利益に係る税金に関して、受託会社が支払義務を負いまたは回収する権利を有する金額を考慮に入れる。
- (e) ファンドの資産から、以下に関する金額（それぞれを「控除金額」といいます。）が控除される。
- () 上記に規定されない発生済みの未払費用
 - () ファンドに関して受託会社または管理会社が行う当該時に未払いの借入総額
 - () 信託証書に基づき資本から支払われるべきまたは支払われるべきであると見積もられる上記に規定されない金額
- (f) 管理会社は、いずれかの投資対象の価値または同一の通貨建ての現金から、外国通貨で支払われるべき債務でありまたは当該債務となる金額を控除することができる。
- (g) 管理会社は、外国通貨建ての価値または金額（投資対象または当座もしくは預金勘定における現金もしくは金額または控除金額のいずれかを問わない。）を、管理会社が、関連あるまたは引渡しの責任を負う可能性のあるプレミアムまたはディスカウントおよび為替費用を考慮し、状況に応じて適切と判断する為替レートで、適切な基準通貨に転換する。
- (h) 管理会社は、当該時の最低市場取引売値または最高市場取引買値であると合理的に判断する価格がそうでなかった場合に、責任を負わない。
- (i) 価格の建値が上記のように入手できない場合、その価値は、管理会社が決定するいずれかの方法で随時決定される。
- (j) 管理会社が上記の評価基準のいずれかが特定の場合または一般的に不適切であると判断する場合、管理会社は、状況に応じて合理的であるとみなすその他の評価基準または評価手続を採用し、または受託会社もしくはいずれかの代理人に対してその採用を指示することができる。

純資産価格の計算の停止

ファンドの受益証券１口当たり純資産価格の決定および／またはファンドの受益証券の発行および／または買戻しは、受託会社の単独の裁量により、次に掲げる期間を含め、いかなる理由に基づいても停止することができる。

- () 通常の休日および週末以外に、ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象が値付けされている金融商品取引所が稼動していない期間、または取引が制限もしくは停止されている期間
- () 受託会社が、緊急事態またはファンドの投資対象の評価もしくは処分が合理的に実行可能ではないか、またはファンドの受益者に重大な不利益を生じると判断する事態が継続している期間
- () ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象の価格もしくは価値、上記の金融商品取引所における現在価値を決定する際に通常用いられている通信媒体が停止している期間、または、その他のいずれかの者にとってファンドが直接的もしくは間接的に保有している投資対象の価格もしくは価値が迅速かつ正確に取得できないと合理的に判断される時
- () 受託会社が管理会社と協議した上で、いずれかの投資対象の換価または取得に伴う資金移動が通常の為替レートで実行できないと判断する期間
- () 受託会社または管理会社が、ファンドに関係する受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社またはその関連会社、子会社もしくは提携会社、またはファンドのその他のサービス提供者に適用されるマネー・ロンダリング防止規制を遵守するために停止が必要と判断する期間

かかる停止期間が一週間を超える見込みである場合、すべての受益者に対して、かかる停止から７日以内に文書で通知が行われ、また、停止が解消された場合も速やかに通知される。

（２）【保管】

日本の投資者に販売される受益証券の契約証書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

（３）【信託期間】

ファンドは、管理会社が受託会社と協議の上、存続期間の延長を決定しない限り、2021年２月26日に終了する。ただし、下記「（５）その他 ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により当該日まで終了する場合を除く。

（４）【計算期間】

ファンドの決算期は毎年２月末日である。

（５）【その他】

ファンドの解散

ファンドは、以下の場合、2021年２月26日より前に終了することがある。

- （ ）ファンドの決議により可決された場合
- （ ）トラストのケイマン諸島における規制ミューチュアル・ファンドとしての当局による免許または他の許可が廃止または改正された場合
- （ ）管理会社との協議を経た受託会社が、その裁量で、ファンドを継続することが現実的でなく、望ましくなく、または受益者の利益に反すると判断した場合
- （ ）受託会社が辞任または管理会社が解任されもしくは辞任した後、適切な代替または後継の受託会社または管理会社を確保できない場合
- （ ）ファンドにより発行された受益証券の口数が30万口を下回った場合において、管理会社が受託会社に対する書面による通知によりファンドを終了させるべき旨を決定した場合

信託証書の変更

受託会社および管理会社は、受益者に対して30日前に通知をすることにより（但し、受益者決議により受益者はこれを放棄することができる。）、一切の目的のために適切または望ましいと思料される方法および範囲で、信託証書の条項を、信託証書に補足証書を付することにより随時改正、変更または追加することができる。ただし、かかる改正、変更もしくは追加は、受益者集会の決議による承認がない限り行われないものとする。改正、変更または追加が、次のいずれかに該当する場合、かかる承認は必要ではない。

- (a) 本法（注）またはケイマン諸島の法のもとに定められたその他の規則の改正によりもたらされた変更を含む法律の一切の改正を履行するため
- (b) 一切のかかる法律の改正の直接的な結果によるもの
- (c) トラストまたはいずれかのサブ・ファンドの名称変更を行うため
- (d) 会計年度年初および終了日付を変更するため、もしくは年間収益配分日付を変更するため
- (e) その他の会計期間の始まりおよび終了する日付を変更、もしくはかかる会計期間に関連する分配日（中間会計期間および中間配分日を含む。）を変更するため
- (f) 管理会社および受託会社が、受益者および潜在受益者の利益となるかもしくはこれら一切の者が一切の重要な不利益を被らないと同意する変更をするため
- (g) 信託証書から不要となった条項を削除するため
- (h) 管理会社および受託会社が解任された場合または辞任を希望もしくは辞任したときにこれらを替えるため
- (i) 明白な誤りを訂正するためにおいてのみ必要とされる場合
- (j) 当局、本法（注）、もしくはトラストが従う他の法、規則の要求を熟考し、従う場合
- (k) 追加のサブ・ファンドを設定する場合

（注）「本法」とは、ケイマン諸島におけるミューチュアル・ファンド法、これに基づく規制、ケイマン規則および／または（文脈に応じて）信託法をいう。

関係法人との契約の更改等に関する手続

保管契約

保管契約は、一当事者が他の当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈される。

同契約は、両当事者が署名した書面による合意がある場合にのみ変更することができる。

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約は、一方当事者が相手方当事者に対して3か月前に書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、ケイマン諸島法により解釈される。

同契約は、書面によって変更される。

投資顧問契約

投資顧問契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈される。

同契約は、両当事者が書面で合意した場合、いつでも変更することができる。

副投資顧問契約

副投資顧問契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈される。

同契約は、両当事者が書面で合意した場合、いつでも変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

５【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければならない。したがって、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し、直接受益権を行使することができない。これら日本の受益者は、販売取扱会社との間の口座約款に基づき、販売取扱会社を通じて受益権を自己のために行使させることができる。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次の通りである。

（ ）分配請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

（ ）買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有する。

（ ）残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

（ ）議決権

信託証書に基づき、各受益証券の受益者は、すべての受益者集会において、一口当たり一議決権を有する。管理会社または受託会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の1以上を有する受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。いずれの受益者集会においても、挙手の場合、（個人の場合には）本人もしくは代理人により出席し、（法人の場合には）適式に授權された代表者もしくは代理人により出席したすべての受益者が、一議決権を有する。投票の場合には、上記の各受益者または代理人により出席している受益者が、保有する受益証券一口につき一議決権を有する。

受益者決議は、受益者集会における挙手による場合、受益者により行使された議決権の75%以上の賛成、または投票が適正に要求された場合、当該投票により行使された議決権の75%以上の賛成により可決される。

特定のクラスの受益者にのみ関係する事項を協議するために、クラスの受益者のための個別の受益者集会を開催することができる。その場合、上記の定めがかかる受益者集会に適用されるものとする。

（２）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（ ）管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

（ ）日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されている。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三浦 健

同 下瀬 伸彦

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第３【ファンドの経理状況】

- a．ファンドの直近２会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第５項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円への換算には、株式会社三菱ＵＦＪ銀行の2020年６月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝107.74円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。
- （注）原文の財務書類には、本ファンドおよび東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドの情報が掲載されているが、日本語の財務書類には本ファンドの情報のみが掲載されている。

１【財務諸表】

【2020年２月29日に終了した会計年度】

（１）【貸借対照表】

東京海上ストラテジック・トラスト
東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション
純資産計算書
2020年２月29日現在

	ファンド		東京海上ストラテジック・トラスト合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円
資産				
投資有価証券（取得原価）（注記２）	15,998,252.47	1,723,652	340,667,076.63	36,703,471
未実現評価益／（損）	1,216,509.08	131,067	16,504,343.83	1,778,178
投資有価証券（時価）（注記２）	17,214,761.55	1,854,718	357,171,420.46	38,481,649
銀行預金（注記２）	633,610.70	68,265	19,816,934.60	2,135,077
ブローカー保有現金（注記２）	660,000.00	71,108	1,889,999.96	203,629
未収利息（注記２）	188,255.45	20,283	4,520,758.74	487,067
受益証券販売未収金	-	-	7,111,200.75	766,161
投資有価証券売却未収金	217,692.42	23,454	217,692.42	23,454
先渡為替取引に係る未実現評価益（注記２、10）	17,698.59	1,907	14,228,965.04	1,533,029
現物為替取引に係る未実現評価損	-	-	26,486.63	2,854
資産合計	18,932,018.71	2,039,736	404,983,458.60	43,632,918
負債				
未払費用（注記３）	(63,088.60)	(6,797)	(660,495.37)	(71,162)
投資有価証券購入未払金	-	-	(5,505,101.93)	(593,120)
受益証券買戻未払金	(30,764.80)	(3,315)	(279,724.81)	(30,138)
先渡為替取引に係る未実現評価損（注記２、10）	(812,560.05)	(87,545)	(17,760,286.81)	(1,913,493)
現物為替取引に係る未実現評価損	-	-	(33,168.17)	(3,574)
負債合計	(906,413.45)	(97,657)	(24,238,777.09)	(2,611,486)
純資産	18,025,605.26	1,942,079	380,744,681.51	41,021,432

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

東京海上ストラテジック・トラスト
東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション
純資産計算書(続き)
2020年2月29日現在

発行済受益証券口数

豪ドルクラス受益証券	-
豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券	-
ブラジル・リアルクラス受益証券	-
ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券	579,248.00口
中国元ヘッジクラス受益証券	225.00口
ユーロクラス受益証券	-
インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券	7,758.00口
日本円クラス受益証券	-
メキシコ・ペソクラス受益証券	-
資源国通貨バスケットクラス受益証券	-
ロシア・ルーブルクラス受益証券	-
トルコ・リラクラス受益証券	-
米ドルクラス受益証券	-
米ドルヘッジクラス受益証券	67,790.00口
米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券	-

米ドル

円

受益証券1口当たり純資産価額

豪ドルクラス受益証券	-	-
豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券	-	-
ブラジル・リアルクラス受益証券	-	-
ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券	17.06	1,838
中国元ヘッジクラス受益証券	116.39	12,540
ユーロクラス受益証券	-	-
インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券	49.99	5,386
日本円クラス受益証券	-	-
メキシコ・ペソクラス受益証券	-	-
資源国通貨バスケットクラス受益証券	-	-
ロシア・ルーブルクラス受益証券	-	-
トルコ・リラクラス受益証券	-	-
米ドルクラス受益証券	-	-
米ドルヘッジクラス受益証券	114.04	12,287
米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券	-	-

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

（２）【損益計算書】

東京海上ストラテジック・トラスト
東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション
損益および純資産変動計算書
2020年２月29日に終了した会計年度

	ファンド		東京海上ストラテジック・トラスト合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円
期首純資産	20,521,171.76	2,210,951	335,267,746.74*	36,121,747
収益				
銀行預金に係る受取利息（注記２）	18,763.15	2,022	165,949.59	17,879
債券に係る受取利息（純額） （注記２）	708,943.65	76,382	13,187,749.63	1,420,848
その他の収益	-	-	182,665.12	19,680
収益合計	727,706.80	78,403	13,536,364.34	1,458,408
費用				
管理事務代行報酬、管理報酬および 保管報酬（注記７）	(24,633.06)	(2,654)	(446,333.06)	(48,088)
代行協会員報酬（注記９）	(9,835.61)	(1,060)	(71,938.88)	(7,751)
販売報酬（注記８）	(98,561.45)	(10,619)	(835,242.16)	(89,989)
当座借越利息	(2,220.13)	(239)	(11,263.27)	(1,214)
投資顧問報酬（注記５）	(137,699.46)	(14,836)	(2,231,084.61)	(240,377)
その他の費用（注記４）	(113,000.99)	(12,175)	(242,175.41)	(26,092)
専門家報酬	(32,819.12)	(3,536)	(51,365.70)	(5,534)
副保管報酬	(2,683.75)	(289)	(17,805.00)	(1,918)
副管理報酬（注記７）	(4,926.71)	(531)	(89,266.85)	(9,618)
受託報酬（注記６）	(10,001.00)	(1,078)	(43,944.39)	(4,735)
費用合計	(436,381.28)	(47,016)	(4,040,419.33)	(435,315)
投資純利益／（損失）	291,325.52	31,387	9,495,945.01	1,023,093
投資に係る実現純利益／（損失） （注記２）	198,873.08	21,427	3,390,827.43	365,328
為替予約および先渡為替取引に係る 実現純利益／（損失）（注記２）	(970,173.79)	(104,527)	(3,938,486.66)	(424,333)
当期に係る実現純利益／（損失）	(771,300.71)	(83,100)	(547,659.23)	(59,005)

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

以下に係る未実現評価益／（損）の増減：

- 投資	1,351,254.21	145,584	15,255,192.19	1,643,594
- 先渡為替取引（注記２）	(858,251.13)	(92,468)	(2,066,046.67)	(222,596)
- その他の資産および負債の為替換算（注記２）	(211.83)	(23)	(120,514.26)	(12,984)
	492,791.25	53,093	13,068,631.26	1,408,014
運用による純資産の純増加／（減少）額	12,816.06	1,381	22,016,917.04	2,372,103

* 期首残高は、2020年２月29日現在の為替レートを使用して合算された。当該純資産を2019年２月28日現在の為替レートを使用して合算した場合の金額は325,499,067.10米ドルであった。

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

東京海上ストラテジック・トラスト
東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション
損益および純資産変動計算書(続き)
2020年2月29日に終了した会計年度

	ファンド		東京海上ストラテジック・トラスト合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円
販売				
豪ドルクラス受益証券	-	-	417,188.15	44,948
豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券	-	-	3,779,051.00	407,155
ブラジル・リアルクラス受益証券	-	-	463,542.39	49,942
ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券	796,538.00	85,819	796,538.00	85,819
ユーロクラス受益証券	-	-	6,489.59	699
日本円クラス受益証券	-	-	1,619,617.11	174,498
メキシコ・ペソクラス受益証券	-	-	2,614,379.08	281,673
資源国通貨バスケットクラス受益証券	-	-	34,302.14	3,696
ロシア・ルーブルクラス受益証券	-	-	467,250.73	50,342
トルコ・リラクラス受益証券	-	-	36,915,588.93	3,977,286
米ドルクラス受益証券	-	-	11,799,471.56	1,271,275
米ドルヘッジクラス受益証券	739,137.30	79,635	739,137.30	79,635
米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券	-	-	28,439,560.80	3,064,078
買戻				
豪ドルクラス受益証券	-	-	(1,511,148.19)	(162,811)
豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券	-	-	(3,900,244.35)	(420,212)
ブラジル・リアルクラス受益証券	-	-	(3,073,286.05)	(331,116)
ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券	(1,069,115.19)	(115,186)	(1,069,115.19)	(115,186)
ユーロクラス受益証券	-	-	(55,625.09)	(5,993)
インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券	(44,005.50)	(4,741)	(44,005.50)	(4,741)
日本円クラス受益証券	-	-	(9,284,754.09)	(1,000,339)
メキシコ・ペソクラス受益証券	-	-	(310,573.40)	(33,461)
資源国通貨バスケットクラス受益証券	-	-	(57,479.26)	(6,193)
ロシア・ルーブルクラス受益証券	-	-	(1,479,627.31)	(159,415)
トルコ・リラクラス受益証券	-	-	(222,500.35)	(23,972)
米ドルクラス受益証券	-	-	(660,547.91)	(71,167)
米ドルヘッジクラス受益証券	(850,102.26)	(91,590)	(850,102.26)	(91,590)
米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券	-	-	(6,088,657.77)	(655,992)

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

東京海上ストラテジック・トラスト
東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション
損益および純資産変動計算書（続き）
2020年２月29日に終了した会計年度

	ファンド		東京海上ストラテジック・トラスト合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円
分配金（注記11）				
豪ドルクラス受益証券	-	-	(1,512,028.16)	(162,906)
豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券	-	-	(1,804,553.88)	(194,423)
ブラジル・リアルクラス受益証券	-	-	(4,109,615.70)	(442,770)
ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券	(1,791,541.36)	(193,021)	(1,791,541.36)	(193,021)
中国元ヘッジクラス受益証券	(675.00)	(73)	(675.00)	(73)
ユーロクラス受益証券	-	-	(12,904.98)	(1,390)
インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券	(61,257.60)	(6,600)	(61,257.60)	(6,600)
日本円クラス受益証券	-	-	(5,692,330.26)	(613,292)
メキシコ・ペソクラス受益証券	-	-	(736,833.83)	(79,386)
資源国通貨バスケットクラス受益証券	-	-	(112,910.34)	(12,165)
ロシア・ルーブルクラス受益証券	-	-	(1,127,161.48)	(121,440)
トルコ・リラクラス受益証券	-	-	(9,710,097.56)	(1,046,166)
米ドルクラス受益証券	-	-	(2,186,620.98)	(235,587)
米ドルヘッジクラス受益証券	(227,360.95)	(24,496)	(227,360.95)	(24,496)
米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券	-	-	(6,938,540.25)	(747,558)
	(2,508,382.56)	(270,253)	23,460,017.73	2,527,582
期末純資産	18,025,605.26	1,942,079	380,744,681.51	41,021,432

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

東京海上ストラテジック・トラスト
東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション
受益証券口数の変動（未監査）

2020年２月29日に 2019年２月28日に 2018年２月28日に
終了した会計年度 終了した会計年度 終了した会計年度

ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券

期首現在の発行済受益証券口数	594,525.00	576,095.00	1,691,341.00
販売口数	39,700.00	102,350.00	285,340.00
買戻口数	(54,977.00)	(83,920.00)	(1,400,586.00)
期末現在の発行済受益証券口数	579,248.00	594,525.00	576,095.00

中国元ヘッジクラス受益証券

期首現在の発行済受益証券口数	225.00	225.00	325.00
販売口数	-	-	-
買戻口数	-	-	(100.00)
期末現在の発行済受益証券口数	225.00	225.00	225.00

インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券

期首現在の発行済受益証券口数	8,608.00	10,790.00	13,290.00
販売口数	-	-	-
買戻口数	(850.00)	(2,182.00)	(2,500.00)
期末現在の発行済受益証券口数	7,758.00	8,608.00	10,790.00

米ドルヘッジクラス受益証券

期首現在の発行済受益証券口数	68,785.00	81,619.00	98,469.00
販売口数	6,670.00	5,160.00	7,168.00
買戻口数	(7,665.00)	(17,994.00)	(24,018.00)
期末現在の発行済受益証券口数	67,790.00	68,785.00	81,619.00

東京海上ストラテジック・トラスト
東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション
統計情報（未監査）

2020年２月29日に 2019年２月28日に 2018年２月28日に
終了した会計年度 終了した会計年度 終了した会計年度

ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券
（米ドル表示）

期末現在の受益証券１口当たり純資産価額	17.06	21.36	29.52
純資産	9,880,907.99	12,699,413.14	17,006,322.42

中国元ヘッジクラス受益証券（米ドル表示）

期末現在の受益証券１口当たり純資産価額	116.39	112.90	119.05
純資産	26,187.13	25,402.25	26,785.62

インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券
（米ドル表示）

期末現在の受益証券１口当たり純資産価額	49.99	51.19	55.92
純資産	387,850.72	440,603.58	603,409.99

米ドルヘッジクラス受益証券（米ドル表示）

期末現在の受益証券１口当たり純資産価額	114.04	106.94	107.55
純資産	7,730,659.42	7,355,752.79	8,777,827.32

[次へ](#)

東京海上ストラテジック・トラスト

財務書類に対する注記

2020年２月29日現在

注記１ 概要

東京海上ストラテジック・トラスト（以下「トラスト」という。）は、ケイマン諸島の法律に基づき、ＣＩＢＣバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とルクセンブルク三菱ＵＦＪインベスターサービス銀行Ｓ．Ａ．（以下「管理会社」という。）の間で締結された2010年５月21日付の信託証書により設立されたアンプレラ型投資信託である。

2020年２月29日現在のトラストのファンドおよびクラスは、以下のとおりである。

- 東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セクション
 - ・ブラジル・レアルヘッジクラス受益証券
 - ・中国元ヘッジクラス受益証券
 - ・インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券
 - ・米ドルヘッジクラス受益証券

ファンドの投資目的は主に、日系の発行体が日本国内外で発行した政府債、社債、優先出資証券、譲渡性預金証書（ＣＤ）およびコマーシャルペーパー（ＣＰ）（以下「投資対象証券」と総称する。）への投資を通じて、安定的なインカムゲインを得るとともに、中長期的なファンド資産の増加を追求することである。

ファンドは主に投資対象証券に投資する予定である。しかしファンドは、主にファンドの流動性を確保する目的で、日系の発行体以外が発行した短期金融商品、国債、地方債または政府保証債を一時的に取得することがある。この場合、投資対象証券への投資比率が低下する可能性がある。また、ファンドは、発行体の信用リスクを低減するために、特定の発行体に対する集中投資は行わず、分散投資を予定している。

ファンドは主に、以下の為替取引を締結する。

- (a) 米ドル以外の通貨建て資産について、副投資顧問会社は主に、先渡為替取引、ノン・デリバブル・フォワード（以下「ＮＤＦ」という。）を使用して、米ドル以外の通貨建て資産をすべて米ドルにヘッジする。
- (b) 米ドル建て資産、ならびに上記（a）に従い米ドルにヘッジされているため事実上の米ドル建て資産で、ブラジル・レアルヘッジクラス受益証券、中国元ヘッジクラス受益証券およびインドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券（各「取引対象クラス」）に帰属する資産について、投資顧問会社は主に、米ドルおよび対象の取引対象通貨間の金利差異を考慮の上、先渡為替取引およびＮＤＦ等を使用して、米ドルのエクスポージャーを、以下の取引対象クラスに関する為替取引により対象の取引対象通貨へヘッジする。

(i) ブラジル・レアルヘッジクラス受益証券

投資顧問会社は、ブラジル・レアルの対米ドル換算レートの変動を反映するよう、ブラジル・レアルヘッジクラス受益証券について為替取引を締結する。

（ ）中国元ヘッジクラス受益証券

投資顧問会社は、中国元の対米ドル換算レートの変動を反映するよう、中国元ヘッジクラス受益証券について為替取引を締結する。

（ ）インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券

投資顧問会社はインドネシア・ルピアの対米ドル換算レートの変動を反映するため、インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券について為替取引を締結する。

通常、適切な取引対象通貨が対米ドル高である場合、対象の取引対象クラスに為替差益が生じると見込まれ、取引対象通貨が対米ドル安である場合、対象の取引対象クラスに為替差損が生じると見込まれる。通常、米ドルより高金利の短期金利付通貨にヘッジされる米ドルヘッジクラス受益証券以外のクラスは、為替取引によるプレミアムによる利益を得ると見込まれるが、米ドルより低金利の短期金利付通貨にヘッジされる米ドルヘッジクラス受益証券以外のクラスは、為替取引によるコストを負担すると見込まれる。

- 東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド

- ・豪ドルクラス受益証券
- ・豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券
- ・ブラジル・レアルクラス受益証券
- ・ユーロクラス受益証券
- ・日本円クラス受益証券
- ・メキシコ・ペソクラス受益証券
- ・資源国通貨バスケットクラス受益証券
- ・ロシア・ルーブルクラス受益証券
- ・トルコ・リラクラス受益証券
- ・米ドルクラス受益証券
- ・米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券

ファンドの投資目的は主に、世界の金融機関が発行した主にハイブリッド有価証券（以下「ハイブリッド証券」という。）への投資を通じて、安定したインカムゲインを得るとともに、中長期的なファンド資産の増加を追求することである。

ファンドは取得時に、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）によりBaa3以上、またはスタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（以下「スタンダード・アンド・プアーズ」という。）によりBBB-以上に格付けされた有価証券、あるいはフィッチ・レーティングスまたは投資顧問会社と協議の上で副投資顧問会社が選定した他の格付機関によりそれに相当する長期格付を得た有価証券に投資する。格付けのない有価証券への投資は、投資顧問会社との協議の上で副投資顧問会社が、Baa3またはBBB-に相当すると判断した有価証券に制限される。

ハイブリッド証券への投資に加えて、ファンドは、主にファンドの流動性を確保する目的で、短期金融商品、世界の金融機関が発行した社債、国債、地方債または政府保証債を一時的に取得することがある。この場合、ハイブリッド証券への投資比率が低下する可能性がある。また、ファンドは、発行体の信用リスクを低減するために、特定の発行体に対する集中投資は行わず、分散投資を予定している。

ファンドは主に、以下の為替取引を締結する。

- (a) 米ドル以外の通貨建て資産について、副投資顧問会社は主に、先渡為替取引、NDFおよび類似するデリバティブを使用して、米ドル以外の通貨建て資産をすべて米ドルにヘッジする。副投資顧問会社は、米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券に関して、これらの為替取引により為替リスクを軽減する。

(b) 米ドル建て資産、ならびに上記(a)に従い米ドルにヘッジされているため事実上の米ドル建て資産で、それぞれ豪ドルクラス受益証券、豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券、ブラジル・リアルクラス受益証券、ユーロクラス受益証券、日本円クラス受益証券、メキシコ・ペソクラス受益証券、ロシア・ルーブルクラス受益証券、トルコ・リラクラス受益証券および資源国通貨バスケットクラス受益証券に帰属する資産について、投資顧問会社は主に、米ドルおよび対象の取引対象通貨間の金利差異を考慮の上、為替リスクを軽減するために先渡為替取引、NDFおよび類似デリバティブを使用して、米ドルのエクスポージャーを、対象の米ドルを売却し、対象の取引対象通貨を買入することによりこれらクラスに関する為替取引により対象の取引対象通貨へヘッジする。

() 豪ドルクラス受益証券

投資顧問会社は、豪ドルの対日本円換算レートの変動を反映するよう、豪ドルクラス受益証券について為替取引を締結する。

() 豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券

投資顧問会社は、米ドルの対豪ドル為替エクスポージャーを軽減するため、豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券について為替取引を締結する。

() 資源国通貨バスケットクラス受益証券

投資顧問会社は、ブラジル・リアル、豪ドルおよび南アフリカ・ランドの対日本円換算レートの変動を反映するよう、資源国通貨バスケットクラス受益証券について為替取引を締結する。各通貨に対するエクスポージャーは当該クラス受益証券の純資産の約3分の1になるよう予定している。

() ブラジル・リアルクラス受益証券

投資顧問会社は、ブラジル・リアルの対日本円換算レートの変動を反映するよう、ブラジル・リアルクラス受益証券について為替取引を締結する。

() ユーロクラス受益証券

投資顧問会社は、ユーロの対日本円換算レートの変動を反映するよう、ユーロクラス受益証券について為替取引を締結する。

() 日本円クラス受益証券

投資顧問会社は、米ドルの対日本円為替エクスポージャーを軽減するため、日本円クラス受益証券について為替取引を締結する。

() メキシコ・ペソクラス受益証券

投資顧問会社は、メキシコ・ペソの対日本円為替エクスポージャーを軽減するため、メキシコ・ペソクラス受益証券について為替取引を締結する。

() ロシア・ルーブルクラス受益証券

投資顧問会社は、ロシア・ルーブルの対日本円為替エクスポージャーを軽減するため、ロシア・ルーブルクラス受益証券について為替取引を締結する。

() トルコ・リラクラス受益証券

投資顧問会社は、トルコ・リラの対日本円為替エクスポージャーを軽減するため、トルコ・リラクラス受益証券について為替取引を締結する。

ファンドは上記のとおり米ドルに対してヘッジされ、豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券については豪ドルに対してもヘッジされている。ファンドには米ドルの豪ドルに対する変動エクスポージャーを低減する意図がある。しかし、米ドルによるエクスポージャーを完全に排除できないため、米ドルの変動にさらされることがある。さらに、豪ドル参照金利が米ドル参照金利より低い場合、金利の差異に相当する金額が為替取引によるコストとなる。

為替レートは、金利の変動、政府、中央銀行または国際通貨基金などの国際機関による介入（または介入の失敗）、あるいは通貨管理の発動その他の政治情勢など様々な理由により、短期間で大幅に変動することがある。その結果、ファンドの外貨建債券への投資のリターンは減少する可能性がある。

豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券および米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券に関して、受益証券が日本円で販売されている場合、受益者が受益証券を買い戻すにあたり、円貨受取額は、豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券および米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券の純資産がそれぞれ、豪ドル建てまたは米ドル建てで計算されているため、日本円と豪ドルとのまたは米ドルとの為替レートの変動により、受益者による投資円貨額を下回ることがある。

注記２ 重要な会計方針の要約

財務書類の表示

本財務書類は投資ファンドに適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められている会計原則に準拠して表示されている。

トラストの結合財務書類は米ドルで表示され、ファンドの財務書類は各ファンドの通貨で維持される。結合純資産計算書ならびに結合損益および純資産変動計算書は、期末日現在の実勢為替レートで換算された各ファンドの純資産計算書ならびに損益および純資産変動計算書の合計である。

2020年２月29日現在、トラストの本財務書類は以下のとおり作成されている。

現金および現金同等物

現金および現金同等物は、当座預金に含まれる現金から成る。

投資の評価

トラストの資産の評価は、以下のとおりである。

証券取引所に上場されている、またはその他の組織的な市場で売買されている投資有価証券は、直近の入手可能な価額で評価されるものとする。ただし、証券取引所に上場されているが、当該証券取引所外または店頭市場においてプレミアム価額または割引価額で取得または売買された投資有価証券は、当該投資有価証券の評価日現在のプレミアムまたは割引の水準を考慮して評価されるものとする。

非上場有価証券は、同一または類似の有価証券の最近の取引、ブローカー・ディーラーまたは広く認められている相場情報提供サービスから入手した評価情報など管理会社が適切とみなす情報を考慮して、管理会社が誠実に算定した時価で評価される。

有価証券の売却に係る実現純利益／（損失）

有価証券の売却に係る実現純利益／（損失）は、売却した有価証券の平均原価に基づいて算定される。

有価証券取引は約定日に会計処理される。

有価証券の売買

投資有価証券は約定日基準で計上される。オプションおよび先物に係る実現損益は、平均原価法を使用して算定される。債券に係る実現損益は、平均原価法を使用して算定される。

為替取引

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドおよび東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションの参照通貨はそれぞれ日本円および米ドルである。

外貨建資産および負債は、決算日現在の実勢為替レートで換算される。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益および純資産変動計算書に含まれる。

2020年２月29日現在において適用される為替レートは、以下のとおりである。

１米ドル	1.550989	豪ドル
１米ドル	4.511650	ブラジル・リアル
１米ドル	6.990000	人民元
１米ドル	0.910374	ユーロ
１米ドル	0.782901	英ポンド
１米ドル	14,347.500000	インドネシア・ルピア
１米ドル	107.865000	日本円
１米ドル	19.796500	メキシコ・ペソ
１米ドル	67.200000	ロシア・ルーブル
１米ドル	6.249250	トルコ・リラ
１米ドル	15.731500	南アフリカ・ランド
１日本円	0.009271	米ドル
１日本円	0.007258	英ポンド
１日本円	0.008440	ユーロ
１日本円	0.014379	豪ドル

先渡為替取引の評価

先渡為替取引は、契約期間に適用される先渡為替レートを参照して、決算日に評価される。未決済の先渡為替取引に係る未実現評価損益は、契約上の為替レートと取引決済用のレートとの差額として計算される。これらの取引に係る実現損益および未実現評価純損益の増減は損益および純資産変動計算書に開示される。当初証拠金はブローカーに保有され、純資産計算書の「ブローカー保有現金」または「ブローカー借越」として開示されている。

税金

トラストは、ケイマン諸島の信託法（2009年改正）第81条に準拠して、トラストの設定日より50年間にわたり、トラストの設定後に制定された、利益あるいは資本的資産、キャピタル・ゲインまたは評価益に係る何らかの税金、もしくは遺産税または相続税の性質を有する税金を課すケイマン諸島の法律は、トラストを構成する資産またはトラストにおいて発生した利益に対して、あるいはかかる資産または利益に関して受託会社または受益者に対して適用されないものとする保証をケイマン諸島内閣長官より得ている。ケイマン諸島において、受益証券の移転または買戻時に印紙税は課されない。

トラストは、法人税等の会計処理に係る公式ガイダンスを遵守している。このガイダンスでは、測定が行われ、財務書類において認識される前に事業体が取ると予想される法人税等のポジションの不確実性についての会計処理に関連して、税務ポジションが満たさなければならない最低認識基準を規定している。投資顧問会社は、すべての未確定の税務年度（運用開始日以降）におけるあらゆる税務管轄地域の法人税等申告書においてトラストが取ると税務ポジションを分析し、トラストの財務書類において法人税等引当金の必要はないと結論付けた。投資顧問会社は、今後12ヶ月間に発生する可能性が高く、トラストの未認識の税務上の利益または負債の金額が大幅に増減することになる事象を認識していない。

トラストが実現した一部の受取配当金および一部のキャピタル・ゲイン収益は、その発生した管轄地域の法人税または源泉徴収税を課される場合がある。

収益認識

受取利息は、発生主義で認識される。

注記３ 未払費用

	東京海上Roggeニッポン・ bond・ファンド・カレン シー・セレクション 米ドル	東京海上Roggeグローバル・ ハイブリッド・ セキュリティーズ・ファンド 日本円
管理事務代行報酬、管理報酬 および保管報酬（注記７）	3,764.10	7,883,743
代行協会員報酬（注記９）	1,487.50	1,165,030
販売報酬（注記８）	15,067.33	13,817,154
投資顧問報酬（注記５）	20,807.90	38,854,882
その他の報酬	1,711.62	185,112
専門家報酬	17,879.67	329,800
副管理報酬（注記７）	752.84	1,576,758
受託報酬（注記６）	1,617.64	626,802
合計	63,088.60	64,439,281

注記４ その他の費用

	東京海上Roggeニッポン・ ボンド・ファンド・カレン シー・セレクション 米ドル	東京海上Roggeグローバル・ ハイブリッド・ セキュリティーズ・ファンド 日本円
ケイマン諸島年間報酬	3,967.38	436,115
弁護士費用	25,376.84	2,509,134
立替経費	5,939.80	644,675
印刷費	51,205.38	5,982,766
登録費用	91.00	10,022
報告書作成費用	840.90	92,146
報告費用	25,579.69	4,258,541
合計	113,000.99	13,933,399

注記５ 投資顧問報酬

東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション：

ファンドに適用される投資顧問報酬は、純資産価額の年率0.70%である。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

副投資顧問会社は、投資顧問会社の資産から純資産価額の年率0.42%の報酬を投資顧問会社より受け取る権利を有している。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド：

投資顧問会社は、以下のクラスに帰属するファンドの預託資産から純資産価額当たりの年率で報酬を受け取る権利を有している。

・豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券	0.797%
・豪ドルクラス受益証券	0.517%
・資源国通貨バスケットクラス受益証券	0.517%
・ブラジル・レアルクラス受益証券	0.517%
・ユーロクラス受益証券	0.517%
・日本円クラス受益証券	0.517%
・メキシコ・ペソクラス受益証券	0.517%
・ロシア・ルーブルクラス受益証券	0.517%
・トルコ・リラクラス受益証券	0.517%
・米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券	0.797%
・米ドルクラス受益証券	0.517%

副投資顧問会社は、投資顧問会社の資産から純資産価額の年率0.4782%の報酬を投資顧問会社より受け取る権利を有している。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

注記６ 受託報酬

受託会社は、自己勘定に関して受託報酬を受け取る権利を有している。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。各ファンドに適用される受託報酬は、かかるファンドの純資産価額の年率0.01％であり、最低報酬額は１ファンドにつき年間10,000米ドルである。また、受託会社は、その債務の履行において適切に生じたすべての立替経費を各ファンドから受け取る権利を有している。

注記７ 管理事務代行報酬、管理報酬および保管報酬ならびに副管理報酬

管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。適用されるこれらの報酬はファンドの純資産価額の0.15％（管理会社：0.125％、副管理会社：0.025％）である。管理会社はまた、提供したサービスに関連して合理的に生じたすべての立替経費を各ファンドから受け取る権利も有している。

注記８ 販売報酬

東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション：

適用される販売報酬は、ファンドの純資産価額の年率0.50％である。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド：

適用される販売報酬は、豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券および米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券に帰属するファンドの純資産価額の年率0.593％である。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

注記９ 代行協会員報酬

東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション：

適用される代行協会員報酬は、ファンドの純資産価額の年率0.05％である。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド：

適用される代行協会員報酬は、豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券および米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券に帰属するファンドの純資産価額の年率0.05％である。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

注記10 2020年2月29日現在の先渡為替取引の明細

東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション：

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 米ドル	取引相手
02/26/2020	03/10/2020	米ドル	62,316.24	日本円	6,874,595	1,456.89	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー、ロンドン
01/17/2020	03/10/2020	米ドル	70,000.00	日本円	7,689,061	1,328.63	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー、ロンドン
12/18/2019	03/10/2020	ユーロ	42,000.00	米ドル	47,030.63	863.43	UBS AG、ロンドン
12/04/2019	03/10/2020	英ポンド	24,000.00	米ドル	31,517.04	852.03	HSBCバンクPLC、ロンドン
02/26/2020	03/10/2020	米ドル	75,543.77	ユーロ	69,400.00	742.03	パークレイズ・バンクPLC、ロンドン
12/04/2019	03/10/2020	ユーロ	27,400.00	米ドル	30,621.50	502.90	パークレイズ・バンクPLC、ロンドン
02/26/2020	05/19/2020	英ポンド	24,000.00	米ドル	31,129.68	412.07	HSBCバンクPLC、ロンドン
合計						6,157.98	

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価損 米ドル	取引相手
02/26/2020	05/19/2020	日本円	6,874,595	米ドル	62,551.24	(1,452.57)	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー、ロンドン
02/26/2020	05/19/2020	ユーロ	69,400.00	米ドル	75,860.13	(735.62)	パークレイズ・バンクPLC、ロンドン
01/20/2020	03/10/2020	日本円	3,000,000	米ドル	27,295.20	(534.71)	HSBCバンクPLC、ロンドン
01/24/2020	03/10/2020	日本円	3,500,000	米ドル	31,999.40	(468.83)	HSBCバンクPLC、ロンドン
02/26/2020	03/10/2020	米ドル	31,073.28	英ポンド	24,000.00	(408.27)	HSBCバンクPLC、ロンドン
12/04/2019	03/10/2020	日本円	8,063,656	米ドル	74,652.40	(151.21)	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー、ロンドン
合計						(3,751.21)	

東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション-ブラジル・リアルヘッジクラス
受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 米ドル	取引相手
02/13/2020	03/11/2020	ブラジル・リアル	1,096,000.00	米ドル	252,954.21	10,235.23	JP モルガン・チェース、東京
合計						10,235.23	

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価損 米ドル	取引相手
01/16/2020	03/11/2020	米ドル	10,902,500.00	ブラジル・リアル	45,673,843.25	(787,619.68)	JP モルガン・チェース、東京
合計						(787,619.68)	

東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション-中国元ヘッジクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価損 米ドル	取引相手
01/16/2020	03/11/2020	米ドル	26,140.00	中国元	180,264.84	(355.91)	JP モルガン・チェース、東京
合計						(355.91)	

東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション-インドネシア・ルピアヘッジ ラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 米ドル	取引相手
02/13/2020	03/11/2020	インドネシア・ルピア	424,297,000.00	米ドル	30,844.50	1,305.38	JP モルガン・チェース、東京
合計						1,305.38	

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価損 米ドル	取引相手
01/16/2020	03/11/2020	米ドル	438,200.00	インドネシア・ルピア	5,995,014,200.00	(20,833.25)	JP モルガン・チェース、東京
合計						(20,833.25)	

2020年2月29日現在、当該契約に係る未実現評価益は17,698.59米ドルで、当該契約に係る未実現評価損は812,560.05米ドルである。これらは純資産計算書に開示されている。

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド：

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 日本円	取引相手
12/04/2019	03/10/2020	英ポンド	21,998,373.48	日本円	3,136,061,678	106,138,356	パークレイズ・バンクPLC、ロンドン
02/26/2020	05/19/2020	英ポンド	18,737,978.41	日本円	2,677,095,341	101,131,483	パークレイズ・バンクPLC、ロンドン
12/04/2019	03/10/2020	ユーロ	24,112,012.98	日本円	2,931,924,628	74,813,411	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー、ロンドン
02/26/2020	03/10/2020	米ドル	24,263,427.86	日本円	2,686,120,122	70,580,724	パークレイズ・バンクPLC、ロンドン
12/04/2019	03/10/2020	ユーロ	24,112,012.98	日本円	2,925,266,160	68,154,943	UBS AG、ロンドン
12/04/2019	03/10/2020	ユーロ	24,112,012.98	日本円	2,924,460,030	67,348,813	JPモルガン証券、ロンドン
12/04/2019	03/10/2020	ユーロ	24,112,012.98	日本円	2,924,187,825	67,076,608	HSBCバンクPLC、ロンドン
02/26/2020	03/10/2020	米ドル	24,609,877.75	日本円	2,705,223,525	52,337,659	JPモルガン証券、ロンドン
02/26/2020	03/10/2020	米ドル	24,610,736.86	日本円	2,705,223,517	52,245,041	UBS AG、ロンドン
02/26/2020	03/10/2020	米ドル	24,613,449.85	日本円	2,705,223,508	51,952,578	HSBCバンクPLC、ロンドン
02/26/2020	03/10/2020	米ドル	24,615,432.60	日本円	2,705,223,518	51,738,853	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー、ロンドン
02/26/2020	05/19/2020	ユーロ	22,608,318.12	日本円	2,722,368,928	42,245,152	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー、ロンドン
02/26/2020	05/19/2020	ユーロ	22,608,318.12	日本円	2,722,130,399	42,006,623	HSBCバンクPLC、ロンドン
02/26/2020	05/19/2020	ユーロ	22,608,318.12	日本円	2,721,831,585	41,707,809	UBS AG、ロンドン
02/26/2020	05/19/2020	ユーロ	22,608,318.13	日本円	2,721,405,796	41,282,019	JPモルガン証券、ロンドン
01/15/2020	03/10/2020	豪ドル	1,470,000.00	日本円	111,606,754	9,410,451	HSBCバンクPLC、ロンドン
02/21/2020	03/10/2020	米ドル	1,976,924.03	日本円	221,485,436	8,377,762	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー、ロンドン
12/04/2019	03/10/2020	豪ドル	1,683,616.57	日本円	125,324,105	8,276,902	パークレイズ・バンクPLC、ロンドン
02/19/2020	03/10/2020	米ドル	3,619,555.84	日本円	398,257,460	8,078,011	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー、ロンドン
02/26/2020	03/10/2020	米ドル	3,130,712.92	日本円	345,495,987	8,012,634	パークレイズ・バンクPLC、ロンドン
02/05/2020	03/10/2020	米ドル	2,981,000.00	日本円	326,427,431	5,082,772	パークレイズ・バンクPLC、ロンドン
02/28/2020	05/19/2020	ユーロ	1,522,000.00	日本円	185,441,217	5,014,333	JPモルガン証券、ロンドン

02/06/2020	03/10/2020	米ドル	2,685,373.19	日本円	294,273,796	4,796,999	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー、ロンドン
01/23/2020	03/10/2020	英ポンド	684,000.00	日本円	98,818,705	4,608,669	JPモルガン証券、ロンドン
12/23/2019	03/10/2020	米ドル	1,972,220.34	日本円	216,518,805	3,918,177	パークレイズ・バンクPLC、ロンドン
12/18/2019	03/10/2020	ユーロ	927,220.57	日本円	113,000,001	3,130,605	UBS AG、ロンドン
02/26/2020	05/19/2020	豪ドル	975,616.57	日本円	70,762,961	3,085,029	パークレイズ・バンクPLC、ロンドン
01/08/2020	03/10/2020	英ポンド	539,000.00	日本円	76,757,501	2,518,891	HSBCバンクPLC、ロンドン
01/23/2020	03/10/2020	ユーロ	551,000.00	日本円	67,295,454	2,005,663	JPモルガン証券、ロンドン
02/26/2020	03/10/2020	米ドル	641,724.38	日本円	70,970,382	1,794,031	パークレイズ・バンクPLC、ロンドン
12/18/2019	03/10/2020	ユーロ	444,000.00	日本円	54,388,170	1,777,159	UBS AG、ロンドン
01/20/2020	03/10/2020	米ドル	670,162.35	日本円	73,900,013	1,658,117	HSBCバンクPLC、ロンドン
12/06/2019	03/10/2020	米ドル	1,778,196.78	日本円	193,142,197	1,456,844	パークレイズ・バンクPLC、ロンドン
01/20/2020	03/10/2020	米ドル	355,840.90	日本円	39,116,529	757,732	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー、ロンドン
01/23/2020	03/10/2020	米ドル	453,664.53	日本円	49,600,479	696,529	JPモルガン証券、ロンドン
01/08/2020	03/10/2020	米ドル	1,076,646.00	日本円	116,400,114	340,254	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー、ロンドン
01/23/2020	03/10/2020	米ドル	187,602.54	日本円	20,510,118	287,014	HSBCバンクPLC、ロンドン
01/23/2020	03/10/2020	米ドル	185,895.47	日本円	20,322,487	283,401	パークレイズ・バンクPLC、ロンドン
01/06/2020	03/10/2020	日本円	107,664,601	米ドル	1,000,000.00	133,003	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー、ロンドン
01/08/2020	03/10/2020	米ドル	341,354.00	日本円	36,904,875	107,732	パークレイズ・バンクPLC、ロンドン
合計						1,016,368,786	

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価損 日本円	取引相手
02/26/2020	03/10/2020	日本円	2,686,120,137	英ポンド	18,737,978.41	(105,263,973)	パークレイズ・バンクPLC、ロンドン
02/26/2020	05/19/2020	日本円	2,722,368,912	米ドル	24,718,483.58	(67,382,798)	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー、ロンドン
02/26/2020	05/19/2020	日本円	2,722,130,373	米ドル	24,716,317.70	(67,376,894)	HSBCバンクPLC、ロンドン
02/26/2020	05/19/2020	日本円	2,721,831,577	米ドル	24,713,604.70	(67,369,498)	UBS AG、ロンドン
02/26/2020	05/19/2020	日本円	2,721,405,794	米ドル	24,709,738.69	(67,358,959)	JPモルガン証券、ロンドン
02/26/2020	05/19/2020	日本円	2,677,095,306	米ドル	24,307,409.65	(66,262,207)	パークレイズ・バンクPLC、ロンドン
12/04/2019	03/10/2020	日本円	2,931,924,602	米ドル	26,944,123.22	(27,412,666)	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー、ロンドン
02/26/2020	03/10/2020	日本円	2,705,223,536	ユーロ	22,608,318.13	(26,290,036)	JPモルガン証券、ロンドン
02/26/2020	03/10/2020	日本円	2,705,223,535	ユーロ	22,608,318.12	(26,290,036)	UBS AG、ロンドン
02/26/2020	03/10/2020	日本円	2,705,223,535	ユーロ	22,608,318.12	(26,290,036)	UBS AG、ロンドン
02/26/2020	03/10/2020	日本円	2,705,223,535	ユーロ	22,608,318.12	(26,290,036)	UBS AG、ロンドン
12/04/2019	03/10/2020	日本円	3,136,061,639	米ドル	28,891,814.59	(21,593,240)	パークレイズ・バンクPLC、ロンドン
12/04/2019	03/10/2020	日本円	2,925,266,126	米ドル	26,949,804.01	(20,141,815)	UBS AG、ロンドン
12/04/2019	03/10/2020	日本円	2,924,460,017	米ドル	26,942,377.51	(20,136,265)	JPモルガン証券、ロンドン
12/04/2019	03/10/2020	日本円	2,924,187,824	米ドル	26,939,869.86	(20,134,390)	HSBCバンクPLC、ロンドン

02/26/2020	05/19/2020	日本円	345,495,981	米ドル	3,142,622.81	(7,950,197)	パークレイズ・バンクPLC、ロンドン
12/23/2019	03/10/2020	日本円	216,518,805	英ポンド	1,516,000.00	(7,714,106)	パークレイズ・バンクPLC、ロンドン
12/06/2019	03/10/2020	日本円	230,000,003	英ポンド	1,617,395.07	(7,229,758)	パークレイズ・バンクPLC、ロンドン
12/06/2019	03/10/2020	日本円	193,142,196	英ポンド	1,350,000.00	(7,201,336)	パークレイズ・バンクPLC、ロンドン
01/20/2020	03/10/2020	日本円	73,900,013	豪ドル	975,000.00	(6,116,751)	HSBCバンクPLC、ロンドン
02/06/2020	03/10/2020	日本円	294,273,798	ユーロ	2,437,000.00	(5,505,704)	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー、ロンドン
02/21/2020	03/10/2020	日本円	221,485,436	ユーロ	1,829,000.00	(4,761,249)	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー、ロンドン
02/28/2020	05/19/2020	日本円	185,441,216	米ドル	1,685,983.32	(4,351,535)	JPモルガン証券、ロンドン
01/23/2020	03/10/2020	日本円	49,600,479	豪ドル	659,818.00	(3,729,078)	JPモルガン証券、ロンドン
02/26/2020	03/10/2020	日本円	70,970,382	豪ドル	975,616.57	(3,144,255)	パークレイズ・バンクPLC、ロンドン
01/23/2020	03/10/2020	日本円	192,989,001	米ドル	1,765,515.24	(2,670,688)	UBS AG、ロンドン
01/15/2020	03/10/2020	日本円	111,606,753	米ドル	1,014,237.53	(2,274,377)	HSBCバンクPLC、ロンドン
01/16/2020	03/10/2020	日本円	115,140,001	米ドル	1,049,798.41	(1,974,247)	JPモルガン証券、ロンドン
01/28/2020	03/10/2020	日本円	252,581,491	米ドル	2,325,000.00	(1,952,061)	UBS AG、ロンドン
01/23/2020	03/10/2020	日本円	98,818,703	米ドル	899,087.15	(1,899,262)	JPモルガン証券、ロンドン
02/26/2020	05/19/2020	日本円	70,762,961	米ドル	642,511.41	(1,751,492)	パークレイズ・バンクPLC、ロンドン
01/23/2020	03/10/2020	日本円	20,510,118	豪ドル	272,839.00	(1,541,998)	HSBCバンクPLC、ロンドン
01/23/2020	03/10/2020	日本円	20,322,486	豪ドル	270,343.00	(1,527,891)	パークレイズ・バンクPLC、ロンドン
01/23/2020	03/10/2020	日本円	67,295,454	米ドル	612,277.59	(1,293,397)	JPモルガン証券、ロンドン
01/20/2020	03/10/2020	日本円	39,116,529	ユーロ	320,000.00	(1,198,683)	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー、ロンドン
02/19/2020	03/10/2020	日本円	398,257,460	ユーロ	3,351,000.00	(1,186,519)	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー、ロンドン
12/04/2019	03/10/2020	日本円	125,324,104	米ドル	1,154,582.15	(862,914)	パークレイズ・バンクPLC、ロンドン
12/18/2019	03/10/2020	日本円	54,388,170	米ドル	496,582.48	(857,768)	UBS AG、ロンドン
12/04/2019	03/10/2020	日本円	116,610,772	米ドル	1,079,740.56	(217,326)	パークレイズ・バンクPLC、ロンドン
					合計	(734,505,441)	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-豪ドルクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 日本円	取引相手
01/16/2020	03/11/2020	米ドル	21,173,900.00	日本円	2,323,528,040	41,162,004	JP モルガン・チェース、東京
					合計	41,162,004	
取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価損 日本円	取引相手
01/16/2020	03/11/2020	日本円	2,323,528,053	豪ドル	30,583,536.75	(197,389,574)	JP モルガン・チェース、東京
					合計	(197,389,574)	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 日本円	取引相手
01/16/2020	03/11/2020	米ドル	17,028,000.00	日本円	1,868,575,722	33,102,386	JP モルガン・チェース、東京
合計						33,102,386	

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価損 日本円	取引相手
01/16/2020	03/11/2020	日本円	1,868,575,732	豪ドル	24,595,207.49	(158,740,226)	JP モルガン・チェース、東京
合計						(158,740,226)	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-ブラジル・リアルクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 日本円	取引相手
01/16/2020	03/11/2020	米ドル	20,426,600.00	日本円	2,254,723,137	52,909,675	JP モルガン・チェース、東京
合計						52,909,675	

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価損 日本円	取引相手
01/16/2020	03/11/2020	日本円	2,254,723,128	ブラジル・リアル	85,573,155.38	(211,975,065)	JP モルガン・チェース、東京
合計						(211,975,065)	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-ユーロクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 日本円	取引相手
01/16/2020	03/11/2020	米ドル	245,700.00	日本円	26,926,015	441,648	JP モルガン・チェース、東京
01/24/2020	03/11/2020	米ドル	8,000.00	日本円	873,160	10,828	シティバンク、東京
合計						452,476	

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価損 日本円	取引相手
01/16/2020	03/11/2020	日本円	26,926,016	ユーロ	219,443.58	(923,250)	JP モルガン・チェース、東京
01/24/2020	03/11/2020	日本円	873,160	ユーロ	7,237.00	(15,618)	シティバンク、東京
合計						(938,868)	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-日本円クラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 日本円	取引相手
01/16/2020	03/11/2020	米ドル	95,333,800.00	日本円	10,461,712,050	185,540,575	JP モルガン・チェース、東京
合計						185,540,575	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-メキシコ・ペソクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 日本円	取引相手
01/16/2020	03/11/2020	米ドル	5,978,900.00	日本円	662,921,160	18,446,675	JP モルガン・チェース、東京
02/12/2020	03/11/2020	米ドル	240,500.00	日本円	26,556,325	632,474	シティバンク、東京
合計						19,079,149	

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価損 日本円	取引相手
01/16/2020	03/11/2020	日本円	662,921,160	メキシコ・ペソ	113,126,169.01	(48,156,674)	JP モルガン・チェース、東京
02/12/2020	03/11/2020	日本円	26,556,325	メキシコ・ペソ	4,498,057.07	(2,112,416)	シティバンク、東京
合計						(50,269,090)	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-資源国通貨バスケットクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 日本円	取引相手
01/16/2020	03/11/2020	米ドル	234,800.00	日本円	25,967,623	658,183	JP モルガン・チェース、東京
01/16/2020	03/11/2020	米ドル	234,800.00	日本円	25,917,627	608,187	JP モルガン・チェース、東京
01/16/2020	03/11/2020	米ドル	234,800.00	日本円	25,765,891	456,451	JP モルガン・チェース、東京
合計						1,722,821	

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価損 日本円	取引相手
01/16/2020	03/11/2020	日本円	25,967,623	南アフリカ・ランド	3,396,875.08	(2,735,947)	JP モルガン・チェース、東京
01/16/2020	03/11/2020	日本円	25,917,627	ブラジル・レアル	983,647.64	(2,436,615)	JP モルガン・チェース、東京
01/16/2020	03/11/2020	日本円	25,765,891	豪ドル	339,144.63	(2,188,878)	JP モルガン・チェース、東京
合計						(7,361,440)	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-ロシア・ルーブルクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 日本円	取引相手
01/16/2020	03/11/2020	米ドル	6,046,600.00	日本円	670,038,074	18,266,106	JP モルガン・チェース、東京
02/27/2020	03/11/2020	ロシア・ルーブル	10,373,000.00	日本円	17,187,794	575,862	JP モルガン・チェース、東京
合計						18,841,968	

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価損 日本円	取引相手
01/16/2020	03/11/2020	日本円	670,038,070	ロシア・ルーブル	375,004,085.40	(69,484,485)	JP モルガン・チェース、東京
02/27/2020	03/11/2020	日本円	17,187,794	米ドル	156,266.95	(343,548)	JP モルガン・チェース、東京
合計						(69,828,033)	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-トルコ・リラクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 日本円	取引相手
01/16/2020	03/11/2020	米ドル	38,253,300.00	日本円	4,281,754,065	158,374,211	JP モルガン・チェース、東京
01/24/2020	03/11/2020	米ドル	2,042,400.00	日本円	225,497,525	5,344,205	シティバンク、東京
合計						163,718,416	

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価損 日本円	取引相手
01/16/2020	03/11/2020	日本円	4,281,754,054	トルコ・リラ	227,526,803.07	(381,405,610)	JP モルガン・チェース、東京
01/24/2020	03/11/2020	日本円	225,497,524	トルコ・リラ	12,241,267.37	(15,653,200)	シティバンク、東京
合計						(397,058,810)	

2020年２月29日現在、当該契約に係る未実現評価益は1,532,898,256円で、当該契約に係る未実現評価損は1,828,066,547円である。これらは純資産計算書に開示されている。

注記11 分配金

東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション：

ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/11/2019	03/15/2019	0.3	178,357.50	米ドル
04/10/2019	04/16/2019	0.3	176,827.50	米ドル
05/10/2019	05/16/2019	0.3	176,783.10	米ドル
06/11/2019	06/17/2019	0.3	178,101.90	米ドル
07/10/2019	07/17/2019	0.3	177,681.90	米ドル
08/13/2019	08/20/2019	0.3	178,119.90	米ドル
09/10/2019	09/17/2019	0.23	135,635.14	米ドル
10/10/2019	10/17/2019	0.23	138,015.64	米ドル
11/12/2019	11/18/2019	0.23	137,969.64	米ドル
12/10/2019	12/16/2019	0.23	137,464.79	米ドル
01/10/2020	01/17/2020	0.15	88,908.15	米ドル
02/10/2020	02/18/2020	0.15	87,676.20	米ドル
			1,791,541.36	

中国元ヘッジクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/11/2019	03/15/2019	0.25	56.25	米ドル
04/10/2019	04/16/2019	0.25	56.25	米ドル
05/10/2019	05/16/2019	0.25	56.25	米ドル
06/11/2019	06/17/2019	0.25	56.25	米ドル
07/10/2019	07/17/2019	0.25	56.25	米ドル
08/13/2019	08/20/2019	0.25	56.25	米ドル
09/10/2019	09/17/2019	0.25	56.25	米ドル
10/10/2019	10/17/2019	0.25	56.25	米ドル
11/12/2019	11/18/2019	0.25	56.25	米ドル
12/10/2019	12/16/2019	0.25	56.25	米ドル
01/10/2020	01/17/2020	0.25	56.25	米ドル
02/10/2020	02/18/2020	0.25	56.25	米ドル
			675.00	

インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/11/2019	03/15/2019	0.6	5,164.80	米ドル
04/10/2019	04/16/2019	0.6	5,164.80	米ドル
05/10/2019	05/16/2019	0.6	5,164.80	米ドル
06/11/2019	06/17/2019	0.6	5,164.80	米ドル
07/10/2019	07/17/2019	0.6	5,134.80	米ドル
08/13/2019	08/20/2019	0.6	5,134.80	米ドル
09/10/2019	09/17/2019	0.6	5,134.80	米ドル
10/10/2019	10/17/2019	0.6	5,134.80	米ドル
11/12/2019	11/18/2019	0.6	5,014.80	米ドル
12/10/2019	12/16/2019	0.6	5,014.80	米ドル
01/10/2020	01/17/2020	0.6	5,014.80	米ドル
02/10/2020	02/18/2020	0.6	5,014.80	米ドル
			61,257.60	

米ドルヘッジクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/11/2019	03/15/2019	0.2	13,683.00	米ドル
04/10/2019	04/16/2019	0.2	13,649.00	米ドル
05/10/2019	05/16/2019	0.2	13,482.00	米ドル
06/11/2019	06/17/2019	0.2	13,264.80	米ドル
07/10/2019	07/17/2019	0.2	14,137.20	米ドル
08/13/2019	08/20/2019	0.2	14,117.20	米ドル
09/10/2019	09/17/2019	0.35	24,552.85	米ドル
10/10/2019	10/17/2019	0.35	24,505.60	米ドル
11/12/2019	11/18/2019	0.35	24,109.40	米ドル
12/10/2019	12/16/2019	0.35	24,178.70	米ドル
01/10/2020	01/17/2020	0.35	23,865.45	米ドル
02/10/2020	02/18/2020	0.35	23,815.75	米ドル
			227,360.95	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド：

豪ドルクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2019	03/11/2019	65	16,108,277	日本円
04/05/2019	04/11/2019	65	15,896,816	日本円
05/07/2019	05/14/2019	65	15,841,455	日本円
06/05/2019	06/12/2019	60	14,547,436	日本円
07/05/2019	07/11/2019	60	14,585,982	日本円
08/05/2019	08/09/2019	60	14,562,772	日本円
09/05/2019	09/11/2019	50	12,102,368	日本円
10/07/2019	10/11/2019	50	11,964,454	日本円
11/05/2019	11/12/2019	50	12,027,698	日本円
12/05/2019	12/11/2019	50	11,898,198	日本円
01/06/2020	01/10/2020	50	11,827,913	日本円
02/05/2020	02/12/2020	50	11,731,549	日本円
			163,094,918	

豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2019	03/11/2019	0.00006	231,531.52	豪ドル
04/05/2019	04/11/2019	0.00006	225,346.84	豪ドル
05/07/2019	05/14/2019	0.00006	225,082.95	豪ドル
06/05/2019	06/12/2019	0.00006	226,601.48	豪ドル
07/05/2019	07/11/2019	0.00006	233,702.79	豪ドル
08/05/2019	08/09/2019	0.00006	232,223.94	豪ドル
09/05/2019	09/11/2019	0.000052	205,109.53	豪ドル
10/07/2019	10/11/2019	0.000052	205,806.16	豪ドル
11/05/2019	11/12/2019	0.000052	200,251.64	豪ドル
12/05/2019	12/11/2019	0.000052	202,741.20	豪ドル
01/06/2020	01/10/2020	0.000052	197,898.31	豪ドル
02/05/2020	02/12/2020	0.000052	199,630.11	豪ドル
			2,585,926.47	

ブラジル・レアルクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2019	03/11/2019	60	45,458,441	日本円
04/05/2019	04/11/2019	60	44,735,317	日本円
05/07/2019	05/14/2019	60	44,735,317	日本円
06/05/2019	06/12/2019	55	41,247,117	日本円
07/05/2019	07/11/2019	55	41,039,121	日本円
08/05/2019	08/09/2019	55	40,647,230	日本円
09/05/2019	09/11/2019	45	33,256,824	日本円
10/07/2019	10/11/2019	45	32,620,913	日本円
11/05/2019	11/12/2019	45	30,867,297	日本円
12/05/2019	12/11/2019	45	30,867,297	日本円
01/06/2020	01/10/2020	44	29,731,288	日本円
02/05/2020	02/12/2020	42	28,077,536	日本円
			443,283,698	

ユーロクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2019	03/11/2019	50	146,900	日本円
04/05/2019	04/11/2019	50	121,436	日本円
05/07/2019	05/14/2019	50	122,343	日本円
06/05/2019	06/12/2019	45	110,523	日本円
07/05/2019	07/11/2019	45	110,523	日本円
08/05/2019	08/09/2019	45	110,936	日本円
09/05/2019	09/11/2019	45	110,936	日本円
10/07/2019	10/11/2019	45	111,351	日本円
11/05/2019	11/12/2019	45	111,762	日本円
12/05/2019	12/11/2019	45	111,762	日本円
01/06/2020	01/10/2020	45	111,762	日本円
02/05/2020	02/12/2020	45	111,762	日本円
			1,391,996	

日本円クラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2019	03/11/2019	45	55,334,250	日本円
04/05/2019	04/11/2019	45	55,128,041	日本円
05/07/2019	05/14/2019	45	54,854,890	日本円
06/05/2019	06/12/2019	45	54,963,600	日本円
07/05/2019	07/11/2019	45	54,721,936	日本円
08/05/2019	08/09/2019	45	54,727,575	日本円
09/05/2019	09/11/2019	40	48,312,498	日本円
10/07/2019	10/11/2019	40	48,141,755	日本円
11/05/2019	11/12/2019	40	47,650,063	日本円
12/05/2019	12/11/2019	40	47,027,020	日本円
01/06/2020	01/10/2020	40	47,029,268	日本円
02/05/2020	02/12/2020	40	46,112,308	日本円
			614,003,204	

メキシコ・ペソクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2019	03/11/2019	80	5,291,578	日本円
04/05/2019	04/11/2019	80	5,369,949	日本円
05/07/2019	05/14/2019	80	5,321,243	日本円
06/05/2019	06/12/2019	80	5,321,243	日本円
07/05/2019	07/11/2019	80	6,581,896	日本円
08/05/2019	08/09/2019	80	6,614,331	日本円
09/05/2019	09/11/2019	80	6,614,331	日本円
10/07/2019	10/11/2019	80	6,640,271	日本円
11/05/2019	11/12/2019	80	7,562,905	日本円
12/05/2019	12/11/2019	80	7,744,434	日本円
01/06/2020	01/10/2020	80	8,121,027	日本円
02/05/2020	02/12/2020	80	8,295,373	日本円
			79,478,581	

資源国通貨バスケットクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2019	03/11/2019	80	1,105,312	日本円
04/05/2019	04/11/2019	80	1,086,283	日本円
05/07/2019	05/14/2019	80	1,087,725	日本円
06/05/2019	06/12/2019	80	1,091,737	日本円
07/05/2019	07/11/2019	80	1,110,380	日本円
08/05/2019	08/09/2019	80	1,077,539	日本円
09/05/2019	09/11/2019	70	945,289	日本円
10/07/2019	10/11/2019	70	945,289	日本円
11/05/2019	11/12/2019	70	948,925	日本円
12/05/2019	12/11/2019	70	948,925	日本円
01/06/2020	01/10/2020	70	932,966	日本円
02/05/2020	02/12/2020	67	898,704	日本円
			12,179,074	

ロシア・ルーブルクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2019	03/11/2019	70	10,911,288	日本円
04/05/2019	04/11/2019	70	10,754,068	日本円
05/07/2019	05/14/2019	70	10,623,829	日本円
06/05/2019	06/12/2019	70	10,302,514	日本円
07/05/2019	07/11/2019	70	10,347,802	日本円
08/05/2019	08/09/2019	70	10,262,264	日本円
09/05/2019	09/11/2019	70	10,084,766	日本円
10/07/2019	10/11/2019	70	9,761,424	日本円
11/05/2019	11/12/2019	70	9,791,371	日本円
12/05/2019	12/11/2019	70	9,925,646	日本円
01/06/2020	01/10/2020	70	9,458,833	日本円
02/05/2020	02/12/2020	70	9,357,468	日本円
			121,581,273	

トルコ・リラクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2019	03/11/2019	100	38,979,467	日本円
04/05/2019	04/11/2019	100	60,243,292	日本円
05/07/2019	05/14/2019	100	65,541,232	日本円
06/05/2019	06/12/2019	100	70,916,522	日本円
07/05/2019	07/11/2019	100	76,049,181	日本円
08/05/2019	08/09/2019	100	94,397,738	日本円
09/05/2019	09/11/2019	80	89,657,819	日本円
10/07/2019	10/11/2019	80	110,833,774	日本円
11/05/2019	11/12/2019	80	124,336,734	日本円
12/05/2019	12/11/2019	63	109,738,791	日本円
01/06/2020	01/10/2020	57	104,607,409	日本円
02/05/2020	02/12/2020	52	102,077,714	日本円
			1,047,379,673	

米ドルクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2019	03/11/2019	75	17,446,297	日本円
04/05/2019	04/11/2019	75	17,780,329	日本円
05/07/2019	05/14/2019	75	17,729,756	日本円
06/05/2019	06/12/2019	75	18,189,784	日本円
07/05/2019	07/11/2019	75	18,707,949	日本円
08/05/2019	08/09/2019	75	18,690,758	日本円
09/05/2019	09/11/2019	75	18,948,296	日本円
10/07/2019	10/11/2019	75	20,052,864	日本円
11/05/2019	11/12/2019	75	21,137,325	日本円
12/05/2019	12/11/2019	75	21,680,943	日本円
01/06/2020	01/10/2020	75	21,976,485	日本円
02/05/2020	02/12/2020	75	23,519,086	日本円
			235,859,872	

米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2019	03/11/2019	0.000045	459,962	米ドル
04/05/2019	04/11/2019	0.000045	467,109	米ドル
05/07/2019	05/14/2019	0.000045	464,264	米ドル
06/05/2019	06/12/2019	0.000045	463,164	米ドル
07/05/2019	07/11/2019	0.000045	461,938	米ドル
08/05/2019	08/09/2019	0.000045	459,615	米ドル
09/05/2019	09/11/2019	0.00006	635,770	米ドル
10/07/2019	10/11/2019	0.00006	685,767	米ドル
11/05/2019	11/12/2019	0.00006	686,807	米ドル
12/05/2019	12/11/2019	0.00006	697,789	米ドル
01/06/2020	01/10/2020	0.00006	705,761	米ドル
02/05/2020	02/12/2020	0.00006	703,576	米ドル
			6,891,522	

注記12 投資ポートフォリオの増減

2020年2月29日に終了した会計年度におけるポートフォリオの増減の詳細は、請求により、トラストの管理会社の登記事務所にて無料で入手できる。

注記13 後発事象

2019年12月に中国で発生し、その後、深刻度は異なるものの他の国(主として、当初はアジアとヨーロッパ、現時点では世界中)に拡大したCOVID-19の感染状況は、世界の貿易および金融市場に重大な悪影響を及ぼしている。

2020年２月中旬以降、世界の金融市場では、ボラティリティの水準が大幅に上昇している。価格および市場の流動性は大幅に低下した。事象が依然として進展しているため、最終的な影響は依然として不透明である。

当ファンドの運営に関わるすべての業務受託者は、現在の状況下で正常に機能を継続するための事業継続計画を備えていることを確認した。

(3)【投資有価証券明細表等】

東京海上ストラテジック・トラスト -
東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション
投資有価証券およびその他の純資産明細表
2020年2月29日現在

銘柄	通貨	名目価額 / 数量	取得原価 (注記2)	時価 (注記2)	純資産 比率
		(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)	%
公認の証券取引所への上場が認可されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券					
債券					
ケイマン諸島					
MIZUHO FINANCIAL GROUP CAYMAN 3 LTD 4.6% 03/27/2024	米ドル	610,000	618,178.07	661,842.68	3.67%
			618,178.07	661,842.68	3.67%
日本					
DAI-ICHI LIFE INSURANCE CO LTD/THE FRN PERPETUAL	米ドル	550,000	541,151.26	586,201.00	3.25%
DAI-ICHI LIFE INSURANCE CO LTD/THE FRN PERPETUAL	米ドル	770,000	770,000.00	846,530.32	4.70%
DEVELOPMENT BANK OF JAPAN INC 1.875% 08/28/2029	米ドル	750,000	739,232.60	776,700.00	4.31%
DEVELOPMENT BANK OF JAPAN INC 2.625% 09/01/2027	米ドル	250,000	239,671.51	270,945.00	1.50%
DEVELOPMENT BANK OF JAPAN INC 3.25% 09/06/2028	米ドル	200,000	196,016.00	228,358.00	1.27%
FUKOKU MUTUAL LIFE INSURANCE CO FRN PERPETUAL	米ドル	1,120,000	1,124,241.97	1,222,457.60	6.78%
JAPAN FINANCE ORGANIZATION FOR MUNICIPALITIES 1.75% 09/05/2024	米ドル	350,000	344,939.00	355,166.00	1.97%
JAPAN FINANCE ORGANIZATION FOR MUNICIPALITIES 2.375% 02/13/2025	米ドル	1,000,000	995,505.82	1,043,720.00	5.79%
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY 2.125% 10/20/2026	米ドル	900,000	846,847.19	935,253.00	5.19%
MITSUBISHI UFJ FINANCIAL GROUP INC 2.757% 09/13/2026	米ドル	1,030,000	964,674.23	1,077,627.20	5.98%
MITSUBISHI UFJ FINANCIAL GROUP INC 3.85% 03/01/2026	米ドル	290,000	319,031.90	322,004.40	1.79%
MITSUI SUMITOMO INSURANCE CO LTD FRN 03/15/2072	米ドル	1,000,000	1,040,269.85	1,098,160.00	6.09%
MIZUHO FINANCIAL GROUP INC 3.17% 09/11/2027	米ドル	690,000	679,991.54	739,072.80	4.10%
NIPPON LIFE INSURANCE CO FRN 01/20/2046	米ドル	1,040,000	1,090,283.51	1,144,000.00	6.35%
NIPPON LIFE INSURANCE CO FRN 01/23/2050	米ドル	200,000	203,000.00	206,492.00	1.15%
ORIX CORP 3.95% 01/19/2027	米ドル	1,230,000	1,247,416.97	1,368,682.50	7.59%
SOMPO JAPAN NIPPONKOA INSURANCE INC FRN 03/28/2073	米ドル	1,420,000	1,426,532.82	1,531,327.95	8.49%
SUMITOMO LIFE INSURANCE CO FRN 09/14/2077	米ドル	1,150,000	1,147,891.68	1,238,435.00	6.87%
SUMITOMO MITSUI FINANCIAL GROUP INC 3.364% 07/12/2027	米ドル	430,000	436,118.90	467,147.70	2.59%
SUMITOMO MITSUI FINANCIAL GROUP INC 3.544% 01/17/2028	米ドル	280,000	276,976.00	308,327.60	1.71%
SUMITOMO MITSUI FINANCIAL GROUP INC 4.436% 04/02/2024	米ドル	530,000	545,769.65	576,406.80	3.20%

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

東京海上ストラテジック・トラスト -
東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション
投資有価証券およびその他の純資産明細表（続き）
2020年２月29日現在

銘柄	通貨	名目価額／数量 (米ドル)	取得原価 (注記２) (米ドル)	時価 (注記２) (米ドル)	純資産 比率 %
債券（続き）					
TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT 2.625% 05/29/2024	米ドル	200,000	204,512.00	209,904.00	1.16%
			15,380,074.40	16,552,918.87	91.83%
投資有価証券合計			15,998,252.47	17,214,761.55	95.50%
銀行預金				633,610.70	3.52%
ブローカー借越				660,000.00	3.66%
その他の純資産／（負債）				(482,766.99)	(2.68%)
純資産				18,025,605.26	100.00%

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

東京海上ストラテジック・トラスト -
東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション
投資の地域別内訳（未監査）
2020年２月29日現在

	純資産比率（％）
日本	91.83%
ケイマン諸島	3.67%
	95.50%

[次へ](#)

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

STATEMENT OF NET ASSETS AS AT FEBRUARY 29, 2020

	TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION	TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND	COMBINED
	USD	JPY	USD
ASSETS			
Investments in securities at cost value (note 2)	15,998,252.47	35,020,402,718	340,667,076.63
Unrealized appreciation/(depreciation)	1,216,509.08	1,649,022,295	16,504,343.83
Investments in securities at market value (note 2)	17,214,761.55	36,669,425,013	357,171,420.46
Cash at banks (note 2)	633,610.70	2,069,209,233	19,816,934.60
Cash at brokers (note 2)	660,000.00	132,673,946	1,889,999.96
Interest receivable (note 2)	188,255.45	467,325,467	4,520,758.74
Receivable for units subscribed	-	767,049,669	7,111,200.75
Receivable on investments sold	217,692.42	-	217,692.42
Unrealized appreciation on forward foreign exchange contracts (notes 2, 10)	17,698.59	1,532,898,256	14,228,965.04
Unrealized appreciation on spot exchange transaction	-	2,856,980	26,486.63
Total Assets	18,932,018.71	41,641,438,564	404,983,458.60
LIABILITIES			
Accrued expenses (note 3)	(63,088.60)	(64,439,281)	(660,495.37)
Payable on investments purchased	-	(593,807,820)	(5,505,101.93)
Payable for units redeemed	(30,764.80)	(26,854,072)	(279,724.81)
Unrealized depreciation on forward foreign exchange contracts (notes 2, 10)	(812,560.05)	(1,828,066,547)	(17,760,286.81)
Unrealized depreciation on spot exchange transaction	-	(3,577,685)	(33,168.17)
Total Liabilities	(906,413.45)	(2,516,745,405)	(24,238,777.09)
TOTAL NET ASSETS	18,025,605.26	39,124,693,159	380,744,681.51

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

STATEMENT OF NET ASSETS AS AT FEBRUARY 29, 2020 (continued)

	TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION	TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND
	USD	JPY
UNITS OUTSTANDING		
AUD Class Units	-	232,656.2578
AUD-Hedged AUD Class Units	-	3,844,149,366
BRL Class Units	-	677,817.9750
BRL-Hedged Class Units	579,248.00	-
CNY-Hedged Class Units	225.00	-
EUR Class Units	-	2,456.5360
IDR-Hedged Class Units	7,758.00	-
JPY Class Units	-	1,138,401.6678
MXN Class Units	-	105,873.9806
Resources Currency Basket Class Units	-	13,413.4924
RUB Class Units	-	132,577.7643
TRY Class Units	-	2,016,225.3397
USD Class Units	-	313,574.7388
USD-Hedged Class Units	67,790.00	-
USD-Hedged USD Class Units	-	12,540,241,397
NET ASSET VALUE PER UNIT		
AUD Class Units	-	7,298
AUD-Hedged AUD Class Units	-	0.008135
BRL Class Units	-	3,051
BRL-Hedged Class Units	17.06	-
CNY-Hedged Class Units	116.39	-
EUR Class Units	-	10,852
IDR-Hedged Class Units	49.99	-
JPY Class Units	-	9,002
MXN Class Units	-	6,029
Resources Currency Basket Class Units	-	5,342
RUB Class Units	-	4,393
TRY Class Units	-	2,062
USD Class Units	-	14,992
USD-Hedged Class Units	114.04	-
USD-Hedged USD Class Units	-	0.009432

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

STATEMENT OF OPERATIONS AND CHANGES IN NET ASSETS
FOR THE YEAR ENDED FEBRUARY 29, 2020

	TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION	TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND	COMBINED
	USD	JPY	USD
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	20,521,171.76	33,950,139,310	335,267,746.74*
INCOME			
Interest on bank account (note 2)	18,763.15	15,876,265	165,949.59
Interest on bonds, net (note 2)	708,943.65	1,346,026,407	13,187,749.63
Other income	-	19,703,173	182,665.12
Total Income	727,706.80	1,381,605,845	13,536,364.34
EXPENSES			
Administration, Management and Custodian fees (note 7)	(24,633.06)	(45,486,670)	(446,333.06)
Agent Company fees (note 9)	(9,835.61)	(6,698,769)	(71,938.88)
Distribution fees (note 8)	(98,561.45)	(79,462,065)	(835,242.16)
Interest paid on overdraft	(2,220.13)	(975,438)	(11,263.27)
Investment Management fees (note 5)	(137,699.46)	(225,802,989)	(2,231,084.61)
Other fees (note 4)	(113,000.99)	(13,933,399)	(242,175.41)
Professional fees	(32,819.12)	(2,000,527)	(51,365.70)
Sub-custodian fees	(2,683.75)	(1,631,054)	(17,805.00)
Sub-manager fees (note 7)	(4,926.71)	(9,097,349)	(89,266.85)
Trustee fees (note 6)	(10,001.00)	(3,661,304)	(43,944.39)
Total Expenses	(436,381.28)	(388,749,564)	(4,040,419.33)
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	291,325.52	992,856,281	9,495,945.01
Net realized gain/(loss) on investments (note 2)	198,873.08	344,300,156	3,390,827.43
Net realized gain/(loss) on currencies and forward foreign exchange contracts (note 2)	(970,173.79)	(320,177,068)	(3,938,486.66)
NET REALIZED GAIN/(LOSS) FOR THE YEAR	(771,300.71)	24,123,088	(547,659.23)
Change in net unrealized appreciation/depreciation:			
- on investments	1,351,254.21	1,499,748,270	15,255,192.19
- on forward foreign exchange contracts (note 2)	(858,251.13)	(130,278,866)	(2,066,046.67)
- on foreign exchange translation of other assets and liabilities (note 2)	(211.83)	(12,976,422)	(120,514.26)
	492,791.25	1,356,492,982	13,068,631.26
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	12,816.06	2,373,472,351	22,016,917.04

* The opening balance was combined using the foreign exchange rates as at February 29, 2020. The same net assets when combined using the foreign exchange rate ruling as at February 28, 2019 reflected a figure of USD 325,499,067.10.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

STATEMENT OF OPERATIONS AND CHANGES IN NET ASSETS
FOR THE YEAR ENDED FEBRUARY 29, 2020 (continued)

	TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION	TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND	COMBINED
	USD	JPY	USD
Subscriptions			
AUD Class Units	-	45,000,000	417,188.15
AUD-Hedged AUD Class Units	-	407,627,336	3,779,051.00
BRL Class Units	-	50,000,000	463,542.39
BRL-Hedged Class Units	796,538.00	-	796,538.00
EUR Class Units	-	700,000	6,489.59
JPY Class Units	-	174,700,000	1,619,617.11
MXN Class Units	-	282,000,000	2,614,379.08
Resources Currency Basket Class Units	-	3,700,000	34,302.14
RUB Class Units	-	50,400,000	467,250.73
TRY Class Units	-	3,981,900,000	36,915,588.93
USD Class Units	-	1,272,750,000	11,799,471.56
USD-Hedged Class Units	739,137.30	-	739,137.30
USD-Hedged USD Class Units	-	3,067,633,226	28,439,560.80
Redemptions			
AUD Class Units	-	(163,000,000)	(1,511,148.19)
AUD-Hedged AUD Class Units	-	(420,699,857)	(3,900,244.35)
BRL Class Units	-	(331,500,000)	(3,073,286.05)
BRL-Hedged Class Units	(1,069,115.19)	-	(1,069,115.19)
EUR Class Units	-	(6,000,000)	(55,625.09)
IDR-Hedged Class Units	(44,005.50)	-	(44,005.50)
JPY Class Units	-	(1,001,500,000)	(9,284,754.09)
MXN Class Units	-	(33,500,000)	(310,573.40)
Resources Currency Basket Class Units	-	(6,200,000)	(57,479.26)
RUB Class Units	-	(159,600,000)	(1,479,627.31)
TRY Class Units	-	(24,000,000)	(222,500.35)
USD Class Units	-	(71,250,000)	(660,547.91)
USD-Hedged Class Units	(850,102.26)	-	(850,102.26)
USD-Hedged USD Class Units	-	(656,753,070)	(6,088,657.77)

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

STATEMENT OF OPERATIONS AND CHANGES IN NET ASSETS
FOR THE YEAR ENDED FEBRUARY 29, 2020 (continued)

	TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION	TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND	COMBINED
	USD	JPY	USD
Dividends (note 11)			
AUD Class Units	-	(163,094,918)	(1,512,028.16)
AUD-Hedged AUD Class Units	-	(194,648,204)	(1,804,553.88)
BRL Class Units	-	(443,283,698)	(4,109,615.70)
BRL-Hedged Class Units	(1,791,541.36)	-	(1,791,541.36)
CNY-Hedged Class Units	(675.00)	-	(675.00)
EUR Class Units	-	(1,391,996)	(12,904.98)
IDR-Hedged Class Units	(61,257.60)	-	(61,257.60)
JPY Class Units	-	(614,003,204)	(5,692,330.26)
MXN Class Units	-	(79,478,581)	(736,833.83)
Resources Currency Basket Class Units	-	(12,179,074)	(112,910.34)
RUB Class Units	-	(121,581,273)	(1,127,161.48)
TRY Class Units	-	(1,047,379,673)	(9,710,097.56)
USD Class Units	-	(235,859,872)	(2,186,620.98)
USD-Hedged Class Units	(227,360.95)	-	(227,360.95)
USD-Hedged USD Class Units	-	(748,425,644)	(6,938,540.25)
	(2,508,382.56)	2,801,081,498	23,460,017.73
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	18,025,605.26	39,124,693,159	380,744,681.51

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST
TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY
SELECTION

CHANGES IN THE NUMBER OF UNITS (UNAUDITED)

	Year ended February 29, 2020	Year ended February 28, 2019	Year ended February 28, 2018
BRL-Hedged Class Units			
Number of units outstanding at the beginning of the year	594,525.00	576,095.00	1,691,341.00
Number of units issued	39,700.00	102,350.00	285,340.00
Number of units redeemed	(54,977.00)	(83,920.00)	(1,400,586.00)
Number of units outstanding at the end of the year	579,248.00	594,525.00	576,095.00
CNY-Hedged Class Units			
Number of units outstanding at the beginning of the year	225.00	225.00	325.00
Number of units issued	-	-	-
Number of units redeemed	-	-	(100.00)
Number of units outstanding at the end of the year	225.00	225.00	225.00
IDR-Hedged Class Units			
Number of units outstanding at the beginning of the year	8,608.00	10,790.00	13,290.00
Number of units issued	-	-	-
Number of units redeemed	(850.00)	(2,182.00)	(2,500.00)
Number of units outstanding at the end of the year	7,758.00	8,608.00	10,790.00
USD-Hedged Class Units			
Number of units outstanding at the beginning of the year	68,785.00	81,619.00	98,469.00
Number of units issued	6,670.00	5,160.00	7,168.00
Number of units redeemed	(7,665.00)	(17,994.00)	(24,018.00)
Number of units outstanding at the end of the year	67,790.00	68,785.00	81,619.00

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST
TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY
SELECTION

STATISTICAL INFORMATION (UNAUDITED)

	Year ended February 29, 2020	Year ended February 28, 2019	Year ended February 28, 2018
BRL-Hedged Class Units (expressed in USD)			
Net asset value per unit at the end of the year	17.06	21.36	29.52
Total Net Assets	9,880,907.99	12,699,413.14	17,006,322.42
CNY-Hedged Class Units (expressed in USD)			
Net asset value per unit at the end of the year	116.39	112.90	119.05
Total Net Assets	26,187.13	25,402.25	26,785.62
IDR-Hedged Class Units (expressed in USD)			
Net asset value per unit at the end of the year	49.99	51.19	55.92
Total Net Assets	387,850.72	440,603.58	603,409.99
USD-Hedged Class Units (expressed in USD)			
Net asset value per unit at the end of the year	114.04	106.94	107.55
Total Net Assets	7,730,659.42	7,355,752.79	8,777,827.32

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2020

NOTE 1 GENERAL

Tokio Marine Strategic Trust (the "Trust") is an umbrella unit trust established under the laws of the Cayman Islands by a trust deed made on May 21, 2010 between CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the "Trustee") and Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A. (the "Manager").

The Trust has the following Series and Classes as at February 29, 2020:

- Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection

- BRL-Hedged Class Units
- CNY-Hedged Class Units
- IDR-Hedged Class Units
- USD-Hedged Class Units

The objective of the series trust is primarily to seek to produce stable income gains and increase the series trust's assets over the medium to long term through investing in government bonds, corporate bonds, preferred investment securities, certificates of deposit (CDs), and commercial papers (CPs) (collectively, the "Underlying Securities"), issued by Japanese Issuers either in Japan or overseas.

The series trust primarily intends to invest in the Underlying Securities. However, the series trust may temporarily acquire short-term financial instruments, government bonds, local government bonds, or government-guaranteed bonds, issued by other than Japanese Issuers, mainly for the purpose of ensuring the series trust's liquidity. In this case, the ratio of investment in the Underlying Securities may decrease. In order to mitigate issuer credit risk, the series trust also plans to make diversified investments, rather than investments concentrated on specific issuers.

The series trust will, in principle, enter into the following currency hedging transactions:

(a) For assets denominated in currencies other than the US dollar, the Sub-Investment Manager will, in principle, hedge to the US dollar all assets denominated in currencies other than the US dollar by utilizing foreign currency forwards, non-deliverable forwards (NDFs);

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2020 (continued)

NOTE 1 GENERAL (continued)

(b) For assets denominated in US dollar, and assets effectively denominated in US dollar after being hedged to the US dollar in accordance with (a) above, and attributable to the BRL-Hedged Class Units, the CNY-Hedged Class Units and the IDR- Hedged Class Units (each a “Hedged Class”), the Investment Manager will, in principle, hedge US dollar exposure to the relevant Hedging Reference Currency by entering into currency hedging transactions in respect of the following Hedged Classes, by utilizing foreign currency forwards and non-deliverable forwards, etc. upon consideration of the difference in interest between the US dollar and the relevant Hedging Reference Currency;

(i) BRL-Hedged Class Units: The Investment Manager will enter into currency hedging transactions in respect of the BRL-Hedged Class Units to seek to reflect fluctuations in the exchange rate of the Brazilian Real against the US dollar;

(ii) CNY-Hedged Class Units: The Investment Manager will enter into currency hedging transactions in respect of the CNY-Hedged Class Units to seek to reflect fluctuations in the exchange rate of the Chinese Yuan against the US dollar; and

(iii) IDR-Hedged Class Units: The Investment Manager will enter into currency hedging transactions in respect of the IDR-Hedged Class Units to seek to reflect fluctuations in the exchange rate of the Indonesian Rupiah against the US dollar.

Generally, if the applicable Hedging Reference Currency appreciates against the US dollar, the relevant Hedged Class is expected to gain profit on foreign exchange, whereas if the Hedging Reference Currency depreciates against the US dollar, the relevant Hedged Class is expected to incur a loss on foreign exchange. Generally, Classes other than USD-Hedged Class Units which are hedged to currencies with higher short-term interest rates than the US dollar will be expected to benefit from hedging premiums, while Classes other than USD-Hedged Class Units which are hedged to currencies with lower short-term interest rates than US dollars will be expected to bear hedging costs.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2020 (continued)

NOTE 1 GENERAL (continued)

- Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund

- AUD Class Units
- AUD-Hedged AUD Class Units
- BRL Class Units
- EUR Class Units
- JPY Class Units
- MXN Class Units
- Resources Currency Basket Class Units
- RUB Class Units
- TRY Class Units
- USD Class Units
- USD-Hedged USD Class Units

The objective of the series trust is primarily to seek to produce stable income gains and increase the series trust's assets over the medium to long-term through investing mainly in hybrid securities ("Hybrid Securities"), issued by financial institutions worldwide.

The series trust will invest in securities that, at the time of their acquisition, are rated Baa3 or above by Moody's Investors Service ("Moody's") or BBB- or above by Standard & Poor's Rating Services ("Standard & Poor's"), or an equivalent long term rating by Fitch Ratings or any other rating agency chosen by the Sub-Investment Manager upon consultation with the Investment Manager. Investment in unrated securities will be limited to securities that are judged by the Sub-Investment Manager upon consultation with the Investment Manager to be of a grade equivalent to Baa3 or BBB-.

In addition to investing in Hybrid Securities, the series trust may temporarily acquire short-term financial instruments, corporate bonds issued by financial institutions worldwide, government bonds, local government bonds, or government-guaranteed bonds, mainly for the purpose of ensuring the series trust's liquidity. In this case, the ratio of investment in the Hybrid Securities may decrease. In order to mitigate issuer credit risk, the series trust also plans to make diversified investments, rather than investments concentrated on specific issuers.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2020 (continued)

NOTE 1 GENERAL (continued)

The series trust will, in principle, enter into the following currency hedging transactions:

(a) For assets denominated in currencies other than the US dollar, the Sub-Investment Manager will, in principle, hedge to the US dollar all assets denominated in currencies other than the US dollar by utilizing foreign currency forwards, non-deliverable forwards ("NDFs"), and similar derivative instruments. The Sub-Investment Manager will seek to mitigate the foreign currency risk by such currency hedging transactions with respect to USD-Hedged USD Class Units.

(b) For assets denominated in US dollar, and assets effectively denominated in US dollar after being hedged to the US dollar in accordance with (a) above, and attributable to, respectively, the AUD Class Units, the AUD-Hedged AUD Class Units, the BRL Class Units, the EUR Class Units, the JPY Class Units, the MXN Class Units, the RUB Class Units, the TRY Class Units and the Resources Currency Basket Class Units, the Investment Manager will, in principle, hedge US dollar exposure to the relevant Hedging Reference Currency by selling the relevant US dollar and buying the relevant Hedging Reference Currency through utilizing foreign currency forwards, NDFs, and similar derivative instruments to mitigate the foreign currency risk upon consideration of the difference in interest between the US dollar and the relevant Hedging Reference Currency:

(i) AUD Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the AUD Class Units to seek to reflect fluctuations in the exchange rate of the Australian Dollar against the Japanese Yen.

(ii) AUD-Hedged AUD Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the AUD-Hedged AUD Class Units to seek to mitigate the currency exposure of the US dollar against the Australian dollar.

(iii) Resources Currency Basket Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the Resources Currency Basket Class Units to seek to reflect fluctuations in the exchange rate of the Brazilian Real, the Australian Dollar and the South African Rand against the Japanese Yen. Exposure to each currency is intended to be approximately one-third of the Net Asset Value of this class of Units.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT FEBRUARY 29, 2020 (continued)

NOTE 1 GENERAL (continued)

(iv) BRL Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the BRL Class Units to seek to reflect fluctuations in the exchange rate of the Brazilian Real against the Japanese Yen.

(v) EUR Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the EUR Class Units to seek to reflect fluctuations in the exchange rate of the EURO against the Japanese Yen.

(vi) JPY Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the JPY Class Units to seek to mitigate the currency exposure of the US dollar against the Japanese Yen.

(vii) MXN Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the MXN Class Units to seek to mitigate the currency exposure of the Mexican Peso against the Japanese Yen.

(viii) RUB Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the RUB Class Units to seek to mitigate the currency exposure of the Russian Ruble against the Japanese Yen.

(ix) TRY Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the TRY Class Units to seek to mitigate the currency exposure of the Turkish Lira against the Japanese Yen.

The Series Trust is hedged to the US dollar, as stated above, and is also hedged to the AUD in respect of the AUD-Hedged AUD Class Units. The Series Trust intends to mitigate the exposure to fluctuations of the US dollar against the AUD. However, the Net Asset Value may be exposed to the fluctuations of the US dollar as it is impossible to completely eliminate the US dollar exposure. In addition, when the interest rate referable to the AUD is lower than that of the US dollar, the amount equivalent to the difference in interest rates is the hedging cost.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2020 (continued)

NOTE 1 GENERAL (continued)

Currency rates may fluctuate significantly over short periods of time for a number of reasons, including changes in interest rates, intervention (or the failure to intervene) by governments, central banks or supranational entities such as the International Monetary Fund, or by the imposition of currency controls or other political developments. As a result, the Series Trust's investments in foreign currency-denominated debt securities may reduce its returns.

With respect to the AUD-Hedged AUD Class Units and the USD-Hedged USD Class Units, if a subscription for Units is made in Japanese Yen, the Japanese Yen amount which the Unitholders may receive when repurchasing the Units may be less than the Japanese Yen amount invested by the Unitholders, due to fluctuations in exchange rates between Japanese Yen and Australian Dollar or US dollar since the net asset value of AUD-Hedged AUD Class Units and USD-Hedged USD Class Units are calculated in Australian Dollar or US dollar, respectively

NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

Presentation of financial statements

The financial statements are presented in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

The combined account of the Trust are expressed in USD and the accounts of the series-trusts are kept in currency of each series-trust. The combined statement of net assets and the combined statement of operations and changes in net assets are the sum of the statement of net assets, the statement of operations and changes in net assets of each series trust converted with the exchange rate prevailing at year-end.

The financial statements of the Trust as at February 29, 2020 have been prepared as described below:

Cash and Cash Equivalents

Cash and cash equivalents comprise cash in current accounts.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2020 (continued)

NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Investment Valuation

The assets of the Trust are valued as follows:

Investments listed on a stock exchange or traded on any other organized market shall be valued at the last available price, provided the value of any investment listed on a stock exchange, but acquired or traded at a premium or at a discount outside or off the relevant stock exchange or on an over-the counter market, shall be valued taking into account the level of premium or discount as at the date of valuation of the investment.

Unlisted securities are valued at fair market value as determined in good faith by the Manager, taking into consideration as the Manager deems appropriate, recent transactions in the same or similar securities and valuation information obtained from broker-dealers or recognized quotation services.

Net realized gain/(loss) on sales of securities

The net realized gain/(loss) on the sales of securities is calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

The security transactions are accounted on their trade date.

Securities Trading

Investments are recorded on trade date basis. Realized gains and losses on options and futures are computed by use of the average cost method. As far as the realized gains and losses on bonds, they are computed by use of the average cost method.

Foreign Currency Translation

The reference currencies for Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund and Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection are JPY and USD respectively.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT FEBRUARY 29, 2020 (continued)

NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated at rates of exchange prevailing at the date of the financial statements. Transactions in foreign currencies are translated at the rates of exchange prevailing on the date of the transaction. Exchange gains or losses are included in statement of operations and changes in net assets.

Applicable currency exchange rates as at February 29, 2020 are as follows:

1 USD =	1.550989	AUD	1 JPY =	0.009271	USD
1 USD =	4.511650	BRL	1 JPY =	0.007258	GBP
1 USD =	6.990000	CNY	1 JPY =	0.008440	EUR
1 USD =	0.910374	EUR	1 JPY =	0.014379	AUD
1 USD =	0.782901	GBP			
1 USD =	14,347.500000	IDR			
1 USD =	107.865000	JPY			
1 USD =	19.796500	MXN			
1 USD =	67.200000	RUB			
1 USD =	6.249250	TRY			
1 USD =	15.731500	ZAR			

Valuation of forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the closing date by reference to the forward rate of exchange applicable to the outstanding life of the contract. The unrealized appreciation or depreciation on open forward foreign exchange contracts is calculated as the difference between the contract rate and the rate to close out the contract. The realized gain or loss and the change in net unrealized appreciation or depreciation on those contracts are disclosed in the statement of operations and changes in net assets. Initial margin is held at the broker and disclosed as "Cash at brokers" or "Overdraft at brokers" in the statement of net assets.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT FEBRUARY 29, 2020 (continued)

NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Taxation

The Trust has received an undertaking from the Governor in Cabinet of the Cayman Islands that, in accordance with Section 81 of the Trusts Law (2009 Revision) of the Cayman Islands, for a period of 50 years from the date of the creation of the Trust no laws of the Cayman Islands thereafter enacted imposing any tax or duty to be levied on income or on capital assets, gains or appreciation or any tax in the nature of estate duty or inheritance tax shall apply to any property comprised in or income arising under the Trust or to the Trustee or Unitholders in respect of any such property or income. No stamp duty is levied in the Cayman Islands on the transfer or repurchase of Units.

The Trust complies with the authoritative guidance on Accounting for Income Taxes which prescribes the minimum recognition threshold a tax position must meet in connection with accounting for uncertainties in income tax positions taken or expected to be taken by an entity before being measured and recognized in the financial statements. The Investment Manager has analyzed the Trust's tax positions taken on income tax returns on all jurisdictions for all open tax years (since inception date) and has concluded that no provision for income tax is required in the Trust's financial statements. The Investment Manager is not aware of any tax events that are likely to occur in the next twelve months that would result in the amount of any unrecognized tax benefits or liabilities significantly increasing or decreasing for the Trust.

Certain dividend income and certain capital gains income realized by the Trust may be subject to income or withholding taxes in the source jurisdiction.

Income recognition

Interest income is recognized on an accrual basis.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 29, 2020 (continued)

NOTE 3 ACCRUED EXPENSES

	TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION USD	TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND JPY
Administration, Management and Custodian fees (note 7)	3,764.10	7,883,743
Agent Company fees (note 9)	1,487.50	1,165,030
Distribution fees (note 8)	15,067.33	13,817,154
Investment Management fees (note 5)	20,807.90	38,854,882
Other fees	1,711.62	185,112
Professional fees	17,879.67	329,800
Sub-manager fees (note 7)	752.84	1,576,758
Trustee fees (note 6)	1,617.64	626,802
TOTAL	63,088.60	64,439,281

NOTE 4 OTHER FEES

	TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION USD	TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND JPY
Cayman annual fees	3,967.38	436,115
Legal expenses	25,376.84	2,509,134
Out-of-pocket expenses	5,939.80	644,675
Printing expenses	51,205.38	5,982,766
Registration expenses	91.00	10,022
Report preparation expenses	840.90	92,146
Reporting expenses	25,579.69	4,258,541
TOTAL	113,000.99	13,933,399

NOTE 5 INVESTMENT MANAGEMENT FEES

Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection:

The Investment Manager's fee applicable to the Series Trust is 0.70% per annum of the Net Asset Value. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2020 (continued)

NOTE 5 INVESTMENT MANAGEMENT FEES (continued)

The Sub-Investment Manager is entitled to receive from the Investment Manager out of its own assets a fee of 0.42% per annum of the Net Asset Value. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund:

The Investment Manager is entitled to receive a fee per annum of Net Asset Value out of the Deposited Property of the Service Trust attributable to the classes:

- AUD-Hedged AUD Class Units	0.797%
- AUD Class Units	0.517%
- Resources Currency Basket Class Units	0.517%
- BRL Class Units	0.517%
- EUR Class Units	0.517%
- JPY Class Units	0.517%
- MXN Class Units	0.517%
- RUB Class Units	0.517%
- TRY Class Units	0.517%
- USD-Hedged USD Class Units	0.797%
- USD Class Units	0.517%

The Sub-Investment Manager is entitled to receive from the Investment Manager out of its own assets a fee of 0.4782% per annum of the Net Asset Value. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

NOTE 6 TRUSTEE FEES

The Trustee is entitled to receive for its own account the amount of the Trustee's Fees. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears. The Trustee's Fees applicable to each series trust are 0.01% per annum of the net asset value of such series trust, subject to a minimum fee of USD 10,000 per annum per series trust. In addition, the Trustee is entitled to receive from each series trust for all out-of-pocket expenses properly incurred in performing its obligation.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT FEBRUARY 29, 2020 (continued)

NOTE 7 ADMINISTRATION, MANAGEMENT, CUSTODIAN FEES AND SUB-MANAGER FEES

The Manager, Custodian and Administration fees are accrued daily and payable quarterly in arrears. These fees applicable are 0.15% (Manager: 0.125% and Sub-Manager 0.025%) of the net asset value of the series trust. In addition, the Manager is also entitled to receive from each series trust for all out-of-pocket expenses reasonably incurred in connection with the services provided.

NOTE 8 DISTRIBUTION FEES

Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection:

The Distribution fee applicable is 0.50% per annum of the net asset value of the series trust. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund:

The Distribution fee applicable is 0.593% per annum of the net asset value of the series trust attributable to AUD-Hedged AUD Class Units and USD-Hedged USD Class Units. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

NOTE 9 AGENT COMPANY FEES

Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection:

The Agent Company fee applicable is 0.05% per annum of the net asset value of the series trust. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund:

The Agent Company fee applicable is 0.05% per annum of the net asset value of the series trust attributable to each of AUD-Hedged AUD Class Units or USD-Hedged USD Class Units. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 29, 2020 (continued)

NOTE 10 FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS AS AT FEBRUARY 29, 2020

TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION:

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation USD	Counterparty
02/26/2020	03/10/2020	USD	62,316.24	JPY	6,874,595	1,456.89	MORGAN STANLEY AND CO, LONDON
01/17/2020	03/10/2020	USD	70,000.00	JPY	7,689,061	1,328.63	MORGAN STANLEY AND CO, LONDON
12/18/2019	03/10/2020	EUR	42,000.00	USD	47,030.63	863.43	UBS AG, LONDON
12/04/2019	03/10/2020	GBP	24,000.00	USD	31,517.04	852.03	HSBC BANK PLC, LONDON
02/26/2020	03/10/2020	USD	75,543.77	EUR	69,400.00	742.03	BARCLAYS BANK PLC, LONDON
12/04/2019	03/10/2020	EUR	27,400.00	USD	30,621.50	502.90	BARCLAYS BANK PLC, LONDON
02/26/2020	05/19/2020	GBP	24,000.00	USD	31,129.68	412.07	HSBC BANK PLC, LONDON
TOTAL						6,157.98	

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized (depreciation) USD	Counterparty
02/26/2020	05/19/2020	JPY	6,874,595	USD	62,551.24	(1,452.57)	MORGAN STANLEY AND CO, LONDON
02/26/2020	05/19/2020	EUR	69,400.00	USD	75,860.13	(735.62)	BARCLAYS BANK PLC, LONDON
01/20/2020	03/10/2020	JPY	3,000,000	USD	27,295.20	(534.71)	HSBC BANK PLC, LONDON
01/24/2020	03/10/2020	JPY	3,500,000	USD	31,999.40	(468.83)	HSBC BANK PLC, LONDON
02/26/2020	03/10/2020	USD	31,073.28	GBP	24,000.00	(408.27)	HSBC BANK PLC, LONDON
12/04/2019	03/10/2020	JPY	8,063,656	USD	74,652.40	(151.21)	MORGAN STANLEY AND CO, LONDON
TOTAL						(3,751.21)	

TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION - BRL-Hedged Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation USD	Counterparty
02/13/2020	03/11/2020	BRL	1,096,000.00	USD	252,954.21	10,235.23	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						10,235.23	

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized (depreciation) USD	Counterparty
01/16/2020	03/11/2020	USD	10,902,500.00	BRL	45,673,843.25	(787,619.68)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						(787,619.68)	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 29, 2020 (continued)

NOTE 10 FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS AS AT FEBRUARY 29, 2020 (continued)

TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION - CNY-Hedged Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized (depreciation) USD	Counterparty
01/16/2020	03/11/2020	USD	26,140.00	CNY	180,264.84	(355.91)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						(355.91)	

TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION - IDR-Hedged Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation USD	Counterparty
02/13/2020	03/11/2020	IDR	424,297,000.00	USD	30,844.50	1,305.38	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						1,305.38	

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized (depreciation) USD	Counterparty
01/16/2020	03/11/2020	USD	438,200.00	IDR	5,995,014,200.00	(20,833.25)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						(20,833.25)	

As at February 29, 2020, the unrealized appreciation on these contracts was USD 17,698.59 and the unrealized depreciation on these contracts was USD 812,560.05. These are disclosed in the statement of net assets.

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND:

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation JPY	Counterparty
12/04/2019	03/10/2020	GBP	21,998,373.48	JPY	3,136,061,678	106,138,356	BARCLAYS BANK PLC, LONDON
02/26/2020	05/19/2020	GBP	18,737,978.41	JPY	2,677,095,341	101,131,483	BARCLAYS BANK PLC, LONDON
12/04/2019	03/10/2020	EUR	24,112,012.98	JPY	2,931,924,628	74,813,411	MORGAN STANLEY AND CO, LONDON
02/26/2020	03/10/2020	USD	24,263,427.86	JPY	2,686,120,122	70,580,724	BARCLAYS BANK PLC, LONDON
12/04/2019	03/10/2020	EUR	24,112,012.98	JPY	2,925,266,160	68,154,943	UBS AG, LONDON
12/04/2019	03/10/2020	EUR	24,112,012.98	JPY	2,924,460,030	67,348,813	JP MORGAN SECURITIES LTD, LONDON
12/04/2019	03/10/2020	EUR	24,112,012.98	JPY	2,924,187,825	67,076,608	HSBC BANK PLC, LONDON
02/26/2020	03/10/2020	USD	24,609,877.75	JPY	2,705,223,525	52,337,659	JP MORGAN SECURITIES LTD, LONDON

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 29, 2020 (continued)

NOTE 10 FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS AS AT FEBRUARY 29, 2020 (continued)

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND (continued):

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation JPY	Counterparty
02/26/2020	03/10/2020	USD	24,610,736.86	JPY	2,705,223,517	52,245,041	UBS AG, LONDON
02/26/2020	03/10/2020	USD	24,613,449.85	JPY	2,705,223,508	51,952,578	HSBC BANK PLC, LONDON
02/26/2020	03/10/2020	USD	24,615,432.60	JPY	2,705,223,518	51,738,853	MORGAN STANLEY AND CO, LONDON
02/26/2020	05/19/2020	EUR	22,608,318.12	JPY	2,722,368,928	42,245,152	MORGAN STANLEY AND CO, LONDON
02/26/2020	05/19/2020	EUR	22,608,318.12	JPY	2,722,130,399	42,006,623	HSBC BANK PLC, LONDON
02/26/2020	05/19/2020	EUR	22,608,318.12	JPY	2,721,831,585	41,707,809	UBS AG, LONDON
02/26/2020	05/19/2020	EUR	22,608,318.13	JPY	2,721,405,796	41,282,019	JP MORGAN SECURITIES LTD, LONDON
01/15/2020	03/10/2020	AUD	1,470,000.00	JPY	111,606,754	9,410,451	HSBC BANK PLC, LONDON
02/21/2020	03/10/2020	USD	1,976,924.03	JPY	221,485,436	8,377,762	MORGAN STANLEY AND CO, LONDON
12/04/2019	03/10/2020	AUD	1,683,616.57	JPY	125,324,105	8,276,902	BARCLAYS BANK PLC, LONDON
02/19/2020	03/10/2020	USD	3,619,555.84	JPY	398,257,460	8,078,011	MORGAN STANLEY AND CO, LONDON
02/26/2020	03/10/2020	USD	3,130,712.92	JPY	345,495,987	8,012,634	BARCLAYS BANK PLC, LONDON
02/05/2020	03/10/2020	USD	2,981,000.00	JPY	326,427,431	5,082,772	BARCLAYS BANK PLC, LONDON
02/28/2020	05/19/2020	EUR	1,522,000.00	JPY	185,441,217	5,014,333	JP MORGAN SECURITIES LTD, LONDON
02/06/2020	03/10/2020	USD	2,685,373.19	JPY	294,273,796	4,796,999	MORGAN STANLEY AND CO, LONDON
01/23/2020	03/10/2020	GBP	684,000.00	JPY	98,818,705	4,608,669	JP MORGAN SECURITIES LTD, LONDON
12/23/2019	03/10/2020	USD	1,972,220.34	JPY	216,518,805	3,918,177	BARCLAYS BANK PLC, LONDON
12/18/2019	03/10/2020	EUR	927,220.57	JPY	113,000,001	3,130,605	UBS AG, LONDON
02/26/2020	05/19/2020	AUD	975,616.57	JPY	70,762,961	3,085,029	BARCLAYS BANK PLC, LONDON
01/08/2020	03/10/2020	GBP	539,000.00	JPY	76,757,501	2,518,891	HSBC BANK PLC, LONDON
01/23/2020	03/10/2020	EUR	551,000.00	JPY	67,295,454	2,005,663	JP MORGAN SECURITIES LTD, LONDON
02/26/2020	03/10/2020	USD	641,724.38	JPY	70,970,382	1,794,031	BARCLAYS BANK PLC, LONDON
12/18/2019	03/10/2020	EUR	444,000.00	JPY	54,388,170	1,777,159	UBS AG, LONDON
01/20/2020	03/10/2020	USD	670,162.35	JPY	73,900,013	1,658,117	HSBC BANK PLC, LONDON
12/06/2019	03/10/2020	USD	1,778,196.78	JPY	193,142,197	1,456,844	BARCLAYS BANK PLC, LONDON
01/20/2020	03/10/2020	USD	355,840.90	JPY	39,116,529	757,732	MORGAN STANLEY AND CO, LONDON
01/23/2020	03/10/2020	USD	453,664.53	JPY	49,600,479	696,529	JP MORGAN SECURITIES LTD, LONDON
01/08/2020	03/10/2020	USD	1,076,646.00	JPY	116,400,114	340,254	MORGAN STANLEY AND CO, LONDON
01/23/2020	03/10/2020	USD	187,602.54	JPY	20,510,118	287,014	HSBC BANK PLC, LONDON
01/23/2020	03/10/2020	USD	185,895.47	JPY	20,322,487	283,401	BARCLAYS BANK PLC, LONDON

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 29, 2020 (continued)

NOTE 10 FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS AS AT FEBRUARY 29, 2020 (continued)

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND (continued):

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation JPY	Counterparty
01/06/2020	03/10/2020	JPY	107,664,601	USD	1,000,000.00	133,003	MORGAN STANLEY AND CO, LONDON
01/08/2020	03/10/2020	USD	341,354.00	JPY	36,904,875	107,732	BARCLAYS BANK PLC, LONDON
TOTAL						1,016,368,786	

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized (depreciation) JPY	Counterparty
02/26/2020	03/10/2020	JPY	2,686,120,137	GBP	18,737,978.41	(105,263,973)	BARCLAYS BANK PLC, LONDON
02/26/2020	05/19/2020	JPY	2,722,368,912	USD	24,718,483.58	(67,382,798)	MORGAN STANLEY AND CO, LONDON
02/26/2020	05/19/2020	JPY	2,722,130,373	USD	24,716,317.70	(67,376,894)	HSBC BANK PLC, LONDON
02/26/2020	05/19/2020	JPY	2,721,831,577	USD	24,713,604.70	(67,369,498)	UBS AG, LONDON
02/26/2020	05/19/2020	JPY	2,721,405,794	USD	24,709,738.69	(67,358,959)	JP MORGAN SECURITIES LTD, LONDON
02/26/2020	05/19/2020	JPY	2,677,095,306	USD	24,307,409.65	(66,262,207)	BARCLAYS BANK PLC, LONDON
12/04/2019	03/10/2020	JPY	2,931,924,602	USD	26,944,123.22	(27,412,666)	MORGAN STANLEY AND CO, LONDON
02/26/2020	03/10/2020	JPY	2,705,223,536	EUR	22,608,318.13	(26,290,036)	JP MORGAN SECURITIES LTD, LONDON
02/26/2020	03/10/2020	JPY	2,705,223,535	EUR	22,608,318.12	(26,290,036)	UBS AG, LONDON
02/26/2020	03/10/2020	JPY	2,705,223,535	EUR	22,608,318.12	(26,290,036)	UBS AG, LONDON
02/26/2020	03/10/2020	JPY	2,705,223,535	EUR	22,608,318.12	(26,290,036)	UBS AG, LONDON
12/04/2019	03/10/2020	JPY	3,136,061,639	USD	28,891,814.59	(21,593,240)	BARCLAYS BANK PLC, LONDON
12/04/2019	03/10/2020	JPY	2,925,266,126	USD	26,949,804.01	(20,141,815)	UBS AG, LONDON
12/04/2019	03/10/2020	JPY	2,924,460,017	USD	26,942,377.51	(20,136,265)	JP MORGAN SECURITIES LTD, LONDON
12/04/2019	03/10/2020	JPY	2,924,187,824	USD	26,939,869.86	(20,134,390)	HSBC BANK PLC, LONDON
02/26/2020	05/19/2020	JPY	345,495,981	USD	3,142,622.81	(7,950,197)	BARCLAYS BANK PLC, LONDON
12/23/2019	03/10/2020	JPY	216,518,805	GBP	1,516,000.00	(7,714,106)	BARCLAYS BANK PLC, LONDON
12/06/2019	03/10/2020	JPY	230,000,003	GBP	1,617,395.07	(7,229,758)	BARCLAYS BANK PLC, LONDON
12/06/2019	03/10/2020	JPY	193,142,196	GBP	1,350,000.00	(7,201,336)	BARCLAYS BANK PLC, LONDON
01/20/2020	03/10/2020	JPY	73,900,013	AUD	975,000.00	(6,116,751)	HSBC BANK PLC, LONDON
02/06/2020	03/10/2020	JPY	294,273,798	EUR	2,437,000.00	(5,505,704)	MORGAN STANLEY AND CO, LONDON
02/21/2020	03/10/2020	JPY	221,485,436	EUR	1,829,000.00	(4,761,249)	MORGAN STANLEY AND CO, LONDON
02/28/2020	05/19/2020	JPY	185,441,216	USD	1,685,983.32	(4,351,535)	JP MORGAN SECURITIES LTD, LONDON
01/23/2020	03/10/2020	JPY	49,600,479	AUD	659,818.00	(3,729,078)	JP MORGAN SECURITIES LTD, LONDON

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2020 (continued)

NOTE 10 FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS AS AT FEBRUARY 29, 2020 (continued)

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND (continued):

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized (depreciation) JPY	Counterparty
02/26/2020	03/10/2020	JPY	70,970,382	AUD	975,616.57	(3,144,255)	BARCLAYS BANK PLC, LONDON
01/23/2020	03/10/2020	JPY	192,989,001	USD	1,765,515.24	(2,670,688)	UBS AG, LONDON
01/15/2020	03/10/2020	JPY	111,606,753	USD	1,014,237.53	(2,274,377)	HSBC BANK PLC, LONDON
01/16/2020	03/10/2020	JPY	115,140,001	USD	1,049,798.41	(1,974,247)	JP MORGAN SECURITIES LTD, LONDON
01/28/2020	03/10/2020	JPY	252,581,491	USD	2,325,000.00	(1,952,061)	UBS AG, LONDON
01/23/2020	03/10/2020	JPY	98,818,703	USD	899,087.15	(1,899,262)	JP MORGAN SECURITIES LTD, LONDON
02/26/2020	05/19/2020	JPY	70,762,961	USD	642,511.41	(1,751,492)	BARCLAYS BANK PLC, LONDON
01/23/2020	03/10/2020	JPY	20,510,118	AUD	272,839.00	(1,541,998)	HSBC BANK PLC, LONDON
01/23/2020	03/10/2020	JPY	20,322,486	AUD	270,343.00	(1,527,891)	BARCLAYS BANK PLC, LONDON
01/23/2020	03/10/2020	JPY	67,295,454	USD	612,277.59	(1,293,397)	JP MORGAN SECURITIES LTD, LONDON
01/20/2020	03/10/2020	JPY	39,116,529	EUR	320,000.00	(1,198,683)	MORGAN STANLEY AND CO, LONDON
02/19/2020	03/10/2020	JPY	398,257,460	EUR	3,351,000.00	(1,186,519)	MORGAN STANLEY AND CO, LONDON
12/04/2019	03/10/2020	JPY	125,324,104	USD	1,154,582.15	(862,914)	BARCLAYS BANK PLC, LONDON
12/18/2019	03/10/2020	JPY	54,388,170	USD	496,582.48	(857,768)	UBS AG, LONDON
12/04/2019	03/10/2020	JPY	116,610,772	USD	1,079,740.56	(217,326)	BARCLAYS BANK PLC, LONDON
TOTAL						(734,505,441)	

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - AUD Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation JPY	Counterparty
01/16/2020	03/11/2020	USD	21,173,900.00	JPY	2,323,528,040	41,162,004	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						41,162,004	

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized (depreciation) JPY	Counterparty
01/16/2020	03/11/2020	JPY	2,323,528,053	AUD	30,583,536.75	(197,389,574)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						(197,389,574)	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2020 (continued)

NOTE 10 FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS AS AT FEBRUARY 29, 2020 (continued)

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - AUD-Hedged AUD Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation JPY	Counterparty
01/16/2020	03/11/2020	USD	17,028,000.00	JPY	1,868,575,722	33,102,386	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						33,102,386	

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized (depreciation) JPY	Counterparty
01/16/2020	03/11/2020	JPY	1,868,575,732	AUD	24,595,207.49	(158,740,226)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						(158,740,226)	

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - BRL Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation JPY	Counterparty
01/16/2020	03/11/2020	USD	20,426,600.00	JPY	2,254,723,137	52,909,675	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						52,909,675	

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized (depreciation) JPY	Counterparty
01/16/2020	03/11/2020	JPY	2,254,723,128	BRL	85,573,155.38	(211,975,065)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						(211,975,065)	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2020 (continued)

NOTE 10 FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS AS AT FEBRUARY 29, 2020 (continued)

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - EUR Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation JPY	Counterparty
01/16/2020	03/11/2020	USD	245,700.00	JPY	26,926,015	441,648	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/24/2020	03/11/2020	USD	8,000.00	JPY	873,160	10,828	CITIBANK, TOKYO
TOTAL						452,476	

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized (depreciation) JPY	Counterparty
01/16/2020	03/11/2020	JPY	26,926,016	EUR	219,443.58	(923,250)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/24/2020	03/11/2020	JPY	873,160	EUR	7,237.00	(15,618)	CITIBANK, TOKYO
TOTAL						(938,868)	

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - JPY Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation JPY	Counterparty
01/16/2020	03/11/2020	USD	95,333,800.00	JPY	10,461,712,050	185,540,575	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						185,540,575	

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - MXN Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation JPY	Counterparty
01/16/2020	03/11/2020	USD	5,978,900.00	JPY	662,921,160	18,446,675	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/12/2020	03/11/2020	USD	240,500.00	JPY	26,556,325	632,474	CITIBANK, TOKYO
TOTAL						19,079,149	

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized (depreciation) JPY	Counterparty
01/16/2020	03/11/2020	JPY	662,921,160	MXN	113,126,169.01	(48,156,674)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/12/2020	03/11/2020	JPY	26,556,325	MXN	4,498,057.07	(2,112,416)	CITIBANK, TOKYO
TOTAL						(50,269,090)	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2020 (continued)

NOTE 10 FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS AS AT FEBRUARY 29, 2020 (continued)

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - Resources Currency Basket Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation JPY	Counterparty
01/16/2020	03/11/2020	USD	234,800.00	JPY	25,967,623	658,183	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/16/2020	03/11/2020	USD	234,800.00	JPY	25,917,627	608,187	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/16/2020	03/11/2020	USD	234,800.00	JPY	25,765,891	456,451	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						1,722,821	

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized (depreciation) JPY	Counterparty
01/16/2020	03/11/2020	JPY	25,967,623	ZAR	3,396,875.08	(2,735,947)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/16/2020	03/11/2020	JPY	25,917,627	BRL	983,647.64	(2,436,615)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/16/2020	03/11/2020	JPY	25,765,891	AUD	339,144.63	(2,188,878)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						(7,361,440)	

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - RUB Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation JPY	Counterparty
01/16/2020	03/11/2020	USD	6,046,600.00	JPY	670,038,074	18,266,106	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/27/2020	03/11/2020	RUB	10,373,000.00	JPY	17,187,794	575,862	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						18,841,968	

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized (depreciation) JPY	Counterparty
01/16/2020	03/11/2020	JPY	670,038,070	RUB	375,004,085.40	(69,484,485)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/27/2020	03/11/2020	JPY	17,187,794	USD	156,266.95	(343,548)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						(69,828,033)	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2020 (continued)

NOTE 10 FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS AS AT FEBRUARY 29, 2020 (continued)

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - TRY Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation JPY	Counterparty
01/16/2020	03/11/2020	USD	38,253,300.00	JPY	4,281,754,065	158,374,211	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/24/2020	03/11/2020	USD	2,042,400.00	JPY	225,497,525	5,344,205	CITIBANK, TOKYO
TOTAL						163,718,416	

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized (depreciation) JPY	Counterparty
01/16/2020	03/11/2020	JPY	4,281,754,054	TRY	227,526,803.07	(381,405,610)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/24/2020	03/11/2020	JPY	225,497,524	TRY	12,241,267.37	(15,653,200)	CITIBANK, TOKYO
TOTAL						(397,058,810)	

As at February 29, 2020, the unrealized appreciation on these contracts was JPY 1,532,898,256 the unrealized depreciation on these contracts was JPY 1,828,066,547. These are disclosed in the statement of net assets.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2020 (continued)

NOTE 11 DIVIDENDS

TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION:

For BRL-Hedged Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/11/2019	03/15/2019	0.3	178,357.50	USD
04/10/2019	04/16/2019	0.3	176,827.50	USD
05/10/2019	05/16/2019	0.3	176,783.10	USD
06/11/2019	06/17/2019	0.3	178,101.90	USD
07/10/2019	07/17/2019	0.3	177,681.90	USD
08/13/2019	08/20/2019	0.3	178,119.90	USD
09/10/2019	09/17/2019	0.23	135,635.14	USD
10/10/2019	10/17/2019	0.23	138,015.64	USD
11/12/2019	11/18/2019	0.23	137,969.64	USD
12/10/2019	12/16/2019	0.23	137,464.79	USD
01/10/2020	01/17/2020	0.15	88,908.15	USD
02/10/2020	02/18/2020	0.15	87,676.20	USD
			1,791,541.36	

For CNY-Hedged Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/11/2019	03/15/2019	0.25	56.25	USD
04/10/2019	04/16/2019	0.25	56.25	USD
05/10/2019	05/16/2019	0.25	56.25	USD
06/11/2019	06/17/2019	0.25	56.25	USD
07/10/2019	07/17/2019	0.25	56.25	USD
08/13/2019	08/20/2019	0.25	56.25	USD
09/10/2019	09/17/2019	0.25	56.25	USD
10/10/2019	10/17/2019	0.25	56.25	USD
11/12/2019	11/18/2019	0.25	56.25	USD
12/10/2019	12/16/2019	0.25	56.25	USD
01/10/2020	01/17/2020	0.25	56.25	USD
02/10/2020	02/18/2020	0.25	56.25	USD
			675.00	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2020 (continued)

NOTE 11 DIVIDENDS (continued)

For IDR-Hedged Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/11/2019	03/15/2019	0.6	5,164.80	USD
04/10/2019	04/16/2019	0.6	5,164.80	USD
05/10/2019	05/16/2019	0.6	5,164.80	USD
06/11/2019	06/17/2019	0.6	5,164.80	USD
07/10/2019	07/17/2019	0.6	5,134.80	USD
08/13/2019	08/20/2019	0.6	5,134.80	USD
09/10/2019	09/17/2019	0.6	5,134.80	USD
10/10/2019	10/17/2019	0.6	5,134.80	USD
11/12/2019	11/18/2019	0.6	5,014.80	USD
12/10/2019	12/16/2019	0.6	5,014.80	USD
01/10/2020	01/17/2020	0.6	5,014.80	USD
02/10/2020	02/18/2020	0.6	5,014.80	USD
			61,257.60	

For USD-Hedged Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/11/2019	03/15/2019	0.2	13,683.00	USD
04/10/2019	04/16/2019	0.2	13,649.00	USD
05/10/2019	05/16/2019	0.2	13,482.00	USD
06/11/2019	06/17/2019	0.2	13,264.80	USD
07/10/2019	07/17/2019	0.2	14,137.20	USD
08/13/2019	08/20/2019	0.2	14,117.20	USD
09/10/2019	09/17/2019	0.35	24,552.85	USD
10/10/2019	10/17/2019	0.35	24,505.60	USD
11/12/2019	11/18/2019	0.35	24,109.40	USD
12/10/2019	12/16/2019	0.35	24,178.70	USD
01/10/2020	01/17/2020	0.35	23,865.45	USD
02/10/2020	02/18/2020	0.35	23,815.75	USD
			227,360.95	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2020 (continued)

NOTE 11 DIVIDENDS (continued)

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND:

For AUD Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2019	03/11/2019	65	16,108,277	JPY
04/05/2019	04/11/2019	65	15,896,816	JPY
05/07/2019	05/14/2019	65	15,841,455	JPY
06/05/2019	06/12/2019	60	14,547,436	JPY
07/05/2019	07/11/2019	60	14,585,982	JPY
08/05/2019	08/09/2019	60	14,562,772	JPY
09/05/2019	09/11/2019	50	12,102,368	JPY
10/07/2019	10/11/2019	50	11,964,454	JPY
11/05/2019	11/12/2019	50	12,027,698	JPY
12/05/2019	12/11/2019	50	11,898,198	JPY
01/06/2020	01/10/2020	50	11,827,913	JPY
02/05/2020	02/12/2020	50	11,731,549	JPY
			163,094,918	

For AUD-Hedged AUD Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2019	03/11/2019	0.00006	231,531.52	AUD
04/05/2019	04/11/2019	0.00006	225,346.84	AUD
05/07/2019	05/14/2019	0.00006	225,082.95	AUD
06/05/2019	06/12/2019	0.00006	226,601.48	AUD
07/05/2019	07/11/2019	0.00006	233,702.79	AUD
08/05/2019	08/09/2019	0.00006	232,223.94	AUD
09/05/2019	09/11/2019	0.000052	205,109.53	AUD
10/07/2019	10/11/2019	0.000052	205,806.16	AUD
11/05/2019	11/12/2019	0.000052	200,251.64	AUD
12/05/2019	12/11/2019	0.000052	202,741.20	AUD
01/06/2020	01/10/2020	0.000052	197,898.31	AUD
02/05/2020	02/12/2020	0.000052	199,630.11	AUD
			2,585,926.47	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2020 (continued)

NOTE 11 DIVIDENDS (continued)

For BRL Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2019	03/11/2019	60	45,458,441	JPY
04/05/2019	04/11/2019	60	44,735,317	JPY
05/07/2019	05/14/2019	60	44,735,317	JPY
06/05/2019	06/12/2019	55	41,247,117	JPY
07/05/2019	07/11/2019	55	41,039,121	JPY
08/05/2019	08/09/2019	55	40,647,230	JPY
09/05/2019	09/11/2019	45	33,256,824	JPY
10/07/2019	10/11/2019	45	32,620,913	JPY
11/05/2019	11/12/2019	45	30,867,297	JPY
12/05/2019	12/11/2019	45	30,867,297	JPY
01/06/2020	01/10/2020	44	29,731,288	JPY
02/05/2020	02/12/2020	42	28,077,536	JPY
			443,283,698	

For EUR Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2019	03/11/2019	50	146,900	JPY
04/05/2019	04/11/2019	50	121,436	JPY
05/07/2019	05/14/2019	50	122,343	JPY
06/05/2019	06/12/2019	45	110,523	JPY
07/05/2019	07/11/2019	45	110,523	JPY
08/05/2019	08/09/2019	45	110,936	JPY
09/05/2019	09/11/2019	45	110,936	JPY
10/07/2019	10/11/2019	45	111,351	JPY
11/05/2019	11/12/2019	45	111,762	JPY
12/05/2019	12/11/2019	45	111,762	JPY
01/06/2020	01/10/2020	45	111,762	JPY
02/05/2020	02/12/2020	45	111,762	JPY
			1,391,996	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2020 (continued)

NOTE 11 DIVIDENDS (continued)

For JPY Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2019	03/11/2019	45	55,334,250	JPY
04/05/2019	04/11/2019	45	55,128,041	JPY
05/07/2019	05/14/2019	45	54,854,890	JPY
06/05/2019	06/12/2019	45	54,963,600	JPY
07/05/2019	07/11/2019	45	54,721,936	JPY
08/05/2019	08/09/2019	45	54,727,575	JPY
09/05/2019	09/11/2019	40	48,312,498	JPY
10/07/2019	10/11/2019	40	48,141,755	JPY
11/05/2019	11/12/2019	40	47,650,063	JPY
12/05/2019	12/11/2019	40	47,027,020	JPY
01/06/2020	01/10/2020	40	47,029,268	JPY
02/05/2020	02/12/2020	40	46,112,308	JPY
			614,003,204	

For MXN Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2019	03/11/2019	80	5,291,578	JPY
04/05/2019	04/11/2019	80	5,369,949	JPY
05/07/2019	05/14/2019	80	5,321,243	JPY
06/05/2019	06/12/2019	80	5,321,243	JPY
07/05/2019	07/11/2019	80	6,581,896	JPY
08/05/2019	08/09/2019	80	6,614,331	JPY
09/05/2019	09/11/2019	80	6,614,331	JPY
10/07/2019	10/11/2019	80	6,640,271	JPY
11/05/2019	11/12/2019	80	7,562,905	JPY
12/05/2019	12/11/2019	80	7,744,434	JPY
01/06/2020	01/10/2020	80	8,121,027	JPY
02/05/2020	02/12/2020	80	8,295,373	JPY
			79,478,581	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2020 (continued)

NOTE 11 DIVIDENDS (continued)

For Resources Currency Basket Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2019	03/11/2019	80	1,105,312	JPY
04/05/2019	04/11/2019	80	1,086,283	JPY
05/07/2019	05/14/2019	80	1,087,725	JPY
06/05/2019	06/12/2019	80	1,091,737	JPY
07/05/2019	07/11/2019	80	1,110,380	JPY
08/05/2019	08/09/2019	80	1,077,539	JPY
09/05/2019	09/11/2019	70	945,289	JPY
10/07/2019	10/11/2019	70	945,289	JPY
11/05/2019	11/12/2019	70	948,925	JPY
12/05/2019	12/11/2019	70	948,925	JPY
01/06/2020	01/10/2020	70	932,966	JPY
02/05/2020	02/12/2020	67	898,704	JPY
			12,179,074	

For RUB Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2019	03/11/2019	70	10,911,288	JPY
04/05/2019	04/11/2019	70	10,754,068	JPY
05/07/2019	05/14/2019	70	10,623,829	JPY
06/05/2019	06/12/2019	70	10,302,514	JPY
07/05/2019	07/11/2019	70	10,347,802	JPY
08/05/2019	08/09/2019	70	10,262,264	JPY
09/05/2019	09/11/2019	70	10,084,766	JPY
10/07/2019	10/11/2019	70	9,761,424	JPY
11/05/2019	11/12/2019	70	9,791,371	JPY
12/05/2019	12/11/2019	70	9,925,646	JPY
01/06/2020	01/10/2020	70	9,458,833	JPY
02/05/2020	02/12/2020	70	9,357,468	JPY
			121,581,273	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2020 (continued)

NOTE 11 DIVIDENDS (continued)

For TRY Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2019	03/11/2019	100	38,979,467	JPY
04/05/2019	04/11/2019	100	60,243,292	JPY
05/07/2019	05/14/2019	100	65,541,232	JPY
06/05/2019	06/12/2019	100	70,916,522	JPY
07/05/2019	07/11/2019	100	76,049,181	JPY
08/05/2019	08/09/2019	100	94,397,738	JPY
09/05/2019	09/11/2019	80	89,657,819	JPY
10/07/2019	10/11/2019	80	110,833,774	JPY
11/05/2019	11/12/2019	80	124,336,734	JPY
12/05/2019	12/11/2019	63	109,738,791	JPY
01/06/2020	01/10/2020	57	104,607,409	JPY
02/05/2020	02/12/2020	52	102,077,714	JPY
			1,047,379,673	

For USD Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2019	03/11/2019	75	17,446,297	JPY
04/05/2019	04/11/2019	75	17,780,329	JPY
05/07/2019	05/14/2019	75	17,729,756	JPY
06/05/2019	06/12/2019	75	18,189,784	JPY
07/05/2019	07/11/2019	75	18,707,949	JPY
08/05/2019	08/09/2019	75	18,690,758	JPY
09/05/2019	09/11/2019	75	18,948,296	JPY
10/07/2019	10/11/2019	75	20,052,864	JPY
11/05/2019	11/12/2019	75	21,137,325	JPY
12/05/2019	12/11/2019	75	21,680,943	JPY
01/06/2020	01/10/2020	75	21,976,485	JPY
02/05/2020	02/12/2020	75	23,519,086	JPY
			235,859,872	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2020 (continued)

NOTE 11 DIVIDENDS (continued)

For USD-Hedged USD Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2019	03/11/2019	0.000045	459,962	USD
04/05/2019	04/11/2019	0.000045	467,109	USD
05/07/2019	05/14/2019	0.000045	464,264	USD
06/05/2019	06/12/2019	0.000045	463,164	USD
07/05/2019	07/11/2019	0.000045	461,938	USD
08/05/2019	08/09/2019	0.000045	459,615	USD
09/05/2019	09/11/2019	0.00006	635,770	USD
10/07/2019	10/11/2019	0.00006	685,767	USD
11/05/2019	11/12/2019	0.00006	686,807	USD
12/05/2019	12/11/2019	0.00006	697,789	USD
01/06/2020	01/10/2020	0.00006	705,761	USD
02/05/2020	02/12/2020	0.00006	703,576	USD
			6,891,522	

NOTE 12 CHANGES IN THE INVESTMENT PORTFOLIO

A detailed schedule of portfolio changes for the year ended February 29, 2020 is available free of charge upon request at the registered office of the Manager of the Trust.

NOTE 13 SUBSEQUENT EVENTS

The COVID-19 outbreak that originated in China in December 2019 and subsequently extended to other countries (mostly in Asia and Europe initially and worldwide at this point) with different degrees of severity is having a large negative impact on the world trade and financial markets.

Since the mid-end of February 2020 worldwide financial markets have experienced a significant increase in the level of volatility. Prices and market liquidity have severely declined. As events are still unfolding the definitive impact is still unclear.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 29, 2020 (continued)

NOTE 13 SUBSEQUENT EVENTS (continued)

All delegated parties involved in the running of the Fund have confirmed that they have business continuity plans in place which allow them to continue performing their functions with normality under current circumstances.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST
TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY
SELECTION

STATEMENT OF INVESTMENTS AND OTHER NET ASSETS
AS AT FEBRUARY 29, 2020 (expressed in USD)

Description	Currency	Nominal	Cost (note 2)	Market value (note 2)	% of net assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO AN OFFICIAL STOCK EXCHANGE OR DEALT IN ON ANOTHER REGULATED MARKET					
BONDS					
CAYMAN ISLANDS					
MIZUHO FINANCIAL GROUP CAYMAN 3 LTD 4.6% 03/27/2024	USD	610,000	618,178.07	661,842.68	3.67%
			618,178.07	661,842.68	3.67%
JAPAN					
DAI-ICHI LIFE INSURANCE CO LTD/THE FRN PERPETUAL	USD	550,000	541,151.26	586,201.00	3.25%
DAI-ICHI LIFE INSURANCE CO LTD/THE FRN PERPETUAL	USD	770,000	770,000.00	846,530.32	4.70%
DEVELOPMENT BANK OF JAPAN INC 1.875% 08/28/2029	USD	750,000	739,232.60	776,700.00	4.31%
DEVELOPMENT BANK OF JAPAN INC 2.625% 09/01/2027	USD	250,000	239,671.51	270,945.00	1.50%
DEVELOPMENT BANK OF JAPAN INC 3.25% 09/06/2028	USD	200,000	196,016.00	228,358.00	1.27%
FUKOKU MUTUAL LIFE INSURANCE CO FRN PERPETUAL	USD	1,120,000	1,124,241.97	1,222,457.60	6.78%
JAPAN FINANCE ORGANIZATION FOR MUNICIPALITIES 1.75% 09/05/2024	USD	350,000	344,939.00	355,166.00	1.97%
JAPAN FINANCE ORGANIZATION FOR MUNICIPALITIES 2.375% 02/13/2025	USD	1,000,000	995,505.82	1,043,720.00	5.79%
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY 2.125% 10/20/2026	USD	900,000	846,847.19	935,253.00	5.19%
MITSUBISHI UFJ FINANCIAL GROUP INC 2.757% 09/13/2026	USD	1,030,000	964,674.23	1,077,627.20	5.98%
MITSUBISHI UFJ FINANCIAL GROUP INC 3.85% 03/01/2026	USD	290,000	319,031.90	322,004.40	1.79%
MITSUMI SUMITOMO INSURANCE CO LTD FRN 03/15/2072	USD	1,000,000	1,040,269.85	1,098,160.00	6.09%
MIZUHO FINANCIAL GROUP INC 3.17% 09/11/2027	USD	690,000	679,991.54	739,072.80	4.10%
NIPPON LIFE INSURANCE CO FRN 01/20/2046	USD	1,040,000	1,090,283.51	1,144,000.00	6.35%
NIPPON LIFE INSURANCE CO FRN 01/23/2050	USD	200,000	203,000.00	206,492.00	1.15%
ORIX CORP 3.95% 01/19/2027	USD	1,230,000	1,247,416.97	1,368,682.50	7.59%
SOMPO JAPAN NIPPONKOA INSURANCE INC FRN 03/28/2073	USD	1,420,000	1,426,532.82	1,531,327.95	8.49%
SUMITOMO LIFE INSURANCE CO FRN 09/14/2077	USD	1,150,000	1,147,891.68	1,238,435.00	6.87%
SUMITOMO MITSUI FINANCIAL GROUP INC 3.364% 07/12/2027	USD	430,000	436,118.90	467,147.70	2.59%
SUMITOMO MITSUI FINANCIAL GROUP INC 3.544% 01/17/2028	USD	280,000	276,976.00	308,327.60	1.71%
SUMITOMO MITSUI FINANCIAL GROUP INC 4.436% 04/02/2024	USD	530,000	545,769.65	576,406.80	3.20%
TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT 2.625% 05/29/2024	USD	200,000	204,512.00	209,904.00	1.16%
			15,380,074.40	16,552,918.87	91.83%
TOTAL INVESTMENTS IN SECURITIES			15,998,252.47	17,214,761.55	95.50%
CASH AT BANKS				633,610.70	3.52%
CASH AT BROKERS				660,000.00	3.66%
OTHER NET ASSETS/ (LIABILITIES)				(482,766.99)	(2.68%)
TOTAL NET ASSETS				18,025,605.26	100.00%

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY

SELECTION

GEOGRAPHICAL CLASSIFICATION OF INVESTMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2020 (UNAUDITED)

	(in % of net assets)
JAPAN	91.83%
CAYMAN ISLANDS	3.67%
	95.50%

【2019年２月28日に終了した会計年度】

(１)【貸借対照表】

東京海上ストラテジック・トラスト
東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション
純資産計算書
2019年２月28日現在

	ファンド		東京海上ストラテジック・トラスト合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円
資産				
投資有価証券（取得原価）（注記２）	19,389,684.59	2,089,045	302,771,770.39	32,620,631
未実現評価益／（損）	(134,745.13)	(14,517)	1,206,200.12	129,956
投資有価証券（時価）（注記２）	19,254,939.46	2,074,527	303,977,970.51	32,750,587
銀行預金（注記２）	958,540.02	103,273	17,007,434.86	1,832,381
ブローカー保有現金（注記２）	-	-	20,000.00	2,155
未収利息（注記２）	243,371.34	26,221	4,594,826.34	495,047
受益証券販売未収金	107,250.00	11,555	1,095,563.10	118,036
投資有価証券売却未収金	-	-	1,189,312.47	128,137
先渡為替取引に係る未実現評価損（注記２、10）	64,410.46	6,940	3,716,527.21	400,419
資産合計	20,628,511.28	2,222,516	331,601,634.49	35,726,760
負債				
未払費用（注記３）	(68,127.03)	(7,340)	(565,248.36)	(60,900)
ブローカー借越（注記２）	(20,000.00)	(2,155)	(20,000.00)	(2,155)
受益証券買戻未払金	(18,191.70)	(1,960)	(382,961.36)	(41,260)
先渡為替取引に係る未実現評価損（注記２、10）	(1,020.79)	(110)	(5,134,357.67)	(553,176)
負債合計	(107,339.52)	(11,565)	(6,102,567.39)	(657,491)
純資産	20,521,171.76	2,210,951	325,499,067.10	35,069,269

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

東京海上ストラテジック・トラスト
東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション
純資産計算書(続き)
2019年2月28日現在

発行済受益証券口数

豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券	-
豪ドルクラス受益証券	-
資源国通貨バスケットクラス受益証券	-
ブラジル・レアルヘッジクラス受益証券	594,525.00口
ブラジル・レアルクラス受益証券	-
中国元ヘッジクラス受益証券	225.00口
ユーロクラス受益証券	-
インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券	8,608.00口
日本円クラス受益証券	-
メキシコ・ペソクラス受益証券	-
ロシア・ルーブルクラス受益証券	-
トルコ・リラクラス受益証券	-
米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券	-
米ドルヘッジクラス受益証券	68,785.00口
米ドルクラス受益証券	-

米ドル

円

受益証券1口当たり純資産価額

豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券(豪ドル表示)	-	-
豪ドルクラス受益証券(日本円表示)	-	-
資源国通貨バスケットクラス受益証券(日本円表示)	-	-
ブラジル・レアルヘッジクラス受益証券(米ドル表示)	21.36	2,301
ブラジル・レアルクラス受益証券(日本円表示)	-	-
中国元ヘッジクラス受益証券(米ドル表示)	112.90	12,164
ユーロクラス受益証券(日本円表示)	-	-
インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券(米ドル表示)	51.19	5,515
日本円クラス受益証券(日本円表示)	-	-
メキシコ・ペソクラス受益証券(日本円表示)	-	-
ロシア・ルーブルクラス受益証券(日本円表示)	-	-
トルコ・リラクラス受益証券(日本円表示)	-	-
米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券(米ドル表示)	-	-
米ドルヘッジクラス受益証券(米ドル表示)	106.94	11,522
米ドルクラス受益証券(日本円表示)	-	-

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

（２）【損益計算書】

東京海上ストラテジック・トラスト
東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション
損益および純資産変動計算書
2019年２月28日に終了した会計年度

	ファンド		東京海上ストラテジック・トラスト合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円
期首純資産	26,414,345.35	2,845,882	410,124,667.35*	44,186,832
収益				
債券に係る受取利息（純額） （注記２）	851,470.12	91,737	14,721,411.64	1,586,085
銀行預金に係る受取利息（注記２）	22,134.09	2,385	180,891.21	19,489
収益合計	873,604.21	94,122	14,902,302.85	1,605,574
費用				
管理事務代行報酬、管理報酬および 保管報酬（注記９）	(28,010.27)	(3,018)	(436,773.52)	(47,058)
代行協会員報酬（注記８）	(11,204.13)	(1,207)	(68,654.54)	(7,397)
販売報酬（注記９）	(112,040.44)	(12,071)	(792,806.07)	(85,417)
投資顧問報酬（注記５）	(156,856.75)	(16,900)	(2,171,005.41)	(233,904)
当座借越利息	(3,030.83)	(327)	(13,499.72)	(1,454)
その他の費用（注記４）	(81,410.42)	(8,771)	(163,458.21)	(17,611)
その他の税金	-	-	(27,553.71)	(2,969)
専門家報酬	(32,729.63)	(3,526)	(52,061.95)	(5,609)
副保管報酬	(3,327.57)	(359)	(20,582.74)	(2,218)
副管理報酬（注記７）	(5,602.03)	(604)	(87,354.55)	(9,412)
受託報酬（注記６）	(10,041.08)	(1,082)	(43,097.52)	(4,643)
費用合計	(444,253.15)	(47,864)	(3,876,847.94)	(417,692)
投資純利益／（損失）	429,351.06	46,258	11,025,454.91	1,187,883
投資に係る実現純利益／（損失） （注記２）	(312,803.96)	(33,701)	(1,549,106.12)	(166,901)
為替予約および先渡為替取引に係る 実現純利益／（損失）（注記２）	(1,967,602.16)	(211,989)	(16,639,520.36)	(1,792,742)
当期に係る実現純利益／（損失）	(2,280,406.12)	(245,691)	(18,188,626.48)	(1,959,643)

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

以下に係る未実現評価益／（損）の増減：

- 投資	203,443.61	21,919	3,004,071.56	323,659
- 先渡為替取引（注記２）	(9,257.94)	(997)	707,890.47	76,268
- その他の資産および負債の為替換算（注記２）	(614.29)	(66)	543,698.57	58,578
	193,571.38	20,855	4,255,660.60	458,505
運用による純資産の純増加／（減少）額	(1,657,483.68)	(178,577)	(2,907,510.97)	(313,255)

* 期首残高は、2019年２月28日現在の為替レートを使用して合算された。当該純資産を2018年２月28日現在の為替レートを使用して合算した場合の金額は426,735,886.25米ドルであった。

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

東京海上ストラテジック・トラスト
東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション
損益および純資産変動計算書（続き）
2019年２月28日に終了した会計年度

	ファンド		東京海上ストラテジック・トラスト合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円
販売				
豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券	-	-	2,190,869.90	236,044
豪ドルクラス受益証券	-	-	224,577.79	24,196
資源国通貨バスケットクラス受益証券	-	-	406,934.96	43,843
ブラジル・レアルヘッジクラス受益証券	2,715,629.00	292,582	2,715,629.00	292,582
ユーロクラス受益証券	-	-	22,457.78	2,420
日本円クラス受益証券	-	-	503,952.57	54,296
メキシコ・ペソクラス受益証券	-	-	35,932.45	3,871
ロシア・ルーブルクラス受益証券	-	-	1,563,061.44	168,404
トルコ・リラクラス受益証券	-	-	5,797,700.32	624,644
米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券	-	-	13,102,497.41	1,411,663
米ドルヘッジクラス受益証券	550,572.05	59,319	550,572.05	59,319
米ドルクラス受益証券	-	-	2,154,599.35	232,137
買戻				
豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券	-	-	(3,186,097.60)	(343,270)
豪ドルクラス受益証券	-	-	(4,653,251.89)	(501,341)
資源国通貨バスケットクラス受益証券	-	-	(151,814.59)	(16,357)
ブラジル・レアルヘッジクラス受益証券	(2,165,370.09)	(233,297)	(2,165,370.09)	(233,297)
ブラジル・レアルクラス受益証券	-	-	(6,360,043.12)	(685,231)
ユーロクラス受益証券	-	-	(10,779.73)	(1,161)
インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券	(112,577.69)	(12,129)	(112,577.69)	(12,129)
日本円クラス受益証券	-	-	(31,742,723.68)	(3,419,961)
メキシコ・ペソクラス受益証券	-	-	(741,106.72)	(79,847)
ロシア・ルーブルクラス受益証券	-	-	(2,817,103.84)	(303,515)
トルコ・リラクラス受益証券	-	-	(2,268,235.72)	(244,380)
米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券	-	-	(16,027,906.58)	(1,726,847)
米ドルヘッジクラス受益証券	(1,907,146.28)	(205,476)	(1,907,146.28)	(205,476)
米ドルクラス受益証券	-	-	(4,625,044.92)	(498,302)

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

東京海上ストラテジック・トラスト
東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション
損益および純資産変動計算書（続き）
2019年２月28日に終了した会計年度

	ファンド		東京海上ストラテジック・トラスト合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円
分配金（注記11）				
豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券	-	-	(2,032,680.30)	(219,001)
豪ドルクラス受益証券	-	-	(2,162,537.13)	(232,992)
資源国通貨バスケットクラス受益証券	-	-	(75,609.77)	(8,146)
ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券	(3,059,132.10)	(329,591)	(3,059,132.10)	(329,591)
ブラジル・リアルクラス受益証券	-	-	(5,920,103.71)	(637,832)
中国元ヘッジクラス受益証券	(675.00)	(73)	(675.00)	(73)
ユーロクラス受益証券	-	-	(15,170.11)	(1,634)
インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券	(71,400.00)	(7,693)	(71,400.00)	(7,693)
日本円クラス受益証券	-	-	(8,870,642.79)	(955,723)
メキシコ・ペソクラス受益証券	-	-	(617,288.58)	(66,507)
ロシア・ルーブルクラス受益証券	-	-	(1,366,319.91)	(147,207)
トルコ・リラクラス受益証券	-	-	(2,466,542.02)	(265,745)
米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券	-	-	(5,527,962.72)	(595,583)
米ドルヘッジクラス受益証券	(185,589.80)	(19,995)	(185,589.80)	(19,995)
米ドルクラス受益証券	-	-	(1,846,017.91)	(198,890)
	(4,235,689.91)	(456,353)	(81,718,089.28)	(8,804,307)
期末純資産	20,521,171.76	2,210,951	325,499,067.10	35,069,269

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

東京海上ストラテジック・トラスト
東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション
受益証券口数の変動（未監査）

2019年２月28日に 2018年２月28日に 2017年２月28日に
終了した会計年度 終了した会計年度 終了した会計年度

ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券

期首現在の発行済受益証券口数	576,095.00	1,691,341.00	1,131,833.00
販売口数	102,350.00	285,340.00	640,920.00
買戻口数	(83,920.00)	(1,400,586.00)	(81,412.00)
期末現在の発行済受益証券口数	594,525.00	576,095.00	1,691,341.00

中国元ヘッジクラス受益証券

期首現在の発行済受益証券口数	225.00	325.00	540.00
販売口数	-	-	-
買戻口数	-	(100.00)	(215.00)
期末現在の発行済受益証券口数	225.00	225.00	325.00

インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券

期首現在の発行済受益証券口数	10,790.00	13,290.00	35,130.00
販売口数	-	-	-
買戻口数	(2,182.00)	(2,500.00)	(21,840.00)
期末現在の発行済受益証券口数	8,608.00	10,790.00	13,290.00

米ドルヘッジクラス受益証券

期首現在の発行済受益証券口数	81,619.00	98,469.00	95,800.00
販売口数	5,160.00	7,168.00	41,577.00
買戻口数	(17,994.00)	(24,018.00)	(38,908.00)
期末現在の発行済受益証券口数	68,785.00	81,619.00	98,469.00

東京海上ストラテジック・トラスト
東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション
統計情報（未監査）

2019年２月28日に 2018年２月28日に 2017年２月28日に
終了した会計年度 終了した会計年度 終了した会計年度

ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券
（米ドル表示）

期末現在の受益証券１口当たり純資産価額	21.36	29.52	35.99
純資産	12,699,413.14	17,006,322.42	60,875,358.89

中国元ヘッジクラス受益証券（米ドル表示）

期末現在の受益証券１口当たり純資産価額	112.90	119.05	110.02
純資産	25,402.25	26,785.62	35,755.99

インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券
（米ドル表示）

期末現在の受益証券１口当たり純資産価額	51.19	55.92	62.62
純資産	440,603.58	603,409.99	832,164.49

米ドルヘッジクラス受益証券（米ドル表示）

期末現在の受益証券１口当たり純資産価額	106.94	107.55	110.06
純資産	7,355,752.79	8,777,827.32	10,837,540.62

[次へ](#)

東京海上ストラテジック・トラスト

財務書類に対する注記

2019年２月28日現在

注記１ 概要

東京海上ストラテジック・トラスト（以下「トラスト」という。）は、ケイマン諸島の法律に基づき、ＣＩＢＣバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とルクセンブルク三菱ＵＦＪインベスターサービス銀行Ｓ．Ａ．（以下「管理会社」という。）の間で締結された2010年５月21日付の信託証書により設立されたアンプレラ型投資信託である。

2019年２月28日現在のトラストのファンドおよびクラスは、以下のとおりである。

- 東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セクション
 - ・ブラジル・レアルヘッジクラス受益証券
 - ・中国元ヘッジクラス受益証券
 - ・インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券
 - ・米ドルヘッジクラス受益証券

ファンドの投資目的は主に、日系の発行体が日本国内外で発行した政府債、社債、優先出資証券、譲渡性預金証書（ＣＤ）およびコマーシャルペーパー（ＣＰ）（以下「投資対象証券」と総称する。）への投資を通じて、安定的なインカムゲインを得るとともに、中長期的なファンド資産の増加を追求することである。

ファンドは主に投資対象証券に投資する予定である。しかしファンドは、主にファンドの流動性を確保する目的で、日系の発行体以外が発行した短期金融商品、国債、地方債または政府保証債を一時的に取得することがある。この場合、投資対象証券への投資比率が低下する可能性がある。また、ファンドは、発行体の信用リスクを低減するために、特定の発行体に対する集中投資は行わず、分散投資を予定している。

ファンドは主に、以下の為替取引を締結する。

- (a) 米ドル以外の通貨建て資産について、副投資顧問会社は主に、先渡為替取引、ノン・デリバラブル・フォワード（以下「ＮＤＦ」という。）を使用して、米ドル以外の通貨建て資産をすべて米ドルにヘッジする。
- (b) 米ドル建て資産、ならびに上記（a）に従い米ドルにヘッジされているため事実上の米ドル建て資産で、ブラジル・レアルヘッジクラス受益証券、中国元ヘッジクラス受益証券およびインドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券（各「取引対象クラス」）に帰属する資産について、投資顧問会社は主に、米ドルおよび対象の取引対象通貨間の金利差異を考慮の上、先渡為替取引およびＮＤＦ等を使用して、米ドルのエクスポージャーを、以下の取引対象クラスに関する為替取引により対象の取引対象通貨へヘッジする。

(i) ブラジル・レアルヘッジクラス受益証券

投資顧問会社は、ブラジル・レアルの対米ドル換算レートの変動を反映するよう、ブラジル・レアルヘッジクラス受益証券について為替取引を締結する。

（ ）中国元ヘッジクラス受益証券

投資顧問会社は、中国元の対米ドル換算レートの変動を反映するよう、中国元ヘッジクラス受益証券について為替取引を締結する。

（ ）インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券

投資顧問会社はインドネシア・ルピアの対米ドル換算レートの変動を反映するため、インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券について為替取引を締結する。

通常、適切な取引対象通貨が対米ドル高である場合、対象の取引対象クラスに為替差益が生じると見込まれ、取引対象通貨が対米ドル安である場合、対象の取引対象クラスに為替差損が生じると見込まれる。通常、米ドルより高金利の短期金利付通貨にヘッジされる米ドルヘッジクラス受益証券以外のクラスは、為替取引によるプレミアムによる利益を得ると見込まれるが、米ドルより低金利の短期金利付通貨にヘッジされる米ドルヘッジクラス受益証券以外のクラスは、為替取引によるコストを負担すると見込まれる。

- 東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド

- ・豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券
- ・豪ドルクラス受益証券
- ・資源国通貨バスケットクラス受益証券
- ・ブラジル・リアルクラス受益証券
- ・ユーロクラス受益証券
- ・日本円クラス受益証券
- ・メキシコ・ペソクラス受益証券
- ・ロシア・ルーブルクラス受益証券
- ・トルコ・リラクラス受益証券
- ・米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券
- ・米ドルクラス受益証券

ファンドの投資目的は主に、世界の金融機関が発行した主にハイブリッド有価証券（以下「ハイブリッド証券」という。）への投資を通じて、安定したインカムゲインを得るとともに、中長期的なファンド資産の増加を追求することである。

ファンドは取得時に、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）によりBaa3以上、またはスタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（以下「スタンダード・アンド・プアーズ」という。）によりBBB-以上に格付けされた有価証券、あるいはフィッチ・レーティングスまたは投資顧問会社と協議の上で副投資顧問会社が選定した他の格付機関によりそれに相当する長期格付を得た有価証券に投資する。格付けのない有価証券への投資は、投資顧問会社との協議の上で副投資顧問会社が、Baa3またはBBB-に相当すると判断した有価証券に制限される。

ハイブリッド証券への投資に加えて、ファンドは、主にファンドの流動性を確保する目的で、短期金融商品、世界の金融機関が発行した社債、国債、地方債または政府保証債を一時的に取得することがある。この場合、ハイブリッド証券への投資比率が低下する可能性がある。また、ファンドは、発行体の信用リスクを低減するために、特定の発行体に対する集中投資は行わず、分散投資を予定している。

ファンドは主に、以下の為替取引を締結する。

- (a) 米ドル以外の通貨建て資産について、副投資顧問会社は主に、先渡為替取引、NDFおよび類似するデリバティブを使用して、米ドル以外の通貨建て資産をすべて米ドルにヘッジする。副投資顧問会社は、米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券に関して、これらの為替取引により為替リスクを軽減する。

(b) 米ドル建て資産、ならびに上記(a)に従い米ドルにヘッジされているため事実上の米ドル建て資産で、それぞれ豪ドルクラス受益証券、豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券、ブラジル・リアルクラス受益証券、ユーロクラス受益証券、日本円クラス受益証券、メキシコ・ペソクラス受益証券、ロシア・ルーブルクラス受益証券、トルコ・リラクラス受益証券および資源国通貨バスケットクラス受益証券に帰属する資産について、投資顧問会社は主に、米ドルおよび対象の取引対象通貨間の金利差異を考慮の上、為替リスクを軽減するために先渡為替取引、NDFおよび類似デリバティブを使用して、米ドルのエクスポージャーを、対象の米ドルを売却し、対象の取引対象通貨を買入することによりこれらクラスに関する為替取引により対象の取引対象通貨へヘッジする。

() 豪ドルクラス受益証券

投資顧問会社は、豪ドルの対日本円換算レートの変動を反映するよう、豪ドルクラス受益証券について為替取引を締結する。

() 豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券

投資顧問会社は、米ドルの対豪ドル為替エクスポージャーを軽減するため、豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券について為替取引を締結する。

() 資源国通貨バスケットクラス受益証券

投資顧問会社は、ブラジル・リアル、豪ドルおよび南アフリカ・ランドの対日本円換算レートの変動を反映するよう、資源国通貨バスケットクラス受益証券について為替取引を締結する。各通貨に対するエクスポージャーは当該クラス受益証券の純資産の約3分の1になるよう予定している。

() ブラジル・リアルクラス受益証券

投資顧問会社は、ブラジル・リアルの対日本円換算レートの変動を反映するよう、ブラジル・リアルクラス受益証券について為替取引を締結する。

() ユーロクラス受益証券

投資顧問会社は、ユーロの対日本円換算レートの変動を反映するよう、ユーロクラス受益証券について為替取引を締結する。

() 日本円クラス受益証券

投資顧問会社は、米ドルの対日本円為替エクスポージャーを軽減するため、日本円クラス受益証券について為替取引を締結する。

() メキシコ・ペソクラス受益証券

投資顧問会社は、メキシコ・ペソの対日本円為替エクスポージャーを軽減するため、メキシコ・ペソクラス受益証券について為替取引を締結する。

() ロシア・ルーブルクラス受益証券

投資顧問会社は、ロシア・ルーブルの対日本円為替エクスポージャーを軽減するため、ロシア・ルーブルクラス受益証券について為替取引を締結する。

() トルコ・リラクラス受益証券

投資顧問会社は、トルコ・リラの対日本円為替エクスポージャーを軽減するため、トルコ・リラクラス受益証券について為替取引を締結する。

ファンドは上記のとおり米ドルに対してヘッジされ、豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券については豪ドルに対してもヘッジされている。ファンドには米ドルの豪ドルに対する変動エクスポージャーを低減する意図がある。しかし、米ドルによるエクスポージャーを完全に排除できないため、米ドルの変動にさらされることがある。さらに、豪ドル参照金利が米ドル参照金利より低い場合、金利の差異に相当する金額が為替取引によるコストとなる。

為替レートは、金利の変動、政府、中央銀行または国際通貨基金などの国際機関による介入（または介入の失敗）、あるいは通貨管理の発動その他の政治情勢など様々な理由により、短期間で大幅に変動することがある。その結果、ファンドの外貨建債券への投資のリターンは減少する可能性がある。

豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券および米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券に関して、受益証券が日本円で販売されている場合、受益者が受益証券を買い戻すにあたり、円貨受取額は、豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券および米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券の純資産がそれぞれ、豪ドル建てまたは米ドル建てで計算されているため、日本円と豪ドルとのまたは米ドルとの為替レートの変動により、受益者による投資円貨額を下回ることがある。

注記２ 重要な会計方針の要約

財務書類の表示

本財務書類は投資ファンドに適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められている会計原則に準拠して表示されている。

トラストの結合財務書類は米ドルで表示され、ファンドの財務書類は各ファンドの通貨で維持される。結合純資産計算書ならびに結合損益および純資産変動計算書は、期末日現在の実勢為替レートで換算された各ファンドの純資産計算書ならびに損益および純資産変動計算書の合計である。

2019年２月28日現在、トラストの本財務書類は以下のとおり作成されている。

現金および現金同等物

現金および現金同等物は、当座預金に含まれる現金から成る。

投資の評価

トラストの資産の評価は、以下のとおりである。

証券取引所に上場されている、またはその他の組織的な市場で売買されている投資有価証券は、直近の入手可能な価額で評価されるものとする。ただし、証券取引所に上場されているが、当該証券取引所外または店頭市場においてプレミアム価額または割引価額で取得または売買された投資有価証券は、当該投資有価証券の評価日現在のプレミアムまたは割引の水準を考慮して評価されるものとする。

非上場有価証券は、同一または類似の有価証券の最近の取引、ブローカー・ディーラーまたは広く認められている相場情報提供サービスから入手した評価情報など管理会社が適切とみなす情報を考慮して、管理会社が誠実に算定した時価で評価される。

有価証券の売却に係る実現純利益／（損失）

有価証券の売却に係る実現純利益／（損失）は、売却した有価証券の平均原価に基づいて算定される。

有価証券取引は約定日に会計処理される。

有価証券の売買

投資有価証券は約定日基準で計上される。オプションおよび先物に係る実現損益は、平均原価法を使用して算定される。債券に係る実現損益は、平均原価法を使用して算定される。

為替取引

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドおよび東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションの参照通貨はそれぞれ日本円および米ドルである。

外貨建資産および負債は、決算日現在の実勢為替レートで換算される。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益および純資産変動計算書に含まれる。

2019年２月28日現在において適用される為替レートは、以下のとおりである。

１米ドル	1.405580 豪ドル
１米ドル	3.750250 ブラジル・リアル
１米ドル	6.686200 人民元
１米ドル	0.878194 ユーロ
１米ドル	0.751823 英ポンド
１米ドル	14,067.500000 インドネシア・ルピア
１米ドル	111.320000 日本円
１米ドル	19.269550 メキシコ・ペソ
１米ドル	65.896250 ロシア・ルーブル
１米ドル	5.334000 トルコ・リラ
１米ドル	14.060000 南アフリカ・ランド
１日本円	0.008983 米ドル
１日本円	0.006754 英ポンド
１日本円	0.007889 ユーロ
１日本円	0.012626 豪ドル

先渡為替取引の評価

先渡為替取引は、契約期間に適用される先渡為替レートを参照して、決算日に評価される。未決済の先渡為替取引に係る未実現評価損益は、契約上の為替レートと取引決済用のレートとの差額として計算される。これらの取引に係る実現損益および未実現評価純損益の増減は損益および純資産変動計算書に開示される。当初証拠金はブローカーに保有され、純資産計算書の「ブローカー保有現金」または「ブローカー借越」として開示されている。

税金

トラストは、ケイマン諸島の信託法（2009年改正）第81条に準拠して、トラストの設定日より50年間にわたり、トラストの設定後に制定された、利益あるいは資本的資産、キャピタル・ゲインまたは評価益に係る何らかの税金、もしくは遺産税または相続税の性質を有する税金を課すケイマン諸島の法律は、トラストを構成する資産またはトラストにおいて発生した利益に対して、あるいはかかる資産または利益に関して受託会社または受益者に対して適用されないものとする保証をケイマン諸島内閣長官より得ている。ケイマン諸島において、受益証券の移転または買戻時に印紙税は課されない。

トラストは、法人税等の会計処理に係る公式ガイダンスを遵守している。このガイダンスでは、測定が行われ、財務書類において認識される前に事業体が取ると予想される法人税等のポジションの不確実性についての会計処理に関連して、税務ポジションが満たさなければならない最低認識基準を規定している。投資顧問会社は、全ての未確定の税務年度（運用開始日以降）におけるあらゆる税務管轄地域の法人税等申告書においてトラストが取ると税務ポジションを分析し、トラストの財務書類において法人税等引当金の必要はないと結論付けた。投資顧問会社は、今後12ヶ月間に発生する可能性が高く、トラストの未認識の税務上の利益または負債の金額が大幅に増減することになる事象を認識していない。

トラストが実現した一部の受取配当金および一部のキャピタル・ゲイン収益は、その発生した管轄地域の法人税または源泉徴収税を課される場合がある。

収益認識

受取利息は、発生主義で認識される。

注記３ 未払費用

	東京海上Roggeニッポン・ bond・ファンド・カレン シー・セレクション 米ドル	東京海上Roggeグローバル・ ハイブリッド・ セキュリティーズ・ファンド 日本円
管理事務代行報酬、管理報酬 および保管報酬（注記７）	4,235.46	6,685,839
代行協会員報酬（注記９）	1,693.66	995,413
販売報酬（注記８）	16,923.55	11,790,843
投資顧問報酬（注記５）	23,693.18	33,127,845
その他の報酬	1,700.86	184,110
専門家報酬	17,416.67	685,142
副管理報酬（注記７）	847.01	1,337,162
受託報酬（注記６）	1,616.64	533,192
合計	68,127.03	55,339,546

注記4 その他の費用

	東京海上Roggeニッポン・ ボンド・ファンド・カレン シー・セレクション 米ドル	東京海上Roggeグローバル・ ハイブリッド・ セキュリティーズ・ファンド 日本円
ケイマン諸島年間報酬	2,842.38	319,867
弁護士費用	20,782.75	2,349,878
その他報酬	750.00	83,036
立替経費	4,889.95	578,648
印刷費	50,291.28	5,610,518
登録費用	97.00	10,558
報告書作成費用	1,757.06	181,055
合計	81,410.42	9,133,560

注記5 投資顧問報酬

東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション：

ファンドに適用される投資顧問報酬は、純資産価額の年率0.70%である。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

副投資顧問会社は、投資顧問会社の資産から純資産価額の年率0.42%の報酬を投資顧問会社より受け取る権利を有している。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド：

投資顧問会社は、以下のクラスに帰属するファンドの預託資産から純資産価額当たりの年率で報酬を受け取る権利を有している。

・豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券	0.797%
・豪ドルクラス受益証券	0.517%
・資源国通貨バスケットクラス受益証券	0.517%
・ブラジル・レアルクラス受益証券	0.517%
・ユーロクラス受益証券	0.517%
・日本円クラス受益証券	0.517%
・メキシコ・ペソクラス受益証券	0.517%
・ロシア・ルーブルクラス受益証券	0.517%
・トルコ・リラクラス受益証券	0.517%
・米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券	0.797%
・米ドルクラス受益証券	0.517%

副投資顧問会社は、投資顧問会社の資産から純資産価額の年率0.4782%の報酬を投資顧問会社より受け取る権利を有している。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

注記６ 受託報酬

受託会社は、自己勘定に関して受託報酬を受け取る権利を有している。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。各ファンドに適用される受託報酬は、かかるファンドの純資産価額の年率0.01％であり、最低報酬額は１ファンドにつき年間10,000米ドルである。また、受託会社は、その債務の履行において適切に生じたすべての立替経費を各ファンドから受け取る権利を有している。

注記７ 管理事務代行報酬、管理報酬および保管報酬ならびに副管理報酬

管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。適用されるこれらの報酬はファンドの純資産価額の0.15％（管理会社：0.125％、副管理会社：0.025％）である。管理会社はまた、提供したサービスに関連して合理的に生じたすべての立替経費を各ファンドから受け取る権利も有している。

注記８ 販売報酬

東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション：

適用される販売報酬は、ファンドの純資産価額の年率0.50％である。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド：

適用される販売報酬は、豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券および米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券に帰属するファンドの純資産価額の年率0.593％である。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

注記９ 代行協会員報酬

東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション：

適用される代行協会員報酬は、ファンドの純資産価額の年率0.05％である。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド：

適用される代行協会員報酬は、豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券および米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券に帰属するファンドの純資産価額の年率0.05％である。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

注記10 2019年２月28日現在の先渡為替取引の明細

東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 米ドル	取引相手
01/15/2019	03/14/2019	ユーロ	33,947.52	米ドル	38,990.49	287.54	パークレイズ・バンクPLC、ロンドン
01/15/2019	03/14/2019	日本円	4,702,656	米ドル	43,494.11	1,200.76	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー、ロンドン
01/16/2019	03/14/2019	日本円	4,400,000	米ドル	40,698.46	1,127.05	ゴールドマン・サックス・インターナショナル、ロンドン
合計						2,615.35	

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価損 米ドル	取引相手
01/15/2019	03/14/2019	英ポンド	24,000.00	米ドル	30,947.04	(999.20)	HSBCバンクPLC、ロンドン
合計						(999.20)	

東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション-ブラジル・リアルヘッジクラス
受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 米ドル	取引相手
01/24/2019	03/11/2019	米ドル	12,726,300.00	ブラジル・リアル	47,978,151.00	56,397.58	JP モルガン・チェース、東京
合計						56,397.58	

東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション-中国元ヘッジクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 米ドル	取引相手
01/24/2019	03/11/2019	米ドル	24,700.00	中国元	167,994.58	425.22	シティバンク、東京
合計						425.22	

東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション-インドネシア・ルピアヘッジ
クラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 米ドル	取引相手
01/24/2019	03/11/2019	米ドル	479,900.00	インドネシア・ルピア	6,828,497,100.00	4,972.31	JP モルガン・チェース、東京
合計						4,972.31	

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価損 米ドル	取引相手
01/24/2019	03/11/2019	インドネシア・ルピア	619,212,000.00	米ドル	43,946.91	(21.59)	JP モルガン・チェース、東京
合計						(21.59)	

2019年２月28日現在、当該契約に係る未実現評価益は64,410.46米ドルで、当該契約に係る未実現評価損は1,020.79米ドルである。これらは純資産計算書に開示されている。

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 日本円	取引相手
02/05/2019	03/14/2019	豪ドル	587,000	日本円	46,817,294	370,057	HSBCバンクPLC、ロンドン
02/05/2019	03/14/2019	日本円	28,581,008	英ポンド	200,000.00	1,020,196	HSBCバンクPLC、ロンドン
01/15/2019	03/14/2019	日本円	2,428,351,094	米ドル	22,418,318.75	64,369,078	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー、ロンドン
01/15/2019	03/14/2019	日本円	2,428,943,246	米ドル	22,423,785.44	64,384,774	UBS AG、ロンドン
01/15/2019	03/14/2019	日本円	269,517,377	米ドル	2,493,022.07	7,684,784	パークレイズ・バンクPLC、ロンドン
02/22/2019	03/14/2019	日本円	84,101,590	米ドル	760,000.00	403,736	JPモルガン証券、ロンドン
01/15/2019	03/14/2019	日本円	56,390,942	米ドル	520,596.10	1,494,773	パークレイズ・バンクPLC、ロンドン
01/28/2019	03/14/2019	日本円	116,318,198	米ドル	1,060,571.88	1,608,081	UBS AG、ロンドン
02/05/2019	03/14/2019	日本円	202,000,001	米ドル	1,842,117.74	2,827,315	JPモルガン証券、ロンドン
02/05/2019	03/14/2019	日本円	46,817,294	米ドル	425,418.45	485,502	HSBCバンクPLC、ロンドン
02/22/2019	03/14/2019	日本円	67,470,654	米ドル	610,000.00	355,989	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー、ロンドン
01/15/2019	03/14/2019	日本円	2,429,349,295	米ドル	22,427,534.05	64,395,537	HSBCバンクPLC、ロンドン
01/15/2019	03/14/2019	日本円	1,929,649,391	米ドル	17,814,349.51	51,149,833	JPモルガン証券、ロンドン
02/28/2019	05/22/2019	日本円	140,388,001	米ドル	1,275,761.64	684,670	UBS AG、ロンドン
合計						261,234,325	

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価損 日本円	取引相手
01/15/2019	03/14/2019	豪ドル	722,616.57	日本円	56,390,944	(787,154)	パークレイズ・バンクPLC、ロンドン
01/15/2019	03/14/2019	ユーロ	19,523,934.50	日本円	2,428,943,401	(46,052,641)	UBS AG、ロンドン
01/15/2019	03/14/2019	ユーロ	19,523,934.51	日本円	2,429,349,300	(45,646,743)	HSBCバンクPLC、ロンドン
02/22/2019	03/14/2019	ユーロ	669,594.09	日本円	84,101,591	(781,029)	JPモルガン証券、ロンドン
01/28/2019	03/14/2019	ユーロ	991,000.00	日本円	123,792,766	(1,833,607)	HSBCバンクPLC、ロンドン
01/15/2019	03/14/2019	ユーロ	19,523,934.51	日本円	2,428,351,121	(46,644,922)	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー、ロンドン
01/28/2019	03/14/2019	ユーロ	926,000.00	日本円	116,318,198	(1,068,302)	UBS AG、ロンドン
01/28/2019	03/14/2019	英ポンド	384,000.00	日本円	55,275,298	(1,559,013)	HSBCバンクPLC、ロンドン
01/15/2019	03/14/2019	英ポンド	13,814,917.17	日本円	1,929,649,592	(115,041,294)	JPモルガン証券、ロンドン
合計						(259,414,705)	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-豪ドルクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 日本円	取引相手
02/21/2019	03/11/2019	日本円	69,200,921	豪ドル	882,075.27	608,208	JP モルガン・チェース、東京
01/24/2019	03/11/2019	日本円	2,291,224,806	豪ドル	29,429,524.06	37,884,174	シティバンク、東京
合計						38,492,382	

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価損 日本円	取引相手
01/24/2019	03/11/2019	米ドル	20,918,800.00	日本円	2,291,224,807	(35,338,676)	シティバンク、東京
02/21/2019	03/11/2019	米ドル	626,000.00	日本円	69,200,921	(422,037)	JP モルガン・チェース、東京
合計						(35,760,713)	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 日本円	取引相手
01/24/2019	03/11/2019	日本円	1,976,897,170	豪ドル	25,392,158.24	32,686,935	シティバンク、東京
02/20/2019	03/11/2019	豪ドル	252,000.00	日本円	20,007,802	64,039	シティバンク、東京
02/20/2019	03/11/2019	日本円	20,007,802	米ドル	180,632.84	81,963	シティバンク、東京
合計						32,832,937	

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価損 日本円	取引相手
01/24/2019	03/11/2019	米ドル	18,049,000.00	日本円	1,976,897,171	(30,490,648)	シティバンク、東京
合計						(30,490,648)	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-ブラジル・リアルクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 日本円	取引相手
01/24/2019	03/11/2019	日本円	2,919,684,865	ブラジル・リアル	100,147,411.00	47,853,339	JP モルガン・チェース、東京
合計						47,853,339	

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価損 日本円	取引相手
01/24/2019	03/11/2019	米ドル	26,564,300.00	日本円	2,919,684,876	(34,764,248)	JP モルガン・チェース、東京
合計						(34,764,248)	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-ユーロクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 日本円	取引相手
02/15/2019	03/11/2019	日本円	2,361,872	ユーロ	18,967.26	42,527	JP モルガン・チェース、東京
01/24/2019	03/11/2019	日本円	29,225,060	ユーロ	234,895.50	551,641	シティバンク、東京
合計						594,168	

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価損 日本円	取引相手
02/15/2019	03/11/2019	米ドル	21,400.00	日本円	2,361,872	(18,210)	JP モルガン・チェース、東京
01/24/2019	03/11/2019	米ドル	267,600.00	日本円	29,225,060	(537,086)	シティバンク、東京
合計						(555,296)	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-日本円クラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価損 日本円	取引相手
01/24/2019	03/11/2019	米ドル	95,590,000.00	日本円	10,441,009,042	(190,394,449)	シティバンク、東京
合計						(190,394,449)	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-メキシコ・ペソクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価損 日本円	取引相手
01/24/2019	03/11/2019	日本円	405,353,831	メキシコ・ペソ	70,253,580.60	(586,006)	シティバンク、東京
01/24/2019	03/11/2019	米ドル	3,675,600.00	日本円	405,353,834	(3,441,926)	シティバンク、東京
合計						(4,027,932)	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-資源国通貨バスケットクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 日本円	取引相手
02/21/2019	03/11/2019	日本円	110,545	豪ドル	1,409.07	972	JP モルガン・チェース、東京
01/24/2019	03/11/2019	日本円	14,359,312	豪ドル	184,437.47	237,423	シティバンク、東京
01/24/2019	03/11/2019	日本円	14,409,214	ブラジル・リアル	494,247.00	236,166	JP モルガン・チェース、東京
02/21/2019	03/11/2019	日本円	110,760	ブラジル・リアル	3,764.20	780	JP モルガン・チェース、東京
合計						475,341	

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価損 日本円	取引相手
02/01/2019	03/11/2019	日本円	437,181	豪ドル	5,507.52	(1,305)	JP モルガン・チェース、東京
02/25/2019	03/11/2019	日本円	13,965,437	豪ドル	175,618.32	(66,666)	シティバンク、東京
02/01/2019	03/11/2019	日本円	438,076	ブラジル・ レアル	14,620.00	(4,861)	JP モルガン・チェース、東京
02/25/2019	03/11/2019	日本円	13,974,476	ブラジル・ レアル	470,509.20	(32,488)	JP モルガン・チェース、東京
02/01/2019	03/11/2019	米ドル	4,000.00	日本円	438,076	(6,799)	JP モルガン・チェース、東京
02/25/2019	03/11/2019	米ドル	126,000.00	日本円	13,987,953	(25,614)	シティバンク、東京
01/24/2019	03/11/2019	米ドル	131,100.00	日本円	14,359,312	(221,470)	シティバンク、東京
02/25/2019	03/11/2019	米ドル	126,000.00	日本円	13,974,477	(39,090)	JP モルガン・チェース、東京
01/24/2019	03/11/2019	米ドル	131,100.00	日本円	14,435,900	(144,882)	シティバンク、東京
02/01/2019	03/11/2019	米ドル	4,000.00	日本円	439,061	(5,814)	JP モルガン・チェース、東京
02/01/2019	03/11/2019	米ドル	4,000.00	日本円	437,181	(7,694)	JP モルガン・チェース、東京
01/24/2019	03/11/2019	米ドル	131,100.00	日本円	14,409,214	(171,568)	JP モルガン・チェース、東京
02/21/2019	03/11/2019	米ドル	1,000.00	日本円	110,545	(674)	JP モルガン・チェース、東京
02/21/2019	03/11/2019	米ドル	1,000.00	日本円	110,836	(383)	JP モルガン・チェース、東京
02/21/2019	03/11/2019	米ドル	1,000.00	日本円	110,760	(459)	JP モルガン・チェース、東京
02/25/2019	03/11/2019	米ドル	126,000.00	日本円	13,965,437	(48,130)	シティバンク、東京
02/01/2019	03/11/2019	米ドル	439,061	南アフリ カ・ランド	53,488.00	(16,518)	JP モルガン・チェース、東京
01/24/2019	03/11/2019	日本円	14,435,900	南アフリ カ・ランド	1,805,073.95	(176,241)	シティバンク、東京
02/21/2019	03/11/2019	日本円	110,836	南アフリ カ・ランド	14,021.00	(73)	JP モルガン・チェース、東京
02/25/2019	03/11/2019	日本円	13,987,953	南アフリ カ・ランド	1,743,915.60	(211,431)	シティバンク、東京
合計						(1,182,160)	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-ロシア・ルーブルクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 日本円	取引相手
01/24/2019	03/11/2019	日本円	719,927,266	ロシア・ ルーブル	431,925,120.00	7,911,967	JP モルガン・チェース、東京
合計						7,911,967	

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価損 日本円	取引相手
01/24/2019	03/11/2019	米ドル	6,528,000.00	日本円	719,927,271	(6,108,946)	JP モルガン・チェース、東京
合計						(6,108,946)	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-トルコ・リラクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 日本円	取引相手
01/29/2019	03/11/2019	日本円	69,834,184	トルコ・ リラ	3,392,482.30	440,527	JP モルガン・チェース、東京
02/06/2019	03/11/2019	日本円	30,261,289	米ドル	275,553.55	385,442	JP モルガン・チェース、東京
01/29/2019	03/11/2019	米ドル	625,400.00	日本円	69,834,185	277,958	JP モルガン・チェース、東京
02/12/2019	03/11/2019	米ドル	599,400.00	日本円	67,188,234	523,695	シティバンク、東京
02/13/2019	03/11/2019	米ドル	562,000.00	日本円	63,178,173	673,217	シティバンク、東京
02/27/2019	03/11/2019	米ドル	249,800.00	日本円	27,861,807	79,355	JP モルガン・チェース、東京
02/21/2019	03/11/2019	米ドル	532,400.00	日本円	59,478,548	265,668	JP モルガン・チェース、東京
02/20/2019	03/11/2019	米ドル	90,500.00	日本円	10,126,860	61,560	シティバンク、東京
02/22/2019	03/11/2019	米ドル	343,800.00	日本円	38,362,070	125,052	シティバンク、東京
01/24/2019	03/11/2019	米ドル	7,208,100.00	日本円	816,002,816	14,326,704	シティバンク、東京
合計						17,159,178	

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価損 日本円	取引相手
02/22/2019	03/11/2019	日本円	38,362,069	トルコ・ リラ	1,844,899.56	(145,279)	シティバンク、東京
02/20/2019	03/11/2019	日本円	10,126,860	トルコ・ リラ	486,709.91	(44,745)	シティバンク、東京
02/12/2019	03/11/2019	日本円	67,188,234	トルコ・ リラ	3,200,196.60	(896,690)	シティバンク、東京
02/06/2019	03/11/2019	トルコ・ リラ	1,466,000.00	日本円	30,261,289	(106,659)	JP モルガン・チェース、東京
02/13/2019	03/11/2019	日本円	63,178,173	トルコ・ リラ	3,003,361.72	(964,031)	シティバンク、東京
02/27/2019	03/11/2019	日本円	27,861,807	トルコ・ リラ	1,335,131.04	(204,788)	JP モルガン・チェース、東京
02/21/2019	03/11/2019	日本円	59,478,547	トルコ・ リラ	2,862,288.88	(186,705)	JP モルガン・チェース、東京
01/24/2019	03/11/2019	日本円	816,002,812	トルコ・ リラ	39,093,130.35	(6,195,068)	シティバンク、東京
合計						(8,743,965)	

2019年２月28日現在、当該契約に係る未実現評価益は406,553,637円で、当該契約に係る未実現評価損は571,443,062円である。これらは純資産計算書に開示されている。

注記11 分配金

東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション

ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/12/2018	03/16/2018	0.5	271,279.00	米ドル
04/10/2018	04/16/2018	0.5	304,654.00	米ドル
05/11/2018	05/17/2018	0.5	304,199.00	米ドル
06/11/2018	06/15/2018	0.5	303,825.00	米ドル
07/10/2018	07/17/2018	0.5	295,286.50	米ドル
08/10/2018	08/17/2018	0.5	290,299.00	米ドル
09/10/2018	09/14/2018	0.5	291,110.50	米ドル
10/10/2018	10/16/2018	0.5	289,205.00	米ドル
11/13/2018	11/19/2018	0.3	177,643.20	米ドル
12/10/2018	12/14/2018	0.3	176,717.70	米ドル
01/10/2019	01/17/2019	0.3	178,025.70	米ドル
02/12/2019	02/19/2019	0.3	176,887.50	米ドル
			3,059,132.10	

中国元ヘッジクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/12/2018	03/16/2018	0.25	56.25	米ドル
04/10/2018	04/16/2018	0.25	56.25	米ドル
05/11/2018	05/17/2018	0.25	56.25	米ドル
06/11/2018	06/15/2018	0.25	56.25	米ドル
07/10/2018	07/17/2018	0.25	56.25	米ドル
08/10/2018	08/17/2018	0.25	56.25	米ドル
09/10/2018	09/14/2018	0.25	56.25	米ドル
10/10/2018	10/16/2018	0.25	56.25	米ドル
11/13/2018	11/19/2018	0.25	56.25	米ドル
12/10/2018	12/14/2018	0.25	56.25	米ドル
01/10/2019	01/17/2019	0.25	56.25	米ドル
02/12/2019	02/19/2019	0.25	56.25	米ドル
			675.00	

インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/12/2018	03/16/2018	0.6	6,474.00	米ドル
04/10/2018	04/16/2018	0.6	6,312.00	米ドル
05/11/2018	05/17/2018	0.6	6,312.00	米ドル
06/11/2018	06/15/2018	0.6	6,312.00	米ドル
07/10/2018	07/17/2018	0.6	6,195.00	米ドル
08/10/2018	08/17/2018	0.6	5,775.00	米ドル
09/10/2018	09/14/2018	0.6	5,775.00	米ドル
10/10/2018	10/16/2018	0.6	5,685.00	米ドル
11/13/2018	11/19/2018	0.6	5,685.00	米ドル
12/10/2018	12/14/2018	0.6	5,625.00	米ドル
01/10/2019	01/17/2019	0.6	5,625.00	米ドル
02/12/2019	02/19/2019	0.6	5,625.00	米ドル
			71,400.00	

米ドルヘッジクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/12/2018	03/16/2018	0.2	16,401.80	米ドル
04/10/2018	04/16/2018	0.2	16,647.80	米ドル
05/11/2018	05/17/2018	0.2	16,281.40	米ドル
06/11/2018	06/15/2018	0.2	16,181.40	米ドル
07/10/2018	07/17/2018	0.2	15,814.40	米ドル
08/10/2018	08/17/2018	0.2	15,286.40	米ドル
09/10/2018	09/14/2018	0.2	15,435.60	米ドル
10/10/2018	10/16/2018	0.2	15,284.60	米ドル
11/13/2018	11/19/2018	0.2	14,815.60	米ドル
12/10/2018	12/14/2018	0.2	14,615.60	米ドル
01/10/2019	01/17/2019	0.2	14,482.60	米ドル
02/12/2019	02/19/2019	0.2	14,342.60	米ドル
			185,589.80	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド

豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2018	03/09/2018	0.00006	241,131.03	豪ドル
04/05/2018	04/11/2018	0.00006	240,542.88	豪ドル
05/08/2018	05/15/2018	0.00006	237,079.40	豪ドル
06/05/2018	06/08/2018	0.00006	234,723.65	豪ドル
07/05/2018	07/11/2018	0.00006	230,807.11	豪ドル
08/06/2018	08/10/2018	0.00006	230,631.58	豪ドル
09/05/2018	09/11/2018	0.00006	232,403.15	豪ドル
10/05/2018	10/12/2018	0.00006	231,419.36	豪ドル
11/05/2018	11/09/2018	0.00006	224,392.25	豪ドル
12/06/2018	12/11/2018	0.00006	229,308.96	豪ドル
01/07/2019	01/11/2019	0.00006	228,095.44	豪ドル
02/05/2019	02/12/2019	0.00006	226,610.05	豪ドル
			2,787,144.86	

豪ドルクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2018	03/09/2018	75	22,958,341	日本円
04/05/2018	04/11/2018	75	22,705,183	日本円
05/08/2018	05/15/2018	75	22,565,319	日本円
06/05/2018	06/11/2018	75	22,259,523	日本円
07/05/2018	07/11/2018	70	20,632,740	日本円
08/06/2018	08/10/2018	70	20,018,324	日本円
09/05/2018	09/11/2018	70	19,243,653	日本円
10/05/2018	10/12/2018	70	18,913,398	日本円
11/05/2018	11/09/2018	70	18,887,779	日本円
12/06/2018	12/11/2018	70	18,304,286	日本円
01/07/2019	01/11/2019	70	17,769,660	日本円
02/05/2019	02/12/2019	65	16,475,427	日本円
			240,733,633	

資源国通貨バスケットクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2018	03/09/2018	90	827,829	日本円
04/05/2018	04/11/2018	90	837,510	日本円
05/08/2018	05/15/2018	90	837,510	日本円
06/05/2018	06/11/2018	90	805,518	日本円
07/05/2018	07/11/2018	90	765,678	日本円
08/06/2018	08/10/2018	90	686,603	日本円
09/05/2018	09/11/2018	90	631,896	日本円
10/05/2018	10/12/2018	90	631,896	日本円
11/05/2018	11/09/2018	90	631,896	日本円
12/06/2018	12/11/2018	90	631,896	日本円
01/07/2019	01/11/2019	80	564,324	日本円
02/05/2019	02/12/2019	80	564,324	日本円
			8,416,880	

ブラジル・リアルクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2018	03/09/2018	90	83,294,362	日本円
04/05/2018	04/11/2018	80	71,207,303	日本円
05/08/2018	05/15/2018	70	61,701,475	日本円
06/05/2018	06/11/2018	70	59,204,826	日本円
07/05/2018	07/11/2018	60	50,318,116	日本円
08/06/2018	08/10/2018	60	49,349,811	日本円
09/05/2018	09/11/2018	60	48,514,276	日本円
10/05/2018	10/12/2018	60	47,982,019	日本円
11/05/2018	11/09/2018	60	47,615,987	日本円
12/06/2018	12/11/2018	60	47,138,379	日本円
01/07/2019	01/11/2019	60	46,975,953	日本円
02/05/2019	02/12/2019	60	45,723,438	日本円
			659,025,945	

ユーロクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2018	03/09/2018	50	140,964	日本円
04/05/2018	04/11/2018	50	140,964	日本円
05/08/2018	05/15/2018	50	140,964	日本円
06/05/2018	06/11/2018	50	140,964	日本円
07/05/2018	07/11/2018	50	140,964	日本円
08/06/2018	08/10/2018	50	140,964	日本円
09/05/2018	09/11/2018	50	140,964	日本円
10/05/2018	10/12/2018	50	140,964	日本円
11/05/2018	11/09/2018	50	140,964	日本円
12/06/2018	12/11/2018	50	140,964	日本円
01/07/2019	01/11/2019	50	142,349	日本円
02/05/2019	02/12/2019	50	136,748	日本円
			1,688,737	

日本円クラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2018	03/09/2018	64	103,331,650	日本円
04/05/2018	04/11/2018	64	101,687,254	日本円
05/08/2018	05/15/2018	64	99,367,452	日本円
06/05/2018	06/11/2018	64	96,888,917	日本円
07/05/2018	07/11/2018	64	93,565,697	日本円
08/06/2018	08/10/2018	64	90,998,713	日本円
09/05/2018	09/11/2018	64	88,693,325	日本円
10/05/2018	10/12/2018	64	86,798,244	日本円
11/05/2018	11/09/2018	45	58,393,220	日本円
12/06/2018	12/11/2018	45	56,743,623	日本円
01/07/2019	01/11/2019	45	55,861,633	日本円
02/05/2019	02/12/2019	45	55,150,226	日本円
			987,479,954	

メキシコ・ペソクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2018	03/09/2018	80	6,271,545	日本円
04/05/2018	04/11/2018	80	6,210,111	日本円
05/08/2018	05/15/2018	80	5,893,488	日本円
06/05/2018	06/11/2018	80	5,893,488	日本円
07/05/2018	07/11/2018	80	5,893,488	日本円
08/06/2018	08/10/2018	80	5,801,703	日本円
09/05/2018	09/11/2018	80	5,668,737	日本円
10/05/2018	10/12/2018	80	5,644,409	日本円
11/05/2018	11/09/2018	80	5,644,409	日本円
12/06/2018	12/11/2018	80	5,238,043	日本円
01/07/2019	01/11/2019	80	5,278,572	日本円
02/05/2019	02/12/2019	80	5,278,572	日本円
			68,716,565	

ロシア・ルーブルクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2018	03/09/2018	70	13,060,639	日本円
04/05/2018	04/11/2018	70	12,560,002	日本円
05/08/2018	05/15/2018	70	12,304,006	日本円
06/05/2018	06/11/2018	70	13,476,478	日本円
07/05/2018	07/11/2018	70	13,271,799	日本円
08/06/2018	08/10/2018	70	13,234,187	日本円
09/05/2018	09/11/2018	70	13,003,503	日本円
10/05/2018	10/12/2018	70	13,149,367	日本円
11/05/2018	11/09/2018	70	12,930,617	日本円
12/06/2018	12/11/2018	70	13,005,339	日本円
01/07/2019	01/11/2019	70	11,191,507	日本円
02/05/2019	02/12/2019	70	10,911,288	日本円
			152,098,732	

トルコ・リラクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2018	03/09/2018	100	23,814,349	日本円
04/05/2018	04/11/2018	100	23,612,016	日本円
05/08/2018	05/15/2018	100	23,257,071	日本円
06/05/2018	06/11/2018	100	21,102,031	日本円
07/05/2018	07/11/2018	100	19,810,418	日本円
08/06/2018	08/10/2018	100	19,810,418	日本円
09/05/2018	09/11/2018	100	18,881,741	日本円
10/05/2018	10/12/2018	100	18,353,856	日本円
11/05/2018	11/09/2018	100	21,244,035	日本円
12/06/2018	12/11/2018	100	26,718,430	日本円
01/07/2019	01/11/2019	100	27,730,820	日本円
02/05/2019	02/12/2019	100	30,240,273	日本円
			274,575,458	

米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2018	03/09/2018	0.000045	470,113.82	米ドル
04/05/2018	04/11/2018	0.000045	465,951.73	米ドル
05/08/2018	05/15/2018	0.000045	457,861.01	米ドル
06/05/2018	06/11/2018	0.000045	456,588.66	米ドル
07/05/2018	07/11/2018	0.000045	470,580.80	米ドル
08/06/2018	08/10/2018	0.000045	470,236.12	米ドル
09/05/2018	09/11/2018	0.000045	474,824.05	米ドル
10/05/2018	10/12/2018	0.000045	470,979.84	米ドル
11/05/2018	11/09/2018	0.000045	465,103.01	米ドル
12/06/2018	12/11/2018	0.000045	461,029.42	米ドル
01/07/2019	01/11/2019	0.000045	459,801.87	米ドル
02/05/2019	02/12/2019	0.000045	462,177.13	米ドル
			5,585,247.46	

米ドルクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2018	03/09/2018	75	18,868,227	日本円
04/05/2018	04/11/2018	75	17,281,818	日本円
05/08/2018	05/15/2018	75	17,281,818	日本円
06/05/2018	06/11/2018	75	17,052,196	日本円
07/05/2018	07/11/2018	75	17,199,362	日本円
08/06/2018	08/10/2018	75	17,059,971	日本円
09/05/2018	09/11/2018	75	16,761,265	日本円
10/05/2018	10/12/2018	75	16,673,825	日本円
11/05/2018	11/09/2018	75	16,654,681	日本円
12/06/2018	12/11/2018	75	16,699,496	日本円
01/07/2019	01/11/2019	75	16,699,496	日本円
02/05/2019	02/12/2019	75	17,266,559	日本円
			205,498,714	

注記12 投資ポートフォリオの増減

2019年２月28日に終了した会計年度におけるポートフォリオの増減の詳細は、請求により、トラストの
管理会社の登記事務所にて無料で入手できる。

[次へ](#)

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

STATEMENT OF NET ASSETS AS AT FEBRUARY 28, 2019

	TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION USD	TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND JPY	Combined USD
ASSETS			
Investments in securities at cost value (note 2)	19,389,684.59	31,546,093,791	302,771,770.39
Unrealized appreciation/(depreciation)	(134,745.13)	149,274,025	1,206,200.12
Investments in securities at market value (note 2)	19,254,939.46	31,695,367,816	303,977,970.51
Cash at banks (note 2)	958,540.02	1,786,562,974	17,007,434.86
Cash at brokers (note 2)	-	2,226,400	20,000.00
Interest receivable (note 2)	243,371.34	484,403,971	4,594,826.34
Receivable for units subscribed	107,250.00	110,019,014	1,095,563.10
Receivable on investments sold	-	132,394,264	1,189,312.47
Unrealized appreciation on forward foreign exchange contracts (notes 2, 10)	64,410.46	406,553,637	3,716,527.21
Total Assets	20,628,511.28	34,617,528,076	331,601,634.49
LIABILITIES			
Accrued expenses (note 3)	(68,127.03)	(55,339,546)	(565,248.36)
Overdraft at brokers (note 2)	(20,000.00)	-	(20,000.00)
Payable for units redeemed	(18,191.70)	(40,606,158)	(382,961.36)
Unrealized depreciation on forward foreign exchange contracts (notes 2, 10)	(1,020.79)	(571,443,062)	(5,134,357.67)
Total Liabilities	(107,339.52)	(667,388,766)	(6,102,567.39)
TOTAL NET ASSETS	20,521,171.76	33,950,139,310	325,499,067.10
UNITS OUTSTANDING			
AUD-Hedged AUD Class Units	-	3,858,076,136	
AUD Class Units	-	247,819.6501	
Resources Currency Basket Class Units	-	13,816.4040	
BRL-Hedged Class Units	594,525.00	-	
BRL Class Units	-	757,640.6876	
CNY-Hedged Class Units	225.00	-	

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

STATEMENT OF NET ASSETS AS AT FEBRUARY 28, 2019 (continued)

	TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION	TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND
	USD	JPY
UNITS OUTSTANDING (continued)		
EUR Class Units	-	2,938.0043
IDR-Hedged Class Units	8,608.00	-
JPY Class Units	-	1,230,806.7410
MXN Class Units	-	66,144.7307
RUB Class Units	-	155,875.5392
TRY Class Units	-	386,327.2641
USD-Hedged USD Class Units	-	10,190,287,711
USD-Hedged Class Units	68,785.00	-
USD Class Units	-	232,617.2980
NET ASSET VALUE PER UNIT		
AUD-Hedged AUD Class Units (expressed in AUD)	-	0.007918
AUD Class Units (expressed in JPY)	-	8,054
Resources Currency Basket Class Units (expressed in JPY)	-	6,309
BRL-Hedged Class Units (expressed in USD)	21.36	-
BRL Class Units (expressed in JPY)	-	3,884
CNY-Hedged Class Units (expressed in USD)	112.90	-
EUR Class Units (expressed in JPY)	-	11,075
IDR-Hedged Class Units (expressed in USD)	51.19	-
JPY Class Units (expressed in JPY)	-	8,632
MXN Class Units (expressed in JPY)	-	6,235
RUB Class Units (expressed in JPY)	-	4,669
TRY Class Units (expressed in JPY)	-	2,883
USD-Hedged USD Class Units (expressed in USD)	-	0.009007
USD-Hedged Class Units (expressed in USD)	106.94	-
USD Class Units (expressed in JPY)	-	14,514

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

STATEMENT OF OPERATIONS AND CHANGES IN NET ASSETS
FOR THE YEAR ENDED FEBRUARY 28, 2019

	TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION USD	TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND JPY	Combined USD
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	26,414,345.35	42,714,633,045	410,124,667.35*
INCOME			
Interest on bonds, net (note 2)	851,470.12	1,544,001,890	14,721,411.64
Interest on bank account (note 2)	22,134.09	17,672,843	180,891.21
Total Income	873,604.21	1,561,674,733	14,902,302.85
EXPENSES			
Administration, Management and Custodian fees (note 7)	(28,010.27)	(45,503,525)	(436,773.52)
Agent Company fees (note 9)	(11,204.13)	(6,395,380)	(68,654.54)
Distribution fees (note 8)	(112,040.44)	(75,782,830)	(792,806.07)
Investment Management fees (note 5)	(156,856.75)	(224,215,029)	(2,171,005.41)
Interest paid on overdraft	(3,030.83)	(1,165,397)	(13,499.72)
Other fees (note 4)	(81,410.42)	(9,133,560)	(163,458.21)
Other taxes	-	(3,067,278)	(27,553.71)
Professional fees	(32,729.63)	(2,152,074)	(52,061.95)
Sub-custodian fees	(3,327.57)	(1,920,846)	(20,582.74)
Sub-manager fees (note 7)	(5,602.03)	(9,100,690)	(87,354.55)
Trustee fees (note 6)	(10,041.08)	(3,679,843)	(43,097.52)
Total Expenses	(444,253.15)	(382,116,452)	(3,876,847.94)

* The opening balance was combined using the foreign exchange rates as at February 28, 2019. The same net assets when combined using the foreign exchange rate ruling as at February 28, 2018 reflected a figure of USD 426,735,886.25.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

STATEMENT OF OPERATIONS AND CHANGES IN NET ASSETS
FOR THE YEAR ENDED FEBRUARY 28, 2019 (continued)

	TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION USD	TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND JPY	Combined USD
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	429,351.06	1,179,558,281	11,025,454.91
Net realized gain/(loss) on investments (note 2)	(312,803.96)	(137,625,157)	(1,549,106.12)
Net realized gain/(loss) on currencies and forward foreign exchange contracts (note 2)	(1,967,602.16)	(1,633,277,934)	(16,639,520.36)
NET REALIZED GAIN/(LOSS) FOR THE YEAR	(2,280,406.12)	(1,770,903,091)	(18,188,626.48)
Change in net unrealized appreciation/depreciation:			
- on investments	203,443.61	311,765,903	3,004,071.56
- on forward foreign exchange contracts (note 2)	(9,257.94)	79,832,961	707,890.47
- on foreign exchange translation of other assets and liabilities (note 2)	(614.29)	60,592,908	543,698.57
	193,571.38	452,191,772	4,255,660.60
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	(1,657,483.68)	(139,153,038)	(2,907,510.97)
Subscriptions			
AUD-Hedged AUD Class Units	-	243,887,637	2,190,869.90
AUD Class Units	-	25,000,000	224,577.79
Resources Currency Basket Class Units	-	45,300,000	406,934.96
BRL-Hedged Class Units	2,715,629.00	-	2,715,629.00
EUR Class Units	-	2,500,000	22,457.78

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

STATEMENT OF OPERATIONS AND CHANGES IN NET ASSETS
FOR THE YEAR ENDED FEBRUARY 28, 2019 (continued)

	TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION USD	TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND JPY	Combined USD
Subscriptions (continued)			
JPY Class Units	-	56,100,000	503,952.57
MXN Class Units	-	4,000,000	35,932.45
RUB Class Units	-	174,000,000	1,563,061.44
TRY Class Units	-	645,400,000	5,797,700.32
USD-Hedged USD Class Units	-	1,458,570,011	13,102,497.41
USD-Hedged Class Units	550,572.05	-	550,572.05
USD Class Units	-	239,850,000	2,154,599.35
Redemptions			
AUD-Hedged AUD Class Units	-	(354,676,385)	(3,186,097.60)
AUD Class Units	-	(518,000,000)	(4,653,251.89)
Resources Currency Basket Class Units	-	(16,900,000)	(151,814.59)
BRL-Hedged Class Units	(2,165,370.09)	-	(2,165,370.09)
BRL Class Units	-	(708,000,000)	(6,360,043.12)
EUR Class Units	-	(1,200,000)	(10,779.73)
IDR-Hedged Class Units	(112,577.69)	-	(112,577.69)
JPY Class Units	-	(3,533,600,000)	(31,742,723.68)
MXN Class Units	-	(82,500,000)	(741,106.72)
RUB Class Units	-	(313,600,000)	(2,817,103.84)
TRY Class Units	-	(252,500,000)	(2,268,235.72)
USD-Hedged USD Class Units	-	(1,784,226,561)	(16,027,906.58)
USD-Hedged Class Units	(1,907,146.28)	-	(1,907,146.28)
USD Class Units	-	(514,860,000)	(4,625,044.92)

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

STATEMENT OF OPERATIONS AND CHANGES IN NET ASSETS
FOR THE YEAR ENDED FEBRUARY 28, 2019 (continued)

	TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION USD	TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND JPY	Combined USD
Dividends (note 11)			
AUD-Hedged AUD Class Units	-	(226,277,971)	(2,032,680.30)
AUD Class Units	-	(240,733,633)	(2,162,537.13)
Resources Currency Basket Class Units	-	(8,416,880)	(75,609.77)
BRL-Hedged Class Units	(3,059,132.10)	-	(3,059,132.10)
BRL Class Units	-	(659,025,945)	(5,920,103.71)
CNY-Hedged Class Units	(675.00)	-	(675.00)
EUR Class Units	-	(1,688,737)	(15,170.11)
IDR-Hedged Class Units	(71,400.00)	-	(71,400.00)
JPY Class Units	-	(987,479,954)	(8,870,642.79)
MXN Class Units	-	(68,716,565)	(617,288.58)
RUB Class Units	-	(152,098,732)	(1,366,319.91)
TRY Class Units	-	(274,575,458)	(2,466,542.02)
USD-Hedged USD Class Units	-	(615,372,810)	(5,527,962.72)
USD-Hedged Class Units	(185,589.80)	-	(185,589.80)
USD Class Units	-	(205,498,714)	(1,846,017.91)
	(4,235,689.91)	(8,625,340,697)	(81,718,089.28)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	20,521,171.76	33,950,139,310	325,499,067.10

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST
TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND
CURRENCY SELECTION

CHANGES IN THE NUMBER OF UNITS (UNAUDITED)

	Year ended February 28, 2019	Year ended February 28, 2018	Year ended February 28, 2017
BRL-Hedged Class Units			
Number of units outstanding at the beginning of the year	576,095.00	1,691,341.00	1,131,833.00
Number of units issued	102,350.00	285,340.00	640,920.00
Number of units redeemed	(83,920.00)	(1,400,586.00)	(81,412.00)
Number of units outstanding at the end of the year	594,525.00	576,095.00	1,691,341.00
CNY-Hedged Class Units			
Number of units outstanding at the beginning of the year	225.00	325.00	540.00
Number of units issued	-	-	-
Number of units redeemed	-	(100.00)	(215.00)
Number of units outstanding at the end of the year	225.00	225.00	325.00
IDR-Hedged Class Units			
Number of units outstanding at the beginning of the year	10,790.00	13,290.00	35,130.00
Number of units issued	-	-	-
Number of units redeemed	(2,182.00)	(2,500.00)	(21,840.00)
Number of units outstanding at the end of the year	8,608.00	10,790.00	13,290.00
USD-Hedged Class Units			
Number of units outstanding at the beginning of the year	81,619.00	98,469.00	95,800.00
Number of units issued	5,160.00	7,168.00	41,577.00
Number of units redeemed	(17,994.00)	(24,018.00)	(38,908.00)
Number of units outstanding at the end of the year	68,785.00	81,619.00	98,469.00

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST
TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND
CURRENCY SELECTION

STATISTICAL INFORMATION (UNAUDITED)

	Year ended February 28, 2019	Year ended February 28, 2018	Year ended February 28, 2017
BRL-Hedged Class Units (expressed in USD)			
Net asset value per unit at the end of the year	21.36	29.52	35.99
Total Net Assets	12,699,413.14	17,006,322.42	60,875,358.89
CNY-Hedged Class Units (expressed in USD)			
Net asset value per unit at the end of the year	112.90	119.05	110.02
Total Net Assets	25,402.25	26,785.62	35,755.99
IDR-Hedged Class Units (expressed in USD)			
Net asset value per unit at the end of the year	51.19	55.92	62.62
Total Net Assets	440,603.58	603,409.99	832,164.49
USD-Hedged Class Units (expressed in USD)			
Net asset value per unit at the end of the year	106.94	107.55	110.06
Total Net Assets	7,355,752.79	8,777,827.32	10,837,540.62

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT FEBRUARY 28, 2019

NOTE 1 GENERAL

Tokio Marine Strategic Trust (the "Trust") is an umbrella unit trust established under the laws of the Cayman Islands by a trust deed made on May 21, 2010 between CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the "Trustee") and Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A. (the "Manager").

The Trust has the following Series and Classes as at February 28, 2019:

- Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection

- BRL-Hedged Class Units
- CNY-Hedged Class Units
- IDR-Hedged Class Units
- USD-Hedged Class Units

The objective of the series trust is primarily to seek to produce stable income gains and increase the series trust's assets over the medium to long term through investing in government bonds, corporate bonds, preferred investment securities, certificates of deposit (CDs), and commercial papers (CPs) (collectively, the "Underlying Securities"), issued by Japanese Issuers either in Japan or overseas.

The series trust primarily intends to invest in the Underlying Securities. However, the series trust may temporarily acquire short-term financial instruments, government bonds, local government bonds, or government-guaranteed bonds, issued by other than Japanese Issuers, mainly for the purpose of ensuring the series trust's liquidity. In this case, the ratio of investment in the Underlying Securities may decrease. In order to mitigate issuer credit risk, the series trust also plans to make diversified investments, rather than investments concentrated on specific issuers.

The series trust will, in principle, enter into the following currency hedging transactions:

- (a) For assets denominated in currencies other than the US dollar, the Sub-Investment Manager will, in principle, hedge to the US dollar all assets denominated in currencies other than the US dollar by utilizing foreign currency forwards, non-deliverable forwards (NDFs);

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2019 (continued)

NOTE 1 GENERAL (continued)

- (b) For assets denominated in US dollar, and assets effectively denominated in US dollar after being hedged to the US dollar in accordance with (a) above, and attributable to the BRL-Hedged Class Units, the CNY-Hedged Class Units and the IDR- Hedged Class Units (each a “Hedged Class”), the Investment Manager will, in principle, hedge US dollar exposure to the relevant Hedging Reference Currency by entering into currency hedging transactions in respect of the following Hedged Classes, by utilizing foreign currency forwards and non-deliverable forwards, etc. upon consideration of the difference in interest between the US dollar and the relevant Hedging Reference Currency;
- (i) BRL-Hedged Class Units: The Investment Manager will enter into currency hedging transactions in respect of the BRL-Hedged Class Units to seek to reflect fluctuations in the exchange rate of the Brazilian Real against the US dollar;
- (ii) CNY-Hedged Class Units: The Investment Manager will enter into currency hedging transactions in respect of the CNY-Hedged Class Units to seek to reflect fluctuations in the exchange rate of the Chinese Yuan against the US dollar; and
- (iii) IDR-Hedged Class Units: The Investment Manager will enter into currency hedging transactions in respect of the IDR-Hedged Class Units to seek to reflect fluctuations in the exchange rate of the Indonesian Rupiah against the US dollar.

Generally, if the applicable Hedging Reference Currency appreciates against the US dollar, the relevant Hedged Class is expected to gain profit on foreign exchange, whereas if the Hedging Reference Currency depreciates against the US dollar, the relevant Hedged Class is expected to incur a loss on foreign exchange. Generally, Classes other than USD-Hedged Class Units which are hedged to currencies with higher short-term interest rates than the US dollar will be expected to benefit from hedging premiums, while Classes other than USD-Hedged Class Units which are hedged to currencies with lower short-term interest rates than US dollars will be expected to bear hedging costs.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT FEBRUARY 28, 2019 (continued)

NOTE 1 GENERAL (continued)

- Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund

- AUD-Hedged AUD Class Units
- AUD Class Units
- Resources Currency Basket Class Units
- BRL Class Units
- EUR Class Units
- JPY Class Units
- MXN Class Units
- RUB Class Units
- TRY Class Units
- USD-Hedged USD Class Units
- USD Class Units

The objective of the series trust is primarily to seek to produce stable income gains and increase the series trust's assets over the medium to long-term through investing mainly in hybrid securities ("Hybrid Securities"), issued by financial institutions worldwide.

The series trust will invest in securities that, at the time of their acquisition, are rated Baa3 or above by Moody's Investors Service ("Moody's") or BBB- or above by Standard & Poor's Rating Services ("Standard & Poor's"), or an equivalent long term rating by Fitch Ratings or any other rating agency chosen by the Sub-Investment Manager upon consultation with the Investment Manager. Investment in unrated securities will be limited to securities that are judged by the Sub-Investment Manager upon consultation with the Investment Manager to be of a grade equivalent to Baa3 or BBB-.

In addition to investing in Hybrid Securities, the series trust may temporarily acquire short-term financial instruments, corporate bonds issued by financial institutions worldwide, government bonds, local government bonds, or government-guaranteed bonds, mainly for the purpose of ensuring the series trust's liquidity. In this case, the ratio of investment in the Hybrid Securities may decrease. In order to mitigate issuer credit risk, the series trust also plans to make diversified investments, rather than investments concentrated on specific issuers.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 28, 2019 (continued)

NOTE 1 GENERAL (continued)

The series trust will, in principle, enter into the following currency hedging transactions:

- (a) For assets denominated in currencies other than the US dollar, the Sub-Investment Manager will, in principle, hedge to the US dollar all assets denominated in currencies other than the US dollar by utilizing foreign currency forwards, non-deliverable forwards ("NDFs"), and similar derivative instruments. The Sub-Investment Manager will seek to mitigate the foreign currency risk by such currency hedging transactions with respect to USD-Hedged USD Class Units.
- (b) For assets denominated in US dollar, and assets effectively denominated in US dollar after being hedged to the US dollar in accordance with (a) above, and attributable to, respectively, the AUD Class Units, the AUD-Hedged AUD Class Units, the BRL Class Units, the EUR Class Units, the JPY Class Units, the MXN Class Units, the RUB Class Units, the TRY Class Units and the Resources Currency Basket Class Units, the Investment Manager will, in principle, hedge US dollar exposure to the relevant Hedging Reference Currency by selling the relevant US dollar and buying the relevant Hedging Reference Currency through utilizing foreign currency forwards, NDFs, and similar derivative instruments to mitigate the foreign currency risk upon consideration of the difference in interest between the US dollar and the relevant Hedging Reference Currency:
 - (i) AUD Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the AUD Class Units to seek to reflect fluctuations in the exchange rate of the Australian Dollar against the Japanese Yen.
 - (ii) AUD-Hedged AUD Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the AUD-Hedged AUD Class Units to seek to mitigate the currency exposure of the US dollar against the Australian dollar.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2019 (continued)

NOTE 1 GENERAL (continued)

- (iii) Resources Currency Basket Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the Resources Currency Basket Class Units to seek to reflect fluctuations in the exchange rate of the Brazilian Real, the Australian Dollar and the South African Rand against the Japanese Yen. Exposure to each currency is intended to be approximately one-third of the Net Asset Value of this class of Units.
- (iv) BRL Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the BRL Class Units to seek to reflect fluctuations in the exchange rate of the Brazilian Real against the Japanese Yen.
- (v) EUR Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the EUR Class Units to seek to reflect fluctuations in the exchange rate of the EURO against the Japanese Yen.
- (vi) JPY Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the JPY Class Units to seek to mitigate the currency exposure of the US dollar against the Japanese Yen.
- (vii) MXN Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the MXN Class Units to seek to mitigate the currency exposure of the Mexican Peso against the Japanese Yen.
- (viii) RUB Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the RUB Class Units to seek to mitigate the currency exposure of the Russian Ruble against the Japanese Yen.
- (ix) TRY Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the TRY Class Units to seek to mitigate the currency exposure of the Turkish Lira against the Japanese Yen.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2019 (continued)

NOTE 1 GENERAL (continued)

The Series Trust is hedged to the US dollar, as stated above, and is also hedged to the AUD in respect of the AUD-Hedged AUD Class Units. The Series Trust intends to mitigate the exposure to fluctuations of the US dollar against the AUD. However, the Net Asset Value may be exposed to the fluctuations of the US dollar as it is impossible to completely eliminate the US dollar exposure. In addition, when the interest rate referable to the AUD is lower than that of the US dollar, the amount equivalent to the difference in interest rates is the hedging cost.

Currency rates may fluctuate significantly over short periods of time for a number of reasons, including changes in interest rates, intervention (or the failure to intervene) by governments, central banks or supranational entities such as the International Monetary Fund, or by the imposition of currency controls or other political developments. As a result, the Series Trust's investments in foreign currency-denominated debt securities may reduce its returns.

With respect to the AUD-Hedged AUD Class Units and the USD-Hedged USD Class Units, if a subscription for Units is made in Japanese Yen, the Japanese Yen amount which the Unitholders may receive when repurchasing the Units may be less than the Japanese Yen amount invested by the Unitholders, due to fluctuations in exchange rates between Japanese Yen and Australian Dollar or US dollar since the net asset value of AUD-Hedged AUD Class Units and USD-Hedged USD Class Units are calculated in Australian Dollar or US dollar, respectively

NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

Presentation of financial statements

The financial statements are presented in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

The combined account of the Trust are expressed in USD and the accounts of the series-trusts are kept in currency of each series-trust. The combined statement of net assets and the combined statement of operations and changes in net assets are the sum of the statement of net assets, the statement of operations and changes in net assets of each series trust converted with the exchange rate prevailing at year-end.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2019 (continued)

NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

The financial statements of the Trust as at February 28, 2019 have been prepared as described below:

Cash and Cash Equivalents

Cash and cash equivalents comprise cash in current accounts.

Investment Valuation

The assets of the Trust are valued as follows:

Investments listed on a stock exchange or traded on any other organized market shall be valued at the last available price, provided the value of any investment listed on a stock exchange, but acquired or traded at a premium or at a discount outside or off the relevant stock exchange or on an over-the counter market, shall be valued taking into account the level of premium or discount as at the date of valuation of the investment.

Unlisted securities are valued at fair market value as determined in good faith by the Manager, taking into consideration as the Manager deems appropriate, recent transactions in the same or similar securities and valuation information obtained from broker-dealers or recognized quotation services.

Net realized gain/(loss) on sales of securities

The net realized gain/(loss) on the sales of securities is calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

The security transactions are accounted on their trade date.

Securities Trading

Investments are recorded on trade date basis. Realized gains and losses on options and futures are computed by use of the average cost method. As far as the realized gains and losses on bonds, they are computed by use of the average cost method.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2019 (continued)

NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Foreign Currency Translation

The reference currencies for Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund and Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection are JPY and USD respectively.

Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated at rates of exchange prevailing at the date of the financial statements. Transactions in foreign currencies are translated at the rates of exchange prevailing on the date of the transaction. Exchange gains or losses are included in statement of operations and changes in net assets.

Applicable currency exchange rates as at February 28, 2019 are as follows:

1 USD =	1.405580	AUD	1 JPY =	0.008983	USD
1 USD =	3.750250	BRL	1 JPY =	0.006754	GBP
1 USD =	6.686200	CNY	1 JPY =	0.007889	EUR
1 USD =	0.878194	EUR	1 JPY =	0.012626	AUD
1 USD =	0.751823	GBP			
1 USD =	14,067.500000	IDR			
1 USD =	111.320000	JPY			
1 USD =	19.269550	MXN			
1 USD =	65.896250	RUB			
1 USD =	5.334000	TRY			
1 USD =	14.060000	ZAR			

Valuation of forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the closing date by reference to the forward rate of exchange applicable to the outstanding life of the contract. The unrealized appreciation or depreciation on open forward foreign exchange contracts is calculated as the difference between the contract rate and the rate to close out the contract. The realized gain or loss and the change in net unrealized appreciation or depreciation on those contracts are disclosed in the statement of operations and changes in net assets. Initial margin is held at the broker and disclosed as "Cash at brokers" or "Overdraft at brokers" in the statement of net assets.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT FEBRUARY 28, 2019 (continued)

NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Taxation

The Trust has received an undertaking from the Governor in Cabinet of the Cayman Islands that, in accordance with Section 81 of the Trusts Law (2009 Revision) of the Cayman Islands, for a period of 50 years from the date of the creation of the Trust no laws of the Cayman Islands thereafter enacted imposing any tax or duty to be levied on income or on capital assets, gains or appreciation or any tax in the nature of estate duty or inheritance tax shall apply to any property comprised in or income arising under the Trust or to the Trustee or Unitholders in respect of any such property or income. No stamp duty is levied in the Cayman Islands on the transfer or repurchase of Units.

The Trust complies with the authoritative guidance on Accounting for Income Taxes which prescribes the minimum recognition threshold a tax position must meet in connection with accounting for uncertainties in income tax positions taken or expected to be taken by an entity before being measured and recognized in the financial statements. The Investment Manager has analyzed the Trust's tax positions taken on income tax returns on all jurisdictions for all open tax years (since inception date) and has concluded that no provision for income tax is required in the Trust's financial statements. The Investment Manager is not aware of any tax events that are likely to occur in the next twelve months that would result in the amount of any unrecognized tax benefits or liabilities significantly increasing or decreasing for the Trust.

Certain dividend income and certain capital gains income realized by the Trust may be subject to income or withholding taxes in the source jurisdiction.

Income recognition

Interest income is recognized on an accrual basis.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 28, 2019 (continued)

NOTE 3 ACCRUED EXPENSES

	TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION	TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND
	USD	JPY
Administration, Management and Custodian fees (note 7)	4,235.46	6,685,839
Agent Company fees (note 9)	1,693.66	995,413
Distribution fees (note 8)	16,923.55	11,790,843
Investment Management fees (note 5)	23,693.18	33,127,845
Other fees	1,700.86	184,110
Professional fees	17,416.67	685,142
Sub-manager fees (note 7)	847.01	1,337,162
Trustee fees (note 6)	1,616.64	533,192
TOTAL	68,127.03	55,339,546

NOTE 4 OTHER FEES

	TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION	TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND
	USD	JPY
Cayman annual fees	2,842.38	319,867
Legal expenses	20,782.75	2,349,878
Other fees	750.00	83,036
Out-of-pocket expenses	4,889.95	578,648
Printing expenses	50,291.28	5,610,518
Registration expenses	97.00	10,558
Reporting expenses	1,757.06	181,055
TOTAL	81,410.42	9,133,560

NOTE 5 INVESTMENT MANAGEMENT FEES

Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection:

The Investment Manager's fee applicable to the Series Trust is 0.70% per annum of the Net Asset Value. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2019 (continued)

NOTE 5 INVESTMENT MANAGEMENT FEES (continued)

The Sub-Investment Manager is entitled to receive from the Investment Manager out of its own assets a fee of 0.42% per annum of the Net Asset Value. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund:

The Investment Manager is entitled to receive a fee per annum of Net Asset Value out of the Deposited Property of the Service Trust attributable to the classes:

• AUD-Hedged AUD Class Units	0.797%
• AUD Class Units	0.517%
• Resources Currency Basket Class Units	0.517%
• BRL Class Units	0.517%
• EUR Class Units	0.517%
• JPY Class Units	0.517%
• MXN Class Units	0.517%
• RUB Class Units	0.517%
• TRY Class Units	0.517%
• USD-Hedged USD Class Units	0.797%
• USD Class Units	0.517%

The Sub-Investment Manager is entitled to receive from the Investment Manager out of its own assets a fee of 0.4782% per annum of the Net Asset Value. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

NOTE 6 TRUSTEE FEES

The Trustee is entitled to receive for its own account the amount of the Trustee's Fees. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears. The Trustee's Fees applicable to each series trust are 0.01% per annum of the net asset value of such series trust, subject to a minimum fee of USD 10,000 per annum per series trust. In addition, the Trustee is entitled to receive from each series trust for all out-of-pocket expenses properly incurred in performing its obligation.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT FEBRUARY 28, 2019 (continued)

NOTE 7 ADMINISTRATION, MANAGEMENT AND CUSTODIAN FEES AND SUB-MANAGER FEES

The Manager, Custodian and Administration fees are accrued daily and payable quarterly in arrears. These fees applicable are 0.15% (Manager: 0.125% and Sub-Manager 0.025%) of the net asset value of the series trust. In addition, the Manager is also entitled to receive from each series trust for all out-of-pocket expenses reasonably incurred in connection with the services provided.

NOTE 8 DISTRIBUTION FEES

Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection:

The Distribution fee applicable is 0.50% per annum of the net asset value of the series trust. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund:

The Distribution fee applicable is 0.593% per annum of the net asset value of the series trust attributable to AUD-Hedged AUD Class Units and USD-Hedged USD Class Units. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

NOTE 9 AGENT COMPANY FEES

Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection:

The Agent Company fee applicable is 0.05% per annum of the net asset value of the series trust. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund:

The Agent Company fee applicable is 0.05% per annum of the net asset value of the series trust attributable to each of AUD-Hedged AUD Class Units or USD-Hedged USD Class Units. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2019 (continued)

NOTE 10 FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS AS AT FEBRUARY 28, 2019

TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation USD	Counterparty
01/15/2019	03/14/2019	EUR	33,947.52	USD	38,990.49	287.54	BARCLAYS BANK PLC, LONDON
01/15/2019	03/14/2019	JPY	4,702,656	USD	43,494.11	1,200.76	MORGAN STANLEY AND CO, LONDON
01/16/2019	03/14/2019	JPY	4,400,000	USD	40,698.46	1,127.05	GOLDMAN SACHS INTL, LONDON
TOTAL						2,615.35	

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized (depreciation) USD	Counterparty
01/15/2019	03/14/2019	GBP	24,000.00	USD	30,947.04	(999.20)	HSBC BANK PLC, LONDON
TOTAL						(999.20)	

TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION - BRL-Hedged Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation USD	Counterparty
01/24/2019	03/11/2019	USD	12,726,300.00	BRL	47,978,151.00	56,397.58	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						56,397.58	

TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION - CNY-Hedged Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation USD	Counterparty
01/24/2019	03/11/2019	USD	24,700.00	CNY	167,994.58	425.22	CITIBANK, TOKYO
TOTAL						425.22	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 28, 2019 (continued)

NOTE 10 FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS AS AT FEBRUARY 28, 2019 (continued)

TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION - IDR-Hedged Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale Ccy	Purchase	Unrealized appreciation USD	Counterparty
01/24/2019	03/11/2019	USD	479,900.00 IDR	6,828,497,100.00	4,972.31	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL					4,972.31	

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale Ccy	Purchase	Unrealized (depreciation) USD	Counterparty
01/24/2019	03/11/2019	IDR	619,212,000.00 USD	43,946.91	(21.59)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL					(21.59)	

As at February 28, 2019, the unrealized appreciation on these contracts was USD 64,410.46, the unrealized depreciation on these contracts was USD 1,020.79. These are disclosed in the statement of net assets.

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale Ccy	Purchase	Unrealized appreciation JPY	Counterparty
02/05/2019	03/14/2019	AUD	587,000 JPY	46,817,294	370,057	HSBC BANK PLC, LONDON
02/05/2019	03/14/2019	JPY	28,581,008 GBP	200,000.00	1,020,196	HSBC BANK PLC, LONDON
01/15/2019	03/14/2019	JPY	2,428,351,094 USD	22,418,318.75	64,369,078	MORGAN STANLEY AND CO, LONDON
01/15/2019	03/14/2019	JPY	2,428,943,246 USD	22,423,785.44	64,384,774	UBS AG, LONDON
01/15/2019	03/14/2019	JPY	269,517,377 USD	2,493,022.07	7,684,784	BARCLAYS BANK PLC, LONDON
02/22/2019	03/14/2019	JPY	84,101,590 USD	760,000.00	403,736	JP MORGAN SECURITIES LTD, LONDON
01/15/2019	03/14/2019	JPY	56,390,942 USD	520,596.10	1,494,773	BARCLAYS BANK PLC, LONDON
01/28/2019	03/14/2019	JPY	116,318,198 USD	1,060,571.88	1,608,081	UBS AG, LONDON
02/05/2019	03/14/2019	JPY	202,000,001 USD	1,842,117.74	2,827,315	JP MORGAN SECURITIES LTD, LONDON
02/05/2019	03/14/2019	JPY	46,817,294 USD	425,418.45	485,502	HSBC BANK PLC, LONDON
02/22/2019	03/14/2019	JPY	67,470,654 USD	610,000.00	355,989	MORGAN STANLEY AND CO, LONDON
01/15/2019	03/14/2019	JPY	2,429,349,295 USD	22,427,534.05	64,395,537	HSBC BANK PLC, LONDON
01/15/2019	03/14/2019	JPY	1,929,649,391 USD	17,814,349.51	51,149,833	JP MORGAN SECURITIES LTD, LONDON
02/28/2019	05/22/2019	JPY	140,388,001 USD	1,275,761.64	684,670	UBS AG, LONDON
TOTAL					261,234,325	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 28, 2019 (continued)

NOTE 10 FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS AS AT FEBRUARY 28, 2019 (continued)

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND (continued)

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized (depreciation) JPY	Counterparty
01/15/2019	03/14/2019	AUD	722,616.57	JPY	56,390,944	(787,154)	BARCLAYS BANK PLC, LONDON
01/15/2019	03/14/2019	EUR	19,523,934.50	JPY	2,428,943,401	(46,052,641)	UBS AG, LONDON
01/15/2019	03/14/2019	EUR	19,523,934.51	JPY	2,429,349,300	(45,646,743)	HSBC BANK PLC, LONDON
02/22/2019	03/14/2019	EUR	669,594.09	JPY	84,101,591	(781,029)	JP MORGAN SECURITIES LTD, LONDON
01/28/2019	03/14/2019	EUR	991,000.00	JPY	123,792,766	(1,833,607)	HSBC BANK PLC, LONDON
01/15/2019	03/14/2019	EUR	19,523,934.51	JPY	2,428,351,121	(46,644,922)	MORGAN STANLEY AND CO, LONDON
01/28/2019	03/14/2019	EUR	926,000.00	JPY	116,318,198	(1,068,302)	UBS AG, LONDON
01/28/2019	03/14/2019	GBP	384,000.00	JPY	55,275,298	(1,559,013)	HSBC BANK PLC, LONDON
01/15/2019	03/14/2019	GBP	13,814,917.17	JPY	1,929,649,592	(115,041,294)	JP MORGAN SECURITIES LTD, LONDON
TOTAL						(259,414,705)	

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - AUD Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation JPY	Counterparty
02/21/2019	03/11/2019	JPY	69,200,921	AUD	882,075.27	608,208	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/24/2019	03/11/2019	JPY	2,291,224,806	AUD	29,429,524.06	37,884,174	CITIBANK, TOKYO
TOTAL						38,492,382	

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized (depreciation) JPY	Counterparty
01/24/2019	03/11/2019	USD	20,918,800.00	JPY	2,291,224,807	(35,338,676)	CITIBANK, TOKYO
02/21/2019	03/11/2019	USD	626,000.00	JPY	69,200,921	(422,037)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						(35,760,713)	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2019 (continued)

NOTE 10 FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS AS AT FEBRUARY 28, 2019 (continued)

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - AUD-Hedged AUD Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation JPY	Counterparty
01/24/2019	03/11/2019	JPY	1,976,897,170	AUD	25,392,158.24	32,686,935	CITIBANK, TOKYO
02/20/2019	03/11/2019	AUD	252,000.00	JPY	20,007,802	64,039	CITIBANK, TOKYO
02/20/2019	03/11/2019	JPY	20,007,802	USD	180,632.84	81,963	CITIBANK, TOKYO
TOTAL						32,832,937	

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized (depreciation) JPY	Counterparty
01/24/2019	03/11/2019	USD	18,049,000.00	JPY	1,976,897,171	(30,490,648)	CITIBANK, TOKYO
TOTAL						(30,490,648)	

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - BRL Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation JPY	Counterparty
01/24/2019	03/11/2019	JPY	2,919,684,865	BRL	100,147,411.00	47,853,339	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						47,853,339	

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized (depreciation) JPY	Counterparty
01/24/2019	03/11/2019	USD	26,564,300.00	JPY	2,919,684,876	(34,764,248)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						(34,764,248)	

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - EUR Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation JPY	Counterparty
02/15/2019	03/11/2019	JPY	2,361,872	EUR	18,967.26	42,527	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/24/2019	03/11/2019	JPY	29,225,060	EUR	234,895.50	551,641	CITIBANK, TOKYO
TOTAL						594,168	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2019 (continued)

NOTE 10 FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS AS AT FEBRUARY 28, 2019 (continued)

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - EUR Class Units (continued)

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized (depreciation) JPY	Counterparty
02/15/2019	03/11/2019	USD	21,400.00	JPY	2,361,872	(18,210)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/24/2019	03/11/2019	USD	267,600.00	JPY	29,225,060	(537,086)	CITIBANK, TOKYO
TOTAL						(555,296)	

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - JPY Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized (depreciation) JPY	Counterparty
01/24/2019	03/11/2019	USD	95,590,000.00	JPY	10,441,009,042	(190,394,449)	CITIBANK, TOKYO
TOTAL						(190,394,449)	

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - MXN Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized (depreciation) JPY	Counterparty
01/24/2019	03/11/2019	JPY	405,353,831	MXN	70,253,580.60	(586,006)	CITIBANK, TOKYO
01/24/2019	03/11/2019	USD	3,675,600.00	JPY	405,353,834	(3,441,926)	CITIBANK, TOKYO
TOTAL						(4,027,932)	

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - Resources Currency Basket Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation JPY	Counterparty
02/21/2019	03/11/2019	JPY	110,545	AUD	1,409.07	972	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/24/2019	03/11/2019	JPY	14,359,312	AUD	184,437.47	237,423	CITIBANK, TOKYO
01/24/2019	03/11/2019	JPY	14,409,214	BRL	494,247.00	236,166	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/21/2019	03/11/2019	JPY	110,760	BRL	3,764.20	780	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						475,341	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2019 (continued)

NOTE 10 FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS AS AT FEBRUARY 28, 2019 (continued)

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - Resources Currency Basket Class Units
(continued)

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized (depreciation) JPY	Counterparty
02/01/2019	03/11/2019	JPY	437,181	AUD	5,507.52	(1,305)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/25/2019	03/11/2019	JPY	13,965,437	AUD	175,618.32	(66,666)	CITIBANK, TOKYO
02/01/2019	03/11/2019	JPY	438,076	BRL	14,620.00	(4,861)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/25/2019	03/11/2019	JPY	13,974,476	BRL	470,509.20	(32,488)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/01/2019	03/11/2019	USD	4,000.00	JPY	438,076	(6,799)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/25/2019	03/11/2019	USD	126,000.00	JPY	13,987,953	(25,614)	CITIBANK, TOKYO
01/24/2019	03/11/2019	USD	131,100.00	JPY	14,359,312	(221,470)	CITIBANK, TOKYO
02/25/2019	03/11/2019	USD	126,000.00	JPY	13,974,477	(39,090)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/24/2019	03/11/2019	USD	131,100.00	JPY	14,435,900	(144,882)	CITIBANK, TOKYO
02/01/2019	03/11/2019	USD	4,000.00	JPY	439,061	(5,814)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/01/2019	03/11/2019	USD	4,000.00	JPY	437,181	(7,694)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/24/2019	03/11/2019	USD	131,100.00	JPY	14,409,214	(171,568)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/21/2019	03/11/2019	USD	1,000.00	JPY	110,545	(674)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/21/2019	03/11/2019	USD	1,000.00	JPY	110,836	(383)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/21/2019	03/11/2019	USD	1,000.00	JPY	110,760	(459)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/25/2019	03/11/2019	USD	126,000.00	JPY	13,965,437	(48,130)	CITIBANK, TOKYO
02/01/2019	03/11/2019	JPY	439,061	ZAR	53,488.00	(16,518)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/24/2019	03/11/2019	JPY	14,435,900	ZAR	1,805,073.95	(176,241)	CITIBANK, TOKYO
02/21/2019	03/11/2019	JPY	110,836	ZAR	14,021.00	(73)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/25/2019	03/11/2019	JPY	13,987,953	ZAR	1,743,915.60	(211,431)	CITIBANK, TOKYO
TOTAL						(1,182,160)	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2019 (continued)

NOTE 10 FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS AS AT FEBRUARY 28, 2019 (continued)

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - RUB Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation JPY	Counterparty
01/24/2019	03/11/2019	JPY	719,927,266	RUB	431,925,120.00	7,911,967	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						7,911,967	

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized (depreciation) JPY	Counterparty
01/24/2019	03/11/2019	USD	6,528,000.00	JPY	719,927,271	(6,108,946)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						(6,108,946)	

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - TRY Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation JPY	Counterparty
01/29/2019	03/11/2019	JPY	69,834,184	TRY	3,392,482.30	440,527	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/06/2019	03/11/2019	JPY	30,261,289	USD	275,553.55	385,442	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/29/2019	03/11/2019	USD	625,400.00	JPY	69,834,185	277,958	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/12/2019	03/11/2019	USD	599,400.00	JPY	67,188,234	523,695	CITIBANK, TOKYO
02/13/2019	03/11/2019	USD	562,000.00	JPY	63,178,173	673,217	CITIBANK, TOKYO
02/27/2019	03/11/2019	USD	249,800.00	JPY	27,861,807	79,355	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/21/2019	03/11/2019	USD	532,400.00	JPY	59,478,548	265,668	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/20/2019	03/11/2019	USD	90,500.00	JPY	10,126,860	61,560	CITIBANK, TOKYO
02/22/2019	03/11/2019	USD	343,800.00	JPY	38,362,070	125,052	CITIBANK, TOKYO
01/24/2019	03/11/2019	USD	7,208,100.00	JPY	816,002,816	14,326,704	CITIBANK, TOKYO
TOTAL						17,159,178	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2019 (continued)

NOTE 10 FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS AS AT FEBRUARY 28, 2019 (continued)

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - TRY Class Units (continued)

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized (depreciation) JPY	Counterparty
02/22/2019	03/11/2019	JPY	38,362,069	TRY	1,844,899.56	(145,279)	CITIBANK, TOKYO
02/20/2019	03/11/2019	JPY	10,126,860	TRY	486,709.91	(44,745)	CITIBANK, TOKYO
02/12/2019	03/11/2019	JPY	67,188,234	TRY	3,200,196.60	(896,690)	CITIBANK, TOKYO
02/06/2019	03/11/2019	TRY	1,466,000.00	JPY	30,261,289	(106,659)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/13/2019	03/11/2019	JPY	63,178,173	TRY	3,003,361.72	(964,031)	CITIBANK, TOKYO
02/27/2019	03/11/2019	JPY	27,861,807	TRY	1,335,131.04	(204,788)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/21/2019	03/11/2019	JPY	59,478,547	TRY	2,862,288.88	(186,705)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/24/2019	03/11/2019	JPY	816,002,812	TRY	39,093,130.35	(6,195,068)	CITIBANK, TOKYO
TOTAL						(8,743,965)	

As at February 28, 2019, the unrealized appreciation on these contracts was JPY 406,553,637 the unrealized depreciation on these contracts was JPY 571,443,062. These are disclosed in the statement of net assets.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2019 (continued)

NOTE 11 DIVIDENDS

TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION

For BRL-Hedged Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/12/2018	03/16/2018	0.5	271,279.00	USD
04/10/2018	04/16/2018	0.5	304,654.00	USD
05/11/2018	05/17/2018	0.5	304,199.00	USD
06/11/2018	06/15/2018	0.5	303,825.00	USD
07/10/2018	07/17/2018	0.5	295,286.50	USD
08/10/2018	08/17/2018	0.5	290,299.00	USD
09/10/2018	09/14/2018	0.5	291,110.50	USD
10/10/2018	10/16/2018	0.5	289,205.00	USD
11/13/2018	11/19/2018	0.3	177,643.20	USD
12/10/2018	12/14/2018	0.3	176,717.70	USD
01/10/2019	01/17/2019	0.3	178,025.70	USD
02/12/2019	02/19/2019	0.3	176,887.50	USD
			3,059,132.10	

For CNY-Hedged Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/12/2018	03/16/2018	0.25	56.25	USD
04/10/2018	04/16/2018	0.25	56.25	USD
05/11/2018	05/17/2018	0.25	56.25	USD
06/11/2018	06/15/2018	0.25	56.25	USD
07/10/2018	07/17/2018	0.25	56.25	USD
08/10/2018	08/17/2018	0.25	56.25	USD
09/10/2018	09/14/2018	0.25	56.25	USD
10/10/2018	10/16/2018	0.25	56.25	USD
11/13/2018	11/19/2018	0.25	56.25	USD
12/10/2018	12/14/2018	0.25	56.25	USD
01/10/2019	01/17/2019	0.25	56.25	USD
02/12/2019	02/19/2019	0.25	56.25	USD
			675.00	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2019 (continued)

NOTE 11 DIVIDENDS (continued)

For IDR-Hedged Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/12/2018	03/16/2018	0.6	6,474.00	USD
04/10/2018	04/16/2018	0.6	6,312.00	USD
05/11/2018	05/17/2018	0.6	6,312.00	USD
06/11/2018	06/15/2018	0.6	6,312.00	USD
07/10/2018	07/17/2018	0.6	6,195.00	USD
08/10/2018	08/17/2018	0.6	5,775.00	USD
09/10/2018	09/14/2018	0.6	5,775.00	USD
10/10/2018	10/16/2018	0.6	5,685.00	USD
11/13/2018	11/19/2018	0.6	5,685.00	USD
12/10/2018	12/14/2018	0.6	5,625.00	USD
01/10/2019	01/17/2019	0.6	5,625.00	USD
02/12/2019	02/19/2019	0.6	5,625.00	USD
			71,400.00	

For USD-Hedged Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/12/2018	03/16/2018	0.2	16,401.80	USD
04/10/2018	04/16/2018	0.2	16,647.80	USD
05/11/2018	05/17/2018	0.2	16,281.40	USD
06/11/2018	06/15/2018	0.2	16,181.40	USD
07/10/2018	07/17/2018	0.2	15,814.40	USD
08/10/2018	08/17/2018	0.2	15,286.40	USD
09/10/2018	09/14/2018	0.2	15,435.60	USD
10/10/2018	10/16/2018	0.2	15,284.60	USD
11/13/2018	11/19/2018	0.2	14,815.60	USD
12/10/2018	12/14/2018	0.2	14,615.60	USD
01/10/2019	01/17/2019	0.2	14,482.60	USD
02/12/2019	02/19/2019	0.2	14,342.60	USD
			185,589.80	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2019 (continued)

NOTE 11 DIVIDENDS (continued)

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND

For AUD-Hedged AUD Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2018	03/09/2018	0.00006	241,131.03	AUD
04/05/2018	04/11/2018	0.00006	240,542.88	AUD
05/08/2018	05/15/2018	0.00006	237,079.40	AUD
06/05/2018	06/08/2018	0.00006	234,723.65	AUD
07/05/2018	07/11/2018	0.00006	230,807.11	AUD
08/06/2018	08/10/2018	0.00006	230,631.58	AUD
09/05/2018	09/11/2018	0.00006	232,403.15	AUD
10/05/2018	10/12/2018	0.00006	231,419.36	AUD
11/05/2018	11/09/2018	0.00006	224,392.25	AUD
12/06/2018	12/11/2018	0.00006	229,308.96	AUD
01/07/2019	01/11/2019	0.00006	228,095.44	AUD
02/05/2019	02/12/2019	0.00006	226,610.05	AUD
			2,787,144.86	

For AUD Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2018	03/09/2018	75	22,958,341	JPY
04/05/2018	04/11/2018	75	22,705,183	JPY
05/08/2018	05/15/2018	75	22,565,319	JPY
06/05/2018	06/11/2018	75	22,259,523	JPY
07/05/2018	07/11/2018	70	20,632,740	JPY
08/06/2018	08/10/2018	70	20,018,324	JPY
09/05/2018	09/11/2018	70	19,243,653	JPY
10/05/2018	10/12/2018	70	18,913,398	JPY
11/05/2018	11/09/2018	70	18,887,779	JPY
12/06/2018	12/11/2018	70	18,304,286	JPY
01/07/2019	01/11/2019	70	17,769,660	JPY
02/05/2019	02/12/2019	65	16,475,427	JPY
			240,733,633	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2019 (continued)

NOTE 11 DIVIDENDS (continued)

For Resources Currency Basket Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2018	03/09/2018	90	827,829	JPY
04/05/2018	04/11/2018	90	837,510	JPY
05/08/2018	05/15/2018	90	837,510	JPY
06/05/2018	06/11/2018	90	805,518	JPY
07/05/2018	07/11/2018	90	765,678	JPY
08/06/2018	08/10/2018	90	686,603	JPY
09/05/2018	09/11/2018	90	631,896	JPY
10/05/2018	10/12/2018	90	631,896	JPY
11/05/2018	11/09/2018	90	631,896	JPY
12/06/2018	12/11/2018	90	631,896	JPY
01/07/2019	01/11/2019	80	564,324	JPY
02/05/2019	02/12/2019	80	564,324	JPY
			8,416,880	

For BRL Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2018	03/09/2018	90	83,294,362	JPY
04/05/2018	04/11/2018	80	71,207,303	JPY
05/08/2018	05/15/2018	70	61,701,475	JPY
06/05/2018	06/11/2018	70	59,204,826	JPY
07/05/2018	07/11/2018	60	50,318,116	JPY
08/06/2018	08/10/2018	60	49,349,811	JPY
09/05/2018	09/11/2018	60	48,514,276	JPY
10/05/2018	10/12/2018	60	47,982,019	JPY
11/05/2018	11/09/2018	60	47,615,987	JPY
12/06/2018	12/11/2018	60	47,138,379	JPY
01/07/2019	01/11/2019	60	46,975,953	JPY
02/05/2019	02/12/2019	60	45,723,438	JPY
			659,025,945	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2019 (continued)

NOTE 11 DIVIDENDS (continued)

For EUR Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2018	03/09/2018	50	140,964	JPY
04/05/2018	04/11/2018	50	140,964	JPY
05/08/2018	05/15/2018	50	140,964	JPY
06/05/2018	06/11/2018	50	140,964	JPY
07/05/2018	07/11/2018	50	140,964	JPY
08/06/2018	08/10/2018	50	140,964	JPY
09/05/2018	09/11/2018	50	140,964	JPY
10/05/2018	10/12/2018	50	140,964	JPY
11/05/2018	11/09/2018	50	140,964	JPY
12/06/2018	12/11/2018	50	140,964	JPY
01/07/2019	01/11/2019	50	142,349	JPY
02/05/2019	02/12/2019	50	136,748	JPY
			1,688,737	

For JPY Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2018	03/09/2018	64	103,331,650	JPY
04/05/2018	04/11/2018	64	101,687,254	JPY
05/08/2018	05/15/2018	64	99,367,452	JPY
06/05/2018	06/11/2018	64	96,888,917	JPY
07/05/2018	07/11/2018	64	93,565,697	JPY
08/06/2018	08/10/2018	64	90,998,713	JPY
09/05/2018	09/11/2018	64	88,693,325	JPY
10/05/2018	10/12/2018	64	86,798,244	JPY
11/05/2018	11/09/2018	45	58,393,220	JPY
12/06/2018	12/11/2018	45	56,743,623	JPY
01/07/2019	01/11/2019	45	55,861,633	JPY
02/05/2019	02/12/2019	45	55,150,226	JPY
			987,479,954	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2019 (continued)

NOTE 11 DIVIDENDS (continued)

For MXN Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2018	03/09/2018	80	6,271,545	JPY
04/05/2018	04/11/2018	80	6,210,111	JPY
05/08/2018	05/15/2018	80	5,893,488	JPY
06/05/2018	06/11/2018	80	5,893,488	JPY
07/05/2018	07/11/2018	80	5,893,488	JPY
08/06/2018	08/10/2018	80	5,801,703	JPY
09/05/2018	09/11/2018	80	5,668,737	JPY
10/05/2018	10/12/2018	80	5,644,409	JPY
11/05/2018	11/09/2018	80	5,644,409	JPY
12/06/2018	12/11/2018	80	5,238,043	JPY
01/07/2019	01/11/2019	80	5,278,572	JPY
02/05/2019	02/12/2019	80	5,278,572	JPY
			68,716,565	

For RUB Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2018	03/09/2018	70	13,060,639	JPY
04/05/2018	04/11/2018	70	12,560,002	JPY
05/08/2018	05/15/2018	70	12,304,006	JPY
06/05/2018	06/11/2018	70	13,476,478	JPY
07/05/2018	07/11/2018	70	13,271,799	JPY
08/06/2018	08/10/2018	70	13,234,187	JPY
09/05/2018	09/11/2018	70	13,003,503	JPY
10/05/2018	10/12/2018	70	13,149,367	JPY
11/05/2018	11/09/2018	70	12,930,617	JPY
12/06/2018	12/11/2018	70	13,005,339	JPY
01/07/2019	01/11/2019	70	11,191,507	JPY
02/05/2019	02/12/2019	70	10,911,288	JPY
			152,098,732	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2019 (continued)

NOTE 11 DIVIDENDS (continued)

For TRY Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2018	03/09/2018	100	23,814,349	JPY
04/05/2018	04/11/2018	100	23,612,016	JPY
05/08/2018	05/15/2018	100	23,257,071	JPY
06/05/2018	06/11/2018	100	21,102,031	JPY
07/05/2018	07/11/2018	100	19,810,418	JPY
08/06/2018	08/10/2018	100	19,810,418	JPY
09/05/2018	09/11/2018	100	18,881,741	JPY
10/05/2018	10/12/2018	100	18,353,856	JPY
11/05/2018	11/09/2018	100	21,244,035	JPY
12/06/2018	12/11/2018	100	26,718,430	JPY
01/07/2019	01/11/2019	100	27,730,820	JPY
02/05/2019	02/12/2019	100	30,240,273	JPY
			274,575,458	

For USD-Hedged USD Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2018	03/09/2018	0.000045	470,113.82	USD
04/05/2018	04/11/2018	0.000045	465,951.73	USD
05/08/2018	05/15/2018	0.000045	457,861.01	USD
06/05/2018	06/11/2018	0.000045	456,588.66	USD
07/05/2018	07/11/2018	0.000045	470,580.80	USD
08/06/2018	08/10/2018	0.000045	470,236.12	USD
09/05/2018	09/11/2018	0.000045	474,824.05	USD
10/05/2018	10/12/2018	0.000045	470,979.84	USD
11/05/2018	11/09/2018	0.000045	465,103.01	USD
12/06/2018	12/11/2018	0.000045	461,029.42	USD
01/07/2019	01/11/2019	0.000045	459,801.87	USD
02/05/2019	02/12/2019	0.000045	462,177.13	USD
			5,585,247.46	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
 AS AT FEBRUARY 28, 2019 (continued)

NOTE 11 DIVIDENDS (continued)

For USD Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2018	03/09/2018	75	18,868,227	JPY
04/05/2018	04/11/2018	75	17,281,818	JPY
05/08/2018	05/15/2018	75	17,281,818	JPY
06/05/2018	06/11/2018	75	17,052,196	JPY
07/05/2018	07/11/2018	75	17,199,362	JPY
08/06/2018	08/10/2018	75	17,059,971	JPY
09/05/2018	09/11/2018	75	16,761,265	JPY
10/05/2018	10/12/2018	75	16,673,825	JPY
11/05/2018	11/09/2018	75	16,654,681	JPY
12/06/2018	12/11/2018	75	16,699,496	JPY
01/07/2019	01/11/2019	75	16,699,496	JPY
02/05/2019	02/12/2019	75	17,266,559	JPY
			205,498,714	

NOTE 12 CHANGES IN THE INVESTMENT PORTFOLIO

A detailed schedule of portfolio changes for the year ended February 28, 2019 is available free of charge upon request at the registered office of the Manager of the Trust.

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2020年６月末日現在）

		米ドル（ を除く。）	円（ を除く。）
資産総額		16,775,384.36	1,807,379,911
負債総額		846,732.52	91,226,962
純資産総額（ - ）		15,928,651.84	1,716,152,949
発行済口数	米ドルヘッジクラス	65,670口	
	ブラジル・レアルヘッジクラス	590,427口	
	中国元ヘッジクラス	225口	
	インドネシア・ルピアヘッジクラス	7,338口	
１口当たり純資産価格	米ドルヘッジクラス	113.79	12,260
	ブラジル・レアルヘッジクラス	13.67	1,473
	中国元ヘッジクラス	115.41	12,434
	インドネシア・ルピアヘッジクラス	49.27	5,308

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次の通りである。

取扱機関 ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り 287 - 289番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、販売取扱会社を通じて日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

(2) 受益者集会

信託証書に基づき、各受益証券の受益者は、すべての受益者集会において、一口当たり一議決権を有する。管理会社または受託会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の1以上を有する受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。いずれの受益者集会においても、挙手の場合、（個人の場合には）本人もしくは代理人により出席し、（法人の場合には）適式に授權された代表者もしくは代理人により出席したすべての受益者が、一議決権を有する。投票の場合には、上記の各受益者または代理人により出席している受益者が、保有する受益証券一口につき一議決権を有する。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある。）ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含む。）によるファンド証券の取得も制限することができる。

第二部【特別情報】

第１【管理会社の概況】

１【管理会社の概況】

（１）資本金の額（２０２０年６月末日現在）

払込済資本金の額 187,117,965.90米ドル（約202億円）

発行済株式総数 5,051,655株

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

最近５年間に於ける資本金の額の増減は以下の通りである。

2015年６月末日	37,117,968.52米ドル
2016年６月末日	37,117,968.52米ドル
2017年６月末日	37,117,968.52米ドル
2017年11月９日	187,117,965.90米ドル
2018年６月末日	187,117,965.90米ドル
2019年６月末日	187,117,965.90米ドル
2020年６月末日	187,117,965.90米ドル

（２）会社の機構

定款に基づき、３名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は年次株主総会において株主によって選任され、６年以内の期間かつ後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まる。取締役は再任されることができる。株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任される。取締役会に欠員がある場合、他の取締役はかかる欠員を、次の株主総会まで補充する取締役を取締役会の過半数をもって選任することができる。

取締役会は、互選により、会長１名、また１名以上の副会長および株主総会および取締役会の議事録を管理する責務を負う秘書役１名（取締役である必要はない。）を選出することができる。

取締役は、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の絶対多数によるものとする。緊急時において、取締役会の決議は書面により行うこともできる。

取締役会は、管理会社の目的を達成するのに必要または有用なすべての行為をなす広汎な権限を有する。

２【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事する。

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されているが、受託会社は、以下の場合、かかる任命を解除することができる。(a) 管理会社が清算される場合、(b) 管理会社の事業に関して財産保全管理人が任命された場合、(c) 受託会社が、管理会社の変更が受益者の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、(d) 決議が総会において投票を行った受益者の４分の３以上の多数により承認された場合、または(e) 発行済受益証券の価値の４分の３を保有する受益者が管理会社の解任を書面で受託会社に要求した場合。管理会社がファンドの管理者でなくなった場合、受託会社は、ファンドの管理者になる資格を有する他の者を任命しなければならない。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、信託証書に基づく義務の履行に関する故意の不適切な行為もしくは重過失、詐欺、または信託証書に基づく管理会社の義務の重要な違反もしくはかかる義務の不注意な無視の場合を除き、ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

信託証書に基づき、受託会社は、ファンドのために、かつファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、（ ）ファンドの運営もしくはファンドの受益証券の募集もしくは（ ）管理会社の行為に関係し、もしくはこれらから生じ、もしくはこれらに基づき、または信託証書に基づきファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が現実に一時的に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費（弁護士費用および会計士費用を含むが、これらに限定されない。）、判決および和解において支払われる金額（ただし、受託会社が、ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とする。）を補償するものとし、上記の者を上記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとする。ただし、かかる行為が信託証書に基づく義務の履行に関する故意の不適切な行為もしくは重過失または詐欺を構成する場合はこの限りでない。

管理会社は、2020年5月末日現在、以下の投資信託の管理を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産価格の合計（通貨別）
ケイマン諸島	アンプレラ・ファンドのサブ・ファンド	31	4,713,045,897.07米ドル

３【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の最近２事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第５項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンスビリティ・リミテから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2020年６月30日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝107.74円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【貸借対照表】

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表

2019年12月31日現在

(単位：米ドル)

資産

	注記	2019年		2018年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
現金、中央銀行および郵便局における残高	31.1, 31.3	3,122,139,702	336,379,331	3,714,129,527	400,160,315
金融機関に対するローンおよび貸付金	3, 15, 31.1, 31.3	3,708,799,645	399,586,074	3,533,550,709	380,704,753
a) 要求払い		2,480,378,645	267,235,995	2,311,150,709	249,003,377
b) その他のローンおよび貸付金		1,228,421,000	132,350,079	1,222,400,000	131,701,376
顧客に対するローンおよび貸付金	31.1, 31.3	670,745	72,266	372,880	40,174
株式およびその他の変動利回り有価証券	4, 31.1, 31.3	2,783	300	2,834	305
固定資産	5	3,551,365	382,624	3,783,033	407,584
その他の資産		365	39	257	28
前払金および未収収益	6, 15	37,533,722	4,043,883	36,979,553	3,984,177
資産合計	7	6,872,698,327	740,464,518	7,288,818,793	785,297,337

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表(続き)
2019年12月31日現在
(単位:米ドル)

負債

	注記	2019年		2018年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
金融機関に対する未払金	15,31.1	1,156,999,949	124,655,175	1,794,570,343	193,347,009
a) 要求払い		1,156,999,949	124,655,175	1,565,940,343	168,714,413
b) 合意済み満期日付		0	0	228,630,000	24,632,596
顧客に対する未払金	8,15,31.1	5,228,117,398	563,277,368	5,073,055,610	546,571,011
a) 要求払い		5,228,117,398	563,277,368	5,071,655,610	546,420,175
b) 合意済み満期日付		0	0	1,400,000	150,836
その他の負債	9	1,232,118	132,748	2,206,816	237,762
未払金および繰延利益	10,15	29,941,563	3,225,904	15,704,349	1,691,987
引当金		21,488,541	2,315,175	18,148,556	1,955,325
a) 納税引当金	11	20,080,003	2,163,420	16,536,604	1,781,654
b) その他の引当金	12	1,408,538	151,756	1,611,952	173,672
発行済資本	13	187,117,966	20,160,090	187,117,966	20,160,090
準備金	14	197,956,757	21,327,861	158,191,749	17,043,579
繰越損益	14	988	106	3,259	351
当期利益		49,843,047	5,370,090	39,820,145	4,290,222
負債合計	16	6,872,698,327	740,464,518	7,288,818,793	785,297,337

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

オフ・バランス・シート項目

2019年12月31日現在

(単位:米ドル)

	注記	2019年		2018年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
偶発債務	17,31.1	528,585	56,950	541,339	58,324
<u>内訳:</u>					
保証金および担保証券として 差入れた資産		528,585	56,950	541,339	58,324
信託運用	20	80,843,518,883	8,710,080,724	92,427,954,484	9,958,187,816

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

(2) 【損益計算書】

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

損益計算書

2019年12月31日に終了した年度

(単位：米ドル)

	注記	2019年		2018年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
未収利息および類似収益		102,750,017	11,070,287	81,824,073	8,815,726
内訳：					
- 預金について受領された負の利息		9,159,885	986,886	5,448,991	587,074
- 為替スワップからの金利差益		45,637,424	4,916,976	31,789,988	3,425,053
未払利息および類似費用		(54,594,603)	(5,882,023)	(40,218,579)	(4,333,150)
内訳：					
- ローンおよび貸付金について支払われた負の利息		(18,415,271)	(1,984,061)	(12,070,732)	(1,300,501)
- 為替スワップからの金利差損		(511,746)	(55,136)	(392,542)	(42,292)
有価証券からの収益		0	0	92	10
株式およびその他の変動利回り 有価証券からの収益		0	0	92	10
未収手数料	21	135,532,835	14,602,308	115,660,720	12,461,286
未払手数料		(68,018,470)	(7,328,310)	(56,930,365)	(6,133,678)
金融業務の純利益		3,671,743	395,594	4,336,416	467,205
その他の事業収益	22	1,439,792	155,123	4,322,262	465,681
一般管理費用		(50,532,935)	(5,444,418)	(51,755,210)	(5,576,106)
a) スタッフ費用	24,25	(19,811,185)	(2,134,457)	(20,839,657)	(2,245,265)
内訳：					
- 賃金およびサラリー		(16,226,776)	(1,748,273)	(16,818,051)	(1,811,977)
- 社会保障費		(2,550,297)	(274,769)	(2,632,035)	(283,575)
内訳：					
- 年金に関する社会保障費		(1,580,110)	(170,241)	(1,596,915)	(172,052)
b) その他の一般管理費用	26,30	(30,721,750)	(3,309,961)	(30,915,553)	(3,330,842)

有形および無形資産に関する価値調整		(1,515,702)	(163,302)	(1,767,494)	(190,430)
その他の事業費用	23	(624,491)	(67,283)	(605,778)	(65,267)
経常収益にかかる税金	11,27.1	(16,495,317)	(1,777,205)	(13,169,369)	(1,418,868)
税引後経常収益		51,612,869	5,560,771	41,696,768	4,492,410
前勘定科目に表示されていないその他の税金	27.2	(1,769,822)	(190,681)	(1,876,623)	(202,187)
当期利益		49,843,047	5,370,090	39,820,145	4,290,222

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

財務諸表に対する注記

2019年12月31日現在

注1 一般事項

1.1. 会社概況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「当行」という。)は、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に株式会社として設立された。

1996年4月1日に、親会社の株式会社東京銀行が株式会社三菱銀行と合併して株式会社東京三菱銀行が設立され、バンク・オブ・トウキョウ(ルクセンブルグ)エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ(ルクセンブルグ)エス・エイに名称を変更した。

2005年10月1日に、間接株主の株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ(以下「MTFG」という。)は、株式会社UFJホールディングス(以下「UFJ」という。)と合併し、新規金融グループの株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下「MUFG」という。)となった。

2006年1月1日に、親銀行の株式会社東京三菱銀行は、株式会社UFJ銀行と合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行となり、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ(ルクセンブルグ)エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイに名称を変更した。

2007年4月2日に、当行は、共に持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ(MUFG)の子会社である三菱UFJ信託銀行株式会社が70%および株式会社三菱東京UFJ銀行が30%を共同で出資する子会社に変更された。その結果、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイは、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ(以下「MUGC」という。)に名称を変更した。

2008年4月28日に、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、新株49,080株を発行し、当行の資本金は1,817,968.52米ドル増加した。発行済株式資本総額は、現在37,117,968.52米ドルである。当行の主たる株主2社は、株式資本92.25%を保有しており、三菱UFJ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京UFJ銀行が28.53%を保有している。

2014年8月7日に、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、アイルランド共和国、ダブリン2、ローワー・レッシン・ストリート12-13、オーモンド・ハウスを所在地とする外国支店を開設した。ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ、ダブリン支店は、1993年のUE規則に準拠して、金融機関に907648番で登録された。

2016年5月1日付で、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、その名称をルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「MIBL」という。)へ変更した。

2017年5月31日付で、三菱UFJ信託銀行株式会社は、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.の議決権付株式の100%を取得した。

取締役会のメンバーは、三菱UFJ信託銀行株式会社のグループの専務取締役および社外取締役である。事業方針および評価基準は、ルクセンブルグの現行法規に定められている場合を除き、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループにおいて適用されているものに準拠して、取締役会によって決定および監督される。

1.2. 事業の性質

当行の事業目的は、当行自身およびルクセンブルグ大公国内外の第三者のための銀行業務または金融業務を行うこと、ならびに工業、商業、不動産といった上記の主目的に直接または間接的に関連するその他のすべての業務を行うことにある。

より具体的には、当行は投資運用サービスに活動を集中している。

当行における取引の大部分は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの企業との間で、直接または間接的に完結するものである。

1.3. 財務書類

当行は、資本の表示通貨である米ドルを基準にして財務書類を作成している。当行の会計年度は、暦年と一致している。

注2 重要な会計方針の要約

当行の財務書類は、ルクセンブルグ大公国における法律および規制ならびにルクセンブルグ大公国の銀行部門で一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して、取得原価主義で作成されている。

これらを遵守するにあたって、以下の重要な会計基準が適用される。

2.1. 貸借対照表における取引計上日

貸借対照表における資産および負債は、かかる金額が確定した日、つまり権利移転日付で計上される。

2.2. 外貨

当行は、すべての取引を契約締結日における一または複数の取引通貨で計上する、複数通貨会計システムを採用している。

資産および負債は、貸借対照表の日付のスポット為替レートで米ドルに換算される。再評価によって生じる実現および未実現損益は、当期の損益に計上されるが、取得為替レートで計上される外国為替予約契約(スワップおよびヘッジ外国為替予約契約)によって特にカバーされたものから生じる実現および未実現損益はこの限りではない。

外貨建ての収益および費用は、日々、実勢為替レートで米ドルに換算される。

期末現在、すべての未決済の先渡取引は、満期までの残存期間に対応した貸借対照表の日付における実勢フォワード・レートで米ドルに換算される。

スポット取引およびスワップ取引に連動する未決済の先渡取引から生じる損益は、貸借対照表の日付に見越し計上される。外国通貨スワップでカバーされたポジションにかかる未実現損益の場合、期末に中立化される。

2.3. デリバティブ金融商品

金利スワップ、フォワード・レート契約、金融先物およびオプションのような、デリバティブ金融商品から派生している当行のコミットメントは、取引日にオフ・バランス・シート項目として計上される。

必要があれば、期末日に、当行の各コミットメントの時価による再評価によって生じる未実現損失に対して引当金が設定される。2019年度に計上された先渡取引の未実現損失に対する引当金はない(2018年：なし)。

金融商品が明らかに資産または負債をカバーかつ経済的統一している場合、または金融商品が逆取引でヘッジされているためにオープン・ポジションが存在しない場合においては、かかる引当金は設定されない。

2.4. 貸倒れおよび回収不能債務に関する特定価値調整

取締役会において、貸倒れおよび回収不能とみなされた債務に関して特定価値調整を行うのが当行の方針である。

特定価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.5. 証書、ローンおよび貸付金ならびにリース取引にかかる見込み損失に対する価値調整

ローンおよび貸付金の見込み損失に対する価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.6. リスク持高に対する一括引当金

当行は、ルクセンブルクの税法に準拠して、銀行監督諮問管理法に規定されているように、リスク持高に対する一括引当金を設定することができる。引当金の目的は、財務書類作成日にはまだ確認されていないが具体化すると考えられるリスクを考慮することにある。

税務局長によって1997年12月16日に発行された指図書に従い、当行のリスク持高の税引前かつ1.25%を超えない当該引当金が設定されなければならない。

当行は、2019年12月31日現在、当該引当金を計上しなかった(2018年：なし)。

2.7. 譲渡可能有価証券

譲渡可能有価証券は、当初、購入価格で計上される。当初の評価には平均原価法が使用される。注2.5の詳述に従って計算されたまたは価値が減少したことによって生じる価値調整は、勘定残高から控除される。

2.8. 有形および無形資産

有形および無形資産は、購入価格で評価される。耐用年数が限られている有形および無形固定資産の価値は、かかる資産の下記の耐用年数に渡って体系的に償却するために計算された価値調整分減少する。

- ・ハードウェア機器：4年
- ・ソフトウェア：4年および5年
- ・その他の無形資産：5年
- ・その他の有形資産：10年
- ・のれん：5年

2.9. 関連会社株式

貸借対照表の日付において、金融固定資産として保有される関連会社株式は、低価法で計上される。

2.10. 税金

税金は、関連する勘定が属する会計年度において発生主義で計上される。納税引当金は、当行が設定した見積引当金と最終的な租税査定通知がまだ受領されていない会計年度の前払金の差額に等しい。

2.11. 前払金および未収収益

かかる資産項目は、次期会計年度に関連する、当期会計年度中に発生した支出を含む。

2.12. 未払金および繰延利益

かかる負債項目は、次期会計年度に関連する、当期会計年度中に発生した収益を含む。

2.13. 引当金

引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

2.14. 収益の認識

当行の主な収入源は、利息および受取手数料で構成される。当行は、顧客に提供する幅広いサービスから報酬および受取手数料を獲得する。

収益は、一般に、サービスが提供される期間にわたって関連するサービスが履行または認識される時点で計上される。

注３ 金融機関に対するローンおよび貸付金

金融機関に対するローンおよび貸付金は、要求払いのものを除き、残存期間別に以下のとおりである。

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
３か月以下	541,421,000	543,400,000
３か月超１年以下	687,000,000	679,000,000
	<u>1,228,421,000</u>	<u>1,222,400,000</u>

注４ 株式およびその他の変動利回り有価証券

「株式およびその他の変動利回り有価証券」の項目に表示されている譲渡可能有価証券はすべて、2,783米ドル（2018年：2,834米ドル）の未上場有価証券で構成される。

注５ 固定資産の変動

以下の変動は、当期中に当行の固定資産に対して生じたものである。

固定資産：

	期首現在 価値総額 米ドル	追加 米ドル	売却 米ドル	為替差額 米ドル	期末現在 価値総額 米ドル	価値調整 累計 米ドル	期末現在 価値純額 米ドル
１．有形資産	3,096,039	336,220	(135,335)	(55,927)	3,240,997	2,414,061	826,936
a) ハードウェア	739,476	198,135	(134,010)	(13,358)	790,243	509,876	280,367
b) その他付属品、 家具、機器、 車両	2,356,563	138,085	(1,325)	(42,569)	2,450,754	1,904,185	546,569
２．無形資産	19,183,189	1,016,151	(14,891)	(311,385)	19,873,064	17,148,635	2,724,429
a) ソフトウェア	17,237,750	1,016,151	(14,891)	(311,385)	17,927,625	15,203,196	2,724,429
b) 有価約因に 基づいて取得 したのれん	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0
固定資産合計	22,279,228	1,352,371	(150,226)	(367,312)	23,114,061	19,562,696	3,551,365

有価約因に基づいて取得したのれんは、他機関の顧客の一部の買収の価値を表す。

注６ 前払金および未収収益

当行の前払金および未収収益は以下のとおりである。

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
未収利息	14,177,184	15,591,714
スワップに係る未収利息	1,713,597	1,076,761
管理会社手数料	183,794	921,843
信託業務手数料	1,566,075	2,124,415
全体保管手数料	12,792,274	9,573,008
投資ファンド手数料	5,053,137	5,836,414
その他の未収収益	543,439	483,831
その他の手数料	171,171	162,315
その他の前払金	324,052	664,574
前払一般経費	572,304	481,264
前払法人税	751	765
未収還付付加価値税（ＶＡＴ）	435,944	62,649
	<u>37,533,722</u>	<u>36,979,553</u>

注７ 外貨建て資産

2019年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て資産の総額は、5,141,994,595米ドル（2018年：5,393,986,107米ドル）である。

注８ 顧客未払金

2019年12月31日現在、顧客に対する要求払いのものを除く債務はない（2018年12月31日現在、要求払いのものを除く債務は1,400,000米ドルであった）。

注９ その他の負債

当行のその他の負債は以下のとおりである。

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
優先債務	649,292	618,902
諸債務	582,826	1,587,914
	<u>1,232,118</u>	<u>2,206,816</u>

注10 未払金および繰延利益

当行の未払金および繰延利益は以下のとおりである。

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
未払手数料	8,943,522	6,908,708
未払一般経費	4,769,237	3,224,725
未払利息	1,612,014	3,347,939
保管報酬に関連する繰延収益	58,141	308,226
外国通貨スワップでカバーされたポジションにかかる 為替差損益の中立化（注2.2）	14,380,755	1,717,819
その他の未払費用	114,097	122,543
その他の仮受金（*）	63,797	74,389
	<u>29,941,563</u>	<u>15,704,349</u>

（*）関連受益者に対する2019年12月31日以降の未払仮受金に係る仮勘定。

注11 税金 - 為替差損失：繰延税金

ルクセンブルグの財政法上、当行の貸借対照表および損益計算書はユーロ表示が義務付けられている。財政目的で当行の株式をユーロ等価物に換算し未実現損益が生じたために、財政目的で確定された当行の収益が、会計目的で報告された収益と著しく異なることがあり得る。

銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1987年7月16日（改正）法に準拠して、通常の場合においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲について中和することができる。

ただし、銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1983年7月23日法に準拠して、通常の場合においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる将来の未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲についてのみ中和することができる。

2019年12月31日現在、繰延税金はない。

注12 その他の引当金

当行のその他の引当金は、従業員報酬引当金で構成される。

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
従業員報酬引当金	1,408,538	1,611,952
	<u>1,408,538</u>	<u>1,611,952</u>

注13 発行済資本

2019年12月31日現在、当行の発行済かつ全額払込済資本は、クラスＡの5,002,575株およびクラスＢの49,080株に対して187,117,966米ドルである。

注14 準備金および繰越損益の変動

	法定準備金 米ドル	その他の準備金 米ドル	繰越損益 米ドル
2019年１月１日現在の残高	5,404,737	152,787,012	3,259
2018年12月31日終了年度の利益	0	0	39,820,145
利益の増加			
- 株主への配当金支払			(57,409)
- 2019年純資産税準備金への振替		9,981,000	(9,981,000)
- 2013年純資産税準備金からの振替		(3,101,000)	3,101,000
- 自由準備金への割り当て		30,894,000	(30,894,000)
- 法定準備金への割り当て	1,991,008	0	(1,991,008)
2019年12月31日現在の残高	<u>7,395,745</u>	<u>190,561,012</u>	<u>988</u>

ルクセンブルグの法律に従い、当行は毎年の純利益の最低５％相当額を法定準備金として、かかる準備金が株式資本の10％に達するまで、充当しなければならない。当該充当は翌年に行われる。法定準備金の分配は制限されている。当行は発行済資本の10％に達しているため、当該要件は満たされている。

当行は、ルクセンブルグの法律に基づいて、当該年度が支払期限である純資産税のすべてまたは一部について税額控除の適用を選択した。ただし、当該税額控除は、前年度が支払期限である税額控除調整前の法人税額を上限とする。当該控除から利益を得るためには、翌年度末以前に純資産税額控除の５倍にあたる金額を特別準備金に計上するという立場を表明しなければならず、これを５年間維持しなければならない。

2019年12月31日現在、総額29,324,927米ドル（2018年：22,444,927米ドル）の純資産税特別準備金は、当行のその他の準備金に含まれている。

2019年３月25日付の年次株主総会において決議されたとおり、当行は、9,981,000米ドルを2019年の純資産税特別準備金に割り当て、また、2013年の純資産税特別準備金3,101,000米ドルを準備金に計上した。

2019年12月31日現在、純資産税の特別準備金の累積残高は、以下のとおりである。

	2019年 純資産税準備金 米ドル
2014年-2015年	3,019,136
2016年	3,348,440
2017年	4,276,351
2018年	8,700,000
2019年	9,981,000
2019年12月31日現在の残高	<u>29,324,927</u>

注15 関連会社残高

2019年12月31日現在、以下の関連会社残高が未決済となっている。

資産

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	3,313,250,489	3,314,382,591
前払金および未収収益	25,391,063	24,033,836
	<u>3,338,641,552</u>	<u>3,338,416,427</u>

負債

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
金融機関に対する未払金	1,121,324,163	1,787,952,744
顧客に対する未払金	790,938,178	1,001,503,360
未払金および繰延利益	5,272,305	5,654,686
	<u>1,917,534,646</u>	<u>2,795,110,790</u>

当行は、2019年12月31日現在および同日に終了した会計年度において、国際会計基準第24号「関連当事者についての開示」で定義されるとおり、取引条件が一般の独立当事者間取引と同様でない、いかなる重大な関係会社間取引をも締結していない。

当行の要求により、ルクセンブルグ監督当局（ＣＳＳＦ）は、2013年6月26日付の（パート４）規則（ＥＵ）575／2013に基づいて、大口エクスポージャー規制の計算にグループ（三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ）に対するエクスポージャーを全額適用除外とすることを認めた。

2019年12月31日現在、グループに関する当該適用除外金額は、3,383,066,716米ドルであり、内訳は以下のとおり分析される。

	2019年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	3,311,881,103
前払金および未収収益	14,190,435
外国為替取引（市場リスク手法）	56,995,178
	<u>3,383,066,716</u>

注16 外貨建て負債

2019年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て負債の総額は、5,161,213,531米ドル（2018年：3,951,265,679米ドル）である。

注17 偶発債務

当行の偶発債務は、以下のとおりである。

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
発行済念書	<u>528,585</u>	<u>541,339</u>

期末現在、関連会社残高はなかった。

注18 コミットメント

当行は、貸借対照表およびオフ・バランス・シートのいずれにも開示されていないが、当行の財政状態を査定する上で重要な一定のコミットメントを締結した。かかるコミットメントの詳細は以下のとおりである。

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
建物の固定賃貸料支払契約に関するコミットメント	5,226,846	6,499,120

期末現在、関連会社残高はなかった。

注19 通貨為替レート、金利およびその他の市場金利に連動する運用

2019年12月31日および2018年12月31日現在、流通している先渡取引の種類は以下のとおりである。

通貨為替レートに連動する運用

- 為替先渡取引(スワップ、アウトライト)

外貨為替レートと連動する運用は、大抵、持高をカバーする目的で行われる。

注20 投資運用業務および引受業務

当行が提供する運用および代理業務には、以下の項目が含まれる。

- 譲渡可能有価証券の保管および管理事務
- 信託代理
- 代理店機能
- ポートフォリオ運用および顧問

注21 未収手数料

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
投資ファンド報酬	22,712,248	21,506,351
機関投資家からの全体保管報酬	99,635,836	80,663,753
信託取引報酬	11,022,939	11,772,959
管理会社に対するサービス報酬	700,533	921,843
その他の報酬および手数料	1,461,279	795,814
	135,532,835	115,660,720

未収手数料は、以下で構成される。

投資ファンド報酬は、保管業務、中央管理事務代行業務、預託業務およびその他の業務に関して投資ファンドに課される報酬および手数料で構成される。当該報酬は、管理下にあるファンドの純資産価額に基づいて計算される。

機関投資家からの全体保管報酬は、証券取引管理、決済、コーポレートアクション、収益回収および議決権代理行使を含む全体保管業務に関して機関投資家に課される報酬および手数料で構成される。当該報酬は、預り資産および取引数に基づいて計算される。

信託取引報酬は、保管取引、キャッシュ・マネジメントおよびフィデューシャリー・ノートの発行を含む受託資産から得られる報酬および手数料で構成される。当該報酬は、運用資産および取引数に基づいて計算される。

管理会社に対するサービス報酬には、機能的支出をカバーする報酬および品質保証契約に基づくサポート・サービスに対する報酬が含まれる。

その他の報酬および手数料には、上場代理人報酬、保証報酬、銀行サービス報酬およびファンド注文デスクサービス報酬などの様々な報酬が含まれる。

注22 その他の事業収益

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
2013年、2014年、2015年および2017年度の法人税の調整	0	2,530,324
過年度の手数料の調整	663,382	1,151,445
過年度の一般経費調整からの利益	478,260	414,867
管理会社から受領したサブ・レンタル報酬 （品質保証契約）	78,621	70,598
その他の事業収益	219,529	155,028
	<u>1,439,792</u>	<u>4,322,262</u>

注23 その他の事業費用

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
過年度の一般経費調整からの費用	170,811	345,919
過年度の手数料	325,550	220,859
過年度の利息	106,282	7,836
その他事業損失	21,848	31,164
	<u>624,491</u>	<u>605,778</u>

注24 従業員数

当期における当行の平均従業員数は以下のとおりである。

	2019年 人数	2018年 人数
上級管理職	30	29
中間管理職	83	71
従業員	56	67
	<u>169</u>	<u>167</u>

注25 経営者報酬

当期に当行は、当行の管理職に対しその経営責任を考慮して以下のとおり手当を与えた。

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
上級管理職	<u>5,606,190</u>	<u>5,084,843</u>
内、各種報酬	821,298	875,409
内、固定報酬	4,784,892	4,209,434

当期中に取締役会および一般管理職のメンバーとの間で年金に関する契約は結ばれなかった。

2019年12月31日および2018年12月31日現在、当行は、取締役会および一般管理職のメンバーに対して貸付および与信をしていなかった。

注26 その他の一般管理費用

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
データ費用	1,286,243	1,372,967
維持費	1,420,213	1,264,913
会費	3,049,059	2,847,608
専門家報酬	3,356,649	3,550,904
賃貸および関連費用	1,207,833	1,141,991
業務契約	5,099,944	4,997,353
業務費用	2,770,636	2,847,497
システム費用	11,351,403	11,679,286
通信費用	393,275	363,250
旅費、交通費、出張費	172,054	203,378
その他の費用	614,441	646,406
	<u>30,721,750</u>	<u>30,915,553</u>

会費の増加は、2019年度中に単一破綻処理基金に支払われた費用の増加に起因する（注29）。

注27 税金

27.1. 経常収益にかかる税金

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
法人税	12,027,260	9,760,432
地方事業税	4,468,057	3,408,937
	<u>16,495,317</u>	<u>13,169,369</u>

27.2. 前勘定科目に表示されていないその他の税金

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
付加価値税（VAT）	1,710,089	1,819,754
その他の税金	59,733	56,869
	<u>1,769,822</u>	<u>1,876,623</u>

注28 親会社

2019年12月31日現在、当行は、日本の法律に準拠して設立され登録事務所を東京都に持つ、持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が100%を共同で出資する子会社である。

当行の財務書類は、日本国財務省関東財務局の登録金融機関番号33を有し、日本の郵便番号100-8212、東京都千代田区丸の内一丁目4番5号に登録住所を有する三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社の連結財務書類に含まれている。

持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の連結財務書類は、日本の郵便番号100、東京都千代田区丸の内二丁目7番1号所在の本社より入手することができる。

注29 預金保証制度

金融機関および特定の投資会社の破綻処理、再編および清算手続きに関する法律ならびに預金保証および投資者への補償制度に関する法律（以下「法律」という。）を、金融機関および投資会社の再建、破綻処理に対する枠組みを設定したルクセンブルグ法指令2014／59／ＥＵならびに預金保証および投資者への補償制度に関する指令2014／49／ＥＵに置き替える案が、2015年12月18日に可決された。

預金保証制度（「ルクセンブルグ預金保証基金」（以下「ＦＧＤＬ」という。））および投資者への補償制度（「ルクセンブルグ投資家補償制度」（以下「ＳＩＩＬ」という。））は、各預金者の適格な預金については100,000ユーロを上限とし、投資については20,000ユーロを上限として補填されるものである。法律はまた、特定の取引または特定の社会目的もしくはその他の目的を満たす預金について、12か月にわたって100,000ユーロを超える金額に対して補填されると規定している。

金融機関は、それぞれＦＧＤＬに対して、ルクセンブルグの銀行破綻処理基金（「ルクセンブルグ破綻処理基金」（以下「ＦＲＬ」という。））に毎年拠出する。

法律第107条(1)において定義されるとおり、ＦＲＬ積立額は、2024年末までにすべての参加各国における認可済み金融機関の付保預金額の少なくとも１％に達する見込みである。かかる金額は、2015年から2024年にわたって回収される予定である。

法律第179条(1)において定義されるとおり、ＦＧＤＬの積立ての目標水準は、該当する金融機関の付保預金の0.8％に設定されており、年間拠出を通じて、2018年度末までに当該水準に達する見込みである。かかる金額は、2016年から2018年にわたって回収される予定である。法律第180条(1)において定義されるとおり、0.8％の水準に達した時に、ルクセンブルグの金融機関は、安全バッファとして追加の付保預金の0.8％を構築するために、さらに８年間継続して拠出するものとする。

2019年12月31日終了年度において、当行のＦＲＬへの年間拠出金は、1,924,193ユーロ(2,144,032米ドル)（2018年：1,686,439ユーロ／1,988,649米ドル）であった。

注30 監査報酬

会計年度中、当行は監査法人およびその全ネットワークから以下の報酬（付加価値税（ＶＡＴ）を除く）を請求されている。

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
監査報酬	273,905	329,206
その他の保証業務	138,827	139,547
税務顧問報酬	30,103	39,220
	<u>442,835</u>	<u>507,973</u>

会計年度中に監査法人の全ネットワークにより提供されたその他の保証業務には、以下の業務が含まれていた。

- 2019年１月１日から2019年12月31日までの期間におけるＩＳＡＥ３４０２／ＳＯＣ１タイプ２報告書

会計年度中に監査法人の全ネットワークにより提供された税務顧問業務には、以下の業務が含まれていた。

- 納税申告書の作成
- 付加価値税（ＶＡＴ）申告書の作成

注31 金融商品の開示

31.1. 主要な非トレーディング金融商品

2019年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
B C L 残高	3,122,139,702	0	0	0	3,122,139,702
金融機関に対するローン および貸付金	3,021,799,645	687,000,000	0	0	3,708,799,645
顧客に対するローンおよび 貸付金	670,745	0	0	0	670,745
株式およびその他の変動 利回り有価証券	0	0	0	2,783	2,783
金融資産合計	6,144,610,092	687,000,000	0	2,783	6,831,612,875
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	1,156,999,949	0	0	0	1,156,999,949
顧客に対する未払金	5,228,117,398	0	0	0	5,228,117,398
金融負債合計	6,385,117,347	0	0	0	6,385,117,347
偶発債務としてオフ・バランス シートに開示されている 項目					
保証金	528,585	0	0	0	528,585
保証金合計	528,585	0	0	0	528,585

2018年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
ＢＣＬ残高	3,714,129,527	0	0	0	3,714,129,527
金融機関に対するローン および貸付金	2,854,550,709	679,000,000	0	0	3,533,550,709
顧客に対するローンおよび 貸付金	372,880	0	0	0	372,880
株式およびその他の変動 利回り有価証券	0	0	0	2,834	2,834
金融資産合計	6,569,053,116	679,000,000	0	2,834	7,248,055,950
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	1,794,570,343	0	0	0	1,794,570,343
顧客に対する未払金	5,073,055,610	0	0	0	5,073,055,610
金融負債合計	6,867,625,953	0	0	0	6,867,625,953
偶発債務としてオフ・バラン スシートに開示されている 項目					
保証金	541,339	0	0	0	541,339
保証金合計	541,339	0	0	0	541,339

31.2. デリバティブ・非トレーディング金融商品

2019年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	3,932,042,624	5,842,135	0	0	3,937,884,759	26,049,631
スワップ	1,004,949,710	0	0	0	1,004,949,710	2,872,627
合計	4,936,992,334	5,842,135	0	0	4,942,834,469	28,922,258
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	3,952,576,741	5,799,199	0	0	3,958,375,940	26,036,732
スワップ	2,408,687,339	0	0	0	2,408,687,339	11,231,097
合計	6,361,264,080	5,799,199	0	0	6,367,063,279	37,267,829

上記の金額には、取引日が2019年12月31日以前で、評価日が2019年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

2018年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品
（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	3,271,219,543	3,321,504	0	0	3,274,541,047	77,666,609
スワップ	1,394,522,057	0			1,394,522,057	2,067,411
合計	4,665,741,600	3,321,504	0	0	4,669,063,104	79,734,020
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	3,303,598,230	3,270,027	0	0	3,306,868,257	76,992,277
スワップ	854,553,985	0	0	0	854,553,985	2,708,455
合計	4,158,152,215	3,270,027	0	0	4,161,422,242	79,700,732

上記の金額には、取引日が2018年12月31日以前で、評価日が2018年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

31.3. 主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクに関する情報

2019年12月31日現在、当行は以下の、主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2019年 簿価 米ドル	2018年 簿価 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
現金、ＢＣＬ残高	3,122,139,702	3,714,129,527
ＥＵ加盟国	3,122,139,702	3,714,129,527
金融機関に対するローンおよび貸付金	3,708,799,645	3,533,550,709
ＥＵ加盟国	135,123,430	180,725,105
北および中央アメリカ	894,909,307	722,872,089
アジア	2,674,535,568	2,605,130,138
ヨーロッパ（非ＥＵ加盟国）	1,183,449	5,033,138
オーストラリアおよびニュージーランド	3,047,891	19,790,239
顧客に対するローンおよび貸付金	670,745	372,880
ＥＵ加盟国	315,164	50,865
北および中央アメリカ	351,379	318,231
アジア	0	4
ヨーロッパ（非ＥＵ加盟国）	4,202	3,780
株式およびその他の変動利回り有価証券	2,783	2,834
ＥＵ加盟国	2,783	2,834
合計	6,831,612,875	7,248,055,950

31.4. デリバティブ・非トレーディング金融商品に関する情報

2019年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2019年 未払想定元本 米ドル	2019年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
ＥＵ加盟国	3,136,956,781	17,460,853
アメリカ	752,436,735	8,314,206
アジア	48,491,243	274,572
スワップ		
ＥＵ加盟国	1,004,949,710	2,872,627
合計	4,942,834,469	28,922,258

2018年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2018年 未払想定元本 米ドル	2018年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
ＥＵ加盟国	3,160,915,130	75,043,013
アメリカ	113,600,617	2,623,478
アジア	25,301	118
スワップ		
ＥＵ加盟国	1,394,522,057	2,067,411
合計	4,669,063,105	79,734,020

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2019

(in USD)

ASSETS

	Notes	2019	2018
Cash, balances with central banks and post office banks	31.1., 31.3.	3.122.139.702	3.714.129.527
Loans and advances to credit institutions	3, 15, 31.1., 31.3.	3.708.799.645	3.533.550.709
a) repayable on demand		2.480.378.645	2.311.150.709
b) other loans and advances		1.228.421.000	1.222.400.000
Loans and advances to customers	31.1., 31.3.	670.745	372.880
Shares and other variable-yield securities	4, 31.1., 31.3.	2.783	2.834
Fixed Assets	5	3.551.365	3.783.033
Other assets		365	257
Prepayments and accrued income	6, 15	37.533.722	36.979.553
TOTAL ASSETS	7	<u>6.872.698.327</u>	<u>7.288.818.793</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2019

(in USD)

- continued -

LIABILITIES

	Notes	2019	2018
Amounts owed to credit institutions	15, 31.1.	1,156,999,949	1,794,570,343
a) repayable on demand		1,156,999,949	1,565,940,343
b) with agreed maturity dates		0	228,630,000
Amounts owed to customers	8, 15, 31.1.	5,228,117,398	5,073,055,610
a) repayable on demand		5,228,117,398	5,071,655,610
b) with agreed maturity dates		0	1,400,000
Other liabilities	9	1,232,118	2,206,816
Accruals and deferred income	10, 15	29,941,563	15,704,349
Provisions		21,488,541	18,148,556
a) provisions for taxation	11	20,080,003	16,536,604
b) other provisions	12	1,408,538	1,611,952
Subscribed capital	13	187,117,966	187,117,966
Reserves	14	197,956,757	158,191,749
Result brought forward	14	988	3,259
Profit for the financial year		49,843,047	39,820,145
TOTAL LIABILITIES	16	<u>6,872,698,327</u>	<u>7,288,818,793</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2019

(in USD)

	Notes	2019	2018
Contingent liabilities	17, 31.1.	528,585	541,339
<u>of which:</u>			
guarantees and assets pledged as			
collateral security		528,585	541,339
Fiduciary operations	20	80,843,518,883	92,427,954,484

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2019

(in USD)

	Notes	2019	2018
Interest receivable and similar income		102.750.017	81.824.073
of which:			
- Negative interest received on deposits		9.159.885	5.448.991
- Interest Gain from foreign currency swap		45.637.424	31.789.988
Interest payable and similar charges		(54.594.603)	(40.218.579)
of which:			
- Negative interest paid on loans and advances		(18.415.271)	(12.070.732)
- Interest Loss from foreign currency swap		(511.746)	(392.542)
Income from securities		0	92
Income from shares and other variable yield securities		0	92
Commission receivable	21	135.532.835	115.660.720
Commission payable		(68.018.470)	(56.930.365)
Net profit on financial operations		3.671.743	4.336.416
Other operating income	22	1.439.792	4.322.262
General administrative expenses		(50.532.935)	(51.755.210)
a) staff costs	24, 25	(19.811.185)	(20.839.657)
of which:			
- wages and salaries		(16.226.776)	(16.818.051)
- social security costs		(2.550.297)	(2.632.035)
of which:			
- social security costs relating to pensions		(1.580.110)	(1.596.915)
b) other administrative expenses	26, 30	(30.721.750)	(30.915.553)
Value adjustments in respect of tangible and intangible assets		(1.515.702)	(1.767.494)
Other operating charges	23	(624.491)	(605.778)
Tax on profit on ordinary activities	11, 27.1.	(16.495.317)	(13.169.369)
Profit on ordinary activities after tax		51.612.869	41.696.768
Other taxes not shown under the preceding items	27.2.	(1.769.822)	(1.876.623)
Profit for the financial year		49.843.047	39.820.145

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

NOTE 1 - GENERAL

1.1. Corporate matters

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A. (the "Bank") was incorporated in Luxembourg on April 11, 1974 as a *société anonyme*.

On April 1, 1996, the Parent Bank, The Bank of Tokyo, Ltd., merged with The Mitsubishi Bank, Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi Ltd., and Bank of Tokyo (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A..

On October 1, 2005, the indirect shareholder, Mitsubishi Tokyo Financial Group, Inc. (MTFG) merged with UFJ Holdings, Inc. (UFJ) and formed a new financial group, Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG).

On January 1, 2006, the Parent Bank, The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd. merged with UFJ Bank Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd., and Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A..

On April 2, 2007, the Bank became a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 70% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 30%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG). Consequently, Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A. changed its name to MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. (MUGC).

On April 28, 2008, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A., has issued 49,080 new shares and the capital of the Bank has been increased by USD 1,817,968,52. The total subscribed share capital is currently set at USD 37,117,968,52. The two major shareholders of the Bank hold 92,25% of the capital, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%.

On August 7, 2014, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. has established an external branch located at Ormonde House, 12-13 lower Lesson Street, Dublin 2, Ireland. Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., Dublin Branch is registered as credit institution pursuant to UE Regulation, 1993, under the number 907648.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

On May 1, 2016, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. has changed its name to MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A. (MIBL).

On May 31, 2017, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation obtained 100% of the voting shares of Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A..

The members of the Board of Directors are Senior Executives of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation Group and Independent Directors. The business policy and valuation principles, unless prescribed by the legal requirements existing in Luxembourg, are determined and monitored by the Board of Directors in accordance with those applied in Mitsubishi UFJ Financial Group.

1.2. Nature of business

The object of the Bank is the undertaking for its own account, as well as for the account of third parties either within or outside the Grand-Duchy of Luxembourg, of any banking or financial operations, as well as all other operations, whether industrial or commercial or in real estate, which directly or indirectly relate to the main object described above.

More specifically, the Bank concentrates its activities on investment management services.

A significant volume of the Bank's transactions is concluded directly or indirectly with companies of Mitsubishi UFJ Financial Group.

1.3. Annual accounts

The Bank prepares its annual accounts in US Dollars (USD), the currency in which the capital is expressed. The Bank's accounting year coincides with the calendar year.

NOTE 2 - SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Bank prepares its annual accounts under the historical cost principle in accordance with the laws and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg and on the basis of accounting principles generally accepted in the banking sector in the Grand-Duchy of Luxembourg.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

In observing these, the following significant accounting policies are applied.

2.1. The date of recording of transactions in the balance sheet

Assets and liabilities are stated in the balance sheet on the date the amounts concerned become cleared funds, that is, on their date of effective transfer.

2.2. Foreign currencies

The Bank maintains a multi-currency accounting system which records all transactions in the currency or currencies of the transaction, on the day on which the contract is concluded.

Assets and liabilities are converted into USD at the spot exchange rates applicable at the balance sheet date. Both realised and unrealised profits and losses arising on revaluation are accounted for in the profit and loss account for the year, except for those resulting from items specifically covered by a forward foreign exchange contract (swap and hedging forward foreign exchange contract) which are recorded at historical exchange rates.

Revenues and expenses in foreign currencies are translated into USD daily at the prevailing exchange rates.

At the year-end, all unsettled forward transactions are translated into USD at the forward rate prevailing on the Balance Sheet date for the remaining maturities.

Results on unsettled forward transactions linked to spot transactions and on swap transactions are accrued at the balance sheet date. In case of unrealised results on position covered by foreign exchange swap, these are neutralized at year end.

2.3. Financial instruments derivatives

The Bank's commitments deriving from the derivatives financial instruments such as interest rate swaps, forward rate agreements, financial futures and options are recorded on the transaction date among the off balance sheet items.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

At the year-end, where necessary, a provision is set up in respect of individual unrealised losses resulting from the **revaluation of the Bank's commitments at market value**. There is no provision for unrealized losses on forward deals recorded for the year 2019 (2018: USD nil).

No provision is set up in those cases where a financial instrument clearly covers an asset or a liability and economic unity is established or where a financial instrument is hedged by a reverse transaction so that no open position exists.

2.4. Specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts

It is the Bank's policy to establish specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts, as deemed appropriate by the Board of Directors.

Value adjustments, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.5. Value adjustments for possible losses on bills, loans and advances and leasing transactions

The value adjustments for possible losses on loans and advances, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.6. Lump-sum provision for risk exposures

In accordance with the Luxembourg tax legislation, the Bank can establish a lump-sum provision for risk exposures, as defined in the legislation governing prudential supervision of banks. The purpose of the provision is to take account of risks which are likely to crystallise but which have not yet been identified as at the date of preparation of the annual accounts.

Pursuant to the Instructions issued by the *Directeur des Contributions* on December 16, 1997, this provision should be made before taxation and should **not exceed 1,25% of the Bank's risk exposures**.

The Bank has not constituted any provision as of December 31, 2019 (2018: USD 0).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

2.7. Transferable securities

Transferable securities are recorded initially at their purchase price. The average cost method is used for initial recognition. Value adjustments, calculated as described in note 2.5. or arising from a diminution of value, are deducted from the account balance.

2.8. Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets are valued at purchase price. The value of tangible and intangible fixed assets with limited useful economic lives is reduced by value adjustments calculated to write off the value of such assets systematically over their useful economic lives as follows:

- Hardware equipment: 4 years;
- Software: 4 years and 5 years;
- Other intangible assets: 5 years;
- Other tangible assets: 10 years;
- Goodwill: 5 years.

2.9. Shares in affiliated undertakings

At the Balance Sheet date, shares in affiliated undertakings held as financial fixed assets are stated at the lower of cost or market value.

2.10. Taxes

Taxes are accounted for on an accruals basis in the accounts of the year to which they relate. Provision for taxation corresponds to the difference between the estimated provisions created by the Bank and the advance payments for the financial years for which no final tax assessment notices have been received yet.

2.11. Prepayment and accrued income

This asset item includes expenditure incurred during the financial year but relating to a subsequent financial year.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

2.12. Accruals and deferred income

This liability item includes income received during the financial year but relating to a subsequent financial year.

2.13. Provisions

Provisions are intended to cover losses or debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

2.14. Revenue recognition

The Bank's **main streams of revenue are comprised of** interests and commissions income. The Bank earns fee and commission income from a wide range of services it provides to its customers.

Revenue is generally recognized when the related services are performed or recognized over the period that the services are provided.

NOTE 3 - LOANS AND ADVANCES TO CREDIT INSTITUTIONS

Loans and advances to credit institutions other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2019 USD	2018 USD
Not more than three months	541.421.000	543.400.000
More than three months but less than one year	687.000.000	679.000.000
	<u>1.228.421.000</u>	<u>1.222.400.000</u>

NOTE 4 - SHARES AND OTHER VARIABLE YIELD SECURITIES

Transferable securities shown under the item "Shares and other variable yield securities" consist entirely of unlisted securities for USD 2.783 (2018: 2.834).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 5 - MOVEMENTS IN FIXED ASSETS

The following movements have occurred in the Bank's fixed assets in the course of the financial year:

FIXED ASSETS:

	Gross value at the beginning of the financial year USD	Additions USD	Disposals USD	Exchange difference USD	Gross value at the end of the financial year USD	Cumulative value adjustments USD	Net value at the end of the financial year USD
1. Tangible assets	3,096,039	336,220	(135,335)	(55,927)	3,240,997	2,414,061	826,936
a) Hardware	739,476	198,135	(134,010)	(13,358)	790,243	509,876	280,367
b) Other fixtures and fittings, flat furniture, equipment and vehicles	2,356,563	138,085	(1,325)	(42,569)	2,450,754	1,904,185	546,569
2. Intangible assets	19,183,189	1,016,151	(14,891)	(311,385)	19,873,064	17,148,635	2,724,429
a) Software	17,237,750	1,016,151	(14,891)	(311,385)	17,927,625	15,203,186	2,724,429
b) Goodwill acquired for valuable Consideration	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0
Total Fixed Assets	22,279,228	1,352,371	(150,226)	(367,312)	23,114,061	19,562,696	3,551,365

Goodwill acquired for valuable consideration represents the value of the takeover of part of the client base of another institution.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 6 - PREPAYMENTS AND ACCRUED INCOME

The Bank's prepayments and accrued income may be analysed as follows:

	2019	2018
	USD	USD
Accrued interest income	14,177,184	15,591,714
Accrued Interest income on swaps	1,713,597	1,076,761
Commission from the Management Company	183,794	921,843
Commission on fiduciary operations	1,566,075	2,124,415
Commission on global custody	12,792,274	9,573,008
Commission on investment funds	5,053,137	5,836,414
Other accrued income	543,439	483,831
Other Commissions	171,171	162,315
Other prepayments	324,052	664,574
Prepaid general expenses	572,304	481,264
Prepaid income taxes	751	765
VAT recoverable	435,944	62,649
	<u>37,533,722</u>	<u>36,979,553</u>

NOTE 7 - FOREIGN CURRENCY ASSETS

At December 31, 2019, the aggregate amount of the Bank's assets denominated in foreign currencies, translated into USD, is USD 5,141,994,595 (2018: USD 5,393,986,107).

NOTE 8 - AMOUNTS OWED TO CUSTOMERS

As at December 31, 2019, there is no debts other than those repayable on demand owed to customers.
(as at December 31, 2018 debts other than repayable on demand amounted to USD 1,400,000).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 9 - OTHER LIABILITIES

The Bank's other liabilities may be analysed as follows:

	2019	2018
	USD	USD
Preferential creditors	649.292	618.902
Sundry creditors	582.826	1.587.914
	<u>1.232.118</u>	<u>2.206.816</u>

NOTE 10 - ACCRUALS AND DEFERRED INCOME

The Bank's accruals and deferred income may be analysed as follows:

	2019	2018
	USD	USD
Accrued commission	8.943.522	6.908.708
Accrued general expenses	4.769.237	3.224.725
Accrued interest expenses	1.612.014	3.347.939
Deferred income related to custody fees	58.141	308.226
Neutralization of foreign exchange results on position covered by foreign exchange swap (note 2.2.)	14.380.755	1.717.819
Other accrued expenses	114.097	122.543
Other suspense receipts (*)	63.797	74.389
	<u>29.941.563</u>	<u>15.704.349</u>

(*) Transitory account for suspense receipts payable after the 31/12/2019 to the related beneficiary.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 11 - TAXATION - EXCHANGE DIFFERENCE: DEFERRED TAXATION

Under Luxembourg fiscal regulations, the Bank's fiscal Balance Sheet and its results of operations are required to be expressed in Euro. The earnings of the Bank as determined for fiscal purposes can differ substantially from earnings reported for accounting purposes as a result of unrealised profits or losses on the translation of the Bank's equity into Euro equivalents for fiscal purposes.

In accordance with the Law of July 16, 1987 (as modified), which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, unrealised gains which may be caused by a rise in the USD against the Euro can, under normal circumstances, be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

In accordance with the Law of July 23, 1983, however, which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, future unrealised gains which may be caused by a rise in the US dollar against the Euro can, under normal circumstances, only be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

As at December 31, 2019, there are no deferred tax.

NOTE 12 - OTHER PROVISIONS

The Bank's other provisions are made of provision for staff remuneration.

	2019	2018
	USD	USD
Provision for staff remuneration	<u>1.408.538</u>	<u>1.611.952</u>
	<u>1.408.538</u>	<u>1.611.952</u>

NOTE 13 - SUBSCRIBED CAPITAL

As of December 31, 2019, the Bank's subscribed and fully paid up capital amounts to USD 187.117.966 for 5.002.575 shares of Class A and 49.080 shares of Class B.

- 26 -

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 14 - MOVEMENTS IN RESERVES AND RESULT BROUGHT FORWARD

	Legal reserve	Other reserves	Result brought forward
	USD	USD	USD
Balance at January 1, 2019	5,404,737	152,787,012	3,259
Profit for the year ended December 31, 2018	0	0	39,820,145
Appropriation of profit			
- Dividends paid to shareholders			(57,409)
- Transfer to reserves for Net Worth Tax 2019		9,981,000	(9,981,000)
- Transfer from Reserve for Net Worth Tax 2013		(3,101,000)	3,101,000
- Allocation to Free reserve		30,894,000	(30,894,000)
- Allocation to Legal reserve	1,991,008	0	(1,991,008)
Balance at December 31, 2019	<u>7,395,745</u>	<u>190,561,012</u>	<u>988</u>

Under Luxembourg law, the Bank must appropriate to a legal reserve an amount equivalent to at least 5% of the annual net profit until such reserve is equal to 10% of the share capital. This appropriation is made in the following year. Distribution of the legal reserve is restricted. This requirement is satisfied as the Bank has reached 10% of the issued subscribed capital.

Based on the Luxembourg tax law, the Bank has elected to get a tax credit for all or part of the net worth tax due for that year. This tax credit is however, limited to the amount of the corporate income tax due for the previous year before the imputation of any tax credits. In order to profit from this credit, the Bank must commit itself to post before the end of the subsequent year an amount equal to five times the net worth tax credit to a special reserve, which has to be maintained for a period of five years.

As of December 31, 2019, the special **reserve for net worth tax is included in the Bank's other reserve for a total** amount of USD 29,324,927 (2018: USD 22,444,927).

As resolved in the Annual General Meeting dated March 25, 2019, the Bank has allocated an amount of USD 9,981,000 to special reserve for Net Worth Tax 2019 and reversed the available special reserve for Net Worth Tax constituted in 2013 which amounted to USD 3,101,000.

The accumulated balance of special reserve for Net Worth Taxes states as follows as at December 31, 2019.

- 27 -

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

Years	2019 Reserve for Net Worth Tax USD
2014 - 2015	3,019,136
2016	3,348,440
2017	4,276,351
2018	8,700,000
2019	9,981,000
Balance at December 31, 2019	<u>29,324,927</u>

NOTE 15 - RELATED PARTY BALANCES

As at December 31, 2019, the following balances with related parties are outstanding:

ASSETS

	2019 USD	2018 USD
Loans and advances to credit institutions	3,313,250,489	3,314,382,591
Prepayments and accrued income	<u>25,391,063</u>	<u>24,033,836</u>
	<u>3,338,641,552</u>	<u>3,338,416,427</u>

LIABILITIES

	2019 USD	2018 USD
Amounts owed to credit institutions	1,121,324,163	1,787,952,744
Amounts owed to customers	790,938,178	1,001,503,360
Accruals and deferred income	<u>5,272,305</u>	<u>5,654,686</u>
	<u>1,917,534,646</u>	<u>2,795,110,790</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

The Bank has not entered into any significant transactions with related parties as defined in International Accounting Standards 24 "Related Party Disclosures" which were not made on terms equivalent to those that prevail in arm's length transactions as of December 31, 2019 and for the year then ended.

At the request of the Bank, the CSSF has granted a total exemption for the exposures towards the group (Mitsubishi UFJ Financial Group) in the calculation of large exposure limits, in accordance with the Regulation (EU) No 575/2013 of June 26, 2013 (Part IV).

As at December 31, 2019, the amount towards the group falling under this exemption amounts to USD 3,383,066,716 and can be analysed as follows:

	2019
	USD
Loans and advances to credit institutions	3,311,881,103
Prepayments and accrued income	14,190,435
Foreign exchange transactions (Market Risk method)	56,995,178
	<u>3,383,066,716</u>

NOTE 16 - FOREIGN CURRENCY LIABILITIES

At December 31, 2019, the aggregate amounts of liabilities denominated in foreign currencies translated into USD is USD 5,161,213,531 (2018: USD 3,951,265,679).

NOTE 17 - CONTINGENT LIABILITIES

The Bank's contingent liabilities may be analysed as follows:

	2019	2018
	USD	USD
Counter-guarantees issued	<u>528,585</u>	<u>541,339</u>

As at the year-end, there were no related party balances.

- 29 -

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 18 - COMMITMENTS

The Bank has entered into certain commitments which are not disclosed neither in the Balance Sheet nor in the Off Balance Sheet Items, but which are significant for the purposes of assessing the financial situation of the Bank. Details of such commitments are as follows:

	2019	2018
	USD	USD
Commitments in respect of fixed rental payments contracted on buildings	<u>5,226,846</u>	<u>6,499,120</u>

As at the year-end, there are no related party balances.

NOTE 19 - OPERATIONS LINKED TO CURRENCY EXCHANGE RATES, INTEREST RATES AND OTHER MARKET RATES

The following types of forward transactions are outstanding as at December 31, 2019 and 2018:

Operations linked to currency exchange rates

- Forward exchange transactions (swaps, outright).

Operations linked to the foreign currency exchange rates are made to a large extent for the purposes of covering the existing positions.

NOTE 20 - INVESTMENT MANAGEMENT SERVICES AND UNDERWRITING FUNCTIONS

Management and agency services provided by the Bank include:

- Custody and administration of transferable securities;
- Fiduciary representations;
- Agency functions;
- Portfolio management and advice.

- 30 -

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 21 - COMMISSIONS RECEIVABLE

	2019	2018
	USD	USD
Fees on Investment Funds	22,712,248	21,506,351
Fees on Global custody from Institutional customers	99,635,836	80,663,753
Fees on Fiduciary transactions	11,022,939	11,772,959
Fees on Services to Management Company	700,533	921,843
Other fees and commissions	1,461,279	795,814
	<u>135,532,835</u>	<u>115,660,720</u>

Commissions receivable consist of the following:

Fees on Investment Funds consist of fees and commissions charged to Investment Funds for custody services, central administration, depositary and other services. The fees are calculated on the basis of the value of net assets of the funds under administration.

Fees on Global custody from Institutional customers consist of fees and commissions charged to institutional customers for global custody services including securities trade management, settlement, corporate actions, income collection and proxy voting. The fees are calculated on the basis of the assets held under custody and the number of transactions.

Fees on Fiduciary transactions consist of fees and commissions earned on fiduciary assets including custody transactions, cash management and fiduciary notes issuance. The fees are calculated on the basis of the assets held under management and the number of transactions.

Fees on Services to Management Company include fees covering functional expenditures and fees for support services in accordance with the Service Level Agreement.

Other fees and commissions include various fees such as listing agent fees, guarantee fees, banking services fees and fund order desk services fees.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 22 - OTHER OPERATING INCOME

	2019	2018
	USD	USD
Adjustment of Income taxes 2013-2014-2015-2017	0	2,530,324
Adjustment for commission previous years	663,382	1,151,445
Income from the adjustment of general expenses regarding previous years	478,260	414,867
Sub-Rental Fee received from the Management Company (Service level agreement)	78,621	70,598
Other operating income	219,529	155,028
	<u>1,439,792</u>	<u>4,322,262</u>

NOTE 23 - OTHER OPERATING CHARGES

	2019	2018
	USD	USD
Charges from the adjustment of general expenses regarding previous years	170,811	345,919
Commission on previous years	325,550	220,859
Interest on previous years	106,282	7,836
Others operating losses	21,848	31,164
	<u>624,491</u>	<u>605,778</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 24 - STAFF NUMBERS

The average number of persons employed during the financial year by the Bank is as follows:

	2019 Number	2018 Number
Senior management	30	29
Middle management	83	71
Employees	<u>56</u>	<u>67</u>
	<u>169</u>	<u>167</u>

NOTE 25 - MANAGEMENT REMUNERATION

The Bank has granted emoluments in respect of the financial year to the members of the managerial body of the Bank by reason of their responsibilities as follows:

	2019 USD	2018 USD
Senior management	<u>5,606,190</u>	<u>5,084,843</u>
<i>Of which variable remuneration</i>	<i>821,298</i>	<i>875,409</i>
<i>Of which fix remuneration</i>	<i>4,784,892</i>	<i>4,209,434</i>

During the financial year, no pension commitments to the members of the Board of Directors and General Management were made.

As at December 31, 2019 and 2018, the Bank did not grant any advances and credits to the members of the Board of Directors and General Management.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 26 - OTHER ADMINISTRATIVE EXPENSES

	2019	2018
	USD	USD
Data charges	1.286.243	1.372.967
Maintenance	1.420.213	1.264.913
Membership fees	3.049.059	2.847.608
Professional fees	3.356.649	3.550.904
Rent and related expenses	1.207.833	1.141.991
Service contracts	5.099.944	4.997.353
Service fee	2.770.636	2.847.497
System cost	11.351.403	11.679.286
Telecommunication expenses	393.275	363.250
Travelling, moving, business trips	172.054	203.378
Other expenses	<u>614.441</u>	<u>646.406</u>
	<u>30.721.750</u>	<u>30.915.553</u>

The increase of the costs for Memberships is due to the increase of the fees paid to Single Resolution Funds during the year 2019 (Note 29).

NOTE 27 - TAX

27.1. Tax on profit on ordinary activities

	2019	2018
	USD	USD
Corporate Income Tax	12.027.260	9.760.432
Municipal Business Tax	<u>4.468.057</u>	<u>3.408.937</u>
	<u>16.495.317</u>	<u>13.169.369</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

27.2. Other taxes not shown under the preceding items

	2019	2018
	USD	USD
VAT	1.710.089	1.819.754
Other taxes	<u>59.733</u>	<u>56.869</u>
	<u>1.769.822</u>	<u>1.876.623</u>

NOTE 28 - PARENT UNDERTAKING

As of December 31, 2019, the Bank is a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 100 %, which are under the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG), which is incorporated under the laws of Japan and whose registered office is in Tokyo.

The annual accounts of the Bank are included in the consolidated accounts of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation, with Registered Financial Institution number 33 at Kanto Local Finance Bureau Japan and registered address 4-5, Marunouchi 1-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100-8212, Japan.

The consolidated accounts of the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG) may be obtained from the head office at 7-1, Marunouchi 2-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100, Japan.

NOTE 29 - DEPOSIT GUARANTEE SCHEME

The law related to the resolution, reorganisation and winding-up measures of credit institutions and certain investment firms and on deposit guarantee and investor compensation schemes (the "**Law**"), transposing into Luxembourgish law the directive 2014/59/EU establishing a framework for the recovery and resolution of credit institutions and investment firms and the directive 2014/49/EU related to deposit guarantee and investor compensation schemes, was passed on December 18, 2015.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

The deposit guarantee scheme ("Fonds de garantie des dépôts Luxembourg" (FGDL)) and the investor compensation system ("Système d'indemnisation des investisseurs Luxembourg" (SIIL)) cover eligible deposits of each depositor up to an amount of EUR 100,000 and investments up to an amount of EUR 20,000. The Law also provides that deposits resulting from specific transactions or fulfilling a specific social or other purpose are covered for an amount above EUR 100,000 for a period of 12 months.

Credit institutions contribute on an annual basis to the Luxembourg banking resolution fund ("Fonds de resolution Luxembourg" (FRL)), respectively to the FGDL.

The funded amount of the FRL shall reach by the end of 2024 at least 1% of covered deposits, as defined in article 107(1) of the Law, of all authorized credit institutions in all participating Member States. This amount will be collected during the years 2015 to 2024.

The target level of funding of the FGDL is set at 0,8% of covered deposits, as defined in article 179(1) of the Law, of the relevant credit institutions and is to be reached by the end of 2018 through annual contributions. This amount will be collected during the years 2016 to 2018. When the level of 0,8% is reached, the Luxembourgish credit institutions are to continue to contribute for 8 additional years in order to constitute an additional safety buffer of 0.8% of covered deposits as defined in article 180(1) of the Law.

For the year end December 31, 2019, the Bank's annual contribution for FRL amounted to EUR 1,924,193 (USD 2,144,032). (2018 : EUR 1,686,439 / USD 1,988,649).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 30 - AUDIT FEES

During the financial year, the Bank has been charged by the Audit firm and its entire network with the following fees (excluding VAT):

	2019	2018
	USD	USD
Audit fees	273.905	329.206
Other assurance services	138.827	139.547
Tax Advisory fees	<u>30.103</u>	<u>39.220</u>
	<u>442.835</u>	<u>507.973</u>

The other assurance services provided during the financial year by the entire network of the Audit firm included the following Service:

- ISAE 3402 / SOC 1 Type II Report for the period from January 1, 2019 to December 31, 2019.

The Tax Advisory services provided during the financial year by the entire network of the Audit firm included the following services:

- Preparation of tax returns;
- Preparation of VAT returns.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 31 - FINANCIAL INSTRUMENT DISCLOSURES

31.1. Primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2019, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

At carrying amount in USD	≤ 3 months	> 3 months ≤ 1 year	> 1 year ≤ 5 years	> 5 years	Total
	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Balances with the BCL	3,122,139,702	0	0	0	3,122,139,702
Loans and advances to credit institutions	3,021,799,645	687,000,000	0	0	3,708,799,645
Loans and advances to customers	670,745	0	0	0	670,745
Shares and other variable yield securities	0	0	0	2,783	2,783
Total Financial Assets	6,144,610,092	687,000,000	0	2,783	6,831,612,875
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	1,156,999,949	0	0	0	1,156,999,949
Amounts owed to customers	5,228,117,398	0	0	0	5,228,117,398
Total Financial Liabilities	6,385,117,347	0	0	0	6,385,117,347
Off-balance sheet items disclosed as contingencies					
Guarantees	528,585	0	0	0	528,585
Total Guarantees	528,585	0	0	0	528,585

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

As at December 31, 2018, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

At carrying amount in USD	≤ 3 months	> 3 months ≤ 1 year	> 1 year ≤ 5 years	> 5 years	Total
	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Balances with the BCL	3,714,129,527	0	0	0	3,714,129,527
Loans and advances to credit institutions	2,854,550,709	679,000,000	0	0	3,533,550,709
Loans and advances to customers	372,880	0	0	0	372,880
Shares and other variable yield securities	0	0	0	2,834	2,834
Total Financial Assets	6,569,053,116	679,000,000	0	2,834	7,248,055,950
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	1,794,570,343	0	0	0	1,794,570,343
Amounts owed to customers	5,073,055,610	0	0	0	5,073,055,610
Total Financial Liabilities	6,867,625,953	0	0	0	6,867,625,953
Off-balance sheet items disclosed as contingencies					
Guarantees	541,339	0	0	0	541,339
Total Guarantees	541,339	0	0	0	541,339

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

31.2. Derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2019, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

At notional payable amount in USD	≤ 3 months		> 3 months		> 1 year		> 5 years		Total		Fair value	
	USD		≤ 1 year USD		≤ 5 years USD		USD		USD		USD	
FINANCIAL ASSETS												
Instrument class												
Foreign exchange transactions												
Forwards	3,932,042,624		5,842,135		0		0		3,937,884,759		26,049,631	
Swaps	1,004,949,710		0		0		0		1,004,949,710		2,872,627	
Total	4,936,992,334		5,842,135		0		0		4,942,834,469		28,922,258	
FINANCIAL LIABILITIES												
Instrument class												
Foreign exchange transactions												
Forwards	3,952,576,741		5,799,199		0		0		3,958,375,940		26,036,732	
Swaps	2,408,687,339		0		0		0		2,408,687,339		11,231,097	
Total	6,361,264,080		5,799,199		0		0		6,367,063,279		37,267,829	

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2019 and a value date after December 31, 2019.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

As at December 31, 2018, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

At notional payable amount in USD		≤ 3 months		> 3 months ≤ 1 year		> 1 year ≤ 5 years		> 5 years		Total		Fair value	
		USD		USD		USD		USD		USD		USD	
FINANCIAL ASSETS													
Instrument class													
Foreign exchange transactions													
Forwards		3,271,219,543		3,321,504		0		0		3,274,541,047		77,666,609	
Swaps		1,394,522,057		0						1,394,522,057		2,067,411	
Total		4,665,741,600		3,321,504		0		0		4,669,063,104		79,734,020	
FINANCIAL LIABILITIES													
Instrument class													
Foreign exchange transactions													
Forwards		3,303,598,230		3,270,027		0		0		3,306,868,257		76,992,277	
Swaps		854,553,985		0				0		854,553,985		2,708,455	
Total		4,158,152,215		3,270,027		0		0		4,161,422,242		79,700,732	

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2018 and a value date after December 31, 2018.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

31.3. Information on credit risk on primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2019, the Bank is exposed to the following credit risk on primary non-trading financial instruments:

	2019	2018
	Carrying amount	Carrying amount
	in USD	in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Cash, balances with the BCL	3,122,139,702	3,714,129,527
<i>EU member countries</i>	3,122,139,702	3,714,129,527
Loans and advances to credit institutions	3,708,799,645	3,533,550,709
<i>EU member countries</i>	135,123,430	180,725,105
<i>North & Central America</i>	894,909,307	722,872,089
<i>Asia</i>	2,674,535,568	2,605,130,138
<i>Europe, non-EU member countries</i>	1,183,449	5,033,138
<i>Australia and New Zealand</i>	3,047,891	19,790,239
Loans and advances to customers	670,745	372,880
<i>EU member countries</i>	315,164	50,865
<i>North & Central America</i>	351,379	318,231
<i>Asia</i>	0	4
<i>Europe, non-EU member countries</i>	4,202	3,780
Shares and other variable yield securities	2,783	2,834
<i>EU member countries</i>	2,783	2,834
Total	6,831,612,875	7,248,055,950

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

31.4. Information on derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2019, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2019 Notional/payable amount in USD	2019 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
<i>EU member countries</i>	3,136,956,781	17,460,853
<i>America</i>	752,436,735	8,314,206
<i>Asia</i>	48,491,243	274,572
Swaps		
<i>EU member countries</i>	1,004,949,710	2,872,627
Total	4,942,834,469	28,922,258

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

As at December 31, 2018, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2018 Notional/payable amount in USD	2018 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
<i>EU member countries</i>	3,160,915,130	75,043,013
<i>America</i>	113,600,617	2,623,478
<i>Asia</i>	25,301	118
Swaps		
<i>EU member countries</i>	1,394,522,057	2,067,411
Total	<u>4,669,063,105</u>	<u>79,734,020</u>

4【利害関係人との取引制限】

管理会社は、利害関係人との取引に関して特別の制限に服していない。

5【その他】

(1) 定款の変更等

管理会社の定款の変更または管理会社の自発的解散もしくは清算に関しては、株主総会の決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、金融機関として認可されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。管理会社に対する認可付与の条件が充足されなくなった場合、管理会社が12か月間認可を利用せず、明示的に認可を放棄し、もしくは直前の6か月間にわたり業務を行わなかった場合、虚偽の申告もしくはその他の不正な方法により認可が取得された場合、または、管理会社がその債権者に対する債務を履行することができなくなった場合、ＣＳＳＦは、1993年4月5日法（改正済）に基づき、管理会社に対する認可を撤回することができる。

(3) 出資の状況

該当事項はない。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

有価証券報告書提出前1年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は毎年12月31日に終了する。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited) (「受託会社」)

(イ) 資本金の額

2020年5月末日現在、37,108,745米ドル(約39億9,810万円)

(ロ) 事業の内容

受託会社は、ケイマン諸島の法律に基づき設立され、また存続する会社である。受託会社は、世界有数の規模の銀行の一つであるカナダ帝国商業銀行が91.67%の株式を保有している子会社であるCIBCファースト・カリビアン・インターナショナル銀行の子会社である。受託会社は、1965年に設立され、ケイマン諸島で最大級の総合銀行信託会社に数えられており、銀行、信託および投資業務の全範囲を提供している。その顧客には、ケイマン諸島および世界中の個人、法人およびその他の機関が含まれる。受託会社は、適法に設立され有効に存続しており、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(2020年改訂)の条項に基づき事業を営む免許を付与されている。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法の条項に基づく免許ミューチュアル・ファンド管理事務代行会社でもある。

(2) ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.) (「保管会社」兼「管理事務代行会社」)

(イ) 資本金の額

前記「第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況 (1) 資本金の額(2020年6月末日現在)」に記載の通り。

(ロ) 事業の内容

前記「第1 管理会社の概況 2 事業の内容および営業の概況」に記載の通り。

(3) MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.(MUFG Lux Management Company S.A.) (「副管理会社」)

(イ) 資本金の額

2020年6月末日現在、7,375,000ユーロ(約8億9,297万円)

(注) ユーロの円貨換算は、2020年6月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1ユーロ=121.08円による。

(ロ) 事業の内容

三菱UFJ信託銀行株式会社の100%子会社である副管理会社は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき、無期限の存続期間を有する株式会社として1995年1月4日付公正証書によって設立され、1995年4月5日にメモリアルに公告された。副管理会社は、投資信託の運用管理を行うことを目的とする運用管理会社である。副管理会社は、ルクセンブルグの商業および会社登録簿にB49.759番として登録されている。

副管理会社は、ファンドを含む投資信託およびそのポートフォリオの設立、管理、運営および販売促進、組入証券の売買・買付けおよび交換を行うことができ、その管理運営するファンドおよびその他の契約型投資信託に関連するすべての権利を直接または間接に行使することができる。副管理会社は、その管理運営する他の投資信託の受益証券の発行および買戻しを実行し、それらの会計記録を維持することができる。副管理会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社の100%子会社である。副管理会社は、CSSFから2014年7月2日付でAIFMとしての許可を受領しており、AIFMDに基づくAIFMとしての業務を提供する。

(4) 東京海上アセットマネジメント株式会社(「投資顧問会社」)

(イ) 資本金の額

2020年6月末日現在、20億円

(ロ) 事業の内容

投資顧問会社は、1985年12月9日に日本法の下で投資顧問会社として設立され、現在の資本金は20億円である。投資顧問会社は、金融庁に投資運用業の登録を行っており、金融商品取引法の下で規制を受けている。投資顧問会社は、2020年6月末日現在、6兆9,748億円の資産の運用を行っている。

(5) 東京海上Roggeアセットマネジメントリミテッド(Tokio Marine Rogge Asset Management Limited) (「副投資顧問会社」)

(イ) 資本金の額

2020年6月末日現在、300,000英ポンド(約3,975万円)

(注) 英ポンドの円貨換算は、2020年6月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である
1英ポンド=132.51円による。

(ロ) 事業の内容

副投資顧問会社は、2003年9月18日に英国の法律の下で投資顧問会社として設立され、現在の資本金は300,000英ポンドである。副投資顧問会社は、その50%を投資顧問会社が、残りの50%をアリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー(Allianz Global Investors GmbH)(2017年7月にRoggeグローバル・パートナーズ・リミテッド(Rogge Global Partners Limited)と経営統合)が保有している。副投資顧問会社の主な業務は、日本の機関投資家および個人投資家に対してグローバルな債券投資の業務を提供することである。2020年3月末時点において、副投資顧問会社は、1,878億円の資産の運用を行っている。

(6) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「日本における販売会社」兼「代行協会員」)

(イ) 資本金の額

2020年6月末日現在、405億円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っている。

2【関係業務の概要】

(1) CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(CIBC Bank and Trust Company(Cayman)Limited)(「受託会社」)

信託証書に基づき、受託会社は、ファンドの受託業務および保管業務を行う。

(2) ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking(Luxembourg)S.A.)(「保管会社」兼「管理事務代行会社」)

保管契約および管理事務代行契約に基づき、ファンド資産の保管および管理事務代行業務を行う。

- (3) MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.(MUFG Lux Management Company S.A.)(「副管理会社」)

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約に基づき、ファンドの投資運用およびリスク・マネジメントに関する業務を行う。

- (4) 東京海上アセットマネジメント株式会社(「投資顧問会社」)

投資顧問契約に基づきファンドの資産の運用に関する業務を行う。

- (5) 東京海上Roggeアセットマネジメントリミテッド(Tokio Marine Rogge Asset Management Limited)(「副投資顧問会社」)

副投資顧問契約に基づきファンドの資産の運用に関する業務を行う。

- (6) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「日本における販売会社」兼「代行協会員」)

代行協会員として行為し、またファンド証券の販売および買戻しの取扱いを行う。

3【資本関係】

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.、MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.および三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の最終的な親会社は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループである。

第３【投資信託制度の概要】

１． ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（2020年改正）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、会社管理法（2018年改正）または地域会社（管理）法（2019年改正）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は、投資信託について以下の二つの別個の法体制を運用している。
 - (a) 1993年７月に施行された、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型の投資信託および投資信託管理者を規制するミューチュアル・ファンド法（2020年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）、ならびに2020年に施行された直近の改正ミューチュアル・ファンド法
 - (b) 2020年２月に施行された、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制する2020年プライベート・ファンド法（以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。）
- 1.4 プライベート・ファンドについて明示的に別段の記載がなされる場合（または投資信託一般に対する言及により黙示的に記載される場合）を除き、本リーガルガイドの残りの記載は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運用に関するものであり、「ミューチュアル・ファンド」の用語は、これに応じて解釈されるものとする。
- 1.5 2019年12月現在、ミューチュアル・ファンド法に基づく規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は、10,857（2,886のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、同日時点で、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託（2020年２月よりプライベート・ファンド法の下で規制されるクローズド・エンド型ファンド、および2020年２月より一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される限定投資家ファンド（以下に定義する。）の両方を含むが、これらに限られない。）が存在していた。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）のメンバーである。

２． 投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（2020年改正）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法において、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買戻しができる受益権を発行し、投

投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ、投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

- 2.3 プライベート・ファンド法において、プライベート・ファンドとは、投資者の選択による買戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールして、以下の場合にかかる事業体の投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

(a) 投資持分の所有者が、投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しない場合

(b) 投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運営者またはその代理人によって直接的または間接的に管理される場合

ただし、以下を除く。

(a) 銀行および信託会社法または2010年保険法に基づく免許を受けた者

(b) 住宅金融組合法(2020年改正)または共済会法(1998年改正)に基づき登録された者、または

(c) 非ファンド・アレンジメント(アレンジメントの一覧は、プライベート・ファンド法の別紙に定められる。)

- 2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィーダー・ファンドであり、それ自体がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド(以下「規制フィーダー・ファンド」という。)のマスター・ファンドとして行為するケイマン諸島の事業体についても、規制上の責任を負う。概して、かかるマスター・ファンドが、規制フィーダー・ファンドの総合的な投資戦略を実施することを主な目的として、少なくとも1つの規制フィーダー・ファンドを含む、一または複数の投資者に対して(直接的または仲介会社を通じて間接的に)受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドは、CIMAへの登録を要求される場合がある。

- 2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正した2020年(改正)ミューチュアル・ファンド法(以下「改正法」という。)が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者を選任または解任することができるという条件で、従前登録を免除されていた一定のケイマン諸島のミューチュアル・ファンド(以下「限定投資家ファンド」という。)をCIMAに登録するよう定める。

- 2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、四つの類型がある。

3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量により発行されるミューチュアル・ファンドに係る免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して募集書類を提出し、該当する申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、取締役(または、場合により、それぞれの地位における管理者または役員)に適切かつ適切である者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつ、ファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する場合である。この場合、募集書類と所定の法定様式が、該当する申請手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。また、管理者に関するオンライン申請も所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免

許を取得する必要はない。ただし、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は、主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託(第4(3)条ミューチュアル・ファンド)

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録され、以下のいずれかに該当するミューチュアル・ファンドに適用される。

(a) 一投資者当たりの最低初期投資額が(CIMAが100,000米ドルと同等とみなす)80,000ケイマン諸島ドルであるもの

(b) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許の取得または主たる事務所の提供に関する要件はなく、登録投資信託は、単に一定の詳細内容を記載した募集書類をオンライン提出し、該当する申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前は登録を免除されていたが、現在はCIMAに登録しなければならない。限定投資家ファンドの義務は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの義務(CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含む。)に類似するが、両者には重要な相違点が複数存在する。ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資者が15名以内でなければならない。当該投資者がその過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者(運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社または管理者を意味する。)を選任または解任することができなければならない。他の重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの投資者が法定当初最低投資額(80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドルと同等の額)の規制に服する一方で、限定投資家ファンドの投資者には法定当初最低投資額が適用されない点である。

4. 投資信託の継続的要件

4.1 限定投資家ファンドの場合を除き、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が(投資するか否かの)判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した募集書類を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集書類、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集書類がない場合、当該マスター・ファンドに係る詳細内容は、通常、規制フィーダー・ファンドの募集書類(当該書類はCIMAに提出しなければならない。)に含まれる。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。募集が継続している場合で、重大な変更があった場合には、変更後の募集書類(限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料(届出がされている場合))を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは、募集書類の内容または様式を指図する特定の権限を有しないものの、折に触れて募集書類の内容について規則または方針を発表する。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない、ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。

(a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

(b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合

- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則(2020年改正)(以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。)または、免許を受けたミューチュアル・ファンドの場合に限り、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。かかる通知の期間は、該当する規則の様式(および該当する条件)によって異なる場合があり、かかる通知が変更の前提条件として要求される場合や、かかる通知が変更の実施から21日以内に行うものとされる場合がある。
- 4.4 当初2006年12月27日に効力を生じた投資信託(年次申告書)規則(2018年改正)に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること(免除会社またはユニット・トラストであるかによる。)を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、ならびに法定・法的記録が保管されるか、会社の事務業務が行われる登記上の事務所の提供である。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、健全な評判を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託(該当する場合)にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託(CIMAの現行の方針は、最大10のファンドに許可を付与するものである。)に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が

投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。

- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で免許投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、CIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または以下の()および()に基づく規則を遵守せずに事業を行い、またはそのように意図している場合
 - () ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件
 - () 免許を受ける者が、以下の各号のいずれかにおいて「法人向けサービス提供者」として定義されている場合
 - (A) 会社法(2020年改正)(以下「会社法」という。)の第17編A
 - (B) 有限責任会社法(2020年改正)の第12編
 - (C) 2017年有限責任事業組合法の第8編
 - (以下、併せて「受益所有権法」という。)
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定(会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立書類(特に定款)は、通常、ファンドの条件案がより正確に反映されるよう、ミューチュアル・ファンドの設立からローンチまでの間に改定される。

- (c) 存続期限のある / 存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上 (例えば米国) 非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免除会社がいったん設立された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
- () 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
 - () 免除会社は、適用される受益所有権法を遵守しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、一または複数の取締役を有しなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式のいずれかの設定が認められる(ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払に加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる(すなわち、支払能力を維持する)ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。免除会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は、取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務長官が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。

- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(2020年改正)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者である)投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書は、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とししない旨宣言した受託者の法定の宣誓書と併せて、登録料とともに信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取ることができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、不動産、バイアウト、ベンチャーキャピタルおよびグロス・キャピタルを含むすべての種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。ある法域のファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして認められる投資者の数に制限はない。
- (b) 免除リミテッド・パートナーシップ法(2018年改正)(以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。)は、ケイマン諸島の法律の下で別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの設立および運用を規制する主なケイマン諸島の法律である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基づき、他の法域(特にデラウェア州)のリミテッド・パートナーシップ法の特徴を組み込んだ様々な修正がなされたものである。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島または他の所定の法域において登録されているかまたは設立されたものである。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。登記をもって、リミテッド・パートナーに有限責任の法的保護が付与される。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を外部と行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーでない者とともに業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権限、権能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、常にパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に矛盾する場合を除いて、ケイマン諸島パートナーシップ法(2013年改正)により修正されるパートナーシップに適用されるエクイティおよびコモン・ローの法則は、一定の例外を除き、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。

- () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
- () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
- () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
- () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報法(2017年改正)に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
- () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
- () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常に少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、脱退、または買戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な条項に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要請に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は、(免除会社と同様に)別個の法人格を有し、その株主は有限責任を負う一方で、有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を規定しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定の構造を実施するために使用することができる。また、有限責任会社においては、免除会社の運営において要求されるよりも簡易かつ柔軟な管理が認められている。例えば、株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念が挙げられる。
- (c) 有限責任会社は、複数の種類の取引(ジェネラル・パートナー・ピークル、クラブ・ディールおよび従業員報酬/プラン・ピークルなどを含む。)において普及していることが証明されている。有限責任会社は、クローズド・エンド型ファンド(代替投資ピークルを含む。)がケイマン諸島以外の法、税制または規制上の観点から別個の法人格を必要とする場合に採用されることが増えている。
- (d) 特に、オンショア・オフショアのファンド構造において、オンショア・ピークルとの一層の調和をもたらす能力が、管理のさらなる緩和および費用効率をもたらし、かかる構造の異なるピークルの投資者の権利をより緊密に整合させることができる可能性がある。2014年契約(第三者の権利)法により提供される柔軟性は、有限責任会社についても利用可能である。
- (e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の非課税にかかる保証を得ることができる。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、運用者、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
 - (d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (e) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (f) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は、以下を含む。
- (a) ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)条(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと

- (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが实际的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)

(a)(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
- (c) 受益所有権法に定義される「法人向けサービス提供者」である免許投資信託管理者が、受益所有権法に違反した場合
- (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (f) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
- (g) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (h) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行

- () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - () CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること

- (b) 投資信託管理者が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
- (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
- (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。
9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行
- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
- (b) 免許投資信託管理者
- (c) 規制投資信託であった人物、または
- (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
- (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
- (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
- (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
- (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索すること
- (d) ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
- (e) ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しを

とすること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと

- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、CIMAが法律に基づく職務を行い、その任務を遂行する過程で取得した下記のいずれかに関係する情報を開示してはならない。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請
 - (b) 投資信託に関する事柄
 - (c) 投資信託管理者に関する事柄
- ただし、以下の場合はこの限りでない。
- (a) 例えば2016年秘密情報公開法、犯罪収益に関する法律(2020年改正)(以下「犯罪収益に関する法律」という。)または薬物濫用法(2017年改正)等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
 - (b) CIMAが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合
 - (c) 免許を受ける者または免許を受ける者の顧客、構成員、クライアントもしくは保険証券保持者もしくは免許を受ける者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項(場合に応じて、免許を受ける者、顧客、構成員、クライアント、保険証券保持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。)に關係する場合
 - (d) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはCIMAが法律に基づく職務を行う際に内閣とCIMAの間で行われる取決めに關連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合
 - (e) 開示された情報が、他の情報源によって公知となり、または公知となった場合
 - (f) 開示される情報が免許を受ける者または投資者の身元を開示することなく(当該開示が許される場合を除く)、要約または統計的なものである場合
 - (g) 刑事手続制度を視野に入れて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行機関に開示する場合
 - (h) マネー・ロンダリング防止規則に従いある者に開示する場合
 - (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
 - (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に關連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に応じ)ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法(1996年改正)

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身(または受託会社)とのものであるため、ファンド(または受託会社)は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - () 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除または損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 刑法(2019年改正)第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2019年改正）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 免除会社

免除会社の清算（解散）は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了、整理および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登記を抹消または正式に清算することができる。清算手続は、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1(l)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）

- 14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社（有限責任会社を含む。）またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である。）をすることができる。
- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること

- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または犯罪収益に関する法律の第5(2)(a)条に従って指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマネー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に係る対策を有する法域（以下「同等の法律が存在する法域」という。）で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2020年改正）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。

- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
 - () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
 - () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。

- () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - () マスター・ファンド、フィード・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。

- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む)
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む)
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
 - (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述
 - (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
 - (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
 - (xx) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
 - (xx) 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)
 - (xx) 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)
 - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
 - (xx) 投資顧問会社(下記事項を含む)

- (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
- (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
- (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第４【参考情報】

ファンドについては、当該計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されている。

2019年８月30日	有価証券届出書／有価証券報告書
2019年11月29日	有価証券届出書の訂正届出書／半期報告書

第５【その他】

該当事項なし。

[次へ](#)

別紙

ファンドの特色

1 ファンドの目的は、主として、日系の発行体が日本国内および海外で発行する公社債、優先出資証券、譲渡性預金証書(CD)およびコマーシャルペーパー(CP)への投資を通じて、安定したインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることです。

- ファンドは、日系発行体(日本企業あるいはその子会社、日本の政府機関など)が世界で発行する公社債・優先出資証券・譲渡性預金証書(CD)・コマーシャルペーパー(CP)(以下、「債券など」といいます。)に主として投資を行います。
- ファンドは、分散投資を行うことで信用リスクの低減を図ります。
- 流動性確保の目的から、日系発行体以外の発行体が発行する短期金融商品や国債、地方債、政府保証債に投資する場合があります。
- 組み入れる個別銘柄は、ポートフォリオ全体の利回りを考慮して選定を行います。
- 取得時において、投資適格相当以上の格付けを取得している有価証券※を投資対象とします。

※ ムーディーズ社、S&P社、フィッチ社のいずれかからBBB-格相当以上の格付けを付与されているもの(無格付けの場合は、副投資顧問会社が投資顧問会社と協議の上で同等の格付けを有すると判断するもの)を指します。

2 為替取引の対象通貨が異なる4つのクラスから構成されています。

- 「米ドルヘッジクラス」「ブラジル・レアルヘッジクラス」「中国元ヘッジクラス」「インドネシア・ルピアヘッジクラス」の4つのクラスから構成されています。
- 米ドル以外の通貨建資産に関しては、原則として対米ドルで為替取引を行います。
- 加えて、「米ドルヘッジクラス」以外の各クラスは、原則として米ドル売り／取引対象通貨買いとなる為替取引を行います。
取引対象通貨は、「ブラジル・レアルヘッジクラス」についてはブラジル・レアル、「中国元ヘッジクラス」については中国元、「インドネシア・ルピアヘッジクラス」についてはインドネシア・ルピアです。
- 為替取引は、外国為替予約取引や直物為替先渡取引(NDF)などを活用します。

3 債券などの運用の指図に関する権限を「東京海上Roggeアセットマネジメントリミテッド」に委託します。

- ファンドにおける債券などの運用の指図(米ドル以外の通貨建資産の対米ドルでの為替取引を含みます。)に関する権限は副投資顧問会社である「東京海上Roggeアセットマネジメントリミテッド」(英国ロンドン)に委託します。
- 「米ドルヘッジクラス」以外の各クラスの対取引対象通貨での為替取引は、投資顧問会社である「東京海上アセットマネジメント株式会社」が行います。

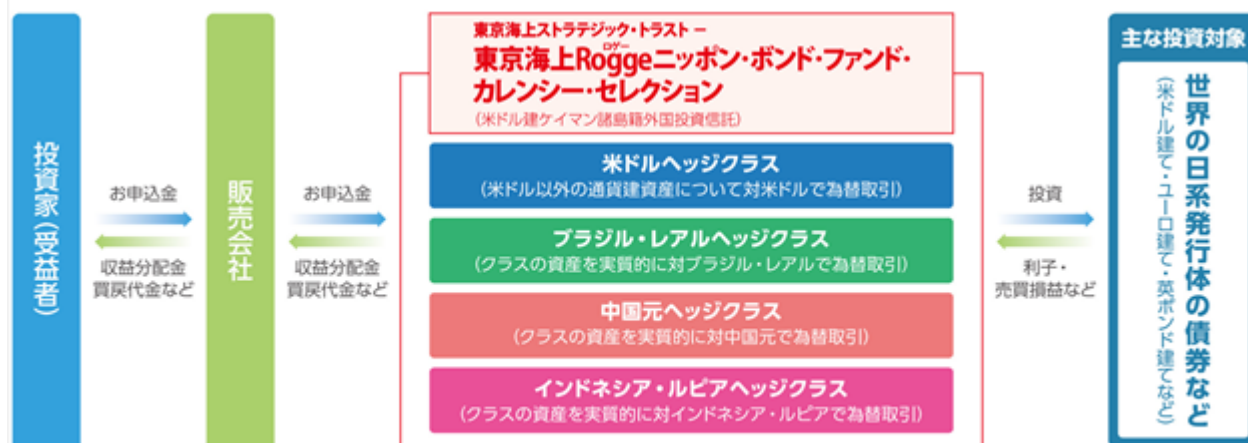
4 4つのクラスは、原則として毎月分配を行います。

- 管理会社は、投資顧問会社と協議の上、毎月10日(当該日が営業日でない場合は翌営業日)に分配を宣言することができます。



※上図は将来の収益分配をお約束するものではありません。実際の分配金額は運用実績に応じて決定されます。

ファンド運営のしくみ



ファンドの3つのポイント

1 日系発行体が発行する債券

- 日系の発行体が発行する債券に主に投資を行います。
- 原則として、ポートフォリオの利回り、個別銘柄と各国の国債のスプレッド、および同一発行体の各国通貨建ての証券間の利回り水準差等を考慮して、ポートフォリオに組み入れる個別銘柄の選定を行います。

2 為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)/コスト(金利差相当分の費用)

- 米ドルと取引対象通貨の短期金利差に注目し、米ドルヘッジクラス以外の各クラスにおいては、米ドル売り/取引対象通貨買いとなる為替取引を行います。
- これにより、米ドルより取引対象通貨の金利が高いときには「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」の獲得が期待できます。
- 一方、米ドル金利より取引対象通貨の金利が低いときには「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が生じます。

3 為替の変動

- 米ドルヘッジクラスを除く各クラスでは、取引対象通貨が対米ドルで上昇した場合には、為替差益の獲得を期待できます。
- 一方、下落した場合には為替差損による損失を被ることが想定されます。

※ 受益証券1口当たり純資産価格の算定は米ドル建てにより行われますので、日本円より投資される場合には、外国為替相場の変動によっては換金時の円貨お受取金額が円貨ご投資額を下回る場合があります。

為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)のしくみ

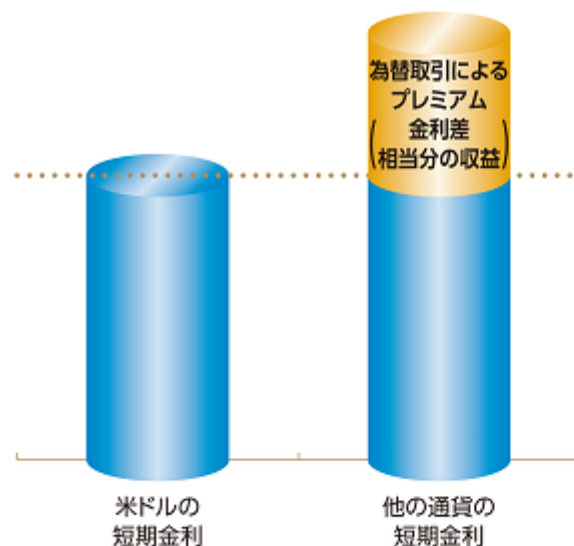
為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)の獲得が期待できる例

ケース1

米ドル売り／取引対象通貨買いの為替取引を行う場合で、米ドルの短期金利よりその通貨の短期金利が高い場合

$$\text{他の通貨の短期金利} - \text{米ドルの短期金利} \\ \div \text{為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)}$$

イメージ図



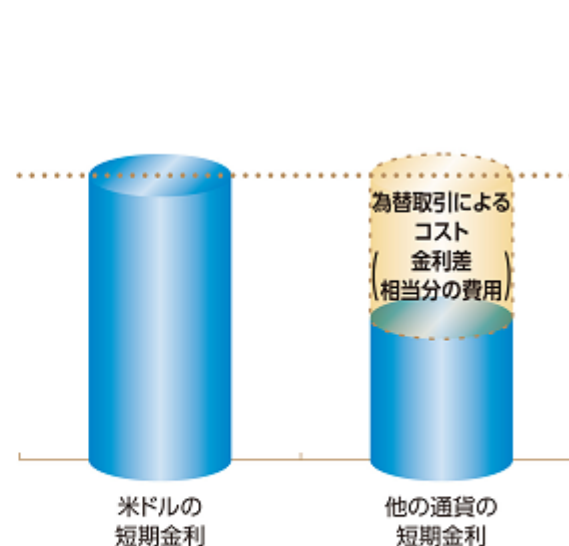
為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)が生じる例

ケース2

米ドル売り／取引対象通貨買いの為替取引を行う場合で、米ドルの短期金利よりその通貨の短期金利が低い場合

$$\text{他の通貨の短期金利} - \text{米ドルの短期金利} \\ \div \text{為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)}$$

イメージ図



※上記の図は為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)の概念を説明するイメージ図であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

[次へ](#)

追加的記載事項

収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、受益証券1口当たり純資産価格は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

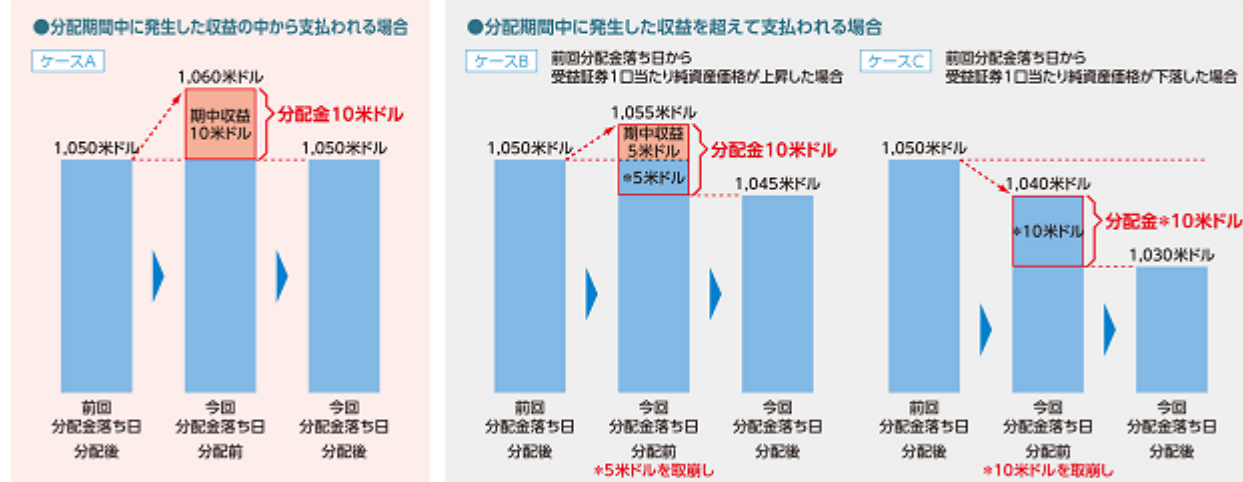
投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、分配金落ち日の受益証券1口当たり純資産価格は、前回分配金落ち日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではなく、ありません。

(注)「分配期間」とはある分配金落ち日から次回分配金落ち日までの期間をいいます。

分配金と受益証券1口当たり純資産価格の関係(イメージ)



(注) 上図表はイメージ図であり、実際の分配金額や受益証券1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご注意ください。

○分配金は、ファンド毎の分配方針に基づいて支払われます。

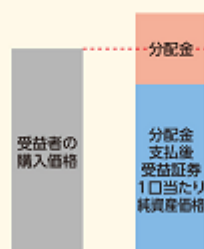
○上図のそれぞれのケースにおいて、前回分配金落ち日から今回分配金落ち日まで保有した場合の損益をみると、次の通りとなります。

ケースA: 分配金受取額10米ドル+今回分配金落ち日と前回分配金落ち日との受益証券1口当たり純資産価格の差	0米ドル = 10米ドル
ケースB: 分配金受取額10米ドル+今回分配金落ち日と前回分配金落ち日との受益証券1口当たり純資産価格の差	▲5米ドル = 5米ドル
ケースC: 分配金受取額10米ドル+今回分配金落ち日と前回分配金落ち日との受益証券1口当たり純資産価格の差	▲20米ドル = ▲10米ドル

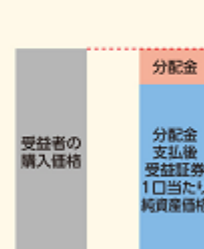
➡ A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、受益証券1口当たり純資産価格の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の受益証券1口当たり純資産価格の増減額」の合計額でご判断ください。

受益者のファンドの購入価格によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より受益証券1口当たり純資産価格の値上がり小さかった場合も同様です。

●分配金の一部が実質的に元本の一部払戻しに該当する場合



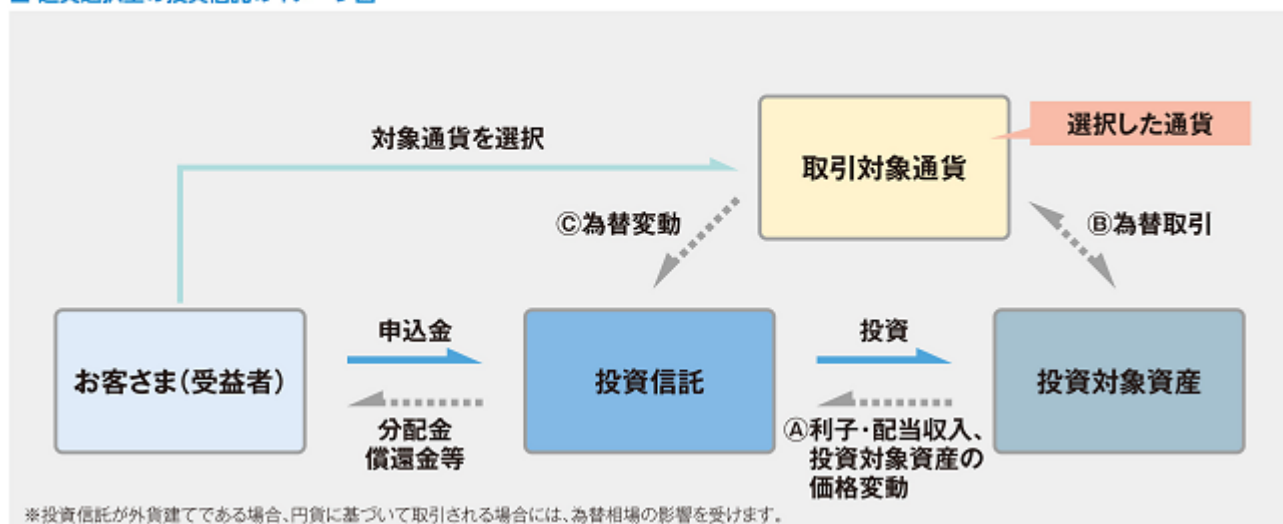
●分配金の全部が実質的に元本の一部払戻しに該当する場合



◎受益者の購入価格にかかわらず、分配金はすべて課税対象となります。

収益／損失に関する留意事項

■ 通貨選択型の投資信託のイメージ図



通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。

○通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。

① 投資対象資産による収益(上図①部分)

- ・投資対象資産が値上がりした場合や利子・配当が支払われた場合は、受益証券1口当たり純資産価格の上昇要因となります。
- ・逆に、投資対象資産が値下がりした場合には、期待した収益が得られず、受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となります。

② 為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)／為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)(上図②部分)

- ・「取引対象通貨(選択した通貨)」の短期金利が、投資信託の「投資対象資産の通貨」の短期金利よりも高い場合は、その金利差による「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」が期待できます。
- ・逆に、「取引対象通貨(選択した通貨)」の短期金利のほうが低い場合には、「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が生じます。
- ・なお、「取引対象通貨(選択した通貨)」と「投資対象資産の通貨」が同一通貨の場合、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)や為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)は発生しません。
- ※新興国通貨の場合などは、金利差がそのまま反映されない場合があります。

③ 為替変動による収益(上図③部分)

- ・上図②部分とは異なり、上図③部分については為替取引を行っていないため、「取引対象通貨(選択した通貨)」と投資信託の表示通貨(以下、「表示通貨」といいます。)が異なる場合、表示通貨に対する為替変動の影響を受けることとなります。
- ・「取引対象通貨(選択した通貨)」の対表示通貨レートが上昇した場合は、為替差益を得ることができます。
- ・逆に、「取引対象通貨(選択した通貨)」の対表示通貨レートが下落した場合は、為替差損が発生します。
- ・その他、表示通貨が外貨建てである場合、円からのご投資には表示通貨と円の為替リスクが生じます。

➡ これまで説明しました内容についてまとめると、以下のようになります。

収益の源泉	=	利子・配当収入 投資対象資産の価格変動	+	為替取引によるプレミアム (金利差相当分の収益)／ 為替取引によるコスト (金利差相当分の費用)	+	為替差益／為替差損
収益を得られる ケース		投資対象資産の市況の 好転(金利の低下等)* 投資対象資産(債券等)の 価格の上昇		取引対象通貨の短期金利が 投資対象資産の 通貨の短期金利を上回る 為替取引によるプレミアム (金利差相当分の収益)の発生		取引対象通貨が 対表示通貨で上昇 為替差益の発生
損失やコストが 発生するケース		投資対象資産(債券等)の 価格の下落 投資対象資産の市況の悪化 (金利の上昇、発行体の 信用状況の悪化等)*		為替取引によるコスト (金利差相当分の費用)の発生 取引対象通貨の短期金利が 投資対象資産の 通貨の短期金利を下回る		為替差損の発生 取引対象通貨が 対表示通貨で下落

*投資対象資産の価格の上昇／下落の要因は、資産の種類(債券、株式、不動産等)によります。

（訳文）

独立監査人の監査報告書

東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションおよび東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドの受託会社としての立場のみにおけるＣＩＢＣバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

監査意見

私たちは、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションおよび東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド（それぞれ、東京海上ストラテジック・トラストのサブ・ファンドで、個別におよび総称して以下「ファンド」という。）の2019年2月28日現在の財政状態、ならびに同日に終了した会計年度におけるそれぞれの経営成績およびそれぞれの純資産変動の状況を、適正に表示しているものと認める。

監査意見の対象範囲

各ファンドの財務書類は以下で構成されている。

- ・ 2019年2月28日現在の純資産計算書
- ・ 2019年2月28日現在の投資有価証券およびその他の純資産明細表
- ・ 同日に終了した会計年度における損益および純資産変動計算書、ならびに
- ・ 財務書類に対する注記（重要な会計方針の要約を含む）

監査意見の根拠

私たちは、国際監査基準（ISA）に準拠して監査を行った。本基準のもとでの私たちの責任は、本報告書の「財務書類監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

独立性

私たちは、国際倫理基準審議会の定める倫理規程（IESBA Code）に基づきファンドに対して独立性を保持しており、また、当該 IESBA Code で定められるその他の倫理上の責任を果たした。

その他の記載内容

経営者は、その他の記載内容に対して責任を有している。その他の記載内容は、年次報告書のうち、ファンドの財務書類および監査報告書以外の情報である。

私たちの監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、私たちは当該その他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

財務書類監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか留意することにある。私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私たちは、その他の記載内容に関して報告すべき事項はない。

財務書類に対する経営者の責任

経営者は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成すること、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備および運用する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、経営者は、ファンドの継続企業の前提としての財務書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、財務報告の枠組みおよび開示の規則に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任を有すること、また、経営者がファンドの清算もしくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業を前提として財務書類を作成することが適切である。

財務書類監査に対する監査人の責任

私たちの監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、国際監査基準に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証(guarantee)するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、国際監査基準に準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し、また、以下を行う。

- ・不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。
- ・状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・経営者が採用した会計方針およびその適用方法の適切性、ならびに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性を評価し、関連する開示の妥当性を検討する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、ファンドの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務書類の開示に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する財務書類の開示が適切でない場合は、財務書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務書類の表示方法が適切であるかどうかを評価すること、関連する注記を含めた全体としての財務書類の表示、構成および内容を検討し、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私たちは、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含むおよび監査上の重要な発見事項、および監査の基準で求められているその他の事項について、統治責任者に対して報告を行っている。

その他の事項

監査意見を含む本報告書は、私たちの契約書の条項に従ってファンドの受託会社である立場でのＣＩＢＣバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドのみを利用者として想定しており、ＣＩＢＣバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド以外に配布および利用されるべきものではない。私たちは、この監査意見を表明するにあたり、事前に書面にて明示的に同意されている場合を除き、その他の目的もしくは本報告書を提示されたその他の者または入手した者に対して責任を有しない。

プライスウォーターハウスクーパース

ケイマン諸島

2019年7月24日

注：東京海上ストラテジック・トラスト（以下「トラスト」という。）は東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションおよび東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドによって構成されており、当該監査報告書は東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションおよび東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドの財務書類を監査対象としたものである。トラストの原文の財務書類には、東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションおよび東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドの情報が掲載されているが、日本語の財務書類には東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションの情報のみが掲載されている。

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection and Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund

Our opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of each of Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection and Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund (each a series-trust of Tokio Marine Strategic Trust and referred to individually and collectively as the "Series Trust") as at February 28, 2019, and of the results of each of their operations and changes in each of their net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

What we have audited

Each Series Trust's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at February 28, 2019;
- the statement of investments and other net assets as at February 28, 2019;
- the statement of operations and changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Series Trust in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Other Information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Annual Report (but does not include the Series Trust's financial statements and our auditor's report thereon).

Independent Auditor's Report (continued)

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection and Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund

Our opinion on the Series Trust's financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the Series Trust's financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

Independent Auditor's Report (continued)

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection and Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Independent Auditor's Report (continued)

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection and Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund

Other Matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of the Series Trust in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers
Cayman Islands

24 July 2019

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

(訳文)

独立監査人の監査報告書

東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションおよび東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドの受託会社としての立場のみにおけるＣＩＢＣバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

監査意見

私たちは、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションおよび東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド（それぞれ、東京海上ストラテジック・トラストのサブ・ファンドで、個別におよび総称して以下「ファンド」という。）の2020年2月29日現在の財政状態、ならびに同日に終了した会計年度におけるそれぞれの経営成績およびそれぞれの純資産変動の状況を、適正に表示しているものと認める。

監査意見の対象範囲

各ファンドの財務書類は以下で構成されている。

- ・ 2020年2月29日現在の純資産計算書
- ・ 2020年2月29日現在の投資有価証券およびその他の純資産明細表
- ・ 同日に終了した会計年度における損益および純資産変動計算書、ならびに
- ・ 財務書類に対する注記（重要な会計方針およびその他の説明情報を含む）

監査意見の根拠

私たちは、国際監査基準（ISA）に準拠して監査を行った。本基準のもとでの私たちの責任は、本報告書の「財務書類監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

独立性

私たちは、国際倫理基準審議会が公表した「職業会計士のための国際倫理規程(国際独立性基準を含む)」(IESBA Code)に基づきファンドに対して独立性を保持しており、また、当該 IESBA Code で定められるその他の倫理上の責任を果たした。

その他の記載内容

経営者は、その他の記載内容に対して責任を有している。その他の記載内容は、年次報告書のうち、ファンドの財務書類および監査報告書以外の情報である。

私たちの監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、私たちは当該その他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

財務書類監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか留意することにある。私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私たちは、その他の記載内容に関して報告すべき事項はない。

財務書類に対する経営者の責任

経営者は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成すること、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備および運用する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、経営者は、ファンドの継続企業の前提としての財務書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、財務報告の枠組みおよび開示の規則に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任を有すること、また、経営者がファンドの清算もしくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業を前提として財務書類を作成することが適切である。

財務書類監査に対する監査人の責任

私たちの監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、国際監査基準に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証(guarantee)するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、国際監査基準に準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し、また、以下を行う。

- ・不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。
- ・状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・経営者が採用した会計方針およびその適用方法の適切性、ならびに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性を評価し、関連する開示の妥当性を検討する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、ファンドの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務書類の開示に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する財務書類の開示が適切でない場合は、財務書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務書類の表示方法が適切であるかどうかを評価すること、関連する注記を含めた全体としての財務書類の表示、構成および内容を検討し、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私たちは、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含むおよび監査上の重要な発見事項、および監査の基準で求められているその他の事項について、統治責任者に対して報告を行っている。

その他の事項

監査意見を含む本報告書は、私たちの契約書の条項に従ってファンドの受託会社である立場でのＣＩＢＣバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドのみを利用者として想定しており、ＣＩＢＣバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド以外に配布および利用されるべきものではない。私たちは、この監査意見を表明するにあたり、事前に書面にて明示的に同意されている場合を除き、その他の目的もしくは本報告書を提示されたその他の者または入手した者に対して責任を有しない。

プライスウォーターハウスクーパース

ケイマン諸島

2020年7月27日

注：東京海上ストラテジック・トラスト（以下「トラスト」という。）は東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションおよび東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドによって構成されており、当該監査報告書は東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションおよび東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドの財務書類を監査対象としたものである。トラストの原文の財務書類には、東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションおよび東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドの情報が掲載されているが、日本文の財務書類には東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションの情報のみが掲載されている。

[次へ](#)

Independent auditor's report

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection and Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund

Our opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of each of Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection and Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund (each a series-trust of Tokio Marine Strategic Trust and referred to individually and collectively as the "Series Trust") as at February 29, 2020, and of the results of each of their operations and changes in each of their net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

What we have audited

Each Series Trust's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at February 29, 2020;
- the statement of investments and other net assets as at February 29, 2020;
- the statement of operations and changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include significant accounting policies and other explanatory information.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Series Trust in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Independent auditor's report (continued)

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection and Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund

Other information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Annual Report (but does not include the Series Trust's financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the Series Trust's financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the Series Trust's financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Independent auditor's report (continued)

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection and Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.

Independent auditor's report (continued)

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection and Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of the Series Trust in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers
Cayman Islands

July 27, 2020

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

[次へ](#)

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

取締役会各位

ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り 287 - 289番

承認された監査人の報告書

財務書類の監査に関する報告

監査意見

我々は、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「当行」という。)の2019年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、および重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記で構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当行の2019年12月31日現在の財務状態および同日に終了した年度の運用実績についてすべての重要な点において真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、EU規則No.537/2014、監査業務に関する2016年7月23日の法律(以下「2016年7月23日法」という。)および金融監督委員会(以下「CSSF」という。)がルクセンブルグについて採用した国際監査基準(以下「ISAs」という。)に準拠して監査を行った。EU規則No.537/2014、2016年7月23日法およびCSSFがルクセンブルグについて採用したISAsの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認企業監査人(Réviseur d'Entreprises Agréé)の責任」の項において詳述されている。我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件とともにルクセンブルグについてCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程(「IESBA規程」)に従って当行から独立した立場にあり、かかる倫理上の要件に基づき他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

監査上の主要な事項

監査上の主要な事項とは、我々の専門的な判断に基づき、当期の財務書類の監査において最も重要であった事項である。当該事項は、財務書類の監査全体の過程およびそれに対する我々の監査意見の形成において取り上げられており、我々は、当該事項について個別の監査意見を提供するものではない。

収益の認識 - 未収手数料	
当該事項が監査における最重要事項の1つと考えられる理由	監査における当該事項の対応方法
我々は、財務書類の重要な会計方針の要約-注2.14「収益の認識」および注21「未収手数料」を参照する。 2019年12月31日現在、未収手数料は135,532,835米ドルであった。未収手数料は主に、ファンド管理業務、信託業務および全体保管業務から生じる。	我々は、未収手数料の認識プロセスを理解し、当該プロセスの重要な統制を精査した。未収手数料の手作業による処理に関する不備が指摘されたため、我々は、コントロール・リライアンス・アプローチは使用せず、詳細テストおよび分析の実証手続で構成される実証監査手続に基づいて保証を得た。

投資対象、合意された条件および提供されたサービスに応じて、基礎となる様々な基準や金利が適用される。 当行の未収手数料の認識処理には、手作業による重要な介入が含まれる。 したがって、未収手数料の計算は、未収手数料の算出の決定に関連する複雑性および業務リスクと併せて、関連する金額が重大であるため、監査上の主要な事項とみなされる。	我々は、受取手数料の種類ごとの合計額について期待値を算出し、その期待値を当行が計上した金額と比較した。 異なる種類の手数料のサンプルについては、 ・我々は、未収手数料を独立して再計算することで未収手数料を試算した。これには、基礎となる基準の外部証拠への調整も含まれる。 ・我々は、その後の支払いの手数料の受領に合意した。
--	---

その他の情報

取締役会は、経営者報告書に表示される情報で構成されるその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の公認企業監査人の報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、その過程で、当該その他の情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する取締役会と統治責任者の責任

取締役会は、当該財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、当行が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、当行の取締役会が当行の清算もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、当行の財務報告プロセスの監督に責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人（Réviseur d'Entreprises Agréé）の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む公認企業監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、EU規則No.537/2014、2016年7月23日法およびルクセンブルグについてCSSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

EU規則No.537/2014、2016年7月23日法およびルクセンブルグについてCSSFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・ 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ 当行の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・ 使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・ 取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、当行が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、公認企業監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、公認企業監査人の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、当行が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、公正な表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

我々はまた、統治責任者に独立性に関する当該倫理要件を遵守していることの表明を提供し、我々の独立性に影響を及ぼすと合理的に思われるすべての関係およびその他の事項、また該当する場合、関連する予防対策を報告する。

統治責任者に報告した事項から、我々は、当期の財務書類の監査において最も重要であった事項、従って監査上の主要な事項を決定する。法律または規則が当該事項についての公的開示を認めない場合を除き、我々は、当該事項を我々の報告書において記載する。

他の法令上の要件に関する報告

我々は、2019年3月24日付の取締役会によって公認企業監査人に任命され、前回の更新および再任命を含む我々の連続する契約期間は45年である。

経営者報告書は、財務書類と一致しており、適用される法律要件に従って作成されている。

我々は、EU規則No.537/2014において言及される禁じられている監査対象外の業務は提供されておらず、また我々は、監査の実施中、当行から独立した立場を維持していたことを確認している。

デロイト・オーディット、公認の監査法人

〔署名〕

マーティン・フローネ、公認の監査人
パートナー

2020年3月10日

[次へ](#)

To the Board of Directors of
MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.
287-289, Route d'Arlon
L-1150 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the Audit of the Annual accounts

Opinion

We have audited the annual accounts of Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A. (the "Bank"), which comprise the balance sheet as at December 31, 2019, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the annual accounts, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of, in all material respects, the financial position of the Bank as at December 31, 2019, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the EU Regulation N° 537/2014, the Law of July 23, 2016 on the audit profession (Law of July 23, 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier (CSSF). Our responsibilities under the EU Regulation No 537/2014, the Law of July 23, 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "Responsibilities of the Réviseur d'Entreprises Agréé for the Audit of the Annual accounts" section of our report. We are also independent of the Bank in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual account, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Key Audit Matters

Key audit matters are those matters that, in our professional judgment, were of most significance in our audit of the annual accounts of the current period. These matters were addressed in the context of the audit of the annual accounts as a whole, and in forming our opinion thereon, and we do not provide a separate opinion on these matters.

Revenues recognition - Commission receivable	
Why the matter was considered to be one of most significant in the audit	How the matter was addressed in the audit
We refer to Summary of significant accounting policies - Note 2.14 - Revenue Recognition and Note 21 on Commission Receivable of the annual accounts. Commission receivable amounted to USD 135,532,835 as of December 31, 2019. Commission receivable mainly derives from fund administration, fiduciary and global custody operations. Different underlying bases and rates are applicable depending on the underlying investments, agreed terms and services provided. The process of commission receivable recognition for the Bank includes significant manual interventions. Accordingly, the calculation of commission receivable are considered to be a key audit matter due to the significance of the amounts involved, combined with the complexity and operational risk associated with determining the calculation of the commission receivable.	We obtained an understanding of the commission receivable recognition process, and we reviewed key controls in the process. Due to deficiencies identified related to the manual processing of commission receivable, we did not use a control reliance approach and our assurance was obtained based on substantive audit procedures, consisting of a combination of tests of details and substantive analytical procedures. We developed expectations for the aggregate amounts per type of commission income and we compared the expectations to the amounts recorded by the Bank. For a sample of the different types of commissions: • we tested commission receivable by performing independent recalculation of the commissions. This also included the reconciliation of the underlying basis to external evidence; • we agreed the receipt of the commissions to subsequent payments.

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the management report but does not include the annual accounts and our report of the Réviseur d'Entreprises Agréé thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of and Those Charged with Governance for the Annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Bank's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Bank or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Bank's financial reporting process.

Responsibilities of the Réviseur d'Entreprises Agréé for the Audit of the Annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the Réviseur d'Entreprises Agréé that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the EU Regulation N° 537/2014, the Law of July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the EU Regulation N° 537/2014, the Law of July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Bank's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Bank's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the Réviseur d'Entreprises Agréé to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the Réviseur d'Entreprises Agréé. However, future events or conditions may cause the Bank to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

We also provide those charged with governance with a statement that we have complied with relevant ethical requirements regarding independence, and to communicate with them all relationships and other matters that may reasonably be thought to bear on our independence, and where applicable, related safeguards.

From the matters communicated with those charged with governance, we determine those matters that were of most significance in the audit of the annual accounts of the current period and are therefore the key audit matters. We describe these matters in our report unless law or regulation precludes public disclosure about the matter.

Report on Other Legal and Regulatory Requirements

We have been appointed as Réviseur d'Entreprises Agréé by the Board of Directors on March 24, 2019 and the duration of our uninterrupted engagement, including previous renewals and reappointments, is 45 years.

The management report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

We confirm that the prohibited non-audit services referred to in the EU Regulation N° 537/2014 were not provided and that we remained independent of the Bank in conducting the audit.

For Deloitte Audit, Cabinet de Révision Agréé

Martin Flaunet, Réviseur d'Entreprises Agréé
Partner

March 10, 2020

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。